ふじさわ環境白書
2025（案）

藤沢市環境基本計画
藤沢市地球温暖化対策実行計画
令和６年度年次報告

～地域から地球に拡がる環境行動都市～

藤　沢　市

は　じ　め　に

『ふじさわ環境白書 2025』は、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進行状況を管理するために、本市における環境の現状を 2024 年度（令和６年度）の実績や状況に基づいてまとめたものです。

本市では、1996 年度（平成 8 年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998 年度（平成 10 年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち－藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010 年度（平成 22 年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に拡がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国連総会では、2015 年（平成 27 年）に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が、COP21 では「パリ協定」が採択され、国内では、2018 年（平成 30 年）に「気候変動適応法」制定後、同法に基づき「気候変動適応計画」が策定されました。また、2020 年（令和２年）に「2050 年カーボンニュートラル宣言」が表明されるなど、環境をとりまく国内外の情勢が大きく変化してきました。

こうした状況を踏まえ、2021 年（令和３年）２月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の計画期間が 2022 年度（令和４年度）までのところ、満了を待たず１年前倒して 2021 年度（令和３年度）に改定しました。また、2023 年度（令和５年度）には、市域の脱炭素化の一層の推進を図るため、これまで環境施策に係る推進体制として設置していた「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、私を本部長とする体制へと強化しました。

一方、2025 年（令和７年）２月には、政府の「地球温暖化対策計画」が改定され、「第７次エネルギー基本計画」が閣議決定されるなど、温室効果ガス排出削減と経済成長の両立を目指す GX 国家戦略（GX2040 ビジョン）の推進が図られています。本市でもこのような政策の動向を注視しながら、環境への取組を進めています。

本書では、第１部で「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組などを取り上げています。第２部では、「藤沢市環境基本計画」にある「地域から地球に拡がる環境行動都市」を創造するための５つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について、第３部では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組について記述しています。

2024 年度（令和６年度）における「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の指標の達成状況については、継続項目を除く指標 13 項目のうち８項目で達成、５項目で一部未達成の状況となっています（その一覧は、資料編の 256-259 ページ）。

今後も「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図り、より良い環境を享受できるよう、計画の進行管理に努めてまいります。

本書が市民や事業者の皆さんの環境への意識をより一層高め、具体的に環境保全に取り組んでいくための参考となれば幸いです。

終わりに、本書の編纂（へんさん）に当たり、資料の作成及びご提供をいただきました関係者各位に対し深く感謝いたしますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【市の花】

フジ

【市の鳥】

カワセミ

【市の木】

クロマツ

2026 年（令和８年）　１月

藤沢市長　　鈴　木　恒　夫

目　次

第１部　環境をめぐる動向

１　大気環境・水環境・土壌環境等の保全 ・・・

第３部　「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

１　推進体制　・・・

第１部　環境をめぐる動向

第１部　環境をめぐる動向

１　大気環境・水環境・土壌環境等の保全※

総務担当
（4）―③以外

1993 年（平成 5 年）、高度経済成長期の 1967 年（昭和 42 年）に制定された「公害対策基本法」が発展した形で「環境基本法」が制定されました。国民の経済や消費の高度化に伴って、公害の形も変化し、自動車交通量の増大に伴う大気汚染問題等の都市型・生活型の環境汚染問題がクローズアップされるようになりました。水環境では、公共用水域の水質が改善されてきた一方、湖沼や内湾等の閉鎖性水域の環境基準達成率の低迷など、依然問題が残されています。また、市街地等における土壌汚染の判明事例件数が高い水準で推移しています。このように大気環境・水環境・土壌環境等をめぐる保全状況は、現在も多くの課題を抱えています。

「環境基本法」第 16 条において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されています。この規定に基づき、大気等の質をどの程度に保っていくべきなのかという行政上の目標（環境基準）が設定され、基準の達成・維持を目標とした公害防止に関する施策が展開されています。

※環境省水・大気環境局『水・大気環境行政のご案内―日本の公害克服経験―』2015 年（平成 27 年）3 月を参考に記述しています。なお、記載した数値は、2024 年度（令和 6 年度）末から 2025 年度（令和 7 年度）半ばにかけて環境省が発表した各種報告書に依拠しているため、原則的に 2023 年度（令和 5 年度）が最新の数値となります。

（１）大気環境の保全対策

大気の汚染に係る環境基準は、大気汚染物質の短期暴露や長期暴露による呼吸器系への影響などの健康影響を考慮して設定されています。1969 年（昭和 44 年）に硫黄酸化物（現在は二酸化硫黄、SO2）に係る環境基準が定められたのち、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO2）及び光化学オキシダント（OX）の環境基準の設定や改定が順次行われてきました。2009 年（平成 21 年）には、微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準が定められました。

全国の大気汚染状況を常時監視するため、住宅地などを対象とした「一般環境大気測定局」（以下、一般局）及び道路沿道を対象とした「自動車排出ガス測定局」（以下、自排局）が設置され、都道府県・政令市により運営されています。2023 年度（令和 5 年度）末現在、全国の測定局は 1,755 局（一般局 1,383 局、自排局 372 局）を数えます。

大気汚染物質の年平均値は、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられます。2023 年度（令和 5 年度）の環境基準に対する達成率は、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質で一般局、自排局とも 100%、二酸化硫黄で一般局 99. 8%、自排局 100%となっています。ただ、光化学オキシダントの達成率は、一般局 0.1%、自排局 0%と依然として極めて低い水準になっています。また、2013 年（平成 25 年）の「大気汚染防止法」（「大防法」）の改正に伴って、国は大気環境における放射性物質の常時監視に努めており、関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含め、2023 年度（令和 5 年度）は全国 308 地点で空間放射線量率の測定を行っています。

大気汚染対策は一般に、主に工場・事業場の固定発生源の対策と自動車等の移動発生源の対策に分けられます。工場・事業場などの固定発生源については、「大防法」に基づき、①ばい煙、②揮発性有機化合物、③粉じん（アスベスト含む）、④水銀、⑤有害大気汚染物質に対する排出規制等の対策が講じられています。また、大気汚染の主要原因となっている自動車などの移動発生源については、①自動車単体の排出ガス規制、②「自動車 NOx・PM 法」の実施、③次世代自動車※等の普及促

進を 3 本柱として対策が行われています。

※環境省『次世代モビリティガイドブック 2019－2020』によると、次世代自動車とは、「窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車」で、ハイブリッド自動車（HV）・電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・天然ガス自動車（CNG）等を指します。

（２）水環境の保全対策

①　水質汚濁対策

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（以下、健康項目）について定められたものと、「生活環境の保全に関する項目」（以下、生活環境項目）について定められたものがあります。健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがある物質を選定して、公共用水域（河川、湖沼、海域等）及び地下水それぞれに全国一律の基準が定められています。生活環境項目では、河川、湖沼、海域ごとに、水道や水産などの利用目的に応じた水域類型で基準値を定め、国又は都道府県が各公共用水域の水域類型指定を行うことで水域の環境基準が決められています。

国及び都道府県等は、1970 年（昭和 45 年）に制定された「水質汚濁防止法」（「水濁法」）に基づき、全国の水質汚濁の状況を常時監視するため、都道府県知事が毎年作成する水質測定計画に従って公共用水域及び地下水の測定を行っています。2023 年度（令和 5 年度）の公共用水域における環境基準に対する達成率は、健康項目（27 項目）では 99.0%と高い値を示しています。生活環境項目のうち、有機汚濁の指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）又は COD（化学的酸素要求量）は、水域別では、河川 93.8%、湖沼 52.5%、海域 78.7%でした。地下水質の概況調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの一部の項目で基準の超過がみられます。2013 年（平成 25 年）の「水質汚濁防止法」の改正を受けて、国は水環境における放射性物質の常時監視に努めており、翌年から全国の公共用水域及び地下水それぞれ 110 地点でモニタリング調査を実施しています。

日本では都市用水（生活用水及び工業用水）の約 25%を地下水に依存しているため、地下水の保全対策も重要な課題となります。「水濁法」では、工場・事業場からの有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止しています。2011 年（平成 23 年）の同法の改正により、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、施設の構造等に関する基準の遵守、構造等の定期点検の実施を新たに義務付けるなどの措置が導入されました。

近年、有機フッ素化合物（PFAS）が国内においても局地的に比較的高濃度で検出されたことから、新たな問題として関心が高まっています。代表的物質である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されているため、2020 年（令和 2 年度）に人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、暫定目標値が 50ng/L（PFOS と PFOA の合計値）に設定されました。2023 年（令和 5 年）に地方公共団体が実施した公共用水域及び地下水質測定（常時監視）の結果は、公共用水域の測定地点 1,117 地点、地下水の測定地点 961 地点、そのうち指針値（暫定）を超過した地点数は公共用水域 56 地点、地下水 186 地点でした。こうした状況を受け、令和 6 年 5 月下旬、都道府県や水道事業者等に文書で要請し、国は初めて水道水の全国調査に乗り出しました。また、6 月には内閣府の食品安全委員会が出生時の健康影響との関連について「否定できない」とする初の評価書を決定しました。11 月に全国調査の結果が公表されましたが、暫定目標値を上回る検出はありませんでした。

②　「水循環基本法」の制定

水循環に関わる施策として、これまで幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられ、水循環に関する深刻な課題については一定程度改善がなされてきたものの、依然として課題は残されています。また、過疎化・高齢化の進展や、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動など、新たな課題への対応も求められています。このような状況を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復のための施策を包括的に推進していくことが不可欠となってきました。

そこで、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、2014 年（平成 26 年）に「水循環基本法」が制定されました。同法は「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としています。

基本理念として「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の 5 つを掲げるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務と関係者相互の連携及び協力体制を定めています。また、8 月 1 日を「水の日」として、国民の間で健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、「水の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない、としています。

さらに、総合的かつ計画的な施策の推進に向けて、水循環に関する施策についての基本的な方針や施策を推進するための必要事項を定めた「水循環基本計画」を策定すること、基本的施策として「流域連携の推進等」、「貯留・涵養（かんよう）機能の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」等の 9 つが定められています。これにより、2015 年（平成 27 年）7 月には「水循環基本計画」が策定されました。同計画策定から約 5 年が経過し、その間の水循環に関する変化等を踏まえ、「流域マネジメントによる水循環イノベーション」、「健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」を重点的に取り組む 3 本柱とした新たな「水循環基本計画」が 2020 年（令和 2 年）6 月に策定されました。2021 年（令和 3 年）6 月には、「水循環基本法」の一部改正が行われ、水循環における地下水の適正な保全及び利用が明確に位置づけられました。この法改正を受け、「水循環基本計画」も一部見直されました。

（3）土壌環境の保全対策

有害物質による土壌汚染事例の判明件数の著しい増加、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請の高まりを受けて、2002 年（平成 14 年）に「土壌汚染対策法」（「土対法」）が制定されました。その後、市街地の土壌汚染事例の多くが土地取引などに伴う自主的な調査によって判明することが多いといった課題に対応するため、2009 年（平成 21 年）同法を改正して、土壌汚染調査の実施要件の拡大等が図られました。また、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、2017 年（平成 29 年）に同法の一部が改正されました。

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、水質浄化・地下水涵養機能を保全する観点と農作物を生産する機能を保全する観点により設定されています。有害物質使用特定施設を廃止する場合や、一定規模以上の土地の形質変更を届け出る際に、土壌汚染の恐れがあると都道府県知事等が認める場合に調査が行われるほか、自主的な土壌汚染状況調査も行われています。また、「土対法」には基づかないものの、売却の際や環境管理等の一環として自主的な汚染調査も行われています。

2023 年度（令和 5 年度）には、「土対法」に基づく土壌汚染状況調査が計 1,509 件実施されまし

た。同年度末の時点で、土壌溶出量基準等を超過し、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるために汚染除去等の措置が必要な地域（要措置区域）は311件が指定されています。

また、土壌溶出量基準等を超過したものの、土壌汚染の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（形質変更時要届出区域）は3,973件が指定されています。

要措置区域等において、土地の形質の変更を行う場合には都道府県等への届出等が行われるほか、汚染土壌を搬出する場合には汚染土壌処理施設への搬出が行われることにより、汚染された土地の適切な管理が図られています。

総務担当
（4）―③以外

（４）その他の対策

①　地盤沈下対策

地盤沈下は主に地下水の過剰な揚水により地下水位が低下し、粘土層が収縮することで発生します。1956年（昭和31年）に地盤沈下防止と工業用水の合理的な供給の確保を目的とした「工業用水法」が、1962年（昭和37年）に地盤沈下防止を目的とし、冷暖房用・水洗便所用等の地下水採取を規制する「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（「ビル用水法」）が制定され、大都市での地盤沈下は次第に沈静化していきました。しかし、一部の地域では依然として地盤沈下が生じています。

地盤沈下の生じている地域として、①都市用水としての利用が多い地域、②かんがい期に農業用水としての利用が多い地域、③冬期の消融雪用水としての利用が多い地域、④水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域、などが挙げられます。

地盤沈下を防止するため、地下水の採取規制と同時に水使用を合理化し、代替水源を確保するなどの総合的な対策を講じる必要があります。環境大臣を含む関係閣僚会合は1985年（昭和60年）に「地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、地盤沈下の特に著しい地域である濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域に対して、地域の実情に合わせた総合的な対策を推進しています。

また2005年（平成17年）、環境省を含む8府省は「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置しました。2025年（令和7年）2月開催の同連絡会議では、これまでの取組により地盤沈下は沈静化の傾向にあるとしつつ、地下水採取の目標量の継続や地盤沈下防止対策に対する5年ごとの評価検討の実施継続などを確認しています。

②　海洋環境の保全対策

海洋に係る環境問題として、廃棄物等の海洋投棄や油の流出等による海洋汚染・海洋生態系の破壊等、海洋汚染問題の重要性が指摘されています。また、漂流・漂着・海底ごみ（以下、「海洋ごみ」）による環境・景観の悪化、漁業への被害等が顕在化し、その解決が求められています。特に、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約1996年議定書」を日本国内に適用させるため、2004年（平成16年）に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（「海防法」）が改正され、海洋投入処分の許可制度等を導入するとともに、廃棄物の海底下廃棄が原則禁止となりました。また、2007年（平成19年）にも同法が改正され、二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度が創設されました。一方、船舶バラスト水（空荷になった船舶の安全確保のために搭載する海水）の適切管理、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動防止を掲げた「船舶バラスト水規制管理条約」（国際海事機関（IMO）2004年（平成16年）採択）を国内で担保するため、

2014 年（平成 26 年）6 月にも同法が改正されました。

また「海洋ごみ」に対しては、2009 年（平成 21 年）7 月に制定・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（「海岸漂着物処理推進法」）及び同法に基づき 2010 年（平成 22 年）に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（海岸漂着物処理推進基本方針）に基づき、海岸漂着物等の実態把握調査の実施などの対策が行われてきました。

しかし、依然として「海洋ごみ」は海岸の環境に深刻な影響を及ぼしています。このような状況を受け、2018 年（平成 30 年）6 月に同法が改正され、マイクロプラスチックへの対策が基本理念として規定されました。さらに、2019 年（令和元年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、重点戦略の 1 つとして海洋プラスチック対策が掲げられています。また、同年同月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、廃棄物として回収・処理、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、代替素材の開発・転換、途上国支援などの対策・取組が推進されています。

環境保全課

③　騒音対策

経済の発展とともに、住宅と工場との混在、高速道路等の拡大、新幹線鉄道の整備等により、市民生活は工場騒音、建設作業騒音、交通騒音等の各種騒音に取り囲まれるようになりました。1968 年（昭和 43 年）に「騒音規制法」が制定され、1971 年（昭和 46 年）に「公害対策基本法」による環境基準が設定されるなど、騒音問題も公害の 1 つとして国の重要課題と位置づけられてきました。

2023 年度（令和 5 年度）の騒音の苦情件数は全国で 19,890 件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が 37.5%、次いで工場・事業場騒音に係る苦情が 25.7%を占めています。

工場・事業場騒音については、「騒音規制法」に基づいて都道府県知事等が騒音を規制する地域を指定し、その地域内で著しい騒音を発生する工場等に対して規制基準が定められています。また、規制対象の工場等に対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業騒音についても、工場・事業場騒音の場合と同様に規制地域が指定され、著しい騒音を発生させる建設作業に対して規制基準が定められています。

また自動車騒音の規制は、環境大臣が「騒音規制法」に基づいて自動車騒音の許容限度を定めたのち、国土交通大臣がこの許容限度範囲の中で「道路運送車両法」に基づく保安基準を定めるという仕組みで実施されています。

④　振動対策

2023 年度（令和 5 年度）の振動の苦情件数は全国で 4,267 件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が 68.9%、次いで工場・事業場振動に係る苦情が 17.2%を占めています。

工場・事業場振動については、1976 年（昭和 51 年）制定の「振動規制法」に基づいて都道府県知事等が振動を規制する地域を指定し、その地域内で著しい振動を発生する工場等に対して規制基準が定められています。また、規制対象となる工場等に対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業振動についても、工場・事業場振動の場合と同様に規制地域が指定され、著しい振動を発生する建設作業に対して規制基準が定められています。

⑤　悪臭対策

1971 年（昭和 46 年）制定の「悪臭防止法」に基づき、工場・事業場から排出される悪臭原因物質の規制が実施されています。同法では、都道府県知事等が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うことが規定されており、市町村長が必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

以前は 22 種の特定悪臭物質の濃度基準による規制方式のみでしたが、多様な物質や複合臭に対応するため、1995 年（平成 7 年）より人間の嗅覚に基づく臭気指数による規制方式も追加されました。

2023 年度（令和 5 年度）の悪臭苦情件数は全国で 11,735 件でした。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の 22.2%を占めています。

⑥　ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象（都市の気温が周囲よりも高くなる現象）は、熱中症の増加などにつながることが報告されています。また、局地的集中豪雨や光化学オキシダントなどの汚染物質生成を助長させるという指摘もあります。100 年（1927-2023 年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい 15 地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では 1.7℃であるのに対し、11 都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では 2.1～3.4℃となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。

2013 年（平成 25 年）に、「ヒートアイランド対策大綱」（2004 年（平成 16 年）策定）の見直しが行われ、従来からの「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」という 4 つの取組に、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」という新たな取組が追加され、一層の対策強化が図られています。また、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供も実施されています（本市の 2024 年度（令和 6 年度）の取組については、220-221 ページ参照）。

２　有害化学物質等対策

環境保全課

現在、工業的に生産される化学物質は、世界で約 10 万種ともいわれており、その生産量、種類数は年々増加し続けています。これら化学物質は、様々な分野で多大な貢献をしており、現代の私達の生活における利便性は、多種多様な化学物質によって支えられているといっても過言ではありません。

しかし、その一方で、その製造、流通、使用、廃棄の過程で、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質が環境に排出され、環境中へ拡散・蓄積することによって環境汚染と健康被害等を生じさせてきたことも事実です。

そのため、国では化学物質の環境リスクを低減させるため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの公害関連の法律を設けて、環境中への排出の規制を行ってきました。しかしながら、今日の化学物質の環境問題は、微量ではあっても多種の化学物質による長期間の暴露を考慮する必要があり、人や生態系への作用のメカニズム等には未解明な部分が多いのが現状です。そのような状況に対応するため、科学的な評価を進めるとともに、未然防止の観点から化学物質による環境リスクを低減させていく必要があります。

（１）ダイオキシン類

環境保全課

ダイオキシンは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）という、合わせて 210 種類からなる化学物質群の総称であり、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）も含めて、「ダイオキシン類」と呼ばれています。ダイオキシン類は、強い毒性があり（毒性があるとみられているのは 29 種類です）、また、分解されにくく蓄積されやすいため、日常生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼす恐れがあります。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程や過去に使用されていた農薬の不純物など非意図的に生成されてしまうもので、中でも廃棄物焼却施設が主な発生源となっています。そのほかにも金属精錬などにおける熱処理工程や自動車の排出ガス、たばこの煙など様々な発生源があります。

大気中に排出されたダイオキシン類は、呼吸により空気から直接人体に入ることもありますが、様々な経路を経て、最終的にはその 95%以上が食物から人体に取り込まれると考えられています。

摂取による人体の健康への影響については、国では「耐容一日摂取量（TDI）」という基準を定めています。これは、人が一生の間ダイオキシン類を取り続けても、健康に影響を及ぼす恐れがない体重 1 キログラム当たりの一日当たり摂取量を意味します。1998 年（平成 10 年）5 月、WHO のヨーロッパ地域事務局及び IPCS（国際化学物質安全性計画）による専門家の会合が開かれ、ダイオキシン類の TDI の見直しが行われた結果、従来の TDI（PCDD 及び PCDF について、10 pg-TEQ/（kg･日））を見直し、コプラナーPCB を含めて TDI を 1～4 pg-TEQ/（kg･日）としつつ、当面、現在の先進諸国の暴露量が耐容しうるものと考えられることから、4 pg-TEQ/（kg･日）を最大の耐容摂取量とし、究極的には 1 pg-TEQ/（kg･日）未満となるように努めるべきであるとしました。

これを受けて、我が国においても環境庁（当時）の中央環境審議会並びに厚生省（当時）の生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で TDI の検討が行われ、1999 年（平成 11 年）6 月に

当面の TDI として、コプラナーPCB を含めて 4 pg-TEQ/（kg･日）としました。

ダイオキシン類の削減対策としては、これまで「大気汚染防止法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などを進めてきました。

また、ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸施策について、効果的かつ総合的な推進を図るため、「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を 1999 年（平成 11 年）に設置し、同年 3 月には「ダイオキシン対策推進基本指針」（以下、「基本方針」）を策定しました。

一方、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等の抜本的対策を図るため、議員立法により「ダイオキシン類対策特別措置法」が 1999 年（平成 11 年）7 月に制定され、2000 年（平成 12 年）1 月 15 日から施行されました。

さらに、環境庁（当時）及び厚生省（当時）合同審議会並びに中央環境審議会の大気、水質、土壌、農薬及び廃棄物の各部会において、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく各種の基準の検討が進められ、1999 年（平成 11 年）12 月に、環境基準が告示されました。

同法においては、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

以降、この「基本指針」と「ダイオキシン類対策特別措置法」の 2 つの枠組みに基づいてダイオキシン類の削減に向けた対策が進められています。「基本指針」では、ダイオキシン類の排出削減目標として「今後 4 年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成 9 年に比べ約 9 割削減する」と定めました。また、同法第 33 条第 1 項に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の 2005 年（平成 17 年）の改訂版では、「平成 22 年の排出総量を平成 15 年比で約 15%削減する」こととしています。2010 年（平成 22 年）の排出総量は 2003 年（平成 15 年）比で約 59%減少し、削減目標は達成されたと評価されています。さらに、2012 年（平成 24 年）の改訂版では、削減目標量が 176 g-TEQ/年に変更されましたが、2014 年（平成 26 年）の排出量は目標設定対象から除外された発生源（火葬場、たばこの煙、自動車排ガス）を除いて 119 g-TEQ/年となり、削減目標は達成されたと評価されています。

対策当初からみると、1997 年（平成 9 年）の排出量 7,680～8,135 g-TEQ に対し、2023 年（令和 5 年）の排出量は、104～106 g-TEQ（環境省「ダイオキシン類排出目録（排出インベントリー）」令和 7 年 3 月）となっており、約 99%減少しています。

◇ 環境基準 ＜1999 年（平成 11 年）12 月 27 日告示＞

大気⇒1 m^3 当たり 0.6 ピコグラム（pg-TEQ/m^3）以下（年平均値）

水質⇒1 L 当たり 1 ピコグラム（pg-TEQ/L）以下（年平均値）

土壌⇒1 g 当たり 1,000 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下

底質⇒1 g 当たり 150 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下（2002 年（平成 14 年）7 月 22 日告示）

※TEQ…毒性等量。最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD に換算した量として表していることを示す。

（２）環境化学物質（内分泌かく乱化学物質）について

環境保全課

内分泌かく乱作用のある環境化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定

義されています。

1996 年（平成 8 年）の『奪われし未来～Our Stolen Future』（シーア・コルボーンほか著）では、化学物質の中には、体内に取り込まれるとホルモンと同様の生物学的反応を誘発し、人への健康影響（男性の精子数の減少、女性の乳ガン発生率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常など）をもたらしている可能性を指摘し、世界的に大きな反響を呼びました。

また、我が国の野生生物の影響実態調査において、海産のイボニシという巻き貝のメスが雄性化するという現象が広範囲に認められ、船底塗料として使用されていた有機スズ化合物であるトリブチルスズ、トリフェニルスズとの関連が見いだされました。

そこで、環境庁（当時）では、1998 年（平成 10 年）「内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針について―環境ホルモン戦略計画 SPEED'98―」を策定し、環境化学物質の内分泌系への作用に関する調査研究を推進してきました。

その成果を受け、環境省は 2005 年（平成 17 年）3 月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」を策定し、内分泌かく乱作用の基盤的研究を進めたほか、国際的な協力の下で魚類等の生物を対象とする試験方法の開発を推進してきました。2010 年（平成 22 年）7 月には、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」を、2016 年（平成 28 年）6 月には、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016－」（以下、「EXTEND2016」）を策定しました。2022 年（令和 4 年）10 月には、「EXTEND2016」の枠組みを踏襲しつつ改善や新たな要素を加えた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2022－」を策定し、引き続き環境中の生物への影響について優先的に取り組む物質の評価を着実に進めるとともに、海外の動向を踏まえつつリスク管理に向けた議論を深めていくこととしています。

一方で、化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に影響を生じさせる恐れを「環境リスク」と捉え、未然防止の観点から総体的に低減させていくことも必要です。環境庁（当時）では 1997 年（平成 9 年）から化学物質による環境リスク評価に関する検討を行い、その成果を「化学物質の環境リスク評価　第 1 巻」としてとりまとめました。引き続き、様々な研究や検討を続け 2024 年（令和 6 年）3 月に第 22 巻としてとりまとめています。

（３）PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

環境保全課

PRTR とは、「化学物質排出移動量届出制度」（Pollutant Release and Transfer Register）の略で、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

具体的には、対象としてリストアップされた化学物質を製造や使用している事業者が、環境中に排出した量と廃棄物等として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、年 1 回国へ届け出るものです。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業所や家庭、自動車等から環境中に排出される対象化学物質の量を推計し、2 つのデータを併せて公表します。このことにより、事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、市民等と事業者、行政との対話の共通基盤ともなります。こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されています。

すなわち、行政にとっては、基本的な化学物質の排出源情報の把握が可能となり、これをもとに

化学物質の環境リスクの評価や対策を進めることができるとともに、事業者にとっては、化学物質の適正な管理に役立てることができ、また、市民にとっては、地域でどんな化学物質が排出されているかがわかり、環境リスクに関しての理解を深めることができることになります。

【PRTR 制度の仕組み】

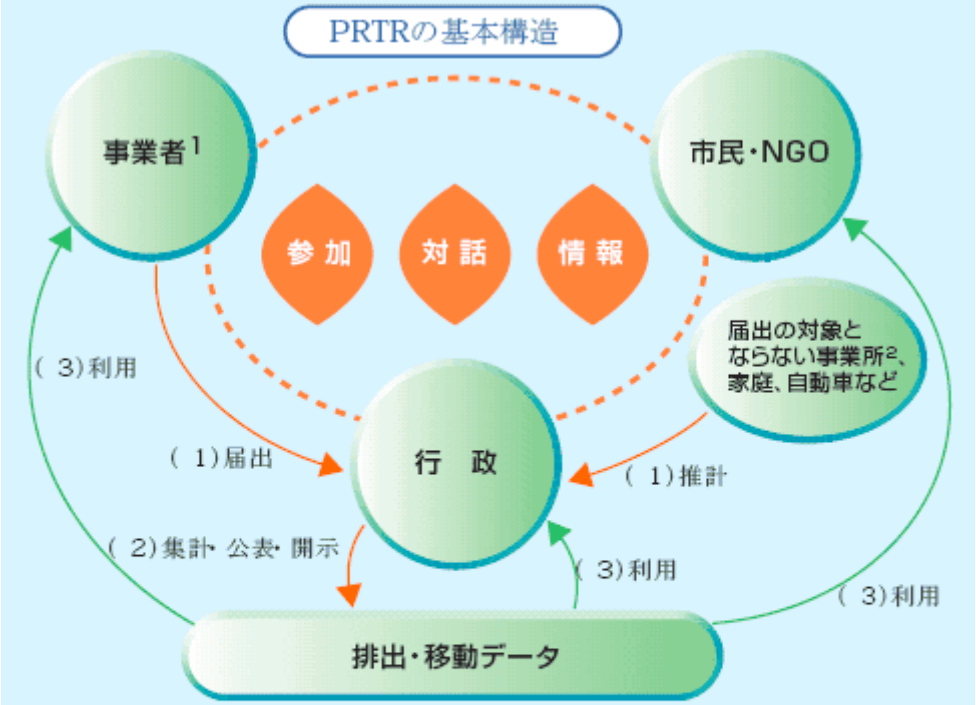

（出典）https://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-4.html

環境保全課

（４）「水銀に関する水俣条約」と我が国の水銀対策について

2013 年（平成 25 年）10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury、以下、「水俣条約」）が採択されました。この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めるものです。

我が国では、条約締結に必要な法令整備を進め、2016 年（平成 28 年）2 月 2 日に条約を締結しています。また外交会議において途上国支援や水俣発の情報発信・交流に関する「MOYAI イニシアティブ」を表明しており、この一環として、水銀マイナスプログラム（MINAS : MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening）による途上国の水銀対策を、アメリカ環境保護庁や国連環境計画（UNEP : United Nations Environment Program）、独立行政法人国際協力機構（JICA : Japan International Cooperation Agency）等と密接に連携しつつ進めています。

なお、「水俣条約」は、2017 年（平成 29 年）5 月 18 日に我が国を含めて締約国数が 50 ヵ国に達し規定の発効要件が満たされたため、同年 8 月 16 日に発効されました。

我が国は、水銀対策について水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀の環境汚染と健康被害をなくすために先頭に立って力を尽くす責任があるとしています。

また、「水俣条約」の的確かつ円滑な実施のため、我が国では、2015 年（平成 27 年）6 月に、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（「水銀汚染防止法」）が制定され、また「大気汚染防止法」が改正されました。その他の関係法令も含めて条約で求められている以上の措置をとり、世界をリードする水銀対策を進めていくとしています。

総務担当

（５）放射性物質による環境汚染の対策について

これまで環境法体系の基本法である「環境基本法」は、その第 13 条で、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）その他の関係法律で定めるところによる」と規定し、放射性物質による環境汚染は、環境法体系から除外されてきました。

これを受けての個別規制法である「大気汚染防止法」（「大防法」）、「水質汚濁防止法」（「水濁法」）、「土壌汚染対策法」（「土対法」）、関連法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）、「南極地域の環境の保護に関する法律」（「南極保護法」）、「環境影響評価法」（「環境アセス法」）、「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）においても、放射性物質による汚染は規制等の対象から除外されていました。

しかし、2011 年（平成 23 年）3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（放射性物質による環境汚染事故）をきっかけにして、2012 年（平成 24 年）に制定された「原子力規制委員会設置法」において、当面緊急対策の必要から、上記の関係法律のうち、「環境基本法」第 13 条における放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定（以下、適用除外規定）を削除する措置が講じられました。

また、当該事故由来の放射性物質による環境汚染への対処を目的とした「特別措置法」※において、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任のある国に対して、放射性物質による環境汚染への対処が義務付けられました。そして、地方公共団体は国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすことが責務として規定されました。

さらに、2013 年（平成 25 年）に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」によって、「大防法」、「水濁法」、「南極保護法」、「環境アセス法」に規定されていた放射性物質適用除外規定が削除されました。その結果、放射性物質による環境汚染は、環境法体系に組み込まれることになりました。

※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（「除染特措法」）

３　廃棄物の減量･資源化

（１）現状

廃棄物・美化担当

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し循環型社会を構築するため、2000 年（平成 12 年）6 月に「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）が制定されました。その中で、廃棄物の施策は、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品等の適正な再使用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先順位を考慮しなければならないとされています。

2024 年（令和 6 年）8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として

①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行

⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて概ね 2030 年（令和 12 年）までに国が講ずべき施策を示しています。

国の取組の概要は以下のとおりです。

【将来像】

（出典）環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画の概要」

市町村による廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、この計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付する循環型社会形成推進交付金制度が 2005 年度（平成 17 年度）に創設されています。この制度の下、市町村がごみの発生抑制施策、地域における分別収集の体制づくりや、廃棄物

から資源やエネルギーの回収を進め、リサイクル施設の整備といった 3R を総合的に推進するための概ね 5 ヵ年間の地域計画を策定します。市町村は、こうした地域計画の中でごみの発生抑制、リサイクル、エネルギー回収、最終処分量の減量化などの 3R 推進のための目標を明確にしています。

我が国の一般廃棄物の年間総排出量は、1989 年（平成元年）以降毎年 5,000 万 t 超が排出されており、2000 年度（平成 12 年度）に 5,483 万 t となりました。2001 年度（平成 13 年度）以降は減少傾向にあり、2023 年度（令和 5 年度）は、3,897 万 t（東京ドーム約 105 杯分）、国民 1 人 1 日当たり 851g となっています。この一般廃棄物の処理方法には、焼却など減量化を目的とした中間処理と埋め立ての最終処分があります。中間処理のうち、直接焼却処理された量は 3,024 万 t であり、直接焼却率はごみの総処理量の 80.3%となっています。また直接埋立処理された量は 31 万 t であり、直接埋立率はごみの総処理量の 0.8%となっています。中間処理の残渣（ざんさ）量は 726 万 t であり、このうち再生利用された量は 441 万 t、埋立処理された量は 284 万 t となっています。また、再生業者等に直接搬入された量は 182 万 t となっています。

2023 年度（令和 5 年度）末における一般廃棄物最終処分場の残余年数は 24.8 年であり、前年度の 23.4 年からわずかに増加しています。残余容量は 95,751 千 m^3 であり、昨年度より減少しています。

ごみ収集について、1,741 市区町村のうち収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,427 市区町村（82.0%）、事業系ごみに関しては 1,513 市区町村（86.9%）となっています。

また、粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,169 市区町村（67.1%）、事業系ごみに関しては 1,507 市区町村（86.6%）となっています。

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収を合わせた総資源化量は 763 万 t で、リサイクル率※は 19.5%となっています。

一方、産業廃棄物の排出量は、2022 年度（令和 4 年度）は約 3 億 7,400 万 t であり、2021 年度（令和 3 年度）と比較して約 180 万 t の減少となっています。その処理状況については、再生利用量は 2 億 269 万 t、減量化量は 1 億 6,236 万 t、最終処分量は 902 万 t となっており、前年度と比較して、再生利用量は 103 万 t の減少、減量化量は 141 万 t の減少、最終処分量は 19 万 t の増加となります。

※［(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量) /（ごみ処理量＋集団回収量)］×100

（２）循環関連 6 法

廃棄物・美化担当

2000 年（平成 12 年）の第 147 回国会で、いわゆる循環関連 6 法が成立しました。

それは、「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）改正、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（「食品リサイクル法」）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（「グリーン購入法」）、資源の有効な利用の促進に関する法律（「資源有効利用促進法」）（再生資源の利用の促進に関する法律の改正）の 6 法です。

このうち、「循環基本法」は、様々な側面を持つ環境問題の中でも最も緊急性の高い廃棄物・リサイクル対策にしぼって基本原則や政策の方向を定めたもので、「環境基本法」の一部を取り出して強化した基本法と言えます。この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が

整備されています。

個別法のうち、「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」は、社会全体の枠組みを確立するための一般法として位置づけられており、「廃棄物処理法」は廃棄物の適正処理の確保、「資源有効利用促進法」は再生利用の推進に向けた枠組みをつくるものです。

それ以外のリサイクル法は、「廃棄物処理法」などの枠組みの中で、それぞれの特性に合わせてリサイクルを推進する特別法に当たり、すでに制定されていた容器包装と家電製品に加えて、建設廃棄物、食品廃棄物、使用済み自動車のリサイクル法が制定されたものです。

また、包括的な資源循環体制を強化し、循環経済への移行を加速させるため、令和４年に「プラスチック資源循環法」の施行、2024 年（令和 6 年）に「再資源化事業等高度化法」が制定され、新たな取組が始まっています。

「グリーン購入法」は、ほかの法律と性格が異なり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

これらの法律の大きな意義は、「循環型社会形成推進基本法」から個別のリサイクル法までが一体的に整備されたことと、拡大生産者責任（EPR）と排出者責任が明記されたことです。

これらの法律にはまだいくつかの課題も残されていると言えますが、循環型社会の実現に向けて一歩前進したものと言えます。

【循環型社会を形成するための法体系】

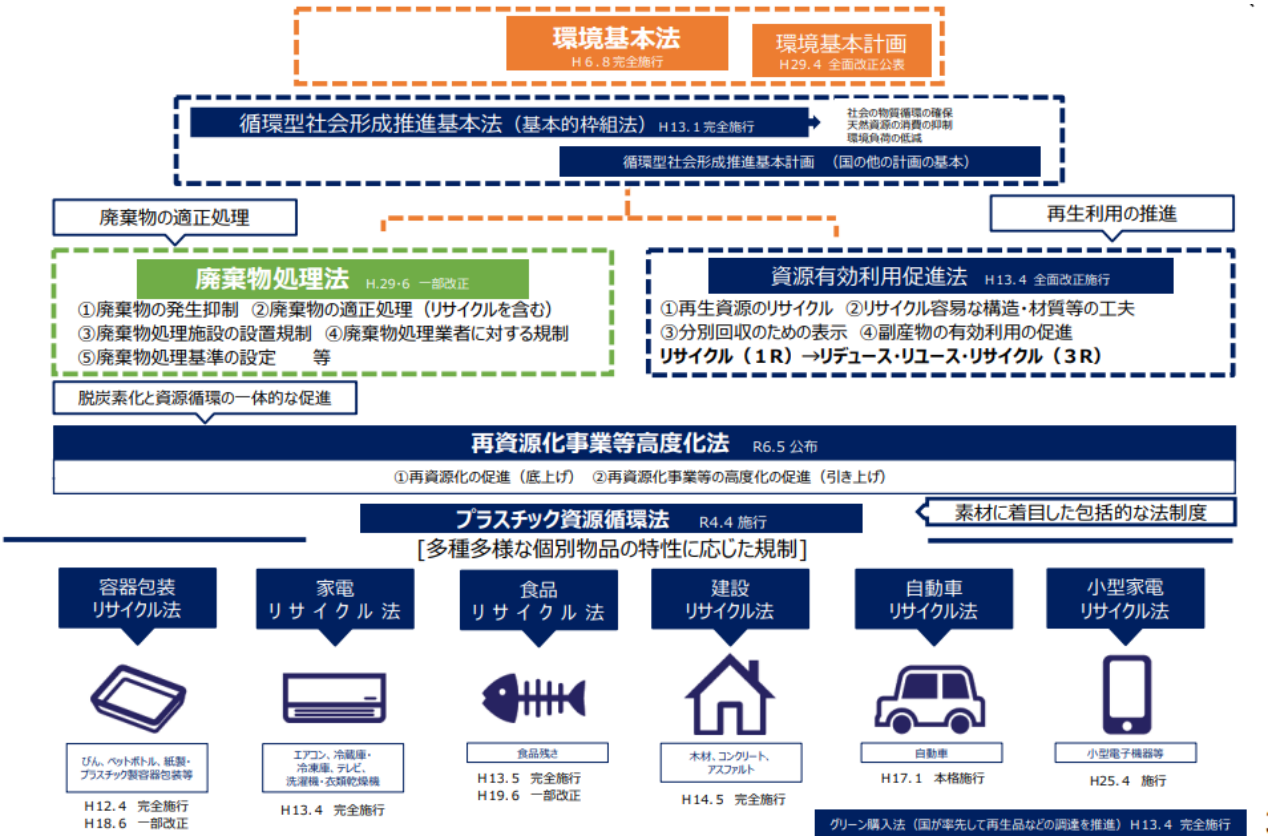

（出典）環境省資料

（３）「容器包装リサイクル法」

環境事業センター

1997 年（平成 9 年）4 月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容器包装リサイクル法」）が施行されました。この法律には、一般廃棄物のうち、容積で約 6 割、重量で 2～3 割を占めている容器包装廃棄物のリサイクルの促進を図るため、以下のとおり消費者・市町村・事業者の役割分担などが規定されています。

◇消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準に従って徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

◇市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する 5 ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出を徹底し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

◇事業者の役割「リサイクル」

事業者は、その事業において用いた又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

【容器包装リサイクル法の役割分担と循環システムフロー】

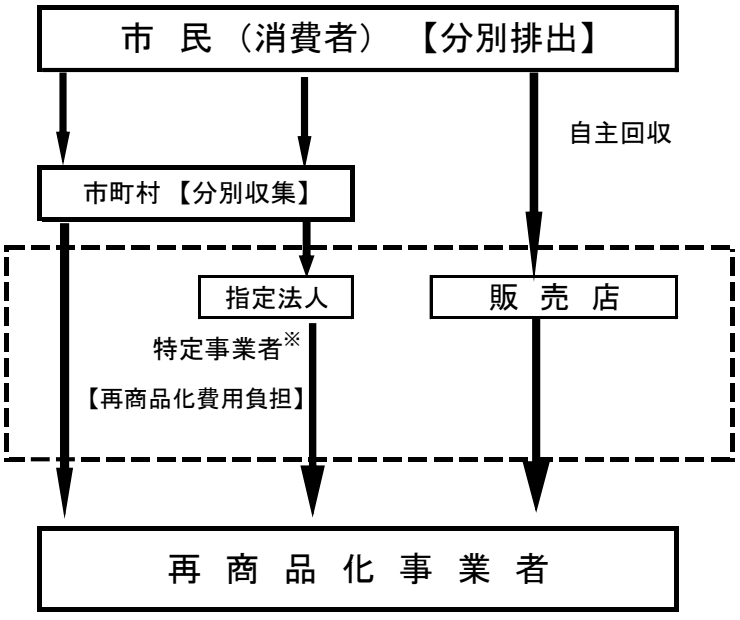

※　容器の製造事業者、容器包装を用いて中身商品を販売する事業者

今まで廃棄物として処理されていた容器包装をリサイクルすることや、事業者に一定の義務づけを行っている点については意義がありますが、収集コストを市町村が負担しており、市町村の財政負担増、また、事業者の負担が軽く、容器包装の減量に結びつかないのではないか、などの課題を残しています。

2006 年度（平成 18 年度）には、「容器包装リサイクル法」の見直し改正があり、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出抑制の促進等の取組を求めること、年間 50 t 以上用いる多量利用事業者には、毎年取組状況等について国に報告を義務付けることなどが盛り込まれ、2007 年（平成 19 年）4 月から施行されています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令」が 2007 年（平成 19 年）9 月に公布され、市町村と事業者の役割について、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されました（2008 年（平成 20 年）4 月施行）。この仕組みの概要は下図のとおりです（本市の実績については、154 ページ参照）。

【市町村への資金拠出制度の概要】

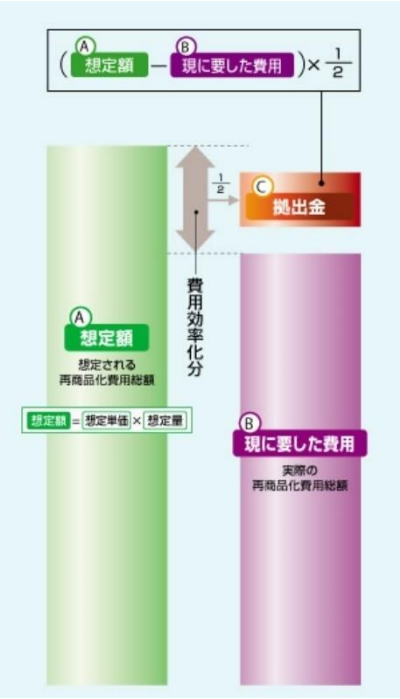

「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合、
その低減額の２分の１を市町村に拠出。

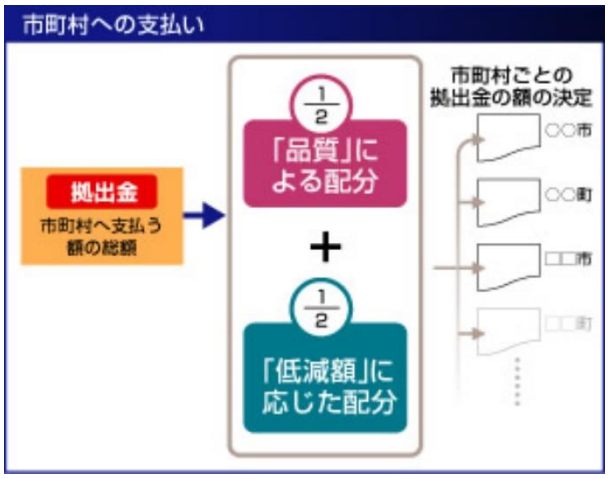

（出典）（公財）日本容器包装リサイクル協会ホームページ

◇プラスチック製レジ袋の有料化　＊数値は確定次第、事業センターから提出予定

2019 年（令和元年）12 月、「プラスチック資源循環戦略」において重点戦略の 1 つとされるリデュース等の徹底の一環として、容器包装リサイクル法の関係規則が改正され、事業者による排出抑制促進の枠組みを生かしつつ、消費者のライフスタイル変革を促すため、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が規定されました。これに従い 2020 年（令和 2 年）7 月 1 日から、海洋生分解性プラスチックやバイオマス素材の配合率が一定以上等のものを除くプラスチック製買物袋が有料化されています。レジ袋の国内流通量は、2019 年（令和元年）には約 20 万 t だったものが、2023 年（令和 5 年）には約〇〇万 t となっています。

（４）「家電リサイクル法」

廃棄物・美化担当

家電製品は、私達の生活における必需品としてますます需要が増え、また、年々大型化・高度化・多様化が進んでいます。

これらの家電製品が廃棄される場合、その多くは破砕処理の後に鉄などの回収のみにとどまったリサイクルしか行われておらず、埋め立て処理されています。前述のとおり、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量は逼迫（ひっぱく）しており、これら廃棄物の減量・資源化が急務となっています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、市町村における廃棄物処理技術・設備では高度な再商品化が困難なものなど、一定の要件を満たすものを特定家庭用機器として指定し、これらの機器が廃棄された際は、小売業者による収集・運搬、製造業者等による再商品化を義務づけることなどを内容とした「特定家庭用機器再商品化法」（「家電リサイクル法」）が、1998 年（平成 10 年）6 月に制定されました。そして、同年 12 月には施行令が公布され、特定家庭用機器としてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが指定され、2001 年（平成 13 年）4 月から施行されました。この法律は、家電のリサイクル法としては、世界初の法律であり、その意義は大きいと言えますが、リサイクル費用負担の問題、不法投棄対策などが課題となりました。そこで、環境省と経済産業省は、「家電リサイクル法」附則にある「政府は、施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、家電リサイクル制度の評価や中央環境審議会の報告書を受けて、同法の施行令の一部を改正し、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日からリサイクルの対象となる家電製品（特定家庭用機器）に、液晶テレビ（小型液晶テレビを含むが携帯式のものは除く）とプラズマテレビ、衣類乾燥機（洗濯機と同じ区分に入れる）を追加しました。また、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から、有機 EL テレビが追加されました。2024 年度（令和 6 年度）に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電 4 品目は約 1,458 万台で、2023 年度（令和 5 年度）比約 0.9%増でした。内訳は、エアコンが約 396 万台（構成比約 27%）、ブラウン管式テレビが約 46 万台（同約 3%）、液晶・プラズマテレビが約 315 万台（同約 22%）、冷蔵庫・冷凍庫が約 323 万台（同約 22%）、洗濯機・衣類乾燥機が約 378 万台（同約 26%）となっています。

また、再商品化等の状況については、エアコンで 93%（法定基準 80%）、ブラウン管式テレビで 72%（同 55%）、液晶・プラズマテレビで 85%（同 74%）、冷蔵庫・冷凍庫で 80%（同 70%）、洗濯機・衣類乾燥機で 93%（同 82%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。

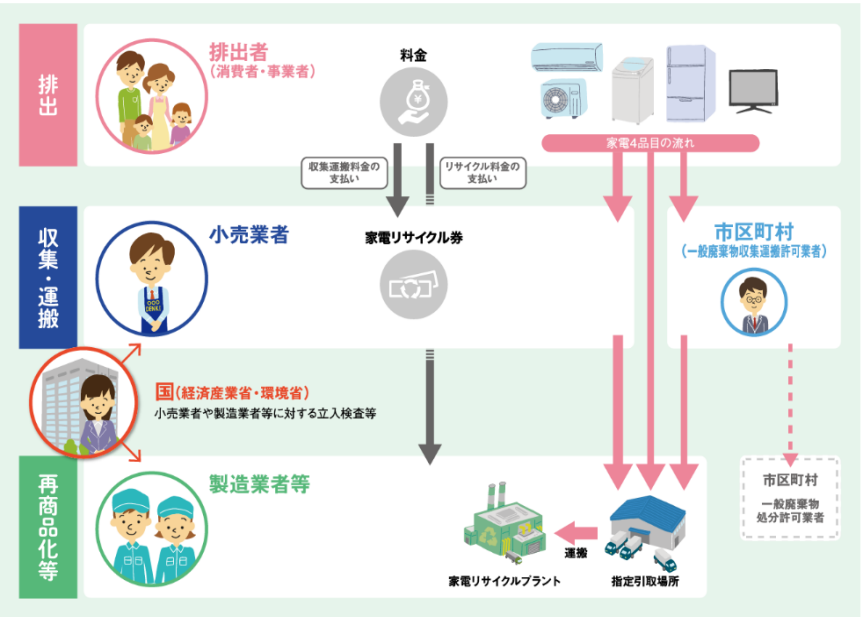

（出典）（一財）家電製品協会

（５）「小型家電リサイクル法」

廃棄物・美化担当

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CD や MD プレーヤー等の音楽機器、ゲーム機などの小型家電には、「ベースメタル」と言われる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と言われています。

しかし、こうした都市鉱山は、現在有効に活用されていないのが実情です。捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約 2 割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押入れなどで眠っているものもあります。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（「小型家電リサイクル法」）が 2012 年（平成 24 年）8 月に定められ、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行されました。

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電 4 品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、それまでの法律で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。

「家電リサイクル法」では、対象品目を製造したメーカーにリサイクルを義務付けており、消費者が使用済みになった対象品目を引き渡す方法は、全国どこでも同じです。一方、「小型家電リサイクル法」では、市町村が使用済み小型家電の回収を行うことになっており、具体的にどの品目について回収を実施するか、また、どのように使用済みの小型家電を回収するかは、それぞれの市町村が決定することとなっています（本市の対応については、155 ページ参照）。

（６）「食品ロス削減推進法」

廃棄物・美化担当

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下、SDGs）では、2030 年（令和 12 年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄量を半減させるターゲットが設定されています。また、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、2023 年度（令和 5 年度）の推計で約 464 万 t 発生しています。このうち、231 万 t は食品関連事業者、残る 233 万 t は家庭からのものであり、食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

2019 年（令和元年）5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（「食品ロス削減推進法」）が成立し、同年 10 月に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています（本市の対応については、138-139 ページ参照）。

第 1 次基本方針においては、食品ロス削減目標は家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロスを半減させることを設定していました。2022 年度には、2030 年度の目標に対して、家庭系食品ロスがあと 20 万 t の削減、事業系食品ロスが 8 年前倒しで達成したことを受け、新たな削減目標や、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策の追加を記載した「第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が 2025 年（令和 7 年）3 月 25 日に閣議決定され、

目標等が変更されました。

（7）「プラスチック資源循環促進法」

廃棄物・美化担当

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（2019 年（令和元年）5 月）が策定されました。

また、同戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」（「プラスチック資源循環促進法」）が 2021 年（令和 3 年）6 月に制定、2022 年（令和 4 年）4 月に施行されました。

本法では、3R+Renewable の原則にのっとり、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、第 33 条に基づく再商品化計画の認定（市区町村）、第 39 条に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定（製造・販売事業者等）及び第 48 条に基づく再資源化事業計画の認定（排出事業者）などを行い、プラスチック使用製品廃棄物の回収・リサイクルの拡大を図ることや、排出の抑制・再資源化等の実施の原則に基づき、排出事業者は取組を行うことが明記されるなど、新たな取組が始まっています。

（8）「再資源化事業等高度化法」

資源循環は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があります。世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要です。

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すことを目的に、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が 2024 年（令和 6 年）5 月に制定、2025 年（令和 7 年）2 月に一部施行されました。

本法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずることで、脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献に取り組むことになっています。

４　生物多様性の保全

みどり保全課

「生物多様性」とは“種の多様性”“遺伝子の多様性”“生態系の多様性”を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることをいいます。

私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っており、生物多様性の恵みとして食べ物、木材、衣服や医薬品などがあげられます。さらに、私たちが生きるために必要な酸素は植物等によってつくられ、汚れた水も微生物などによって浄化されています。生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。

（１）国際的な動向

1992 年（平成 4 年）、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）では、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001 年（平成 13 年）から 2005 年（平成 17 年）にかけては、95 ヵ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行いました。その「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の 4 分の 1 を耕地が占めること、漁獲対象種の 4 分の 1 が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約 3 分の 2 について質が低下していると指摘されました。

生物多様性条約事務局は、地球上の生物多様性の現状の評価と将来予測を行う『地球規模生物多様性概況第 3 版』（GBO3）を 2010 年（平成 22 年）5 月に公表しました。

GBO3 では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002 年（平成 14 年）に開催された生物多様性条約第 6 回締約国会議（COP6）で世界が合意した「生物多様性の損失速度を 2010 年（平成 22 年）までに顕著に減少させる」という、いわゆる 2010 年（平成 22 年）目標は達成されなかったと結論づけられました。2010 年（平成 22 年）目標が設定されたことで、国際社会は生物多様性の保全のための様々な行動に取り組み始めましたが、これらの取組は十分ではなかったとされています。

2010 年（平成 22 年）10 月には、名古屋市で COP10 が開催されました。COP10 では、ポスト 2010 年目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」※1 が採択されました。愛知目標は意欲的な目標を求める EU と、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が行われ、「2020 年までに生態系が強靭で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす（外務省結果概要から）」という趣旨の文言となりました。また、中長

※1 愛知目標

「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」では、2050 年（令和 32 年）までの長期目標（Vision：「自然と共生する世界」の実現）が掲げられる一方、2020 年（令和 2 年）までの短期目標（Mission：「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動」の実施）も定められています。短期目標では、5 つの戦略目標がたてられ、その下に 2015 年（平成 27 年）又は 2020 年（令和 2 年）までの 20 の個別目標が設けられました。愛知目標とは、狭義の意味でこの 20 の個別目標を指す言葉ですが、慣例的に「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」全体を指す言葉としても使われています。

期目標（「自然との共生」）については、「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。（外務省結果概要から）」ことが合意されました。

また、2012 年（平成 24 年）にはインドのハイデラバードにて COP11 が開催され、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを 2015 年（平成 27 年）までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意され、発展途上国おける生物多様性の取組支援についての取り決めが行われました。

様々な将来シナリオの分析では、ほとんどのシナリオで、今後も種の絶滅や生息地の破壊が長期にわたって継続すると予測されました。熱帯林は今後も食料、牧草、バイオ燃料生産のために伐採され、淡水域の生物多様性は、気候変動、外来種、汚染、ダム建設によって更に悪化し、海洋資源の乱獲が漁業を破綻させると予測しています。また、気候変動によって、寒帯林や温帯林は南限域で大規模に立ち枯れ、熱帯地域の海の多様性が減少することが予測され、林業、漁業、レクリエーションなど生物多様性の多様な恵みに影響するとしています。

一方で、GBO3 では、悲観的な評価や将来予測だけでなく、将来に向けた取組のヒントも示されています。

世界各国の現状分析を通じて得られた様々な知見に基づき、生物多様性の危機に対して私たちがとり得る手段が、これまで考えられていたよりも幅広く、かつ効果的であることが指摘されています。例えば、現在残された森林等の生態系を維持し、拡大したり、放棄された耕作地の自然を元の自然に再生したり、河川流域やその他の湿地生態系を回復することで気候変動を緩和したり、水供給、治水、汚染物質の除去などを進めることもできると分析されています。

直ちに生物多様性の損失を食い止めることは難しいとしても、対策の優先度を考慮し、適切な目標を設定し取り組めば、最悪の変化を回避できるかもしれないとされています。

このまま成り行きに任せていては、近い将来に失われてしまう生物多様性の価値の多様さ、重大さが、社会の仕組みの中で適切に認められ、ことが起こってしまってからの対応ではなく、例えば、重要な生態系を保全することを通じて生物多様性の劣化を未然に回避することなどの重要性が理解される必要があることが強調されています。

そして、人類の将来を決定づける今後の 10 年、20 年に向けて、様々な主体の参加と合意によって、将来の社会のあり方についての意思決定がなされ、貧困対策、保健、安全保障、気候変動など、世界の重要課題への対応と生物多様性の問題が正しく関連づけられ、これらの取組の本流に生物多様性を位置づけることが必要だとされています。

その後、2020 年（令和 2 年）9 月に、生物多様性条約事務局により公表された『地球規模生物多様性概況第 5 版』（GBO5）では、世界全体で 20 の目標のうち、6 つの目標「目標 9（侵略的外来種の制御・根源）、11（陸域の保護地域面積）、16（名古屋議定書）、17（生物多様性国家戦略の改定）、19（関連知識・科学技術の向上）、20（資金を顕著に増加）」は部分的に達成したが、完全に達成された目標はないという結果でした。達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことが指摘されました。

2022 年（令和 4 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議において、2020 年（令和 2 年）までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021 年以降の新たな国際目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

本枠組で示された 2050 年ビジョン「自然と共生する世界」の達成は、生物多様性の保全・再生に

関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要とされています。

（２）我が国の動向

我が国は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて高度経済成長を成し遂げました。この間、国土のインフラ整備が進み、平野部では宅地等の都市的な土地利用が拡大し、食料自給率は 79%（1960 年度（昭和 35 年度））から 60%（1970 年度（昭和 45 年度））に低下しました。また、このような変化とあわせて、都市を中心に公害の発生が社会的な問題となりました。その後、開発等による土地利用の変化等は緩やかになりましたが、この 50 年で日本の生態系には様々な影響が生じました。

2010 年（平成 22 年）5 月に公表された生物多様性総合評価の結果、1950 年代後半から現在までの日本の生物多様性の変化は以下のとおり評価されています。

◇人間活動に伴う我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。

◇特に、陸水、沿岸・海洋、島嶼（とうしょ）生態系における損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある（島嶼（とうしょ）とは、島が並んでいる集まり）。

◇損失の要因としては、「第 1 の危機（人間活動や開発による危機）」による影響が最も大きいが、現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第 2 の危機（人間活動の縮小による危機）」は、現在もなお増大している。「第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」のうち、特に外来種による影響が顕著である。「第 4 の危機（地球温暖化の危機）」は、特に一部の脆弱な生態系で影響が懸念されている。これらの危機に対して様々な対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用している我が国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できていない。

◇陸水、島嶼（とうしょ）、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆的な変化を起こすなど、重大な損失に発展する恐れがある。

我が国も 1993 年（平成 5 年）に生物多様性条約を締結した後、「生物多様性国家戦略」を策定し国レベルでの様々な具体的取組を進めてきました。

2008 年（平成 20 年）には「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010 年（平成 22 年）は、「国際生物多様性年」であるとともに、10 月には COP10 が名古屋市で開催され、遺伝資源の利用から生まれた利益を提供国にも公平に配分するための国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されました。

さらに、COP10 で合意された「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」に対して、各地域において生物多様性保全活動が促進されることを目的に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（「生物多様性地域連携促進法」）が同年 12 月に制定されました。地域における多様な主体の有機的な連携による生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要であるため、同法は環境省や農林水産省、国土交通省等、幅広い分野が関与した法律として策定されたものです。

また、COP10 や生物多様性に対する関心の高まり、「生物多様性地域連携促進法」、そして、東日

本大震災による復興の課題を踏まえ、農林水産省では「農林水産省生物多様性戦略」の見直しを行いました。見直しは以下のポイントで行われました。

・生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化の更なる推進
・「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10 の決議を踏まえた施策を推進
・生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
・甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

2012 年（平成 24 年）の COP11 において合意された、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローの資源動員に関する目標に対し、我が国も先進国として生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における生物多様性に関する取組に対して一層の支援を行っています。なお、「生物多様性基本法」では、地方公共団体の責務（第 5 条）として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています（本市の対応については、111-119 ページ参照）。

・地域の生物多様性保全
・野生生物の種の多様性保全等
・外来生物等による被害の防止
・国土及び自然資源の適切な利用等の推進
・生物資源の適正な利用の推進
・生物の多様性に配慮した事業活動の促進
・地球温暖化の防止等に資する施策の推進
・多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
・調査等の推進

2022 年（令和 4 年）の COP15 において採択された 2030 年（令和 12 年）までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、我が国でも「生物多様性国家戦略」の見直しの検討を進め、2023 年（令和 5 年）3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

同戦略では、2030 年（令和 12 年）に向けた目標として、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を位置づけ、5 つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）を設定し、「30by30 目標」※の達成等の取組により、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを目指しています。

2025 年（令和 7 年）4 月には、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（「地域生物多様性増進法」）が施行されます。本法により、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続

のワンストップ化・規制の特例等の措置等が講じられることになります。

なお、本法の施行に伴い、「生物多様性地域連携促進法」は廃止されることになります（2025 年（令和 7 年 4 月）に施行されました）。

※　2030 年（令和 12 年）までに陸と海の 30%以上を保全するという目標。

５　環境影響評価（環境アセスメント）

総務担当

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が一定規模以上の開発事業を行う際に、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作っていく仕組みです。

（１）「環境影響評価法」に基づく環境影響評価制度

環境アセスメントは 1969 年（昭和 44 年）にアメリカで初めて制度化され、その後世界各国で導入が進められてきました。

日本の環境アセスメント制度は、1972 年（昭和 47 年）に「各種公共事業にかかる環境保全対策について」が閣議了解されたことに始まります。その後、港湾や埋め立て計画、発電所建設、新幹線敷設の事業についても、それぞれ導入が進められていきました。1981 年（昭和 56 年）には、統一的な制度の確立を目指して「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983 年（昭和 58 年）の衆議院解散に伴って廃案となりました。

廃案後、政府内の申合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984 年（昭和 59 年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました。また、各地方公共団体でも環境アセスメント条例や要綱の制定が進められ、環境アセスメントは社会の中に定着していきました。

その後、1993 年（平成 5 年）制定の「環境基本法」に環境アセスメントの推進が位置づけられたことで、制度の見直しが図られました。新しい環境政策の枠組みに対応しつつ、諸外国の制度の長所も取り入れて、1997 年（平成 9 年）6 月に「環境影響評価法」（「環境アセス法」）が制定されました（1999 年（平成 11 年）完全施行）。

「環境アセス法」の完全施行から 10 年が経過する頃には、環境政策の課題が多様化、複雑化する中で、生物多様性の保全など環境アセスメントが果たすべき役割にも変化が生じるようになりました。こうした状況を受けて、2011 年（平成 23 年）に同法の改正が行われ、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等公表等の手続等が新設されました。

現在、同法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、以下の 13 種類が該当します。

1. 道路（高速自動車国道／首都高速道路等／一般国道／林道）
2. 河川（ダム・堰／放水路・湖沼開発）　3. 鉄道（新幹線鉄道／鉄道・軌道）　4. 飛行場
5. 発電所（水力／火力／地熱／原子力／風力）　6. 廃棄物最終処分場　7. 埋立て・干拓
8. 土地区画整理事業　9. 新住宅市街地開発事業　10. 工業団地造成事業
11. 新都市基盤整備事業　12. 流通業務団地造成事業　13. 宅地の造成の事業

また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

（２）「神奈川県環境影響評価条例」

全ての都道府県と多くの政令指定都市では、環境アセスメントに関する条例や要綱を制定しています。

地方公共団体が実施する環境アセスメント制度は、地域の環境保全のために重要な役割を果たしています。国が定めた「環境影響評価法」と比べて、法対象以外の事業種や小規模事業に対象の範囲を広げています。公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴のある内容となっています。

神奈川県では 1980 年（昭和 55 年）10 月に「神奈川県環境影響評価条例」を定め、翌年 7 月より実施してきました。現在、条例の対象となる事業は以下 28 種類に及びます。

1. 道路の建設（高速自動車国道／自動車専用道路／農業用道路・林道／その他の道路）
2. 鉄道、軌道の建設　3. 鋼索鉄道、索道の建設　4. 操車場、検車場の建設
5. 飛行場の建設　6. 工場、事業場の建設
7. 電気工作物の建設（発電電気工作物＜水力／火力／地熱／原子力／風力＞／変電所／送電線）
8. 研究所の建設　9. 高層建築物の建設　10. 廃棄物処理施設の建設
11. 下水道終末処理場の建設　12. 都市公園の建設　13. 工業団地の造成
14. 研究所団地の造成　15. 流通団地の造成　16. ダムの建設　17. 取水堰の建設
18. 放水路の建設　19. 土石の採取　20. 発生土処分場の建設　21. 墓地、墓園の造成
22. 住宅団地の造成　23. 学校用地の造成　24. レクリエーション施設用地の造成
25. 浄水施設及び配水施設用地の造成　26. 土地区画整理事業　27. 公有水面の埋立て
28. 宅地の造成

また事業者が調査・予測・評価を行う項目として、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全、地球の温暖化の防止、その他の環境保全上の見地から、以下 20 の評価項目を定めています（「神奈川県環境影響評価条例施行規則」第 3 条）。

1. 大気汚染　2. 水質汚濁　3. 土壌汚染　4. 騒音・低周波音　5. 振動
6. 地盤沈下　7. 悪臭　8. 廃棄物・発生土　9. 電波障害　10. 日照阻害
11. 気象　12. 水象　13. 地象　14. 植物・動物・生態系　15. 文化財
16. 景観　17. レクリエーション資源　18. 温室効果ガス　19. 地域分断　20. 安全

事業者はこうした評価項目に基づいて調査・予測・評価を行い、県知事は対象事業が影響を及ぼす範囲にある市町村に対して、事業者の評価の実施方法、評価内容などへの意見を求めます（「神奈川県環境影響評価条例」に基づく主な手続きについては次ページを参照）。

神奈川県で環境アセスメントの手続を行った事業のうち、近年本市に関連したものはありません。

【神奈川県環境影響評価条例に基づく主な手続きフロー】

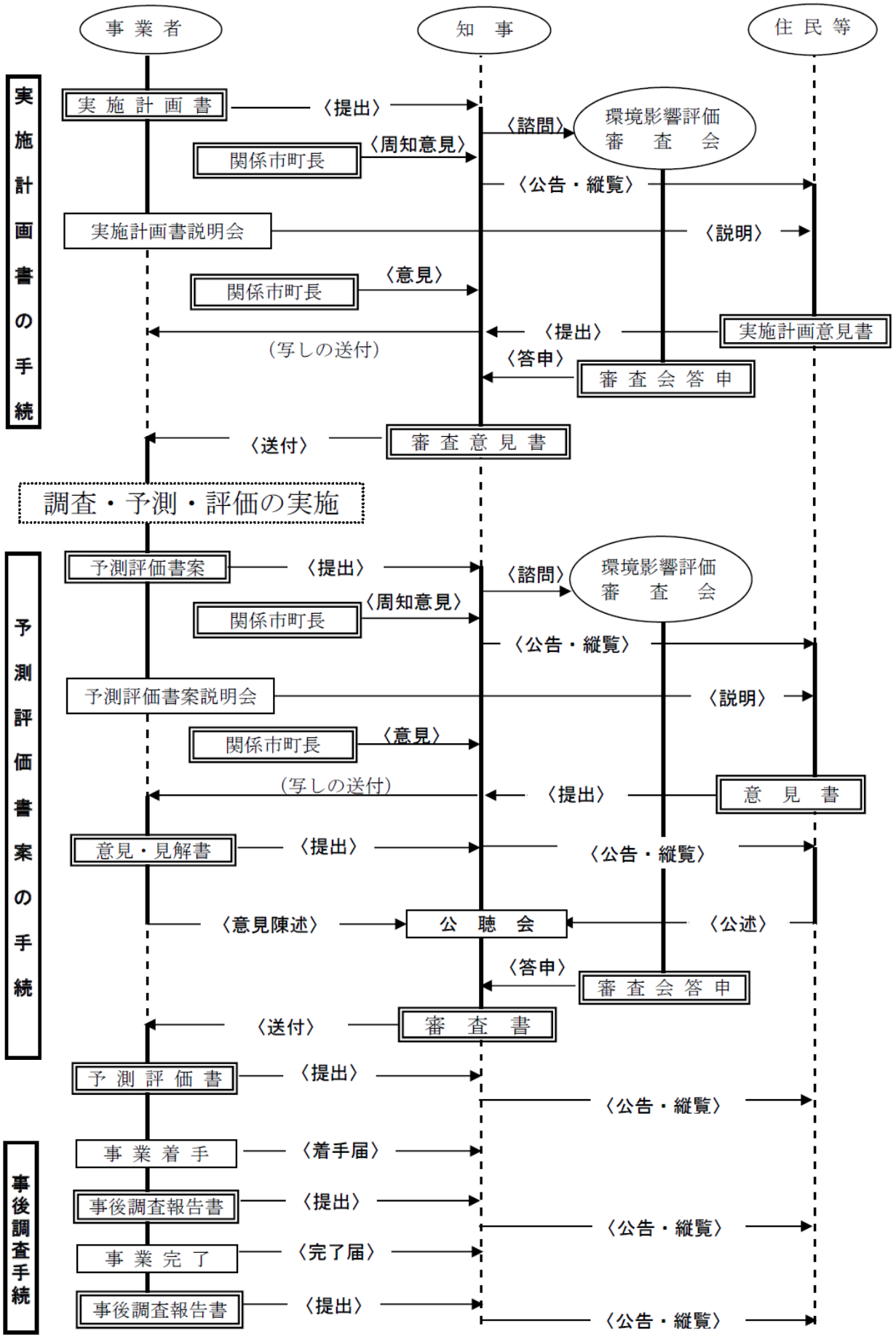

（出典）http://www.pref.kanagawa.jp/documents/20330/705540.pdf

６　地球温暖化対策

総務担当

（１）国際的な動向

①　「気候変動枠組条約」と締約国会議（COP）

国連は 1974 年（昭和 49 年）、地球の気候変化が目立つようになってきたことから、世界気象機関（WMO）に対して地球気候変動の研究推進を要請しました。そこで世界気象機関が中心となって、地球の気候変動問題に焦点を絞った初めての大規模国際会議が開かれることになり、1979 年（昭和 54 年）にスイスのジュネーヴで第 1 回世界気候会議が開催されました。その後、世界気候会議は 1990 年（平成 2 年）に第 2 回、2009 年（平成 21 年）に第 3 回と開かれています。

1990 年（平成 2 年）の第 2 回世界気候会議では、各国が協力して地球温暖化防止に取り組むことへの合意宣言が出されました。これを受けて国連は、気候変動枠組条約を作ることを決議します。1992 年（平成 4 年）5 月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」）が採択され、1994 年（平成 6 年）3 月に発効されました。日本は 1993 年（平成 5 年）5 月に条約を批准しました。「気候変動枠組条約」の締約国は、1995 年（平成 7 年）から毎年、締約国会議（COP）を開催しています。

地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして誕生した「気候変動枠組条約」では、究極的な目的として「自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの大気中濃度を安定させること」を掲げています。そのような水準とは、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、持続可能な経済発展を保ちつつ達成されるべきものを指しています。

②　京都議定書

1997 年（平成 9 年）12 月、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が京都で開かれ、温室効果ガスの排出量について、法的拘束力をもつ先進国の削減約束を盛り込んだ「京都議定書」が全会一致で採択され、2005 年（平成 17 年）2 月 16 日に発効されました。なお、当時最大の温室効果ガス排出国であったアメリカは参加しませんでした。

京都議定書では、第一約束期間の 2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）までの間に、先進国全体の温室効果ガス 6 種（二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）の排出量 5%（1990 年（平成 2 年）比）を削減するという目標が掲げられました。その上で各国別に、日本 6%、EU 加盟国全体で 8%といった削減割合が課されました。中国やインドなどの途上国に対しては数値目標による削減義務は課されませんでしたが、先進国に対して法的拘束力のある具体的な数値約束が初めて取り決められたという点で、京都議定書は大変画期的であったと言えます。

③　京都議定書発効後の国際交渉

2010 年（平成 22 年）にメキシコのカンクンで開催された COP16 では、京都議定書第一約束期間が終了した後（2013 年（平成 25 年）以降）の国際枠組みの基盤となる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられました。しかしながら、カンクン合意は、法的な合意ではない COP 決定にとどまること、先進国・途上国の対応の差異が明確であること、2020 年（令和 2 年）までの枠組みであることから、それに続く法的な国際枠組みが必要とされました。

2011 年（平成 23 年）に南アフリカのダーバンで開かれた COP17 では、将来の温室効果ガス排出削減の枠組みについて、遅くとも 2015 年（平成 27 年）までに法的拘束力をもつ削減約束などの合意を取りまとめ、2020 年（令和 2 年）に議定書を発効させて実施に移すという道筋が決定されました。

2013 年（平成 25 年）にポーランドのワルシャワで開催された COP19 では、条約を締約する全ての国が参加する仕組みを COP21 で実現させるため、全ての国に対し、「自国が決定する貢献案」（intended nationally determined contributions、以下、INDC）のための 国内準備を開始し COP21 に十分先立ち INDC を示すことが要請されました。2014 年（平成 26 年）にペルーのリマで開催された COP20 では、COP21 に先立ち、INDC を提出する際に示す情報（事前情報）等を定めた「気候行動のためのリマ声明」が採択されました。

④ パリ協定をめぐる国際交渉

2015 年（平成 27 年）のフランスのパリで開催された COP21 では、2020 年（令和 2 年）以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。そして、採択から 1 年にも満たない 2016 年（平成 28 年）11 月 4 日に発効されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。また、先進国と途上国という二分論を超え、全ての国に 5 年ごとの削減目標・行動の提出と更新が義務づけられるなど、気候変動対策の国際枠組みとして新たなステージを切り開くものとなりました。

京都議定書では一部先進国の参加にとどまっていましたが、パリ協定では全ての国に適用される長期目標が明記され、その長期目標の達成に向けて世界が協力して包括的に気候変動対策を推進する方向性が規定されました。また、5 年ごとに提出・更新する削減目標は、従前の目標より前進させることも規定されました。これらは今までにない特徴であり、今後数十年にわたる社会経済活動の方向性を根本的に変える性質を有しており、パリ協定は世界の気候変動対策の転換点・脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点と言えます。

2016 年（平成 28 年）にモロッコのマラケシュで開催された COP22 では、引き続き全ての国が関与する形でパリ協定の実施指針などの交渉を行うことが確認され、採択の期限が 2018 年（平成 30 年）に決まりました。このように、地球温暖化防止に向けた機運が高まる中、2017 年（平成 29 年）6 月に、アメリカがパリ協定を脱退する方針を表明しました。世界第 2 位の温室効果ガス排出国であるアメリカのこの方針は、気候変動に対する国際的な取組を後退させかねないものであり、パリ協定の形骸化が危惧されました。それに対し、同年 7 月にドイツのハンブルグで開かれた 20 ヵ国・地域（G20）首脳会議においてアメリカを除く各国が「パリ協定は撤回できない」と宣言するなど、パリ協定の履行のため各国は連帯し、地球温暖化対策に取り組んでいく姿勢を示しました。

2017 年（平成 29 年）にドイツのボンで開催された COP23 では、2018 年（平成 30 年）1 月から開始されるタラノア対話（世界全体の排出削減の状況を把握し意欲（ambition）を向上させるための対話）の基本設計が提示されました。2018 年（平成 30 年）にポーランドのカトヴィツェで開催された COP24 では、2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けて、全ての国に共通に適用される「パリ協定実施指針」が採択されました。2019 年（令和元年）にスペインのマドリードで開催された COP25 では、市場メカニズムの実施方針の交渉が 1 つの焦点となりましたが、全ての論点について完全に合意するには至りませんでした。2020 年（令和 2 年）にイギリスのグラスゴーで開催

される予定であった COP26 は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2021 年（令和 3 年）に延期となりました。

2021 年（令和 3 年）2 月にアメリカがパリ協定に復帰しました。同年 8 月にイギリスのグラスゴーで開催された COP26 では、1.5℃目標に向かって努力すること、今後 10 年間における緩和・適応等に関連する行動強化の緊急性、適応策を地方・国・地域の計画に更に統合すること、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逓減と非効率な化石燃料補助金の段階的廃止に向けた努力の加速などに言及した「グラスゴー気候合意」が採択されました。また、パリ協定第 6 条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、「パリ協定実施指針」が完成しました。

2022 年（令和 4 年）にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された COP27 では、「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。緩和分野においては、2030 年（令和 12 年）までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定されました。また、ロス＆ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）支援のための措置を講じること及びその一環としてロス＆ダメージ基金（仮称）を設置することが決定されました。2023 年（令和 5 年）11～12 月にアラブ首長国連邦のドバイで開催された COP28 では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイク（GST）が初めて実施され、1.5℃目標達成にはまだ隔たりがあることが明らかになりました。さらに、COP27 で設置が決定されたロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金運用化に関する決定のほか、緩和、適応、公正な移行等についての決定がそれぞれ採択されました。また、地球温暖化につながる化石燃料をめぐり会期が 1 日延長されるほど激しい争点となりました。最終的に、「段階的廃止」を合意に盛り込むまでには至らず、「化石燃料からの脱却」（Transitioning away from fossil fuels）という表現にとどまったロードマップが承認されました。2024 年（令和 6 年）アゼルバイジャンの首都バクーで開催された COP29 では、気候資金に関する「新規合同数値目標（NCQG）」において途上国向けの気候変動対策のための支援目標を、2035 年までにこれまでの年間 1,000 億ドルから少なくとも 3,000 億ドルに引き上げることが決定されました。この増額幅をどれだけの規模にするかが大きな争点となり、途上国や NGO の激しい反対が起こり、会期が予定よりも 2 日延長されました。また、これまでの COP で先送りされてきた炭素クレジットの売買に関する国際的ルールも合意されました。これにより、パリ協定第 6 条の完全運用化が実現することになりました。さらに、気候変動が招く影響に適応していくための世界目標（GGA）について、ロードマップの策定やハイレベル対話の立ち上げなどが決定されました。しかし、ロス&ダメージや GST に関しては次回に議論を持ち越すことになりました。

⑤　地球温暖化の現況と今後の見通し

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然や社会経済への影響、気候変動に対する対策などに関する最新の研究成果に対して評価を行っている政府間機構です。1988 年（昭和 63 年）に WMO と国連環境計画（UNEP）のもとで設置されました。IPCC は、世界に向けて正確でバランスのとれた情報を発信して、「気候変動枠組条約」の活動を支援してきました。その報告書は、世界各国の政策に対して強い影響を与えています。

IPCC では、1990 年（平成 2 年）に「第 1 次評価報告書」を公表して以来、5～7 年おきに評価報告書を作成しており、2023 年（令和 5 年）3 月には「第 6 次評価報告書統合報告書」が公表されました。

また、2018 年（平成 30 年）10 月に開催された第 48 回総会で「1.5℃特別報告書」※1 が公表されました。この報告書では、現在と 1.5℃上昇との間、及び 1.5℃と 2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあること、気温上昇を約 1.5℃に抑えるためには、2030 年（令和 12 年）までに 2010 年（平成 22 年）比で世界全体の二酸化炭素排出量を約 45%削減することが必要であること等が示されています。また、気候変動に関する海洋等に対する国際的な関心が高まっていること等を踏まえ、2019 年（令和元年）9 月には、IPCC として初めて海洋や雪氷圏を主要なテーマとして取り上げた「海洋・雪氷圏特別報告書」※2 が公表されました。

海外の都市を中心に、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う取組が広がっています。また、若者を中心に気候変動対策を求める学校ストライキ、Fridays For Future（未来のための金曜日）と呼ばれる取組も全世界に広がっています。地球温暖化が一因とされる近年の気象災害の激甚化など、気候変動問題はもはや単なる「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われています。2023 年（令和 5 年）7 月には、アントニオ・グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明し、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。

本市では、1992 年（平成 4 年）2 月から観測を開始したアメダス辻堂観測所のデータにおいて、2024 年（令和 6 年）に 30℃以上を観測した真夏日が 74 日、35℃以上を観測した猛暑日が 4 日を記録しました。また、日平均気温の推移の表からも、本市を含め神奈川県内で、平均気温が徐々に上昇していることがわかります。

最高気温日数（アメダス 辻堂観測所）　単位：日

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
真夏日	21	31	40	35	47	48	46	39	59	77	74
猛暑日	1	1	2	0	0	1	2	1	0	5	4

日平均気温の推移　単位：℃

	1990 年代	2000 年代	2010 年代	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
辻堂	15.9	16.1	16.4	16.9	16.6	17.7	17.8
県内平均値※3	15.7	15.9	16.2	16.6	16.4	17.5	17.7

※1　正式名称：「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

※2　正式名称：「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」

※3　辻堂、小田原、海老名、横浜、三浦の県内 5 ヵ所のアメダス観測所の平均値

（２）日本の動向

①　国際的な動向を踏まえた地球温暖化対策

日本で地球温暖化対策が推進されるようになった 1 つの契機は、1990 年（平成 2 年）に地球環境保全に関する閣僚会議で採択された「地球温暖化防止行動計画」でした。この計画では、2000 年（平成 12 年）までに、一人当たりの二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルで安定化させるという目標が立てられました。

その後、1997 年（平成 9 年）の京都議定書の採択を受けて、1998 年（平成 10 年）に「地球温暖

化対策の推進に関する法律」(「温対法」) が制定されました。「温対法」では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の温暖化対策実行計画の策定などが規定され、地球温暖化対策推進本部（以下、本部）が内閣に設置されました。2008 年（平成 20 年）6 月の改定により、都道府県、政令市、中核市、特例市は「地方公共団体実行計画（区域施策編)」の策定が義務付けられました。これを受けて本市では、2011 年（平成 23 年）3 月に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画は概ね 3 年ごとに見直しが行われ、2017 年（平成 29 年）3 月に第 2 次改定を行いました。

2008 年（平成 20 年）7 月には「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガス排出量を現状から 60～80%削減するという長期目標が掲げられました。続いて 2009 年（平成 21 年）9 月の国連気候変動首脳会合（気候サミット）で、「温室効果ガス排出量を 2020 年（令和 2 年）までに 1990 年（平成 2 年）比で 25%削減する」という中期目標が表明されました。

その後、2011 年（平成 23 年）3 月の東日本大震災の影響を受けて、日本のエネルギーをめぐる状況は一転しました。この状況に対応するため、2013 年（平成 25 年）3 月、本部は「当面の地球温暖化対策に関する方針」を発表し、同年の COP19 において、日本は 2020 年（令和 2 年）までの削減目標を新たに 2005 年（平成 17 年）比－3.8%とすることを表明しました。2015 年（平成 27 年）7 月、本部は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、日本は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標として、温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で－26.0%（2005 年度（平成 17 年度）比で－25.4%）の水準にすることを掲げました。

また、本部は同年 12 月に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、日本の約束草案とパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」や「政府実行計画」の策定、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス)」の強化などを進めていくことになりました。2016 年（平成 28 年）5 月には「温対法」が改正され、COOL CHOICE の一層の強化・実施が進められています。本市も COOL CHOICE に賛同し、その取組として夏期の COOL BIZ（クールビズ）や冬期の WARM BIZ（ウォームビズ）などを推進しています。更に COOL CHOICE を推進していくため、2018 年（平成 30 年）5 月に COOL CHOICE の推進宣言をしました。

2016 年（平成 28 年）5 月には「地球温暖化対策計画」が策定され、上記の中期削減目標に加え、長期的目標として、2050 年（令和 32 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられました。さらに、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、政府は、2019 年（令和元年）6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。長期的なビジョンに「脱炭素社会」が据えられ、その早期の実現が目指されています。そして、2020 年（令和 2 年）3 月に「日本の NDC（国が決定する貢献)」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。

世界的に「気候非常事態宣言」を行う取組が広がる中、環境省は、同年 6 月に「気候危機」を宣言しました。10 月には、菅首相（当時）が「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、11 月には、衆議院・参議院両本会議において「気候非常事態宣言」が全会一致で可決、採択されました。本市も、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

2021 年（令和 3 年）5 月には、「温対法」が改正され、「2050 年カーボンニュートラル」の実現が「温対法」に明記されました。10 月には、「地球温暖化対策計画」が 5 年ぶりに改定され、「中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、

50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが掲げられました。そして、この新たな2030年度削減目標を記載した「日本の NDC（国が決定する貢献）」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、新たな「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。また、同月、「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」、2030年度（令和12年度）の新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

脱炭素社会の実現に向け、2022年（令和4年）10月には、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新たに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（仮称）が開始されました。この新しい国民運動の愛称は、2023年（令和5年）7月に「デコ活」に決定され、8月には環境省をはじめ259の企業、自治体、団体が「デコ活宣言」を行いました。本市も「デコ活」に賛同し、「デコ活宣言」を行いました（本市の2024年度（令和6年度）の取組については、188ページ参照）。また、2021年（令和3年）6月には、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が策定され、2030年度（令和12年度）までに少なくとも100ヵ所の「脱炭素先行地域」をつくることが目指されています。2023年度（令和5年度）も2回選定が行われ28の提案が選定、第4回脱炭素先行地域までに全国36道府県95市町村の74提案が選定されました。一方、政府は地球温暖化による社会や経済への様々な悪影響を最小限に抑えるため、2015年（平成27年）11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。また、地方公共団体や民間事業者の適応の取組をサポートする情報基盤として、2016年（平成28年）8月に「気候変動適応情報プラットフォーム」を設置しました。

2018年（平成30年）6月には、「気候変動適応法」が制定されました。気候変動の影響はすでに顕在化しており、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減対策という緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策という適応策の重要性が一層増しています。同法の制定により、適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。そして、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。2023年（令和5年）5月には、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、「気候変動適応法」が改正され、5月に「熱中症対策実行計画」及び「気候変動適応計画」の一部変更が閣議決定されました。

②　地球温暖化対策の現況

これまで、2016年（平成28年）に策定された「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する様々な対策・施策が進められてきました。2016年（平成28年）から、地球温暖化対策・施策について、本部によりその進捗状況の点検が行われていましたが、2018年（平成30年）からは、同計画に基づき進捗状況の点検が行われることになりました。そして、その結果を踏まえて、3年ごとに計画の見直しが検討されることになっています。

2021年（令和3年）に改定された同計画では、2030年度（令和12年度）の中期目標が2013年度（平成25年度）比－26.0%から－46%に引き上げられたことを踏まえ、温室効果ガス別その他区分ごとの排出抑制に関する目標も更新されました。日本の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については2013年度（平成25年度）比－45%、部門ごとでは、産業部門で－38%、業務その他部門で－51%、家庭部門で－66%、運輸部門で－35%、エネルギー転換部門で－47%の水準にすることが目指されています。非エネルギー起源二酸化炭素については－15%、メタンについては－11%、一酸化二窒素については－17%、代替フロン等4ガスについては－44%

の水準にすることが目標・目安として設定されています。また、温室効果ガス吸収源として、2030年度（令和12年度）において、森林吸収源により約3,800万 t-CO_2の吸収量を、都市緑化等の推進等により約970万 t-CO_2の吸収量を確保することとされています。さらに、二国間クレジット制度により、2030年度（令和12年度）までの累積で、1億 t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することとされています。2023年度（令和5年度）の日本の温室効果ガスの総排出量は約10億7,100万 t-CO_2であり、2013年度（平成25年度）比で23.3%減少し、前年度比では4.0%減少しました。減少した要因としては、エネルギー消費量の減少や電力の脱炭素化（再エネ拡大や原発再稼働）に伴う電力由来のCO_2排出量の減少等が考えられます。温室効果ガスのガス別・部門別の排出量については、次のとおりです。エネルギー起源二酸化炭素は2013年度（平成25年度）比で25.4%減少しました。部門別では、産業部門は26.7%、業務その他部門は29.7%、家庭部門は29.7%、運輸部門は15.2%、エネルギー転換部門（電気熱配分統計誤差を除く）は23.7%減少しました。非エネルギー起源二酸化炭素は15.0%、メタンは9.9%、一酸化二窒素は19.7%減少しましたが、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）は28.2%増加しました。

7　持続可能な開発目標（SDGs）

総務担当

（1）持続可能な開発

1960 年代から先進国を中心に公害などの環境問題が顕在化する一方、開発途上国では貧困などが大きな問題となっていました。こうした中、1972 年（昭和 47 年）にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択されたストックホルム宣言で、経済や社会の発展のためには環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示されました。そして、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」が 1987 年（昭和 62 年）に報告した「我ら共有の未来（Our Common Future）」により、「持続可能な開発」（Sustainable Development、以下、SD）という概念が一般に定着するようになりました。

これらの動きを踏まえ、1992 年（平成 4 年）6 月にブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議（地球サミット）が開催されました。地球サミットでは、SD を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ 21」などが採択され、今日に至る地球環境の保護や SD の考え方に大きな影響を与えました。地球サミットから 20 年に当たる 2012 年（平成 24 年）には、国連持続可能な開発会議（リオ＋20）が開催され、地球環境の保護と SD に対する国際的な議論が進められてきました。

（2）持続可能な開発目標と環境

2015 年（平成 27 年）9 月に、ニューヨーク国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」が採択されました。2030 アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、SDGs が掲げられました。SDGs は、2000 年（平成 12 年）に国連で採択された「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals）で残された課題と、リオ＋20 で議論された深刻化する環境課題など 17 の目標と 169 のターゲットから構成されます。SD の促進は地球環境への取組と表裏一体のものであり、17 の目標全てが直接、間接的に環境と関わりがあります。

（出典）国連広報センター

【SDGs の 17 の目標】

また、SDGs は、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」であることや、社会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考えに基づくという特徴を持っています。こうした特徴を持つ、世界が将来を共有する目標としての SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要となってきています。

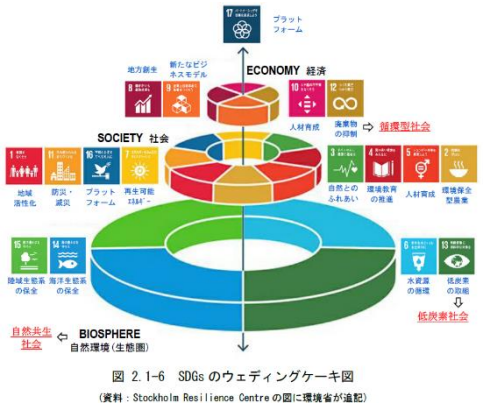

図 2.1-6　SDGs のウェディングケーキ図

（資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記）

（出典）環境省自然環境局「森里川海からはじめる地域づくり　地域循環共生圏構築の手引き（ver1.0）」2019 年 3 月

【SDGs ウェディングケーキモデル】

日本でも、2016 年（平成 28 年）5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年 12 月に、同本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。2017 年（平成 29 年）6 月には、「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」が設置され、自治体レベルで SDGs に取り組むための方策の検討が行われています。2019 年（令和元年）12 月には、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が改定され、2023 年（令和 5 年）3 月には、「SDGs アクションプラン 2023」が決定されました。同年 12 月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が再び改定されました。実施に当たり、①持続可能な経済・社会システムの構築、②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、③地球規模の主要課題への取組強化、④国際社会との連携・協働、⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進が重点事項として挙げられています。そして、地方公共団体は SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

2018 年（平成 30 年）4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方も活用しつつ、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」「国土のストックとしての価値の向上」「健康で心豊かな暮らしの実現」など分野横断的な 6 つの重点戦略が設定されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」という考え方が新たに提唱されました。同年 6 月には、環境省が SDGs に係る取組の進展に寄与することなどを目的として、全ての企業が持続的に発展するための SDGs の活用ガイド「持続可能な開発目標（SDG s）活用ガイド」を作成しました。2019 年度（令和元年度）から、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」が実施され、地域循環共生圏のビジョンづくりが行われるなど、SDGs の普及が進められています。「第五次環境基本計画」では、策定後 5 年程度が経過した時点をめどに計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが規定されており、2022 年（令和 4 年）12 月から 2023 年（令和 5 年）3 月の期間に 4 回、「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」が開催されました。2023 年（令和 5 年）5 月から、中央環境審議会において、「第六次環境基本計画」策定の議論が開始され、2024 年（令和 6 年）5 月に閣議決定されました。

また、2018 年度（平成 30 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）にかけて、内閣府が地方公共団体（都道府県及び市区町村）による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を SDGs 未来都市として計 206 都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体 SDGs モデル事業として計 70 事業選定しました。2021 年度（令和 3 年度）には、地方公共団体が広域で連携し、SDGs の理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携 SDGs モデル事業」として選定、支援が開始されました。さらに、官民連携の促進を目的として「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」の主催、支援が実施されています。

2021 年（令和 3 年）6 月には、日本のこれまでの SDGs の取組についての進捗を評価した、「2030 アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021～ポスト・コロナ時代の SDGs 達成に向けて～」が作成されました。自発的国家レビュー（VNR）は 4 年ぶり 2 回目の作成となります。前回作成時の 2017 年（平成 29 年）では、SDGs に取り組む地方公共団体の割合は 1%でしたが、2020 年（令和 2 年）には 39.7%となっています。政府は、2024 年度（令和 6 年度）末までにこの割合を 60%とする目標を掲げて取組を進め、2024 年度時点で 66.5%に到達しました。また、地方自治体との連携強化により、自発的ローカルレビュー（VLR)の積極的な実施が推進されています。

第２部　藤沢市の環境の現況と取組

「★　達成指標に対する本年度の状況　★」の表記について

本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続き取組を進めている状況を示しています（「「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況」は資料編 256-259 ページ参照）。

第２部　藤沢市の環境の現況と取組

≪環境像１≫

Ⅰ　快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

１　大気の保全

環境目標１－１
　環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 光化学オキシダントが未達成となっており、全国でも 0.1%（1/1,174 局）と極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	一部未達成※1	一部未達成※1	一部未達成※1	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2007 年度（平成 19 年度）以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2
ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 調査開始以来環境基準については達成を継続しています（2022 年度（令和４年度）から隔年調査に変更）。 今後の取組・対策等について 引き続き、隔年で測定を行います。	達成	達成	達成 （参考）	達成※2
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2015 年度（平成 27 年度）以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2

※1　監視対象５物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全４局で未達成。
※2　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）大気の保全状況の監視

環境保全課

①　大気汚染常時監視測定

＜内　容＞

「大気汚染防止法」等に基づき、藤沢市役所、湘南台小学校、御所見小学校及び明治市民センターの一般環境大気測定局と藤沢橋の自動車排出ガス測定局で大気汚染のリアルタイム状況を常時監視しました。また、収集した大気測定データは、テレメータシステムによって収集し、毎時のデータを環境省及び神奈川県のホームページで情報公開しました。

＜効　果＞

令和６年度においても大気汚染の状況を監視することにより、環境基準の達成状況を把握することができました。また、光化学スモッグ注意報等の大気汚染による緊急事態に備えることができました。また、ホームページに速報値を掲載し、情報を提供することができました。

令和６年度の環境基準適合状況については以下のとおりです。

ア　環境基準の評価方法

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価が定められています。

大気汚染物質の環境基準

二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下。かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下。かつ 1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15 μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m^3 以下。

（ア）短期的評価

測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価します。

（イ）長期的評価

◇　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の 1 日平均値のうち、高いほうから 2%の範囲にあるもの（365 日分の測定がある場合は、7 日分の測定値）を除外した後の最高値（年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価します。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

◇　二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98%に相当するもの（年間 98%値）を環境基準と比較して評価します。

◇　微小粒子状物質（PM2.5）

1 年平均値を環境基準と比較して評価します。

イ　適合状況

（ア）二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（イ）一酸化炭素

測定している全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（ウ）浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（エ）二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

（オ）光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令が１回ありました。

（カ）微小粒子状物質（PM2.5）

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

令和６年度　大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

項目	測定局	一般環境大気測定局				自動車排出ガス測定局
		藤沢市役所	湘南台小学校	御所見小学校	明治市民センター	藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値（ppm）	0.000		0.001	0.001	
	年間 2%除外値（ppm）	0.001		0.001	0.001	
	環境基準（長期的評価）	○		○	○	
	環境基準（短期的評価）	○		○	○	
一酸化炭素	年平均値（ppm）	0.2				0.3
	年間 2%除外値（ppm）	0.4				0.5
	環境基準（長期的評価）	○				○
	環境基準（短期的評価）	○				○
浮遊粒子状物質	年平均値（mg/m³）	0.013	0.013	0.013	0.016	0.013
	年間 2%除外値（mg/m³）	0.033	0.035	0.032	0.043	0.035
	環境基準（長期的評価）	○	○	○	○	○
	環境基準（短期的評価）	○	○	○	○	○
二酸化窒素	年平均値（ppm）	0.009	0.009	0.010	0.009	0.010
	年間 98%　値（ppm）	0.024	0.025	0.024	0.023	0.025
	環境基準	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	昼間の 1 時間平均値（ppm）	0.038	0.037	0.034	0.038	
	1 時間値の最高値（ppm）	0.126	0.159	0.136	0.141	
	環境基準（短期的評価）	×	×	×	×	
微小粒子状物質（PM2.5）	年平均値（μg/m³）	8.1	7.3	8.0	8.8	8.7
	1 日平均値の年間 98%値（μg/m³）	19.5	19.3	20.4	20.8	21.0
	環境基準（長期的評価）	○	○	○	○	○
	環境基準（短期的評価）	○	○	○	○	○

備考：この表中○は環境基準（長期的評価･短期的評価）に適合していることを示す。×は環境基準（長期的評価･短期的評価）に適合していないことを示す。昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を指す。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目 ＼ 年度 ＼ 測定局名	藤沢市役所				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
二酸化硫黄(ppm)	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.011	0.010	0.011	0.011	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	9.6	8.3	7.5	8.0	8.1

測定局名 / 年度 / 測定項目	湘南台小学校				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001※	
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.014	0.012	0.013	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	7.7	7.0	7.1	6.6	7.3

※　令和５年５月30日に測定廃止としたため、参考値になります。

測定局名 / 年度 / 測定項目	御所見小学校				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.012	0.011	0.012	0.011	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.013	0.013	0.012	0.010	0.010
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	8.7	8.1	8.3	7.6	8.0

測定局名 / 年度 / 測定項目	明治市民センター				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.016	0.014	0.014	0.016	0.016
二酸化窒素(ppm)	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	9.5	8.5	8.3	8.5	8.8

光化学スモッグ注意報発令回数　　単位：件

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
発令回数（湘南地域）	0	2	0	1	3

大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）（年平均値）

測定局名 / 年度 / 測定項目	藤沢橋				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.014	0.012	0.013	0.013	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	9.8	8.6	8.7	9.0	8.7

【 市内大気測定局 】

藤沢橋局（自動車排出ガス測定局）

湘南台小学校局

藤沢市役所局

明治市民センター局

御所見小学校局

藤沢橋局　一酸化炭素計、
浮遊粒子状物質計

明治市民センター局
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計

明治市民センター局
微小粒子状物質(PM2.5)計

②　簡易法による二酸化窒素の環境調査

環境保全課

＜内　容＞

分子拡散法による二酸化窒素の調査を市内 22 地点で実施しました。

＜効　果＞

令和 6 年度においても大気汚染常時監視データとの比較により市内の二酸化窒素濃度を把握しました。前年度と比較し、全ての測定地点で大幅な変化はありませんでした。

令和６年度　二酸化窒素簡易測定結果　　単位：ppb

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	9	辻堂市民センター	10
片瀬市民センター	8	下藤が谷ポンプ場	8
明治市民センター	10	苅田出張所	11
中里市民の家	9	石名坂環境事業所	10
遠藤市民センター	9	湘南大庭市民センター	9
長後市民センター	10	しぶやがはら保育園	10
六会市民センター	9	リサイクルプラザ藤沢	15
辻堂青少年会館	10	善行中学校	8
江の島サムエル・コッキング苑	6	藤沢橋	12
村岡公民館	9	湘南台小学校	10
片瀬中学校	9	御所見小学校	12
		市内 22 地点の平均	10

③　公害関係分析事業

環境保全課

◇ 大気関係

＜内　容＞

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数　　延べ 538 検体

＜効　果＞

令和 6 年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

④　有害大気汚染物質調査

＜内　容＞

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について、藤沢市役所及び藤沢橋で月１回、御所見小学校で年２回の測定を行い、調査を実施しました。

＜効　果＞

令和 6 年度調査結果においては、環境基準の設定されている 4 項目（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）について、3 地点全てで環境基

【有害大気汚染物質　モニタリング調査風景】

準を達成していました。

また、評価に当たっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成 15 年 9 月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の 4 項目、平成 18 年 12 月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 3 項目、平成 22 年 10 月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、平成 26 年 4 月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和 2 年 8 月に塩化メチル、アセトアルデヒドの 2 項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値（指針値）として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。

令和６年度　有害大気汚染物質モニタリング調査結果　年平均値

単位：μg/m³　ﾆｯｹﾙ化合物～ﾍﾞﾝｿﾞ[a]ﾋﾟﾚﾝは ng/m³

測定項目＼測定地点	藤沢市役所（一般環境）	御所見小学校（一般環境）	藤沢橋（沿道）	環境基準（年平均値）
アクリロニトリル	0.014	0.013	–	2（指針値）
塩化ビニルモノマー	0.15	0.060	–	10（指針値）
塩化メチル	1.2	1.3	–	94（指針値）
クロロホルム	0.18	0.14	–	18（指針値）
1，2－ジクロロエタン	0.13	0.16	–	1.6（指針値）
ジクロロメタン	1.4	1.3	–	150 以下
テトラクロロエチレン	0.071	0.066	–	200 以下
トリクロロエチレン	0.38	0.25	–	130 以下
1，3－ブタジエン	0.031	0.026	0.060	2.5（指針値）
ベンゼン	0.61	0.74	0.77	3 以下
トルエン	4.4	4.6	5.7	–
アセトアルデヒド	2.4	2.4	2.4	120（指針値）
ホルムアルデヒド	2.9	3.2	2.6	–
ニッケル化合物	1.4	1.2	–	25（指針値）
ヒ素及びその化合物	0.52	0.60	–	6（指針値）
ベリリウム及びその化合物	0.012	0.016	–	–
マンガン及びその化合物	13	11	–	140（指針値）
クロム及びその化合物	2.7	2.0	–	–
水銀及びその化合物	2.0	2.0	–	40（指針値）
ベンゾ[a]ピレン	0.064	0.15	0.070	–
酸化エチレン	0.073	0.077	–	–

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 として計算。

⑤　ダイオキシン類環境調査結果

環境保全課

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の測定計画において令和 4 年度から隔年調査となりました。令和 6 年度については、実施していません。

ダイオキシン類環境調査結果（大気）　経年変化

単位：pg-TEQ/m³

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	環境基準（基準値）
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.012	0.031	—	0.0040	—	0.6
御所見小学校（県調査）	0.024	0.019	—	0.0097	—	

⑥　本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

環境施設課（北部環境事業所、石名坂環境事業所）

＜内　容＞

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和6年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

＜効　果＞

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、146ページ参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果　　単位：pg-TEQ/m³

	環境基準（基準値）	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（工場棟屋上）	0.6	0.0075	令和6年12月
北部環境事業所（放流槽横）		0.0069	令和6年6月

※　毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の2分の1の値を用いる。

（２）固定発生源への対策

①　公害関係法令に基づく管理

環境保全課

ア　「大気汚染防止法」

「地方自治法」第153条第2項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和55年神奈川県規則第118号）により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成6年4月1日に「大気汚染防止法」の第31条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は114事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は2事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は4事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は3事業場となっています（特定粉じん発生施設はありません）。令和6年度に受理した届出数は3,514件で、内訳は以下のとおりです。

令和６年度　「大気汚染防止法」　届出件数　　単位：件

届 出 状 況		件数
6 条	ばい煙発生施設の設置	1
8 条	ばい煙発生施設の変更	0
10 条	6 条に係る期間短縮	1
	8 条に係る期間短縮	0
11 条	氏名等変更	11
	ばい煙発生施設の廃止	4
12 条	承継	2
17 条の 13	氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設）	1
18 条	一般粉じん発生施設の設置	3
18 条の 13	氏名等変更（一般粉じん発生施設）	0
	一般粉じん発生施設の廃止	2
18 条の 17	特定粉じん排出等作業の実施	14
27 条	「大気汚染防止法」に基づく通知（「電気事業法」）	8
	石綿事前調査結果報告（電子）	3,467
計		3,514
ばい煙発生施設設置工場・事業場		114
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

※　特定粉じん発生施設はなし。

イ　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（「公害防止組織整備法」）は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市には、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第 153 条第 2 項に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は 33 事業場となっています。令和 6 年度に受理した届出数は 20 件で、内訳は以下のとおりです。

令和６年度「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」届出件数

単位：件

届 出 状 況	件 数
公害防止統括者	13
大気関係公害防止管理者	2
水質関係公害防止管理者	4
騒音・振動関係公害防止管理者	0
粉じん関係公害防止管理者	1
計	20
特定工場数	33

②　工場・事業場の立入調査

環境保全課

＜内　容＞

工場・事業場に立入調査を実施し、ばい煙測定結果等の関係書類の検査及びばい煙発生施設の稼働状況等の調査・指導等を行いました。

＜効　果＞

令和 6 年度の立入調査結果では、違反工場・事業場はありませんでしたが、引き続き施設の良好な維持管理を実施するよう指導を行いました。

環境保全課

③　公害苦情相談

令和 6 年度の苦情受付総件数は 166 件で、苦情の種類別では建設作業などの騒音に関する苦情が 64 件（39%）と最も多く、次いで野焼きなどの大気に関する苦情が 62 件（37%）、飲食店からのにおいなど悪臭に関する苦情が 18 件（11%）となっています。

年度別苦情受付件数　　単位：件

種類＼年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大気汚染	145	123	99	87	62
水質汚濁	1	1	2	0	1
土壌汚染	6	1	0	0	0
騒音	119	134	112	92	64
振動	13	23	20	12	15
地盤沈下	0	0	0	1	0
悪臭	31	29	29	29	18
その他	3	7	6	3	6
合計	318	318	268	224	166

環境保全課

④　野焼き行為の防止

野焼き（屋外における焼却）行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。家庭から出る落ち葉や紙などのごみは、庭先での野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却をやめ、正しく分別してごみ収集に出すように、ホームページなどで呼びかけています。

法令に適さない焼却炉での焼却行為や野焼きは、環境汚染につながるという見方が一般的に定着し、行為者も行政指導に一定の理解を示すようになりました。

法律違反となる野焼き行為には厳しく対処するなど、今後も野焼き行為の防止に努めます。

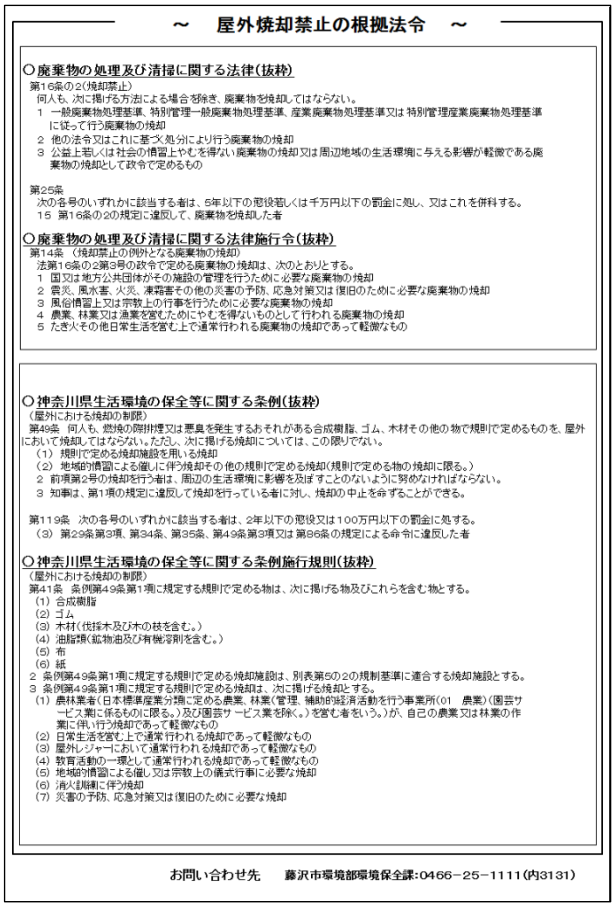

【野焼き行為の防止を呼び掛けるチラシ】

⑤　化学物質の大気環境調査

環境保全課

＜内　容＞

市内における化学物質の大気の環境調査を行いました。

＜効　果＞

令和６年度において、藤沢市役所で調査を実施した結果は、以下のとおりです。

令和６年度　化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m³

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
キシレン	1,700	330～9,500
スチレン	86	ND～4,500
エチルベンゼン	1,900	89～10,000
p-ジクロロベンゼン	380	120～17,000
フタル酸ジエチル	40	ND～18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	62	ND～360
フタル酸ブチルベンジル	<0.4	ND～5.5
フタル酸ジブチル	250	ND～160
フタル酸ジシクロヘキシル	<0.12	ND～4.9
フタル酸ジペンチル	<0.10	ND～1.5
フタル酸ジプロピル	<0.3	ND～2.0
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	3.1	ND～21

※　年平均値（キシレン、スチレン、エチルベンゼン、p-ジクロロベンゼンは年４回測定）。それ以外は年１回の測定値。

ND　：検出下限値未満の値

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおり。
環境省「化学物質環境実態調査（H10、H11、H24）」

⑥　アスベスト調査

環境保全課

＜内　容＞

アスベストについて調査を実施しました。

＜効　果＞

令和６年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い１地点、工業地域１地点、住宅地域１地点及びバックグラウンドとして江の島サムエル・コッキング苑を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は１本／L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年１回３日間測定）　　単位：本／L

地域区分	測定地点	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.056	＜0.056	0.056	0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	0.088	＜0.056	＜0.056	0.056	0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	0.070	＜0.056	＜0.056	＜0.056	0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.056	0.056	0.070	0.056	＜0.056

※　WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に１本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

⑦　アスベスト発生施設への指導

環境保全課

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械等石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務づけるとと

もに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

⑧　市内中小企業の設備導入支援

産業労働課

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5%以内（上限金額 30 万円）で、補助期間が最長 3 年間です。

（３）移動発生源への対策

①　自動車対策

ア　アイドリング・ストップ等の推進

環境保全課

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務付けられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務付けられています。

本市では web サイトや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

イ　次世代自動車の導入

総務担当

本市では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策等として、次世代自動車の導入等に努めています（詳細は 202-204 ページ）。

ウ　自動車交通量削減の啓発

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量の少ない移動手段の利用を促進するため、ノーカーデーの実施など、自動車交通量削減を図る必要があります。本市では市 HP 等により、公共交通機関の利用について啓発を行っています。

②　公共交通機関の強化

都市計画課

公共交通機関は、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策や超高齢社会への対応の観点から強化を図る必要があります。その基本として、自家用車に頼らずに移動できるよう公共交通機関の充実及び利用促進を図っていきます。そのため、関係機関と協議する中で、次のような取組を進めています。

ア　路線バス優先レーンの設置

湘南ライフタウンは鉄道系の交通機関が未整備の地域であり、辻堂駅への車による送迎が多く、駅周辺の道路混雑を助長し、その結果、バスの定時性・速達性が低下しています。

この対策として、午前 7:00～8:30 の間、延長約 4 km（羽鳥交番前～湘南ライフタウン北端）のバス優先レーンを指定しています。

【路線バス優先レーン】

イ　ＰＴＰＳ（公共車両優先システム Public Transportation Priority Systems）の導入

バスの定時性の確保とバス利用者の利便性の向上を図るため、路線バスが優先的に通行できるよう信号制御する PTPS を、警察、バス事業者との連携のもと、平成 11 年度に湘南ライフタウンと辻堂駅北口を結ぶ辻堂駅遠藤線（約 5.3 km）、平成 13 年度に湘南台駅西口と慶応大学を結ぶ高倉遠藤線（約 3.9 km）及び湘南台駅西口と湘南ライフタウンを結ぶ亀井野二本松線等（約 4.4 km）に導入しました。バスの旅行時間の短縮などに寄与しています。

【整備項目】

光学式車両感知器	19 基
集中制御交通信号機	49 基
バス車載機	88 基

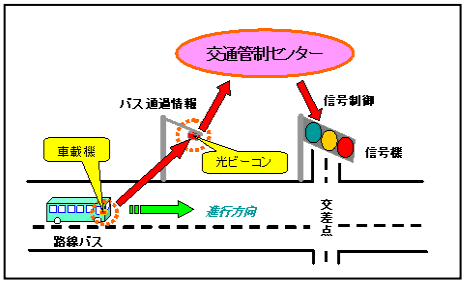

【ＰＴＰＳ（公共車両優先システム）のイメージ】

ウ　住宅地での地域提案型バスの運行

道路幅員が狭く、特に起伏の激しい地域の住宅地等では、自家用車の利用が多いのが実状です。この対策として、地域住民、バス事業者、本市の 3 者が連携してバスルート、バス停留所、運行可能なバスの大きさ等について協議を行い、平成 9 年度から地域提案型バス路線の運行、拡充に取り組んでいます。

現在では 14 路線で地域提案型バスの運行を実施しています。

【地域提案型バス】

エ　バスロケーションシステムの導入

バスの利便性の向上を図るため、バスを利用する市民等にバスの現在位置、到着予想時刻、時刻表等の情報を提供するバス運行システム（バスロケーションシステム）の導入を平成 17 年から行っています。平成 28 年度までに、藤沢市内の神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが運行するバスに導入しました。

このシステムを導入することにより、市民の円滑な移動が可能となり、自家用車から公共交通への利用転換が期待されます。

【バスロケーションシステム　イメージ図】

◇　市内導入路線

神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バス※が営業する藤沢市内並びに藤沢市内と他市を連絡する全路線

※京浜急行バスは、2025 年（令和 7 年）5 月 19 日をもって藤沢市域の運行が廃止されました。

オ　ノンステップ連節バスの導入

新たな基幹的公共交通として、平成 17 年 3 月湘南台駅西口～慶応大学間に、平成 30 年 5 月辻堂駅北口～慶応大学間に、ノンステップ連節バスを導入しました。この路線にすでに導入されている PTPS を活用することにより、中量輸送の実現と、定時性、速達性の改善が同時に図られます。

【ノンステップ連節バス】

③　自転車利用の促進

自動車交通量を削減し、NOx、CO_2 等を削減することで、大気汚染などの改善を図っていくため、自転車利用を促進します。

ア：都市計画課

ア　サイクルアンドバスライド駐輪場の設置

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム、サイクルアンドバスライドの導入を進めています。

市内 4 ヵ所にバス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています（詳細は 202 ページ）。

イ：道路下水道総務課

イ　自転車等駐車場の整備

利用者が安心して自転車を利用できるよう、また、駐車を秩序あるものとするため、自転車等駐車場の整備を進めています。

○市営自転車等駐車場（無料）	5 ヵ所	237 台
○市営自転車等駐車場（有料）	28 ヵ所	13,547 台
○民間自転車等駐車場	14 ヵ所	6,382 台

（本市補助制度適用施設等）

ウ：道路整備課

ウ　自転車通行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車通行空間の整備を進めています。

令和 6 年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（辻堂駅）」に基づく辻堂駅周辺ネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）による自転車通行空間の整備を実施しました。

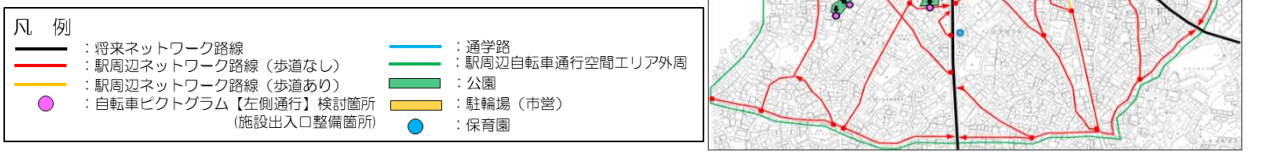

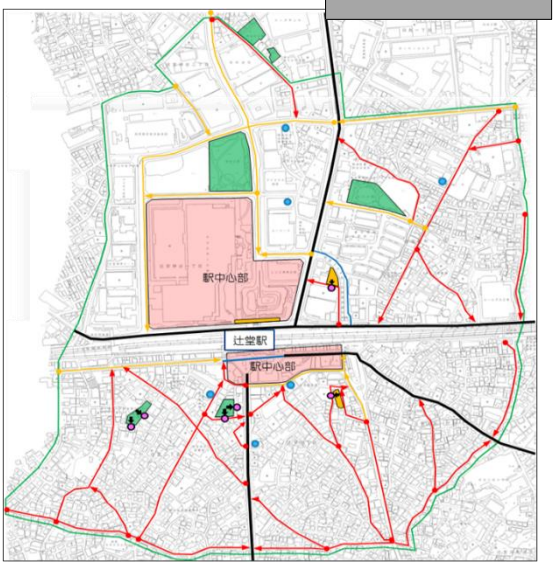

【辻堂駅周辺の自転車通行空間整備計画図】

④　道路整備等

ア：道路下水道総務課（国道・県道）／道路整備課（市

ア　道路・交差点の整備

大気汚染の原因の 1 つとなっている道路交通渋滞の緩和を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

〈国道〉	〈県道〉	〈市道〉
・（都）横浜湘南道路	・（都）横浜藤沢線	・（都）藤沢石川線（本町工区）
	・（都）藤沢厚木線	・（都）善行長後線（六会工区）
	・県道湘南台大神伊勢原	

※（都）とは藤沢都市計画道路のことです。

イ：道路下水道総務課

イ　国・県等広域的取組

広域的な道路ネットワークの整備促進に関する取組は、自動車交通の円滑化にも寄与することから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」等を通じて国や関係機関への働きかけを行っています。

２　土壌・地下水の保全

環境目標１－２
　環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

環境保全課（土壌･地下水）

環境施設課（北部環境事業所）（ダイオキシン）

指標項目	概要	2020 R2（改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12（目標）
土壌の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が６地点指定されています。 今後の取組・対策等について 法令に基づく対応を指導中です。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成※2	達成
ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について ダイオキシン類管理対象地等※3 における土壌調査において、基準の超過は確認されませんでした。 今後の取組・対策等について 継続して法令に基づく指導を行います。	達成	達成	達成	達成※4
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成	取組・結果等について 継続調査地点３地点（本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレン）で未達成。 今後の取組・対策等について 未達成地点において継続して調査を行っていきます。	一部未達成※5	一部未達成※5	一部未達成※5	達成

※1　３ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 16 ヵ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。
※2　６ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び７ヵ所の事業所において浄化対策を実施中。
※3　北部環境事業所が実施する市内１地点を含む。
※4　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。
※5　継続調査地点３地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンが未達成。

（１）土壌・地下水の保全状況の監視と対策

環境保全課

①　公害関係法令に基づく管理

ア　「水質汚濁防止法」

「水質汚濁防止法」（「水濁法」）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護することとともに、生活環境を保全すること等を目的としています。この法律に関する各種の届出の受理等の事務は、同法第 28 条に基づき昭和 49 年から本市に委任されています。

本法に基づく届出対象事業場数（特定施設等を有する事業場）は 220 事業場で、令和 6 年度に受理した届出数は 114 件でした。内訳は以下のとおりです。

令和６年度　「水質汚濁防止法」　届出件数　　単位：件

届 出 状 況		件数
5 条	特定施設の設置	26
5 条 3 項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	2
7 条	特定施設の構造等の変更	8
9 条	5 条に係る期間短縮	23
	7 条に係る期間短縮	8
10 条	氏名の変更	25
	特定施設の廃止	22
11 条	承継	0
計		114
届出対象事業場数		220
有害物質貯蔵指定事業場数※		(10)

※　有害物質貯蔵指定事業場とは、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場又は「有害物質貯蔵施設」のみを設置する事業場。（　）の数字は、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場で特定事業場数に含まれる。

イ　「土壌汚染対策法」

「土壌汚染対策法」（「土対法」）は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。調査報告受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 6 年度に受理した届出数は 62 件で、その内訳は次のとおりです。また令和 7 年 3 月 31 日現在、形質変更時要届出区域として 6 件指定しています。

令和６年度　「土壌汚染対策法」　届出件数　　単位：件

届　出　状　況		件数
3 条	土壌汚染状況調査結果報告書	0
	第3条第1項ただし書の確認申請書	9
3 条 7 項	一定の規模以上の土地の形質変更	12
3 条 8 項	土壌汚染状況調査報告書	10
4 条	一定の規模以上の土地の形質変更	13
4 条 2 項	土壌汚染状況調査報告書	4
12 条	形質変更時要届出区域内における形質変更	6
16 条	汚染土壌の区域外搬出	8
計		62

ウ　「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、大気汚染や水質汚濁などの公害防止の観点にとどまらず、広く環境保全上の支障の防止を目的としたもので、土壌汚染対策に関しては特定有害物質（特定有害物質使用地）だけでなく、ダイオキシン類（ダイオキシン類管理対象地）についても対象としています。届出受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 6 年度に受理した土壌関係の届出数は 182 件で、その内訳は次のとおりです。

令和６年度　「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(土壌関係)」　届出件数　　単位：件

届　出　状　況		件数
59 条 3 項	特定有害物質使用事業所廃止報告書	0
60 条 1 項	土地区画形質変更等届出書（有害物質）	37
60 条 2 項	土壌調査報告書（特定有害物質）	33
63 条の 3	土地区画形質変更等届出書（ダイオキシン類）	45
63 条の 3	土壌調査報告書（ダイオキシン類）	42
－	その他土壌関係届出	25
計		182

②　事業場への規制・指導　　環境保全課

「水質汚濁防止法」に基づく届出対象事業場数（特定施設等を有する事業場数）は、220 事業場です（うち特定事業場数は 210、 有害物質使用特定事業場数は 10、有害物質貯蔵指定事業場数は 10（全て特定事業場にも該当）、令和 7 年 3 月 31 日現在)。特定事業場数のうち日平均排水量 50 m^3 以上の事業場は、22 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、38 事業場です。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和 6 年度の立入件数は延べ 102 事業場で、うち 53 事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反した事業場は 3 件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

令和６年度　事業場指導状況　延べ件数　　単位：件

区分	「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」			
水質立入事業場	102			
採水事業場	53			
違反事業場	3			
行政指導事業場	4	内訳	口頭指示	1
			文書指示	2
			文書勧告	1
			改善命令	0

③　有機塩素系化合物地下水調査

環境保全課

＜内　容＞

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染について汚染井戸及び周辺井戸の状況を監視しました。

＜効　果＞

汚染井戸及び周辺井戸について継続調査を行いましたが、汚染範囲の拡大等の変化は、見られませんでした。今後も調査を継続していきます。

④　「水質汚濁防止法」第 16 条に基づく地下水質調査及び地下水・土壌汚染対策

環境保全課

＜内　容＞

土壌汚染対策については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業場に対し、特定有害物質の適正な使用及び管理を指導しました。また、事業場の閉鎖や土地の区画形質変更時の土壌汚染状況調査の実施を、同条例及び「土壌汚染対策法」に基づき指導しました。地下水調査では、神奈川県地下水質測定計画に基づき 15 地点を調査しました。

＜効　果＞

令和 6 年度までの土壌汚染状況調査の結果、現在、6 ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定をしています。また、7 ヵ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施していますが、飛散防止及び土壌の浄化等適正な管理を指導したため、周辺への影響はありませんでした。

また、地下水質調査では、市内を 2 km メッシュで区切って調査するメッシュ調査を 4 地点で実施しましたが、環境基準を上回る地点はありませんでした。また、毎年継続して水質の経年変化を調査する定点調査地点の 8 地点では、環境基準を上回る地点はありませんでした。

前年度までに汚染が確認され継続監視している継続調査地点では、3 地点のうちテトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点、クロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンが 1 地点で環境基準を超過していました。

地下水汚染の原因特定は大変困難ですが、テトラクロロエチレンについては、過去に工場などで金属の脱脂剤として使用されていた影響であり、1,2－ジクロロエチレンについては、テトラクロロ

エチレン等の土壌中での分解生成物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地での施肥や生活排水などの影響と考えられます。

環境基準を超過した井戸については、今後も継続した調査を実施します。

新たに環境基準を超過した井戸が判明し、飲用水として利用している場合には、本市保健所にも井戸の使用についての指導を依頼します。

【地下水汚染のしくみ】

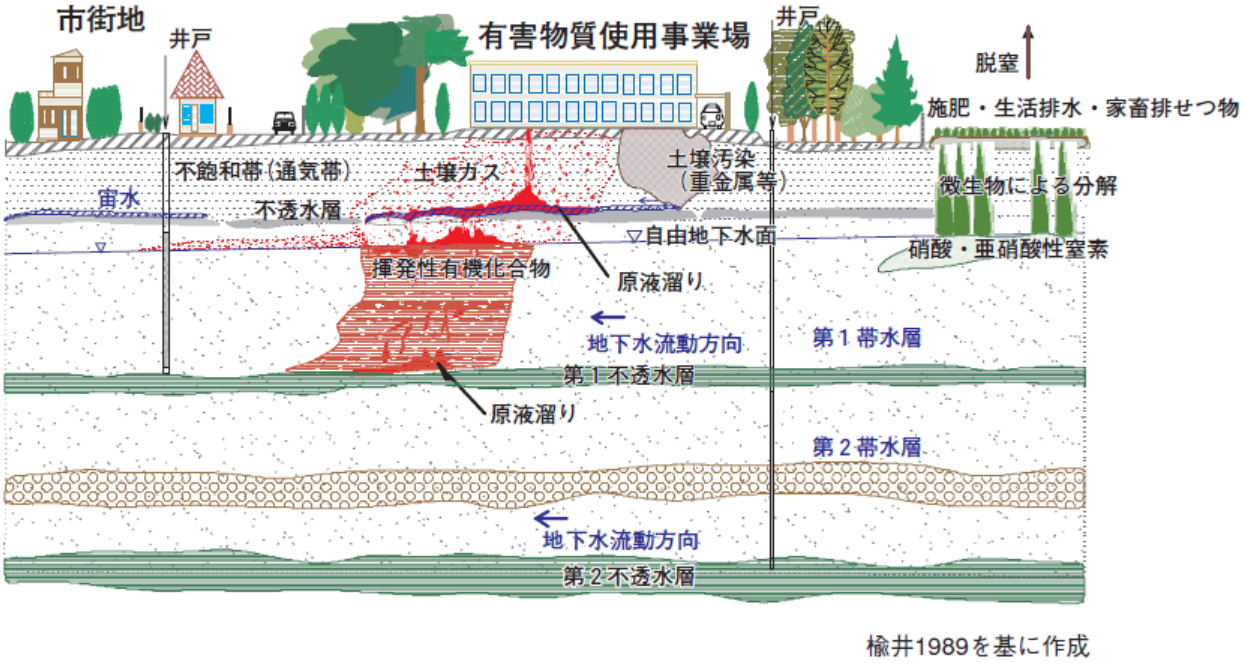

（出典）環境省環境管理局水環境部編『地下水をきれいにするために』

⑤　ダイオキシン類環境調査結果（土壌・地下水）

環境施設課（北部環境事業所）

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

＜効　果＞

令和６年度においては、市内１ヵ所で土壌調査及び市内２ヵ所で地下水の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、土壌及び地下水について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和６年度　ダイオキシン類環境調査結果（土壌・地下水）

単位：土壌 pg-TEQ/g、地下水 pg-TEQ/l

調査地点	土壌	地下水
葛　　原	—	0.020
用　　田	8.7	0.016
環境基準 （基準値）	1,000	1

ダイオキシン類環境調査結果（土壌）　経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	環境基準（基準値）
用　田	12	15	13	11	8.7	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水）　経年変化

単位：pg-TEQ/l

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	環境基準（基準値）
葛　原	0.043	0.045	0.045	0.025	0.020	1
用　田	0.044	0.047	0.045	0.030	0.016	

⑥　地盤沈下対策

環境保全課

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和52年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

＜内　容＞

地盤沈下量等の把握のため、56ヵ所の水準点（本市設置分50ヵ所）の延長60kmの精密水準測量を実施しています。平成21年度から隔年で実施しています。

＜効　果＞

令和6年度は、精密水準測量を実施していません（隔年実施）。

⑦　不法投棄に関する対策

環境事業センター

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引続き適切に対応していきます。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄の件数　　単位：件

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	9	6	6	8	3

３　河川・海の保全

環境目標１－３
　環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
水質汚濁に係る環境基準の達成	取組・結果等について 神奈川県の測定計画に基づく水質調査では、川名橋の生物化学的酸素要求量で環境基準未達成となっています。本市独自の水質調査では、蓼川、小出川の生物化学的酸素要求量で環境基準を未達成となっています。 今後の取組・対策等について 引き続き水質の監視を行います。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成※3	達成
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について ダイオキシン類については環境基準を達成しており、事業場等からの新たな汚染は無いと考えられます。 今後の取組・対策等について 今後も県の計画に準じて調査を継続し、汚染状況を監視します。	達成	達成	達成	達成※4

※1　海域の「江の島西」「辻堂沖」の DO、河川 11 地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」の BOD で未達成。
※2　市計画河川１１地点のうち「蓼川」及び「小出川」の BOD で未達成。公共用水域水質調査（河川及び海域）計８地点のうち「江の島西」の COD で未達成。
※３　市計画河川１１地点のうち「蓼川」及び「小出川」の BOD で未達成。公共用水域水質調査（河川及び海域）計８地点のうち「川名橋」の BOD で未達成。
※4　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

河川水路課

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度の「河川法」改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つだけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。

【一級河川　小出川】

（１）河川・海の保全状況の監視

環境保全課

事業場からの産業排水及び家庭からの生活排水に含まれる汚濁物質の量が、河川や海など公共用水域の自然浄化力の限界を超えると、魚類等の水生生物、農業、水産業に被害を生じさせます。

本市では、これらの対策として、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川や海の汚濁状況を把握するため、神奈川県の測定計画に基づく常時監視や、本市独自の計画で監視を行っています。

環境保全課

①　測定計画（「水質汚濁防止法」第 16 条）に基づく公共用水域の水質調査

＜内　容＞

境川水系 3 地点、引地川水系 3 地点、海域 2 地点について調査を実施しました。

◇河川 6 地点　年 24 回（月 1 回測定（1 日 2 回採水））

境川水系　　境川橋、大道橋、川名橋

引地川水系　　富士見橋、石川橋、下土棚大橋

◇海域 2 地点　年 12 回（月 1 回測定）

相模湾　　江の島西、辻堂沖

＜効　果＞

令和 6 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、川名橋における BOD が環境基準値を超過しました。

人の健康の保護に関する環境基準について、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、人の健康の保護に関する要監視項目のうち、PFOS 及び PFOA の合算値について、境川・境川橋及び相模湾・辻堂沖における結果は、いずれも暫定目標値（50ng／L）以下でしたが、引地川・富士見橋において、100ng／L と暫定目標値を超過する値が検出されました。

なお、引地川においては、本市より上流域において更に高い値が検出されていることから、県及び上流市と連携して、継続監視していきます。

令和６年度　公共用水域水質測定結果（河川）　年平均値

水系 / 採水地点 / 項目（記号）	引地川水系			境川水系			環境基準（基準値）	
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋		
	C 類型（引地川）	C 類型（引地川）	C 類型（引地川）	C 類型（境川）	D 類型（境川）	C 類型（柏尾川）	C 類型	D 類型
水素イオン濃度 pH	7.6	7.6	7.5	7.4	7.6	7.5	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.5	7.8	7.5	6.7	7.2	6.7	5 以上	2 以上
生物化学的酸素要求量 BOD※1(mg/L) 〈75%水質値※2〉	2.7 <3.1>	2.8 <3.7>	3.4 <4.0>	3.2 <4.0>	5.9 <7.8>	3.8 <5.4>	5 以下	8 以下
化学的酸素要求量 COD※3(mg/L)	4.3	3.8	3.6	5.1	5.3	6.6	－	－
浮遊物質量 SS（mg/L）	10	3	4	6	5	5	50 以下	100 以下

※1　生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、暗所・20℃で 5 日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示す。

※2　＜75%水質値＞とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、0.75×n 番目の値で、BOD、COD の環境基準達成の評価に用いる。

※3　化学的酸素要求量（COD）：水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が大きい程汚濁が進んでいることを示す。なお、COD は、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められているが、河川には定められていない。

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化　年平均値　　単位：mg/L

水系 / 採水地点 / 年度	引地川水系			境川水系		
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋
	(引地川)	(引地川)	(引地川)	(境川)	(境川)	(柏尾川)
令和 2 年	2.7	3.0	3.7	3.2	7.8	2.5
令和 3 年	2.3	2.9	4.5	3.0	7.5	2.1
令和 4 年	2.1	2.5	3.4	2.4	4.8	2.1
令和 5 年	3.0	3.4	3.8	3.3	5.9	3.0
令和 6 年	2.7	2.8	3.4	3.2	5.9	3.8

令和６年度　公共用水域水質測定結果（海域）　年平均値

水域 / 採水地点 / 項目(記号)	相模湾		環境基準（基準値）【A 類】
	江の島西	辻堂沖	
水素イオン濃度　pH	8.1	8.1	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 DO（mg/L）	7.9	8.0	7.5 以上
化学的酸素要求量 COD（mg/L）〈75%水質値〉	1.8 <2.0>	1.3 <1.6>	2 以下
大腸菌数 （CFU/100 mL）	250	11	300 以下

※　江の島西：緯度 N35° 18′ 06”、経度 E139° 28′ 21”
※　辻堂沖：緯度 N35° 18′ 24”、経度 E139° 26′ 52”
※　大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは、「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

化学的酸素要求量（COD）からみた経年変化　年平均値　単位：mg/L

水域 / 採水地点 / 年度	相模湾	
	江の島西	辻堂沖
令和 2 年	1.2	1.0
令和 3 年	1.4	1.1
令和 4 年	1.6	1.3
令和 5 年	2.0	1.3
令和 6 年	1.8	1.3

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基　準　値	項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1，1，1－トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1，1，2－トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1，3－ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン※1	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1，2－ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1，1－ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス－1，2－ジクロロエチレン※2	0.04 mg/L 以下	1，4－ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1，2－ジクロロエチレン※1	0.04 mg/L 以下		

備考　1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。
　　2：「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回ることを示す。
　　3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値が適用されない。
※1　クロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンは地下水のみに基準が適用される。（公共用水域は非該当）
※2　シス-1,2-ジクロロエチレンは公共用水域のみに基準が適用される。（地下水は非該当）

生活環境の保全に関する環境基準

類型（河川）	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数〈90%水質値〉
B 類型※1	目久尻川・小出川・打戻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100 mL以下
C 類型※2	境川水系（柏尾川合流点より下流及び柏尾川）引地川水系（全域）	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D 類型※2	境川水系（柏尾川合流点より上流（柏尾川除く））	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－

備考：基準値は、日間平均値とする。
※1　平成 30 年 6 月 29 日付け　神奈川県告示第 328 号で水域類型が指定。
※2　平成 25 年 7 月 30 日付け　神奈川県告示第 424 号で水域類型の指定が変更。

類型（海域）	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数※1〈90%水質値〉	n-ヘキサン抽出物質
A類型	相模湾	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/100 mL以下	検出されないこと

備考：基準値は、日間平均値とする。
※1　令和4年4月1日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20 CFU/100 mL以下となる。

②　本市計画による河川水質調査

環境保全課

＜内　容＞

境川・引地川流入支川等11地点において毎月1回調査を実施しました。

◇11地点　　年12回（月1回測定）

境川水系　3地点、　引地川水系　5地点、　相模川水系　3地点

＜効　果＞

令和6年度においても本市計画による河川水質調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、蓼川及び小出川で生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成しませんでした。それ以外の項目については、全ての地点で達成しました。

人の健康の保護に関する環境基準（前述の項目からPCBを除くカドミウム等26項目）について、全ての地点で環境基準を達成しました（打戻川は調査対象外）。

令和６年度　本市計画による河川水質測定結果

水系	境川水系			環境基準（基準値）【D類型】	引地川水系					環境基準（基準値）【C類型】	相模川水系			環境基準（基準値）【B類型】
採水地点	白旗川	滝川	境川		引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川		目久尻川	小出川	打戻川	
項目(記号)	陣屋橋	滝川橋	大清水橋		熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋		久保田橋	追出橋	やなか橋	
水素イオン濃度 pH	7.7	7.8	7.6	6.0以上 8.5以下	7.5	7.5	7.8	7.9	8.1	6.5以上 8.5以下	7.9	7.7	7.5	6.5以上 8.5以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	8.6	9.5	8.4	2以上	9.7	7.0	9.0	9.9	9.9	5以上	9.4	7.4	8.0	5以上
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L) 〈75%水質値〉	1.2 <1.5>	1.0 <1.1>	3.0 <4.0>	8以下	0.8 <1.2>	6.1 <7.1>	1.4 <1.5>	3.1 <3.3>	2.3 <1.8>	5以下	1.2 <1.5>	8.6 <6.5>	2.7 <2.3>	3以下
化学的酸素要求量 COD (mg/L)	2.7	2.1	5.7	－	1.5	5.1	2.5	4.6	4.0	－	2.5	9.3	4.1	－
浮遊物質量 SS(mg/L)	3	3	3	100以下	3	7	1	3	2	50以下	6	20	4	25以下

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化　年平均値　　単位：mg/L

水系	境川水系			引地川水系					相模川水系		
採水地点	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川	打戻川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋	久保田橋	追出橋	やなか橋
令和２年	1.1	0.7	4.8	0.8	4.3	1.6	3.7	1.4	1.3	8.7	3.2
令和３年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1	3.3
令和４年	1.5	1.1	4.2	0.8	7.8	1.4	4.3	2.5	1.2	7.5	5.5
令和５年	1.1	1.0	3.5	1.0	7.7	1.6	2.8	2.3	1.3	7.9	2.1
令和６年	1.2	1.0	3.0	0.8	6.1	1.4	3.1	2.3	1.2	8.6	2.7

③　海水浴場水質調査

環境保全課

＜内　容＞

令和６年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵠沼、辻堂の海水浴場の水質調査を海水浴シーズン前（5月）とシーズン中（7月）に実施しました。

◇6地点　年2回（各2日　1日2回）

片瀬東浜　2地点、　片瀬西浜・鵠沼　3地点、　辻堂　1地点

＜効　果＞

令和６年度の５月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質A）、片瀬西浜・鵠沼「適」（水質A）、辻堂「適」（水質A）でした。また、７月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質B）、片瀬西浜・鵠沼「可」（水質B）、辻堂「適」（水質A）でした。

令和６年度　海水浴場水質調査結果

浴場名	片瀬東浜		片瀬西浜・鵠沼		辻堂	
時期 / 項目	５月	７月	５月	７月	５月	７月
透明度	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上
COD (mg/L)	1.3	2.2	1.3	2.1	1.4	1.7
ふん便性大腸菌群数 (個／100 mL)	2	25	4	35	2	9
油　膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
判　定（参考）	水質A	水質B	水質A	水質B	水質A	水質A

※　透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定の平均値。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個／100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深 1 m 以上）
	水質A	100 個／100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深 1 m 以上）
可	水質B	400 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
	水質C	1,000 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
不適		1,000 個／100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

④　ダイオキシン類環境調査

環境保全課

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

＜効　果＞

◇水質【市内河川調査：本市調査】

令和 6 年度においては、市内河川 2 ヵ所で水質及び底質の調査を実施しました。

調査結果については、以下のとおりです。その結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和６年度　ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L

水　域　名	地　点　名	水質	底質
引地川水系	富士見橋	0.060	0.55
境川水系	境川橋	0.039	0.64
環境基準（基準値）		1.0	150

◇【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。※県実施の調査結果については、夏ごろ公表予定。←公表次第反映。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	環境基準（基準値）
調査地点	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	0.88	1.0	1.9	2.4		1

※令和 3 年度以前の数値は、年に複数回調査した結果の平均値です。令和 4 年度以降の数値は、夏季 1 回の調査結果です。

⑤　環境化学物質調査

環境保全課

＜内　容＞

公共用水域（河川）の水質について、環境調査をしました。

＜効　果＞

令和６年度においては、市内河川２ヵ所でポリオキシエチレンアルキルエーテル及びポリオキシエチレンノニルフェニルエーテルの調査を、市内河川 7 ヵ所でペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）の調査を実施しました。その結果は、以下の表のとおりです。本市で調査した物質については、ポリオキシエチレンアルキルエーテルが引地川で全国調査検出範囲を超えて検出されました。その他については、全国調査の検出範囲内でした。PFHxS は、人の健康の保護に関する要監視項目に設定されていますが、指針値等はありません。

令和６年度　環境化学物質調査結果（河川）

単位：水質 μg/L

SPEED '98	採水地点 / 物質名	境川（境川橋） 水質	引地川（富士見橋） 水質	全国調査検出範囲（水質）※1	主　な　用　途
—	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝｱﾙｷﾙｴｰﾃﾙ	4.0	58	<5	台所･洗濯洗剤 化粧品の乳化剤
—	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝﾉﾆﾙﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ (n=2～15) ※2	0.22	0.90	0.018～1.3	工業用界面活性剤

ND は、検出下限値未満の値。

※1　ポリオキシエチレンアルキルエーテル（S57）、ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル（H17～H26）の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果（測定年）から出典。

※2　n は、オキシエチレン基の数を示しています。

令和６年度　環境化学物質調査結果（PFHxS）

単位：水質 ng/L

測定項目	引地川 富士見橋	引地川 大山橋	蓼川 境橋	不動川 不動川橋	一色川 下中村橋	小糸川 城下歩道橋	境川 境川橋	全国調査検出範囲（水質）※1	主な用途
PFHxS	60	130	58	1.7	3.5	2.9	4.4	ND~680	
PFOS	130	—	—	—	—	—	9.1	—	泡消火薬剤など
PFOA	11	—	—	—	—	—	4.4	—	界面活性剤など
PFOS・PFOA 合算値※1	140	—	—	—	—	—	13	—	PFOS 及び PFOA の代替品

※1　PFHxS の全国調査検出範囲は、環境省の令和５年度要調査項目等存在状況調査から出典。

※2　有効数字 2 桁で処理しているため、合算値は必ずしも PFOS 及び PFOA の和とは一致しません。

⑥　公害関係分析事業

環境保全課

＜内　容＞

公害関係分析については、「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場の排出水並びに公共用水域（河川・地下水・海水）等の分析を実施しました。

水質関係分析数は、14,250項目（内訳：公共用水域・工場事業場排水等の分析8,376項目、下水浄化センター放流水等の有害物質の分析5,874項目）でした。

＜効　果＞

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握を行いました。

⑦　多様な生物の生息・生育環境の保全

ア　河川

ア：河川水路課

本市管理の河川の整備に当たっては、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多様な生物の生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、将来にわたって維持されるように努めます。

イ　海域

イ農業水産課

水産多面的機能発揮対策事業を活用する江ノ島・フィッシャーマンズ・プロジェクトを支援し、海底清掃や藻場の保全活動に努めます。

（２）発生源への対策

①　工場排水対策

環境保全課

＜内　容＞

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の廃水処理施設並びに排出水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数　220社

うち、主要な排出規制対象事業場数　38社

＜効　果＞

令和6年度においては、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量の排水基準違反がありました。

原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています（詳細は55-57ページ）。

②　農業・畜産に伴う排水対策

総務担当

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています（詳細は132-134ページ）。

③　広場・道路等の清掃

道路維持課

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。（詳細は170ページ）。

④　せっけん使用を推進する消費者団体への支援

市民相談情報課
（消費生活センター）

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援し、市民にせっけんの使用を広めるため、年間を通して啓発運動を行っています。

＜主な活動＞

せっけんまつり・講演会・せっけん展・手づくりせっけん講座の開催、洗剤をテーマにした学習会などへ講師派遣、川の水質調査、せっけん推進だよりの発行、消費生活展・公民館まつり・環境フェアなどイベントへの出展。

【せっけん講演会】

⑤　雨水利用の推進

ゼロカーボン推進課

ア　雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、住宅に雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 209 ページ）。

イ　浄化槽の雨水貯留施設への転用

下水道計画業務課

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、費用の一部を助成しています（詳細は 209 ページ）。

⑥　節水

総務担当

本市では公共施設における節水を徹底するとともに、平成 22 年度まで、市民や事業者に対し、「藤沢市環境保全行動指針」等により、節水の啓発を行っていました。平成 23 年度以降は、8 月 1 日の「水の日」にあわせて、二次利用水の活用など、節水の啓発を行っています。＊県に 10 月ごろ照会予定。回答あり次第反映。

市内年間水道使用量の推移　　単位：千 m^3

年度	家庭用	営業用	公共用	工業用	その他	総量	1 人 1 日当たり (ℓ)
令和 2 年	39,233	4,388	1,053	1,888	124	46,686	106.4
令和 3 年	38,974	4,464	1,183	1,882	155	46,658	289.6
令和 4 年	38,226	4,634	1,222	1,908	171	46,161	285.2
令和 5 年	37,871	4,692	1,243	1,898	189	45,893	283.2
令和 6 年							

※　四捨五入の影響により、内訳は合計とは一致しない。一人当たり使用量は各年度末の人口を基準とする。

⑦　浄化槽

下水道計画業務課

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（単独処理浄化槽※又はくみ取り槽から浄化槽への転換の場合）に対して、設置費用の一部を補助しています。浄化槽とは、し尿と併せて雑排水（台所、風呂、洗濯などの汚水）を処理するもので、補助金の対象となる浄化槽の構造は、家庭から排水される水質の生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が 90%以上で、放流水の BOD が 20 mg/L 以下の機能を有するものです。

公共下水道事業計画区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、法定検査の結果「不適正」となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。

※　生活排水のうち、し尿のみを処理するもの。

浄化槽設置補助金

人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

※ 既設浄化槽の撤去費用　：120,000 円（上限）
※ 既存くみ取り槽の撤去費用　：　90,000 円（上限）
※ 宅内配管の工事費用　：300,000 円（上限）

浄化槽設置補助件数の推移　単位：件

年度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	4	2	1

公共下水道事業計画区域外における生活排水処理率の推移　単位：%

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
生活排水処理率	40.39	41.53	43.55	44.65	45.28

※　公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

⑧　公共下水道　＊空欄はデータがまだ出ていないとのこと。回答あり次第反映。

下水道計画業務課

＜下水道事業の概要＞

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,761.41ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鵠沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠（かんきょ）整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、

事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,559.47ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 601.76ha のうち 401.85ha となっています。

令和 6 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,346.35ha に対して整備面積〇〇〇ha となり、整備率は〇〇%、人口普及率は全人口に対して〇〇%となっています。（全国平均（令和 6 年度末）は〇〇%）

また、計画されている浄化センター2 ヵ所は全て供用を開始しており、ポンプ場 16 ヵ所のうち 15 ヵ所で供用を開始しています。

公共下水道の供用を開始した区域内における下水道未接続家屋に対しては、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。

下水道普及率※の推移　　単位：%

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	

※下水道普及率（%）は、市の全人口に対する下水道を利用できる区域内の人口の合計値の割合です。

人口普及率

区　分	面積（ha）	人口（人）
行政区域（A）	6,956.0	444,833
全 体 計 画	5,761.41	444,164
事 業 計 画	5,346.35	435,870
処理区域（B）※		427,473

※処理区域（B）は、下表の汚水の整備面積（累計）と同じ。

全人口に対する普及率
＝（B）／（A）＝〇〇 %

令和 7 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。

水洗便所普及状況　　単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和 5 年度末	204,101	201,105	98.5%
令和 6 年度末	205,733	202,689	98.5%
比較増減	1,632	1,584	0.0 ポイント

管渠（整備済延長）　　単位：km

種　別	令和 5 年度末整備済延長	令和 6 年度施行延長※	令和 6 年度末整備済延長
汚　水	1,187.7		
雨　水	438.4		

※「施行延長」は、法令の効力を発生させるため、下水道法の告示を行い、法律上の手続きを終えたものです。

管渠（整備面積）

単位：ha

種　別	事業計画面積	令和５年度末 整備面積（累計）	令和６年度 整備面積	令和６年度末 整備面積（累計）	整備率
汚　水		4,793.27			%
雨　水		3,424.92			%

下水道施設課

⑨　浄化センター

施　設　名	全体計画 処理能力	現状 処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転 開始
辻堂浄化センター	142,400m³/日	142,300m³/日	BOD 150mg/L SS 130mg/L	BOD 3.0mg/L SS 2mg/L	昭和 39 年 8 月
大清水浄化センター	93,300m³/日	90,300m³/日	BOD 170mg/L SS 190mg/L	BOD 3.2mg/L SS 2mg/L	昭和 60 年 7 月

単位：m³／日

施　設　名	日平均受水量
辻堂浄化センター	93,122
大清水浄化センター	61,210

下水道施設課

⑩　下水汚泥の有効利用

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和６年度　下水汚泥の有効利用実績　　単位：t／年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	680
		焼却灰（加湿灰）	0
		脱水ケーキ	0
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	0
セメントの原料		脱水ケーキ	0
	大清水浄化センター	脱水ケーキ	48.07
建設骨材		脱水ケーキ	37.78
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	92.10
合　　計			

⑪　下水道 PR 事業等

下水道計画業務課

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

＜令和 6 年度＞

◇「下水道の日」街頭キャンペーン　（9 月 10 日）JR 藤沢駅南北自由通路、南口広場ペデストリアンデッキ、北口サンパール広場

◇「下水道の日」作品コンクール
　小学校 4 年生による下水道に関する作文、ポスター及び書道　149 点

◇「下水道の日」作品展　（9 月 21 日～30 日）市役所分庁舎 1 階ロビー
　作品コンクール入賞作品の展示

◇ふじさわ下水道フェア　（10 月 27 日）大清水浄化センター
　浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等

◇環境フェアへの出展　（11 月 9 日）市民会館

【ふじさわ下水道フェア】

【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

⑫　水の再利用

下水道施設課

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア　辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。

【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況　　単位：m³／年

年度	処理水	砂ろ過水	合計
令和２年	794	2,027,481	2,028,275
令和３年	43	1,949,167	1,949,210
令和４年	383	2,015,211	2,015,594
令和５年	295	1,996,612	1,996,907
令和６年	410	1,961,955	1,962,365
（利用目的）	管路洗浄	水処理、汚泥処理で利用	

イ　大清水浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、簡易ろ過方式のオートストレーナー処理を行ったもの、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。

【大清水浄化センター】

年度別処理水の再利用状況　　単位：m³／年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
令和２年	12,293	291,494	25	303,812
令和３年	99,584	455,029	224	554,837
令和４年	90,619	415,235	0	505,854
令和５年	54,223	439,819	0	494,042
令和６年	34,825	432,369	0	467,194
（利用目的）	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	工事用水	

４　騒音・振動・悪臭の防止

環境目標１－４
　騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 交通騒音調査（8路線11区間）における評価対象住居 9,115 戸のうち、793 戸（8.7%）で昼夜ともに未達成となっています。 今後の取組・対策等について 国に結果を報告するとともに、引き続き監視を継続していきます。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 航空機騒音調査（市内５箇所）における、測定の結果、全ての地点で環境基準を達成しました。 今後の取組・対策等について 環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していきます。	達成	達成	達成	達成※3

※1　一般環境騒音調査については、市内に 16 ヵ所の測定地点を設け、4 ヵ年計画で測定を実施しており、一部の地域で未達成。
　　交通騒音調査（8 路線 10 区間）における評価対象住居 5,018 戸のうち、294 戸（5.9%）で未達成。
※2　交通騒音調査（５路線８区間）における評価対象住居 8,091 戸のうち、170 戸（2.1%）で昼夜ともに未達成。
※3　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）騒音・振動の防止

①　騒音・振動防止事業

環境保全課

＜内　容＞

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

＜効　果＞

行政指導の結果、改善が図られました。

②　営業騒音に対する改善指導

環境保全課

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例」が改正され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声器など営業騒音に対する改善指導を行っています。

③　交通騒音等環境調査の実施

環境保全課

＜内　容＞

市内の国道、県道、4 車線以上の市道（全 22 路線）の交通騒音について平成 24 年度から調査を行っており、道路交通センサス区間（全 45 区間）ごとに面的評価を行っております。令和 6 年度においては、一般国道 1 号、横浜伊勢原線、戸塚茅ヶ崎線、藤沢厚木線及び遠藤茅ヶ崎線の 8 路線の 11 区間について調査を行いました。

＜効　果＞

令和 6 年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 9,115 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,322 戸（91.3%）でした。

令和６年度　道路交通騒音調査結果

評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準デシベル（等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
9,115	8,322	91.3	394	4.3	0	0.0	399	4.3	70	65

※　昼間 6:00～22:00　夜間 22:00～6:00

※　面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50 m の範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法。

④　新幹線鉄道騒音

環境保全課

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

⑤　低周波音等の新たな環境問題

環境保全課

近年、低周波音による相談が増えています。環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月）や「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）を作成していますが、現状では、規制基準等が明確に定められていません。

快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を図り、こうした新たな環境問題に対しても、情報の収集及び調査に努めていきます。

⑥　環境騒音調査

環境保全課

＜内　容＞

一般環境騒音を把握するため、平成 12 年度から市内全域のメッシュ調査を行っています。

令和 6 年度においては、葛原公民館、善行市民センター、総合市民図書館、長後市民センターの 4 地点で調査を実施しました。

＜効　果＞

測定結果については、以下のとおりです。全ての地点において、昼夜ともに環境基準を達成しました。

令和６年度　一般地域環境騒音調査結果　　単位：デシベル

調査地点	測定値（等価騒音レベル）		環境基準（等価騒音レベル）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
葛原公民館	52	42	55	45
善行市民センター	51	40	55	45
総合市民図書館	52	43	55	45
長後市民センター	52	38	55	45

※　昼間 6:00～22:00　夜間 22:00～6:00

⑦　普通騒音計の貸出し

環境保全課

市内に在住・在勤の方に普通騒音計の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則として 8 日以内としています。

令和 6 年度の貸出件数は 35 件でした。

【普通騒音計】

年度別普通騒音計貸出件数　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
貸出件数	29	32	28	51	35

⑧　近隣生活騒音の防止に対する啓発

環境保全課

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけではなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。

騒音問題の解決法として、「相手の立場にたって、互いに理解しあう」ことを呼びかけています。また、騒音の原因や発生源対策についてイラストを作成して、近隣生活騒音の防止に対する啓発活動を進めています。

【近隣生活騒音の防止啓発用チラシ】

⑨　深夜花火の騒音防止に対する啓発

環境保全課

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。

【配布用手作りポスター】

⑩　道路路面の維持管理

道路維持課

道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和 6 年度の道路改修舗装事業として、用田打戻線ほか 36 件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約 8,000 m、面積は約 45,000 m² 実施しました。

⑪　公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した建設機械の導入

公共建築課

本市が発注する公共工事等においては、騒音、振動の低減を図るために、「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を積極的に導入することを、公共工事の受注に当たっての条件としています。

（２）航空機騒音の防止

①　航空機騒音監視測定

環境保全課

＜内　容＞

航空機騒音についてテレメータシステムにより、常時監視を行いました。

＜効　果＞

令和 6 年度の測定結果については、以下のとおりです。常時監視による航空機騒音の状況は、測定している 5 地点全てで、環境基準を達成しました。また、県及び厚木基地周辺自治体とともに騒音の低減について働きかけを行っています。

また、令和 6 年度は厚木基地における NLP（夜間連続離着陸訓練）は実施されませんでした。

令和６年度　航空機騒音測定結果

測定地点	最高音（デシベル）	測定回数（回）	Lden（デシベル）	環境基準（デシベル）	環境基準に当てはめた場合の可否
富士見台小学校	106.4	2,220	47.5	57	○
天神小学校	101.1	526	42.1	57	○
滝の沢小学校	96.0	412	39.8	57	○
明治小学校	98.4	1,250	45.2	57	○
辻堂小学校	92.8	1,379	43.4	57	○

※　測定回数については、70 デシベル以上･5 秒以上継続した場合を 1 回としている。
Lden とは……時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機 1 機ごとの単発騒音暴露レベル（LAE）に夕方（午後 7 時～午後 10 時）の LAE には 5 デシベル、深夜（午後 10 時～翌 7 時）の LAE には 10 デシベル重み付けをして 1 日の騒音エネルギーを加算し、1 日の時間平均をとって評価した指標。平成 25 年 4 月 1 日から適用。

測定回数に見る経年変化　　単位：回

測定地点＼年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
富士見台小学校	2,261	2,464	2,273	2,344	2,220
天神小学校	554	628	492	653	526
滝の沢小学校	519	467	406	379	412
明治小学校	1,424	1,545	1,422	1,356	1,250
辻堂小学校	1,569	1,604	1,524	1,251	1,379

令和６年度　厚木飛行場周辺の航空機騒音観測結果　　騒音発生回数：回／日

地点	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度
大庭中	Lden	51.8	49.9	45.9	44.8	48.7	47.9	48.7	48.3	49.1	46.4	47.6	51.2	48.8
	騒音発生回数	10	6	7	6	6	7	10	10	7	8	9	11	8
藤沢総合高	Lden	54.5	53.2	44.4	45.1	51.5	44.2	44.7	45.2	50.9	46.3	48.3	46.3	49.5
	騒音発生回数	11	8	10	9	7	8	9	11	8	10	11	12	9
御所見中	Lden	44.2	42.2	41.4	41.3	41.1	43.0	41.5	43.7	45.0	39.9	41.7	43.4	42.6
	騒音発生回数	4	4	4	3	3	3	4	7	5	3	4	6	4
湘南台小	Lden	45.1	45.5	31.8	30.4	43.3	33.0	31.0	35.6	43.1	34.9	37.1	36.6	40.4
	騒音発生回数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※　藤沢設置分（数値は速報値）　　出典：防衛省南関東防衛局 web サイト

② 住宅防音工事

災害対策課

＜内　容＞

厚木飛行場周辺で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、南関東防衛局が住宅防音工事の助成事業を実施しています。

令和 6 年度の住宅防音工事は総数で 620 世帯でした。

＜効　果＞

住宅防音工事の実施により、航空機騒音の軽減が図られましたが、さらにこの工事の対象や内容の拡充について、国に働きかけています。

年度別住宅防音工事実施状況（南関東防衛局提供）　　単位：世帯

年度	一挙工事	追加工事	特定工事	建替工事	区画改善	告示後住宅	外郭工事	工法是正	計
令和 2 年	358	3	1	1	28	0	1,440	0	1,831
令和 3 年	339	11	4	8	54	0	406	0	822
令和 4 年	352	8	13	6	69	0	281	8	737
令和 5 年	243	2	9	7	65	0	703	89	1,118
令和 6 年	162	10	10	14	95	0	295	34	620

※　平成 22 年 4 月 1 日から外郭工事が 75 WECPNL 以上 85 WECPNL 未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅も対象。また、新規工事は廃止され、世帯人員＋1 居室までの居室（5 居室が限度）を対象とする「一挙工事」を実施。

※　「WECPNL」とは・・・加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定及び評価のために考案されたものであり、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音の単位。

※　工法是正工事：昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅で、平成 18 年 1 月 31 日の工法区分線の設定により、75 WECPNL（第Ⅱ工法適用）から 80 WECPNL（第Ⅰ工法適用）となった区域に所在し、かつ過去に 75 WECPNL（第Ⅱ工法適用）で防音工事を実施した住宅を対象とする工事。

（3）悪臭の防止

① 悪臭防止の指導

環境保全課

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の 1 つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。発生源としては工場・事業場が多く、製造業・サービス業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

神奈川県では「悪臭防止法」に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成 15 年 11 月 1 日から施行しています。その後、平成 24 年 4 月 1 日に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されました。規制地域は農業振興地域を除く都市計画区域で、規制手法は「悪臭防止法」で定める臭気指数による規制となっています。また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務付けています。

本市でも、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施しています。

② 公害関係法令に基づく指導事務

環境保全課

＜内　容＞

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和６年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は０件でした。

＜効　果＞

◇公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

≪令和6年度の受理件数≫

「水質汚濁防止法」	114件	（届出対象事業場数　220社）
「大気汚染防止法」	3,514件	（　〃　114社）
(うち石綿事前調査結果報告※	3,467件)	
「騒音規制法」	191件	（　〃　266社）
「振動規制法」	122件	（　〃　124社）
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	465件	（　〃　546社）
「公害防止組織整備法」	20件	（　〃　33社）
「土壌汚染対策法」	62件	

※石綿事前調査とは、改正大気汚染防止法により、一定規模以上の建築物等について、アスベスト調査・報告が義務化されたもの。

◇公害防止対策に係る事前協議事務

≪令和6年度の受理件数≫　0件

５　放射性物質への対応

環境目標１－５
　放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らしができること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
放射線量の基準値の達成	取組・結果等について 空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成しています。 今後の取組・対策等について 2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持します。	達成	達成	達成	達成

（１）食材の検査

①　公立保育園給食

保育課

保育園給食で実際に提供した給食を測定しています。

令和６年度　保育園提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
4～6 月	不検出	不検出	不検出
7～9 月	不検出	不検出	不検出
10～12 月	不検出	不検出	不検出
1～3 月	不検出	不検出	不検出

※　検出下限値は、ヨウ素-131 が 0.19～0.31 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.24～0.35 Bq/kg、セシウム-137 が 0.25～0.37 Bq/kg。

②　学校給食

学校給食課

学校給食で実際に児童に提供した給食を測定しています。

令和６年度　学校提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1 学期	不検出	不検出	不検出
2 学期	不検出	不検出	不検出
3 学期	不検出	不検出	不検出

※　検出下限値は、ヨウ素-131 が 0.23～0.32 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.24～0.37 Bq/kg、セシウム-137 が 0.24～0.37 Bq/kg。

③　市内製造食品

生活衛生課

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和６年度　市内製造食品の放射性物質の測定結果　　単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
10 月 29 日	牛乳	0.22 未満	0.33 未満	0.55 未満	50	神奈川県衛生研究所

※1　表中の「（数値）未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表す。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になる。

※2　厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施。

④　藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

市民相談情報課（消費生活センター）

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

（２）空間放射線量・放射能濃度の監視

①　市役所敷地内の空間放射線量の測定

環境保全課

本市所有の簡易型測定器で測定した結果、基準値を超えた場合は除染を行い、再度空間放射線量の測定を行っています。現在、国が定める「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を超える数値は出ていませんが、本市独自に定めた基準値（地上 5 cm で 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルト以下）を超える数値が、東日本大震災直後には、マイクロスポット（雨どいの下や樹木の根付近など）と呼ばれる箇所で検出されたこともあり、このような場所は除染を行っています。なお除染後は本市独自の基準値内となっています。

令和６年度　市役所敷地内における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

地区	対象区分	対象名	1 cm		50 cm		1 m	
			最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
藤沢	市役所	本庁舎敷地内	0.03	0.04	0.03	0.05	0.03	0.06

※1　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。

※2　東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和 2 年度から測定場所等を変更し、令和 4 年度をもって市内 13 地区の放射線量の測定は終了。市役所敷地内での空間放射線量測定は、引き続き継続。ただし、測定について、令和 3 年 4 月から地上 5cm を地上 1cm に変更。測定回数（月 4 回）については、令和 4 年度から月 2 回の測定に変更。

②　海岸における空間放射線量

環境保全課

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵠沼海岸（引地川河口付近）において月 1 回、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は 7、8 月のみ）。

令和６年度　海岸における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.025	0.031	0.025	0.035	0.028	0.029
片瀬海岸西浜	0.025	0.044	0.025	0.043	0.023	0.040
辻堂海岸	0.030	0.049	0.028	0.039	0.028	0.040
鵠沼海岸	0.030	0.040	0.030	0.040	0.025	0.038

※　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。

③　海水及び河川水の放射能濃度

環境保全課

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は７・８月のみ）。

令和６年度　海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	不検出	不検出	不検出

※　検出下限値は、ヨウ素-131 が 0.31～0.43 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.31～0.44 Bq/kg、セシウム-137 が 0.30～0.49 Bq/kg。

④　ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

環境施設課（北部環境事業所/石名坂環境事業所）

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和６年度　焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）　単位：Bq/kg

		ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
主灰（乾土換算値）	1 号炉	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	34（39）	8,000
	2 号炉	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	14（18）	
飛灰（乾土換算値）	1 号炉	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	38（42）	8,000
	2 号炉	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	21（24）	39（48）	

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。
※3　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

令和６年度　焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）　単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
飛灰（乾土換算値）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	不検出（不検出）	19（21）	25（26）	8,000

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※3　石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

ゼロカーボン推進課

（３）放射性物質に関する知識の普及・啓発等

放射性物質に関する様々な情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。本市では「ふじさわ環境フェア」等の環境イベントで放射性物質に関する知識について普及啓発しています。

６　景観の保全・形成

環境目標１－６
　藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

街なみ景観課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
景観形成基準の達成	取組・結果等について 手続き対象行為に該当する、特別景観形成地区、景観形成地区及び大規模建築物等については、届出件数67件、認定件数9件、通知件数3件、計79件であり、すべての届出等が景観形成基準に適合する計画となりました。 今後の取組・対策等について 引き続き、対象行為が良好な景観形成に資する計画となるよう、事業者等との協議を継続します。	達成	達成	達成	達成※

※　2020 年度（令和２年度）時点で景観形成基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）都市景観の保全・形成

①　景観形成地区等の指定と市民主体の景観まちづくり活動への支援

街なみ景観課

魅力ある都市景観を形成していくには市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。景観形成への取組を地域内で重点的に進めていくための制度として、景観形成地区等の指定の制度があります。指定に当たっては、地域住民が景観形成協議会等の組織化を図り、自ら計画をまとめていくことを基本としています。景観形成協議会等の計画のとりまとめや合意形成に向けた活動に対し、専門家派遣や技術的援助、活動経費助成等の支援をしています。

「藤沢市都市景観条例」における指定地区

「都市景観条例」制定日　平成元年 3 月 31 日	
特別景観形成地区	江の島特別景観形成地区　（平成 2 年 5 月 1 日）
	湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区 （平成 18 年 11 月 28 日）
景観形成地区	サム・ジュ・モール景観形成地区　（平成 5 年 6 月 1 日）
	すばな通り地区景観形成地区　（平成 9 年 9 月 1 日）
	湘南辻堂景観形成地区　（平成 19 年 1 月 12 日） ※湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区を一体化
	ニコニコ自治会景観形成地区　（平成 24 年 3 月 30 日）
	湘南台景観形成地区　（平成 24 年 3 月 30 日）
	Fujisawa サスティナブル・スマートタウン景観形成地区 （平成 25 年 5 月 24 日）

②　景観形成地区･特別景観形成地区内における建築物等の新築･増築等に係る届出･認定

街なみ景観課

地区内の建築物・工作物の新築や増築等に際し、事業主体である市民や事業者から「景観法」に基づく届出又は認定申請を受け、景観形成基準に整合した事業計画となるように協議を行っています。

【江の島特別景観形成地区】

届出（認定）件数の推移　　単位：件

地区名＼年度	届出（認定）件数				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
江の島特別景観形成地区	5	7	4	6	7
湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区	1	0	1	3	2
サム・ジュ・モール景観形成地区	1	2	0	0	2
すばな通り地区景観形成地区	2	1	3	0	3
湘南辻堂景観形成地区	2	1	2	3	3
ニコニコ自治会景観形成地区	23	12	11	19	12
湘南台景観形成地区	6	5	6	1	3
Fujisawa サスティナブル・スマートタウン景観形成地区	1	0	6	12	1

③　大規模建築物等に対する届出

街なみ景観課

大規模建築物等の新築・増築等については、事業主体である市民・事業者から「景観法」に基づく届出を受け、建物等の敷地の利用に関わる配置のデザイン、道路・隣地との境界領域のデザイン、建築物等自体のデザインなどについて、調和のとれたゆとりある街並み形成となるよう、協議を行っています。

【藤沢駅南口周辺】

大規模建築物等の届出・通知件数　　単位：件

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大規模建築物等の届出	71	50	51	45	43
大規模建築物等の通知	8	4	1	4	3
計	79	54	52	49	46

④　都市景観アドバイザーによる助言

街なみ景観課

地域の都市景観の形成に対して先導的な役割を担う公共施設や、景観上重要な場所である主要駅周辺、国道 134 号沿線等の大規模建築物、景観形成地区内の建築物等のデザインについては、建築、都市デザイン、色彩計画、ランドスケープの専門家である都市景観アドバイザーによって、専門家の立場から助言・指導を行っています。

⑤　景観重要公共施設の指定

街なみ景観課

相模湾沿岸の良好な景観形成を関係市町と連携して推進するため、湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を、「景観法」に基づく景観重要公共施設に指定しています。当該施設の整備や区域内の占用物件については、良好な景観形成に向けた協議を行っています。

景観重要公共施設

区　域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道 134 号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道 134 号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道 305 号（江ノ島） 市道片瀬 334 号線 市道片瀬 358 号線

⑥　民間宅地開発等に関する許可等

開発業務課

本市は、道路事業、下水道事業、土地区画整理事業等の公共事業により都市基盤整備を行い都市の骨格を形成する一方、民間による開発行為や建築行為等が活発に行われています。これらの行為に一定のルールを定め、それに従って開発が行われているかどうかをチェックする必要があります。このうち、開発行為に関して設けられた制度が昭和 44 年に施行された「都市計画法」に基づく開発許可制度です。市街化区域にあっては開発区域の面積が 500 m^2 以上のものについて、市街化調整区域にあっては全ての開発行為について許可制度の対象として、市長が許可事務を行っています。

一方、土地利用をどのようにコントロールするかは、大きな課題です。その基準を定めているのが「都市計画法」及び「建築基準法」等になります。しかし、本市のように都市の成長が進み、また土地の高度利用を要求される都市では、それらの法のみによるチェックだけでは十分にコントロールができません。そこで、一定規模以上の開発行為や建築行為に対しては「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行）」を定め、手続及び公共施設整備を義務付けています。

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の申請件数　　単位：件

該当項目（令和 6 年度）			件数
特定開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為）でその規模が 3,000 m² 以上のもの	2
	イ	中高層建築物で、階数が 5 以上であるもの又は延べ面積が 3,000 m² 以上の建築	18
	ウ	大規模建築物（大規模小売店舗でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m² 超）の建築	0
	エ	ホテル若しくは旅館、劇場、映画館若しくは演芸場又はキャバレー、遊技場、集会場その他これらに類する用途に供する建築物で 300 m² 以上の建築	0
	特定開発事業合計		20
開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為）でその規模が 500 m² 以上のもの	42
	イ	中高層建築物（共同住宅で階数 3 以上かつ 24 戸以上であるもの又は共同住宅以外で階数 3 かつ延べ面積が 2,000 m² 以上のもの）の建築	1
	ウ	特定建築物等（第 1･2 種低層住居専用地域･調整区域において階数 3 以上又は軒高 7 m 超のもの、前述以外の用途地域において高さが 10 m を超えるもの、工場その他公害の発生の恐れがあるもの、300 m² 以上の倉庫、ホテル･遊技場等の用途に供するもの、又は高さ 15 m 超の工作物）の建築	26
	エ	特定共同住宅（住戸面積が 37 m² 未満の住戸が 8 戸以上の共同住宅を含むもの）の建築	37
	オ	特定造成工事（3 m を超える崖を生ずるもの）	1
	カ	宅地造成工事（「宅地造成工事規制法」の許可を要するもの）	6
	開発事業合計		113
	総計		133

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」における
開発行為及び中高層建築物の過去５年の申請件数　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
開発行為（500 m² 以上）	61	51	55	56	44
中高層建築物	16	23	22	18	19
合　　計	77	74	77	74	63

⑦　「藤沢市風致地区条例」の制定

街なみ景観課

風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる「都市計画法」に基づく地域地区です。本市には、史跡・名勝の江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地の鵠沼、片瀬山、辻堂太平台等の良好な自然環境や景観のすぐれた地区がまだ多く残っています。「都市計画法」に基づき風致地区を 5 ヵ所指定し、これらの快適な都市環境を維持する努力を行っています。

「風致地区条例」とは、「都市計画法」に基づいて、風致地区内における建築物の建築や宅地の造成等について必要な規制を行い、都市の風致を維持することを目的として定めるものです。今までの「風致地区条例」は、昭和 45 年に神奈川県が制定したものであり、本市では、昭和 56 年から事務移譲を受け、許認可等の事務を行ってきました。

「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、「風致地区条例」の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、平成 26 年 3 月に「藤沢市風致地区条例」を制定し、同年 10 月 1 日より運用を開始しました。

⑧　風致地区における許可

街なみ景観課

許可を受けなければならない行為は、

◇　建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は色彩の変更

◇　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

◇　水面の埋め立て又は干拓

◇　木竹の伐採

◇　土石の類の採取

◇　屋外における物件の堆積

となっています。

「藤沢市風致地区条例」では、風致地区内において建築物を建築する際に、建築物の高さ、建蔽率、屋根・外壁の色彩、壁面の後退、緑地の確保を総合的に規制することにより風致の維持を図り、安全で快適なまちづくりを目指しています。

許可申請件数年次推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
風致地区許可申請件数	260	307	202	191	268

風致地区指定一覧表　　単位：ha

名称	指定年月日	面積	地域の特性
第 1 号 片瀬山風致地区	昭和 36 年 3 月 17 日	145.25	緑豊かな丘陵地 相模湾の眺望
第 2 号 江の島風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	26.20	史跡名勝地
第 3 号 鵠沼風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	138.44	良好な住宅地 境川沿いの水と緑の調和
第 4 号 湘南海岸風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	224.08	相模湾沿岸の砂丘 とクロマツ
第 5 号 太平台風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	50.07	丘陵地とクロマツの林
計		584.04	

⑨　都市景観に関する各種パンフレットの発行

街なみ景観課

以下の各種パンフレットを作成するなどして、都市景観に関する情報提供と啓発を進めています。

・大規模建築物等の景観形成基準
・江の島特別景観形成地区
・湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区
・サム・ジュ・モール景観形成地区
・すばな通り地区景観形成地区
・湘南辻堂景観形成地区
・湘南台景観形成地区
・ニコニコ自治会景観形成地区
・Fujisawa サスティナブル・スマートタウン景観形成地区
・色彩景観ガイドライン

⑩　都市景観市民団体の認定と支援

街なみ景観課

都市景観市民団体は、地域住民による地区の都市景観形成に寄与することを目的とした一定条件を満たす団体を本市が認定する制度です。良好な都市景観形成の活動を行う団体を市長が認定することで、市民による自主的な都市景観形成活動の支援をしていきます。

≪都市景観市民団体≫

・鵠沼の緑と景観を守る会（平成 19 年 5 月 7 日認定）
・藤倶楽部（平成 20 年 6 月 11 日認定）
・鵠沼景観まちづくり会（平成 20 年 8 月 5 日認定）
・善行雑学大学（平成 21 年 9 月 1 日認定）

７　文化的・歴史的資源の活用

環境目標１－７
　文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

郷土歴史課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実	取組・結果等について 市民の共有の財産である本市所蔵の郷土資料や文化財等の公開活用については、市民ギャラリーでの展示公開事業や「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供などを実施し、一定の効果がありました。 今後の取組・対策等について 引き続き文化財等の保存、活用について取組を進めていきます。	継続	継続	継続	継続

（１）文化・歴史的資源の保全・活用

①　文化財の指定、調査、保存管理

郷土歴史課

ア　文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ　文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ　文化財保存・管理

現在、112 件の国・県・市指定の文化財、20 ヵ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ　文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 人です。

オ　文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しつつ、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 13 人です。

カ　本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

≪令和６年度交付金の交付件数：83 件≫

②　埋蔵文化財の保護

郷土歴史課

ア　埋蔵文化財

約 350 ヵ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ　埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

≪令和６年度の実績≫

確認調査　　２ｍ×２ｍの試掘坑又は試掘溝を掘削し判断。

確認調査 44 件（うち本格調査指導 2 件、工事立会調査指導 38 件、慎重工事ほか 4 件）

ウ　南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二（二地区）土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ　埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、さらに包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

③　歴史的建造物の保全

郷土歴史課

ア　国登録有形文化財（建造物）

国登録有形文化財（建造物）は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

・国土の歴史的景観に寄与しているもの
・造形の規範となっているもの
・再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

市内の国登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
岩本楼ローマ風呂	江の島 2-2-7	(有)岩本楼本館	平成 13 年 11 月 20 日
旧近藤邸	鵠沼東 8-1	藤沢市	平成 14 年 8 月 21 日
旧後藤医院鵠沼分院	鵠沼橘 1-1850-40	藤沢市	平成 22 年 9 月 10 日
桔梗屋　店蔵・主屋・文庫蔵	藤沢 1-751-1 ほか	藤沢市	平成 25 年 12 月 24 日
旧三觜八郎右衛門家住宅　主屋・門	羽鳥	法人	平成 25 年 12 月 24 日
林家住宅主屋	鵠沼桜が岡	個人	平成 26 年 10 月 7 日
旧稲元屋呉服店　内蔵・一番蔵	本町	個人	平成 27 年 8 月 4 日
月山堂滴水庵　主屋・待合・大門	辻堂太平台	個人	平成 28 年 2 月 25 日
清浄光寺　本堂ほか　計 10 件	西富 1-208	清浄光寺	平成 28 年 2 月 25 日
関次商店　穀物蔵・肥料蔵	本町	個人	平成 28 年 2 月 25 日
旧越前屋雨谷商店店舗兼主屋	打戻 1119	盛岩寺	平成 29 年 5 月 2 日
旧石曽根商店店舗兼主屋	藤沢	個人	平成 29 年 10 月 27 日
尾日向家住宅洋館・和館	鵠沼松が岡	個人	平成 30 年 3 月 27 日
旧鈴木薬店店舗兼主屋	大鋸	個人	平成 30 年 3 月 27 日
有田家住宅　主屋・土蔵	大鋸 3-139-2 ほか	藤沢市	平成 31 年 3 月 29 日
玉屋本店店舗兼主屋	片瀬海岸	個人	令和 2 年 4 月 3 日
旧藤澤カントリー倶楽部クラブハウス（グリーンハウス）	善行 7 丁目 1-2	神奈川県	令和 3 年 2 月 26 日
福岡家住宅橐駝庵	辻堂	個人	令和 3 年 2 月 26 日
龍口寺　妙見堂ほか　計 4 件	片瀬 3 丁目 2822	龍口寺	令和 3 年 2 月 26 日
齋藤家住宅　主屋・石蔵・長屋門	本鵠沼	個人	令和 3 年 6 月 24 日

【国登録有形文化財・有田家住宅　主屋・土蔵】

④　藤沢市文化財ハイキングコース

郷土歴史課

「藤沢市文化財ハイキングコース」を 20 コース用意し、本市 web サイトで紹介しています。コースの見どころ、所要時間等を掲載して、市民の文化財めぐりに役立てています。こうした文化財ハイキングを通じて、文化財愛護精神の普及・啓発を図っています。

⑤　公開活用事業

郷土歴史課

藤沢の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示公開しています。ホームページ等の情報提供により、郷土の歴史に関する学習機会の確保を図っています。

ア　展示公開事業（市民ギャラリー）

令和６年度　実施事業（市民ギャラリー）

展示会名	会期	日数（日）	入室者数（人）
猿猴庵の見た藤沢・東海道	4 月 1 日～5 月 12 日	41	3,140
手づくりの味の道具	5 月 28 日～7 月 15 日	47	3,733
浮世絵とみる昔の暮らしの遊戯たち	7 月 23 日～9 月 16 日	54	6,168
モノクロ絵巻と仏への祈り	9 月 24 日～11 月 10 日	47	3,402
えとの郷土玩具～とり・いぬ・い～	11 月 19 日～1 月 13 日	48	2,829
番場コレクション展～未来へつなげる郷土愛	1 月 21 日～3 月 9 日	47	5,192
未来に伝えたい文化財	3 月 21 日～3 月 31 日	11	530

イ　ホームページ「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供

≪令和６年度の実績≫

年間アクセス数　67,021 件（総ページビュー）

⑥　文化財説明板等の維持・管理

郷土歴史課

本市指定文化財などの説明板等を設置し、市民の文化財巡りなどに役立てています。

⑦　文化財図書の刊行

郷土歴史課

文化財に関する調査成果は、『藤沢市文化財調査報告書』として刊行しています。令和 6 年度までに、第 60 集まで刊行しました。

また、『南鍛冶山遺跡発掘調査報告』、『藤沢市の文化財を訪ねて』、『藤沢市社寺建築物調査報告書』、『大地に刻まれた藤沢の歴史』（I～V）などの文化財に関する書籍を刊行し、有償で頒布しています。

⑧　小学生のための郷土資料講座

郷土歴史課

令和 6 年度は、次のとおり実施しました。

テーマ「昔の土器について勉強しよう」（小学校 6 年生対象）

≪令和６年度の実績≫

実施校：延べ 10 校、36 クラス

参加者：計 1,078 人

≪環境像２≫

Ⅱ　地域資源を活用し自然とふれあえるまち

１　緑と里山の保全

環境目標２－１
豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

みどり保全課

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12（目標）	目標達成率※1
市域の緑地確保※2 単位：％	取組・結果等について 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。 近年は、公共施設の整備等による緑地の「増」に対し、人口増加などに伴う民有地の土地利用転換に伴う「減」が上回っていることのほか、西北部の市街化区域編入に伴う農業振興地域内の農用地区域が減少したことなどから、2023 年度（令和５年度）実績として、市域全体では前年度以上の減少となっています。 今後の取組・対策等について 今後も人口の増加が予測される本市ではありますが、引き続き、緑地の確保に努めます。 また、緑地の多面的な機能を捉えたうえで、目にうつる緑の総量を確保することなどにより、市民生活の快適性の向上に繋げていきます。	目標	—	—	—	29.0	0.3/3.9 ポイント
		実績	25.1	24.7	25.4	—	
		対前年	—	△0.3	0.7	—	
		対改定時	—	△0.4	0.3	3.9	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。

（１）緑の保全

①　緑の特徴

みどり保全課

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、更に江の島の海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。

現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪等の谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されつつ里地里山として維持されてきました。引地川や境川等の川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鵠沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物の周りに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道等の街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。

②　保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

みどり保全課

樹林面積は約 328 ha と推定されます。藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでない、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存のほかに、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行っています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 （m^2）	保存樹木 （本）	保存生垣 （ヵ所）
令和 2 年	1,060,962.03	744	226
令和 3 年	1,027,220.07	698	221
令和 4 年	1,017,538.02	683	218
令和 5 年	991,931.67	657	214
令和 6 年	974,671.69	648	213

③　憩いの森

みどり保全課

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積　　単位：m²

名　称	所　在　地	全体面積
西富憩いの森	西富 631－3 付近	8,353.00
稲荷憩いの森	稲荷 494 付近	4,090.00
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	2,133.39
長後憩いの森	長後 2756 付近	7,685.00
計		22,261.39

【稲荷憩いの森】

④　水と緑のネットワークづくりの推進

みどり保全課

首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）が取りまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられていました。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成 18 年 3 月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。

また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成 28 年 3 月に策定し、令和 6 年 3 月には「かながわ生物多様性計画 2024-2030」として改定されました。本計画において、本市は都市・近郊エリア等に位置づけられています。

この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を 7 つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。

⑤　都市公園

公園課

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります（詳細は 126 ページ）。

⑥　都市公園以外の公共施設緑地　　＊確定次第提出

みどり保全課

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 7 年 3 月 31 日現在〇〇〇ha です。市有山林は、みどり基

金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により増加していますが、緑の広場や憩いの森等、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生等により緑地としての活用ができなくなることがあります。公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化などに努めることが重要です。

⑦　公共施設の緑化

みどり保全課

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

⑧　民有地の緑化と緑化協定

みどり保全課

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 6 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は 6,841 件、緑地面積は 478.6ha になっています。

みどり保全課（2 段落目以外）　公園課（4~5 行目［フジロードに関して］

⑨　市の木「クロマツ」、市の花「フジ」と市の鳥「カワセミ」

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和 6 年度においては、松枯れを防止するために 120 本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した 2 つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」の PR などを活用し、フジの普及啓発を行っていきます。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】
昭和 45 年 10 月 1 日制定

クロマツ

【市の花】
昭和 45 年 10 月 1 日制定

フ　ジ

【市の鳥】
平成 4 年 10 月 1 日制定

カワセミ

⑩　みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 6 年度末時点では、基金残高 7 億 8,406 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しており、昭和 61 年度から現在まで合計約 11.7 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況　　単位：千円

年度	積立金				取崩金		取得面積	年度末
	本市積立	寄附金		利子	緑地取得	その他	(m²)	基金額
令和 2 年	71,348	11,933	(62 件)	91	0	15,317	0	805,012
令和 3 年	74,203	13,738	(68 件)	20	0	15,569	0	877,404
令和 4 年	72,661	13,281	(87 件)	40	130,729	15,261	5,364.82	817,396
令和 5 年	70,170	19,225	(83 件)	80	149,265	14,533	2,859.00	743,103
令和 6 年	72,324	31,682	(60 件)	1,626	50,008	14,670	4,230.70	784,057

⑪　街路樹の維持・管理

道路維持課

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 7 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 13,500 本、低木等が約 141,000 m² あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行っていきます。

（２）里山の保全

①　里山の現状

みどり保全課

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものです。

昭和 40 年代前半頃まで、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭（しんたん）資源確保の場、及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入り、その景観が形成されました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったといわれています。明治時代頃までの里地里山は、屋根材等の共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭（しんたん）

資源としての利用価値の高いクヌギ・コナラなどの広葉樹や建材としての利用価値の高いスギ・ヒノキなどの針葉樹による混交林と、水田・畑などにより形成された景観だといえます。

近年、里地里山が持つ良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養及びレクリエーションの場の提供などの多面的機能が注目されるようになりました。

一方で、産業構造や生活様式の変化及び農業・林業従事者の高齢化等に伴い、従来の管理が行われなくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつあります。また、土地利用形態の変化や都市整備などに伴い、里地里山景観そのものの消失が進んでいます。

【石川丸山谷戸における里地里山の景観】

②　雨水の地下浸透、保水機能の維持に寄与する樹林地や里山、谷戸などの保全

みどり保全課

樹林地や谷戸等の緑は、防災機能、景観機能、レクリエーション機能等に加えて、雨水の地下浸透や保水機能など、自然の水循環を支える環境保全機能を有しています。

これらの機能の保全に向けて、みどり基金による緑地の取得等に加えて、特別緑地保全地区の指定や保存樹木制度活用などに努めています。

また、令和 2 年度からは市有山林において、里山環境の保全と再生を目的とした樹林地復元を行っています。

③　特別緑地保全地区の指定

みどり保全課

「都市緑地法」（第 12 条）に基づく特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地及び生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を目的としたもので、都市計画における地域地区（「都市計画法」第 8 条）の 1 つとして指定がなされています。同地区内では、緑地を保全するため宅地の造成、建築物の建築、及び木竹の伐採などの行為が制限されますが、その代償措置として税負担の軽減や土地の買い取り制度が設けられています。

現在、4 地区約 55.8 ha を指定しており、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、今後保全すべき緑地のうち特に重要なものについて、本地区の指定を目指しています。

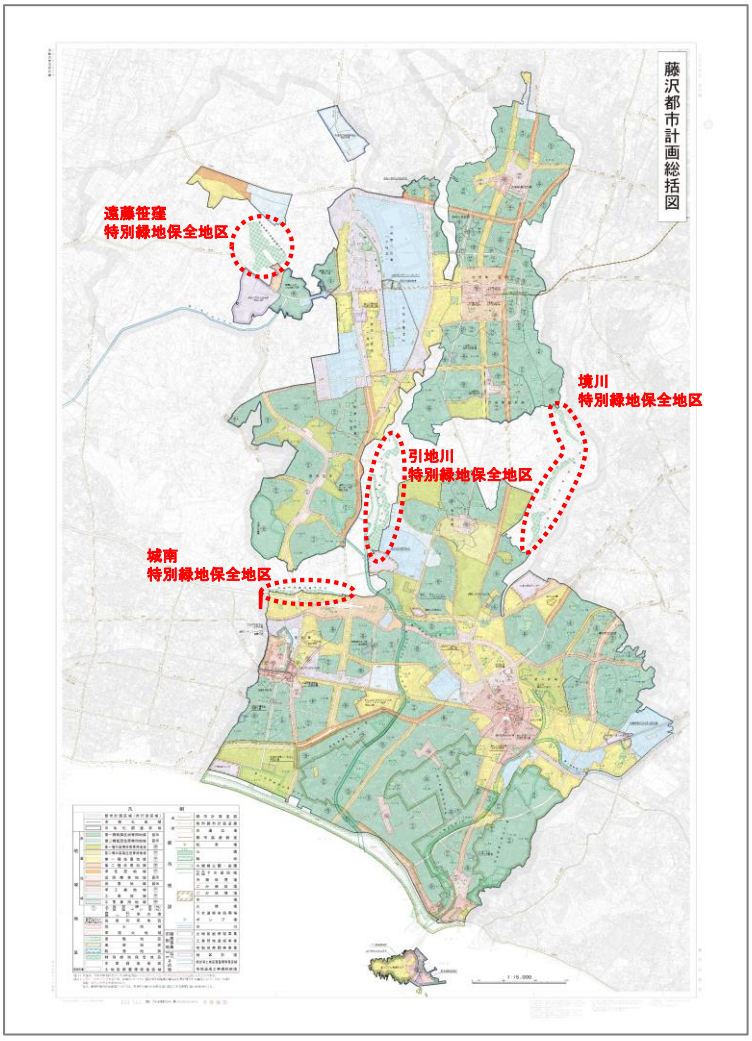

【特別緑地保全地区位置図】

④　緑の保全制度の活用

みどり保全課

神奈川県の「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域（寒川社、皇子大神、宇都母知神社の３ヵ所）や、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、「里地里山保全等地域」に選定されている石川丸山谷戸の維持に努めています。そのほか、快適な都市環境を守っていくための風致地区のほか、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域及び保安林等、法令で規制されている地域については、それぞれの主旨を踏まえたうえで、緑の保全の観点から関係部局との連携を行っています。

また、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林・保存樹木及び保存生垣の指定拡大に努めています。

⑤　市民等による自主的な自然景観形成活動の支援

みどり保全課

遠藤笹窪谷（谷戸）や石川丸山谷戸等で行われている、市民団体等による自主的な里地里山保全活動等に対し、補助金の交付など様々な支援を行っています。

⑥　斜面緑地の保全

みどり保全課

市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の１つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区※」があります。

特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常の管理行為以外の行為は厳しく制限されています。

次の 4 地区、約 55.8 ha を特別緑地保全地区として指定しています。

※特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした、「都市緑地法」第 12 条に基づくもので「都市計画法」第 8 条に基づく「地域地区」の 1 つです。

○引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、藤沢市地方卸売市場北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域（石川丸山谷戸）に接する斜面山林

・面積：約 16 ha
・最終決定年月日：昭和 63 年 3 月 1 日
・告示番号：県告示第 179 号

【引地川特別緑地保全地区】

○境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

・面積：約 15 ha
・最終決定年月日：平成 5 年 4 月 23 日
・告示番号：県告示第 469 号

【境川特別緑地保全地区】

○城南特別緑地保全地区

国道 1 号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約 1.3 km の斜面山林

・面積：約 4.8 ha
・最終決定年月日：平成 9 年 3 月 28 日
・告示番号：市告示第 312 号

【城南特別緑地保全地区】

○遠藤笹窪特別緑地保全地区

湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する遠藤笹窪谷公園に接する緑地です。

【遠藤笹窪特別緑地保全地区】

・面積：約 20 ha
・最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日
・告示番号：市告示第 198 号

⑦　三大谷戸の自然景観の保全

みどり保全課

本市の三大谷戸は「藤沢市緑の基本計画」における「緑の保全拠点」、「藤沢市都市マスタープラン」における「みどりの景観拠点」に位置づけられており、緑地保全施策において優先かつ重点的な施策として、様々な制度を活用しつつ、具体的な施策を展開しています。また、市民団体と連携した保全に努めています。

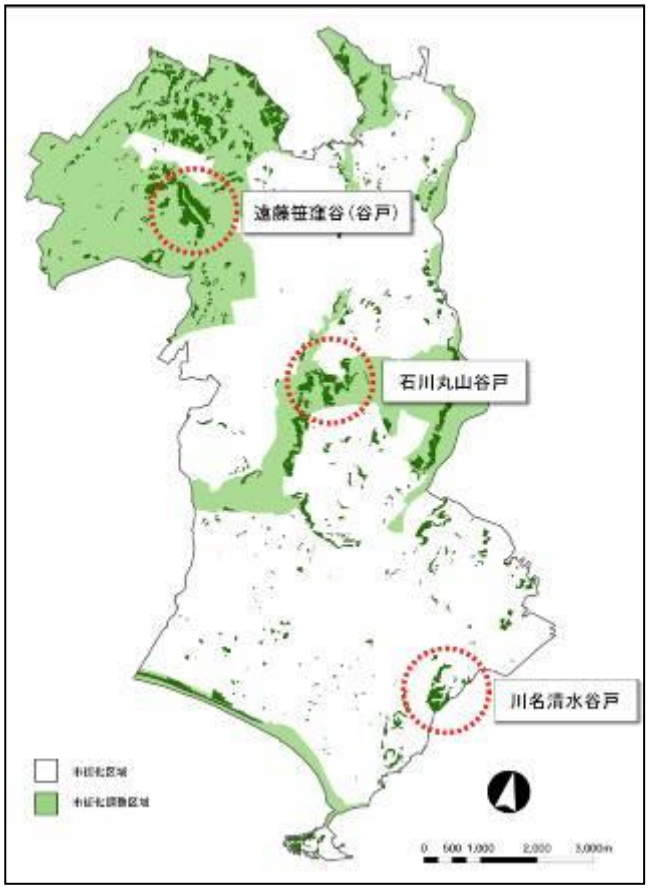

【三大谷戸位置図】

○川名清水谷戸

位置：藤沢駅の南東約 1.2 km
面積：約 17 .0 ha
概要：

・市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。

・樹林や水田、湿地空間の組み合わさった多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。
・隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全をめざします。

用地取得面積：約 11.9ha（市及び県）（令和 6 年度末時点）

○石川丸山谷戸

位置：善行駅の北西約 1.5 km

面積：約 19 .0 ha

概要：

・引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しており、引地川流域に含まれます。
・2 つの谷戸が合流することで、複雑な地形を形成しており、谷底部では湧水を起源とした小川が流れています。
・平成 27 年 9 月に「石川丸山緑地保全計画」を策定しました。
・谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しつつ里地里山の保全、活用ができるように施策を展開しています（令和 6 年 3 月現在：「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域　約 11.9ha）。

用地取得面積：約 6.5ha（令和 6 年度末時点）

○遠藤笹窪谷（谷戸）

位置：湘南台駅の西約 3.5 km

面積：約 24.3 ha

概要：

・湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、相模川流域に含まれます。
・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。
・平成 29 年 3 月に、自然環境の保全・再生・活用などの施策の展開に向け、「遠藤笹窪緑地保全計画」を策定しました。本計画を踏まえ、令和 4 年 7 月、谷戸底部に約 2.5 ha の遠藤笹窪谷公園を開設しました。
・令和 5 年 4 月に遠藤笹窪谷公園内に生物多様性サテライトセンターを開設し、生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。

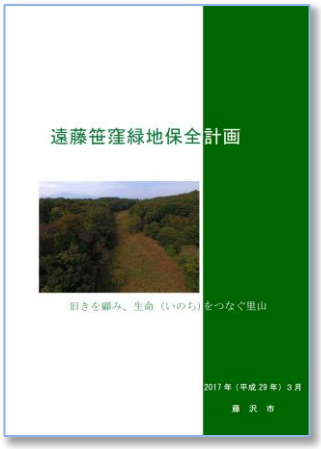

用地取得面積：約 20.2ha（令和 6 年度末時点）

２　生物多様性の保全

環境目標２－２
自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

みどり保全課

★　達成指標に対する本年度の状況　★

関係課：環境保全課／農業水産課／河川水路課／教育指導課／郷土歴史課

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
ビオトープ拠点の保全・再生、創出	取組・結果等について 市民、市民活動団体及び事業者といった多様な主体との協働・連携により、ビオトープ拠点の保全・再生、創出に関する取組を行いました。 今後の取組・対策等について ビオトープ拠点の保全・再生、創出活動については、引き続き市民をはじめとする様々な主体と協働・連携し推進していきます。	継続	継続	継続	継続

（１）生物多様性の保全

①　海岸の保全

総務担当

本市には東浜から辻堂海岸にいたる長さ約5.2 kmに及ぶ砂浜があります。

神奈川県では、「海岸法」改正により国が策定した「海岸保全基本方針」（平成12年5月）に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（神奈川県、平成16年5月策定）と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」（東京都・神奈川県・千葉県、平成16年8月策定）を定めています。平成27年2月に国が「海岸保全基本方針」を変更したことから、平成28年3月に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」の変更（2回目）を行いました。「相模灘沿岸海岸保全基本計画」では、三浦市剣崎から静岡県境まで（延長約150 km）を範囲とし、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう　相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」という基本理念のもと海岸保全を行っています。

また、相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、神奈川県と本市を含めた沿岸 13 市町では「なぎさづくり促進協議会」（平成 18 年 3 月）を設置して、海岸侵食をはじめとした相模湾の諸問題について協議を行っています。令和 5 年 7 月に第 18 回なぎさづくり促進協議会が開催され、国に対し、海岸保全に係る財政措置による支援などを要望しました。

湘南海岸では、例年 10 月から 5 月頃にかけて強い南西風が吹きます。こうした潮風や飛砂による被害を防ぐため、海岸砂防林の植栽が行われてきました。大きく成長した砂防林は、開発が進んだ沿岸地域において白砂青松の美しい景観に寄与する貴重な緑となっており、砂防柵（竹ず柵）や防風ネットの設置などにより、海岸砂防林の保護、育成が図られています。

また、公益財団法人かながわ海岸美化財団では、海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査、研究等を行うことにより、相模湾を中心とする海岸美化を図り、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与しています。

②　江の島と片瀬海岸の保全

前７行+写真
郷土歴史課

８行目以降：農業水産課

市内南部にある県指定史跡・名勝「江ノ島」は、周囲約 4 km、面積約 0.37 km²、標高約 60.4 m の凝灰質砂岩から成る陸けい島です。島の裾にはいくつもの海浸洞窟、奇岩、奇峭（きしょう）が巡り、また頂上部では藤沢市指定の天然記念物であるクックアロウカリア、シマナンヨウスギ、タイミンチク群を見ることができます。

【神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」】

片瀬漁港は、漁業活動の根拠地としてだけでなく、観光地であるこの地域の景観に寄与するデザインといった配慮のもと、市民・来訪者が憩いの場として利用することと、市民に安全・安心な魚介類を提供することを目的として整備を進め、平成 19 年度に完成しました。

また、江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行い、環境の保全に努めています。

今後も引き続き、砂浜も岩場もある恵まれた自然環境の保護・保全に努めます。

③　海岸部ビオトープ拠点の保全

みどり保全課

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。

辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生がみられ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。

【辻堂海岸の植生状況】

神奈川県などと協力し、これら海岸部ビオトープ拠点の保全を図っています。

④　谷戸、ため池、小川などの貴重な水辺の保全・整備

みどり保全課

川名清水谷戸及び新林公園、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）及び少年の森等、緑地内に谷戸や湧水、ため池や小川、良好な樹林地がセットになった環境はビオトープネットワークの拠点であり、生きものの生息環境としても重要な場所です。

地元地権者や市民団体、NPO、大学等と協力し、これら貴重な水辺のビオトープ拠点の保全を図っています。

⑤　「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組

みどり保全課

本市は、江の島や鵠沼海岸などの海浜環境に恵まれるとともに、引地川や境川沿いの斜面緑地及び川名清水谷戸・石川丸山谷戸・遠藤笹窪谷（谷戸）など多様で良好な自然が存在していますが、都市化の進展に伴い、自然環境が年々減少傾向にあります。

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市緑の基本計画」・「同実施計画」等の主要な計画等においては、本市の将来を見据え、海、河川、斜面緑地、農地及び公園等を中心とした骨格的な自然空間の保全や創出、そのネットワークの形成を図ることとしています。

また、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は、平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、全市域を対象に実施した「藤沢市自然環境実態調査」の成果を活用し、現存する良好なビオトープ環境の保全と再生・創出の推進を図ることを目的に、平成 19 年 5 月に策定しました。その後、本計画は平成 30 年 6 月に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の 1 つとして取り組んでいます。

「藤沢市生物多様性地域戦略」では、生物多様性の重要性が十分に認識されていないという実態を最大の危機と捉え、まずは「啓発」することによって人々の関心・認識を高めていくことを目指し、本戦略の重点プログラムに「生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出」を

位置づけました。

令和 3 年 4 月に策定した「藤沢市生物多様性実行プラン（第 1 期計画）」では、長久保公園に「生物多様性センター」を、市内三大谷戸周辺に「生物多様性サテライトセンター」を配置することを示していました。令和 4 年 7 月に三大谷戸の 1 つ、遠藤笹窪谷に遠藤笹窪谷公園が開園したことを受け、令和 5 年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の 2 公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。

写真左上／稲荷持瀬市有山林の水辺
写真左下／稲荷の森　カントリーヘッジ
写真右／稲荷の森　落ち葉溜め

1990 年代初頭から森づくりが行われている「稲荷の森（ふるさとの森）」周辺では、市民団体、ＮＰＯ、企業、緑化事業者、行政の協働により、森と人のつながりに重点を置いた管理を実施しています。また、当該地の森づくりには、剪定や更新作業で発生した枝葉などのほかに、台風通過時に倒れた樹木などを活用しています。

⑥　自然環境実態調査の実施

みどり保全課

「藤沢市環境基本計画」に基づき、平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、専門家やボランティア団体の協力を得て、市内を代表する 33 ヵ所の緑地を対象とした第 1 回自然環境実態調査を行いました。その結果を基に、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定し、自然環境や緑地の保全など、各種の施策を展開してきました。

その後、10 年が経過した平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、市内 48 ヵ所において、第 2 回の調査を行いました。その結果を基に平成 30 年に既存の「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を統合した「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、「啓発」と「協働」の推進により、生物多

様性の危機を回避し、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進しています。

前回調査から更に 10 年が経過したことから、自然環境の変化を把握するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、第 3 回調査を実施しました。調査結果については、「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市生物多様性地域戦略」の改訂など、各種施策展開に活用していきます。市内三大谷戸をはじめ、特に重要度の高い自然環境を有する 13 ヵ所を選定して調査を行うことで、同一地点における調査の継続性を担保しています。

⑦　自然環境実態調査の活用

みどり保全課

「藤沢市自然環境実態調査」を実施し（詳細は 113-114 ページ「⑥　自然環境実態調査の実施」）、その結果に基づき、自然環境の保全を図っています。

⑧　鳥獣の保護

環境保全課

傷病鳥獣の保護捕獲方法や保護施設等の案内をするとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。

⑨　鳥獣の管理

環境保全課

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（「鳥獣保護管理法」）等に基づき、アライグマ・ハクビシン・クリハラリス等による生活・農業被害を防止するため、捕獲等許可の事務を実施しました。

令和６年度　許可等件数　　単位：件

内容	件数
鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可証等	131
神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証	70
神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画に基づく従事者証	18
計	219

生活被害防止のための鳥獣の捕獲数及び相談件数

種＼年度	捕獲数(頭)			相談件数※(件)		
	令和４年	令和５年	令和６年	令和４年	令和５年	令和６年
アライグマ	65	145	209	361	506	536
ハクビシン	34	35	44	167	150	93
クリハラリス	39	74	112	32	57	78

※ アライグマの相談件数には、アライグマと確認できているもののほか、アライグマ・ハクビシンの判別のできないものを含む。

また、外来鳥獣のうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されたアライグマ及びクリハラリスについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」に基づき捕獲等を本市事業として実施しています。

外来鳥獣捕獲事業による捕獲数　　単位：頭

種＼年度	令和４年	令和５年	令和６年
アライグマ	51	－	10
ハクビシン	11	－	0
クリハラリス	9	－	44

※ 令和５年度は生活被害防止のための捕獲が増加したため未実施。

【アライグマ】
天井裏に侵入している様子

【ハクビシン】
子どもを口に咥えて天井裏から逃げる様子

【クリハラリス】
左：椿の花を食害している様子
右：ヒノキの木が食害された様子

⑩　広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承

みどり保全課

「藤沢市生物多様性地域戦略」に基づく施策などにより、貴重な自然環境を次世代に継承していきます。

⑪　民有地の緑化と緑化協定

みどり保全課

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています（詳細は 103 ページ）。

⑫　緑地保全協働事業

みどり保全課

現在、市で管理している緑地のうち 23 ヵ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払い等の緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ビオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しつつ、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図り、市民協働による樹林地・里山・谷戸の管理を推進しています。

⑬　天然記念物や市指定保存樹林等の保護

郷土歴史課

現在、本市指定の天然記念物として以下 7 件が指定されています。

また、昭和 46 年度から樹木、樹林について保存指定しています（詳細は 101 ページ）。支援制度に加え、所有者の方々のご理解、ご協力により自己管理していただくことで、緑の保全に努めています。

本市指定の天然記念物

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
混生樹（寄り木）	渡内 648	慈眼寺	昭和 44 年 2 月 8 日
クックアロウカリア	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
シマナンヨウスギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
タイミンチク群	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
大イチョウ	西富 1－8－1	清浄光寺	昭和 46 年 7 月 5 日
臺谷戸稲荷の森	大庭 1809～1810	稲荷神社	昭和 48 年 3 月 7 日
常光寺の樹林	本町 4－5－21	常光寺	昭和 51 年 4 月 15 日

⑭　河川の保全、整備（再掲）

河川水路課

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度「河川法」の改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様

な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。

河川水路課

⑮　水辺へのアクセス

「準用河川一色川整備基本計画」に基づく護岸改修工事において、親水性のある護岸整備を一部で予定しています。また、普通河川小糸川においても護岸改修工事を行う予定であり、その際は親水護岸を整備する予定としています。これにより水辺へのアクセスや快適性の向上が期待されます。

教育指導課
（教育文化センター）

（２）生物多様性に関する普及啓発

①　『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成 6 年発行の「身近な草・きのことの語らい」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。

【『藤沢の自然』シリーズ】

みどり保全課

②　『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

昭和 50 年度より、自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、編集を藤沢の自然に詳しい方々に依頼し、作成しています。

刊行当初の昭和 50 年度から平成 17 年度までは小冊子『藤沢の自然』を 31 冊発行し、平成 12 年度から平成 28 年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として 17 冊を発行しました。

【『藤沢の自然観察ガイド』】

③　自然観察会、緑化講習会の開催

みどり保全課

身近な自然の大切さや生きものの保全に対する普及啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。令和６年度は「初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊～」を例年どおり実施しました。

このほか、指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園都市緑化植物園において、自然観察会、緑化講習会などを定期的に開催しています。

④　自然景観に関する情報提供、啓発

みどり保全課

藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観の情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。

⑤　樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発

みどり保全課

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、市民センターの連携した普及啓発事業を、稲荷の森（ふるさとの森）周辺や裏門公園で実施しています。

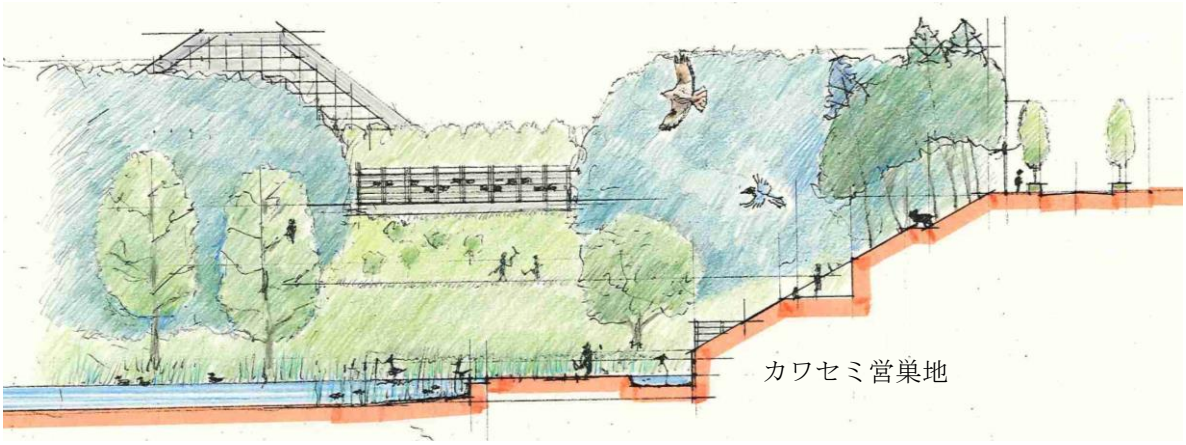

裏門公園では多様な主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われています。また、市民を対象にした野鳥観察会などを実施しています。

生きものの生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と啓発事業の事例

◇『大庭・裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多主体協働による生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組において、啓発事業として、市民を対象にした「園内管理活動見学会」、「野鳥観察会」等を定期的に実施しています。

教育指導課（教育文化センター）

⑥　『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年1回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。

『ふじさわ教育』（189号）では、カラー4ページで藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「藤沢・ここでしか見られない動植物」という題で「第3回・藤沢市自然環境実態調査　実施」や「特筆すべき調査　江の島・今田遊水地」について情報を掲載しました。

【『ふじさわ教育』】

３　新たな緑の創出

環境目標２－３
　新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

公園課

指標項目	概要		2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）	目標 達成率※1
市民一人当たりの都市公園の面積※2 単位：m^2	取組・結果等について 新たな都市公園を創出することができました。 今後の取組・対策等について 引き続き、都市公園の創出に向けた取組を進めていきます。	目標	―	―		9.0	2%
		実績	5.33	5.41	5.42	―	
		対前年	―	0.07	0.01	―	
		対改定時	―	0.08	0.09	3.67	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。

（１）地域の緑化

みどり保全課

①　緑の基本計画

ア　緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

イ　緑の将来像

多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。

ウ　基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の５つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。

（ア）緑をまもる･･･保全

斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視した中で、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保に努め、これを次世代へ継承します。また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。

（イ）緑をふやす･･･創造

公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を図るとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。

湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備を図ります。

それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。

（ウ）緑をつなぐ･･･連携

緑の骨格である河川を中心に､都市公園や緑地､道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化を図ります。

鳥や小動物の移動空間としてのビオトープネットワークについては、河川を軸に、谷戸や周辺の湿地帯、湧水地や樹林地などを保全・活用し配置計画の中で体系づけます。

（エ）緑をひろめる･･･普及

緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有に努めます。

（オ）緑とくらす･･･共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及に努めます。

また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有に努めます。

エ　目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）を設定し、段階的な目標として中間年次（令和 2 年、令和 12 年）を設けています。また、藤沢都市計画区域（藤沢市全域 6,956 ha）を計画の対象区域としています。

（ア）緑地の確保目標

最終目標は、計画対象区域（藤沢市全域）の概ね 30%を目標とします。

令和 2 年　･･･27%
令和 12 年 ･･･29%

令和 6 年度末において、25.4%となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の多面的な機能（防災・景観・環境保全・レクリエーション）を捉えた上で良好な緑地を増やしていくように努めます。

（イ）都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は 20 m²／人とします。

令和 2 年　･･･14 m²／人
令和 12 年 ･･･17 m²／人

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成 26 年度に「緑の実施計画（第 1 期計画）」を策定し、令和 6 年度からは第 4 期計画に基づき事業の進捗を図っています。

②　民間施設の緑化　　みどり保全課

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的に開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

屋上緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m^2)	累計面積(m^2)	件数	累計(件数)	面積(m^2)	累計面積(m^2)
平成27年	16	158	2,228.12	21,427.54	1	9	385.10	1,787.41
平成28年	2	160	60.85	21,488.39	0	9	0	1,787.41
平成29年	5	165	171.18	21,659.57	0	9	0	1,787.41
平成30年	10	175	499.16	22,158.73	2	11	436.23	2,223.64
令和元年	3	178	390.80	22,549.53	0	11	0	2,223.64
令和2年	5	183	197.02	22,746.55	0	11	0	2,223.64
令和3年	3	186	140.83	22,887.38	0	11	0	2,223.64
令和4年	5	191	71.43	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和5年	0	191	0	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和6年	2	193	41.14	22,999.95	0	11	0	2,223.64

壁面緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m^2)	累計面積(m^2)	件数	累計(件数)	面積(m^2)	累計面積(m^2)
平成27年	16	76	599.23	5,924.46	1	8	38.64	732.07
平成28年	6	82	581.83	6,506.29	0	8	0	732.07
平成29年	5	87	183.80	6,690.09	0	8	0	732.07
平成30年	1	88	31.82	6,721.91	0	8	0	732.07
令和元年	2	90	52.34	6,774.25	0	8	0	732.07
令和2年	9	99	494.61	7,268.86	1	9	295.49	1,027.56
令和3年	7	106	327.09	7,595.95	0	9	0	1,027.56
令和4年	5	111	139.62	7,735.57	0	9	0	1,027.56
令和5年	1	112	10.00	7,745.57	0	9	0	1,027.56
令和6年	3	115	84.01	7,829.58	0	9	0	1,027.56

③　宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定

みどり保全課

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進するため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に

存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

④　郷土樹種による緑化の推進

みどり保全課

緑化する樹木は、生育条件、管理方法等を十分考慮し、原則として郷土樹種から選定することとしています。

＜主な郷土樹種の種類＞

高木樹高 2.5 m 以上の常緑広葉樹：タブノキ・スダジイ・シラカシ・アラカシ・クスノキ・シロダモ・モチノキ・ヤマモモ・クロガネモチ

中木樹高 1.5 m 以上の常緑広葉樹：マサキ・ヤブツバキ・カクレミノ・ヒイラギ・ウバメガシ・カナメモチ・モッコク・キンモクセイ・ナンテン・ヤツデ

低木樹高 0.5 m 以上の常緑広葉樹：アオキ・トベラ・ヒサカキ・ハマヒサカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・アセビ・チャノキ・マンリョウ

⑤　みどりの贈り物・生垣用苗木の配布

みどり保全課

みどりの贈り物は出生、結婚、パートナーシップ宣誓及び新築の際にお祝いとして苗木等を配布するもので、令和 6 年度は 1,295 本配布しました。

また、新たに生垣を新設する方に苗木を配布しています。どちらも本市の緑化推進の拠点である長久保公園都市緑化植物園で配布しています。

⑥　市民団体などとの連携による緑化の推進及び各種イベントやコンクールなどをとおした緑化意識の普及・啓発

みどり保全課

市内の緑地保全及び緑化推進に意欲的な市民ボランティア団体などと連携して、市有山林での草刈りや植樹を行うなど、緑化の推進を図っています。

また、毎年、緑化啓発ポスターや学校花だんなどのコンクールを行うことで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

⑦　市民団体等との連携による緑化の推進

ア　藤沢市企業等環境緑化推進協議会　＊写真は 2 校校正で差し替え

みどり保全課

事業場の環境緑化は、そこで働く人たちにとって仕事場の環境をより良くし、また、地球環境との融和を図るためにも重要です。この認識をふまえて、昭和 49 年 4 月に藤沢市工場等環境緑化推進協議会が設置され、工場を持つ企業だけではなく幅広い企業の参画を図るため、平成 29 年 4 月に藤沢市企業等環境緑化推進協議会と名称を改めました。令和 6 年度末現在、加入事業所数は 43 社で、各種講習会や施設見学会などを開催し、緑化意識の向上に努めています。

【藤沢市企業等環境緑化推進協議会総会の様子】

みどり保全課

イ　藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 6 年度末の会員数は 83 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。

みどりいっぱい
第44号
藤沢市みどりいっぱい市民の会だより
ふるさとの森の更なる活用を
会長　大田　哲夫

【藤沢市みどりいっぱい市民の会　会報】

みどり保全課

ウ　「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進するうえで、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 43 回目となる令和 6 年度は、F プレイスにおいて 119 人の参加を得て開催しました。この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和６年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

◇ポスターコンクール	2,172 点
◇学校花だんコンクール	19 校
◇標語コンクール	12 点
◇緑と花のまちづくり賞	7 点

【ポスターの展示会】（展示場所：長久保公園）

エ　長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）

みどり保全課

住民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及を図り、都市緑化の推進に資することを目的とした長久保公園都市緑化植物園は、「みどりの相談所」をはじめ、花のプロムナード・迷路を兼ねた 65 種類の樹木を配した生垣見本園・渓流広場・樹木見本園・芝生広場・スイレンの池・花菖蒲の池及び駐車場などの施設を有し、植物に関する相談への対応や市民団体等による植物の展示会や講習会等も行っています。

【長久保公園の花だん】

令和 5 年度から「生物多様性センター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。

オ　公園愛護会

公園課

都市公園は、市民共有、地域共有の財産であり、市民と行政が協働し、常に市民の声、地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが望まれています。昭和 58 年度に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等のお願いをしてきており、現在 160 を超える公園愛護会が活動しています。また、公園美化推進団体として、「新林公園みどりの会」や「円行公園竹林の会」が発足し、市民ボランティアとして、行政や指定管理者と協働で維持管理を行っています。

⑧　都市公園

公園課

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。本市の都市公園（県立公園を含む）は令和 7 年 3 月 31 日現在、320 ヵ所、240.25 ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² となっています。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります。

⑨　都市公園の整備

公園課

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、引地川緑道の一部を整備し、追加供用を行いました。今後も「身近な公園への未到達区域の解消」を目指し、都市公園の整備に取り組んでいきます。

令和６年度の都市公園の整備状況　　単位：m²

名称	種別	所在地	開設面積（増加）
引地川緑地（追加供用）	緑道	鵠沼海岸三丁目	936.77

公園課
２段落目までと表

みどり保全課
３段落目

⑩　公園緑地

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和７年３月 31 日現在、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり＜確定次第提出＞m² となっています（令和７年３月 31 日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況　　（令和７年３月 31 日現在）

種別		箇所	面積（ha）	備考
住区基幹公園	街区公園	270	45.50	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	3	22.34	長久保公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵠沼運動公園）、秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵠沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ケ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.63	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		320	240.25	市民一人当たりの面積：　5.41m²／人※

※　令和７年４月１日現在の人口 443,448 人を使用。
※　各面積は百 m² 未満を四捨五入して、ha 表示としているため、合計が一致しないことがある。

⑪　緑の広場の設置状況

公園課

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

年度別緑の広場の設置状況

年度	令和４年	令和５年	令和６年

利用区分	箇所	全体面積（m²）	箇所	全体面積（m²）	箇所	全体面積（m²）
レクリエーション広場	35	66,796.71	33	63,937.87	33	63,937.87
運動広場	7	38,400.90	7	38,400.90	7	38,400.90
こども広場	13	7,216.32	11	6,889.66	7	3,289.42
計	55	112,413.93	51	109,228.43	47	105,628.19

＜緑の広場が減少した理由＞

相続等土地所有者のやむを得ない事情による解除と、公園の整備が進んだ地域における契約の終了によるものです。

⑫　みず・みどりの基幹軸

公園課

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を検討しています。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を検討していきます。

（２）建物の緑化

①　公共施設の緑化

みどり保全課

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

②　都市公園以外の公共施設緑地

みどり保全課

公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保に努めることが重要です（詳細は 102-103 ページ）。

③　建物の緑化推進

＜建物緑化助成事業＞

みどり保全課

本市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

単位：件

年度	屋上緑化	壁面緑化	緑のカーテン
令和２年	0	1	2
令和３年	0	2	1
令和４年	0	0	5
令和５年	1	0	6
令和６年	1	1	4
合計	2	4	18

※建物緑化義務がない建築物への助成制度利用件数

④　民間の建物の建物緑化や壁面緑化の推進

みどり保全課

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他の建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際には、緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

単位：件

年度	屋上緑化	壁面緑化
令和２年	0	0
令和３年	0	1
令和４年	0	0
令和５年	0	0
令和６年	0	0
合計	0	1

※建物緑化義務がある建築物への助成制度利用件数

⑤　民間施設緑地・地域制緑地

みどり保全課

民間施設緑地は、私立学校の植栽地及びゴルフ場等、永続性の高い民有地を対象としていますが、引き続き緑の永続性を高めていく必要があります。

地域制緑地は、法に根拠をおくものとして特別緑地保全地区、生産緑地地区及び地域森林計画対象民有林等があります。また、条例などに根拠をおくものに自然環境保全地域、保存樹林、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地等があります。相続の発生や土地利用転機などにより緑地の減少が続いています。

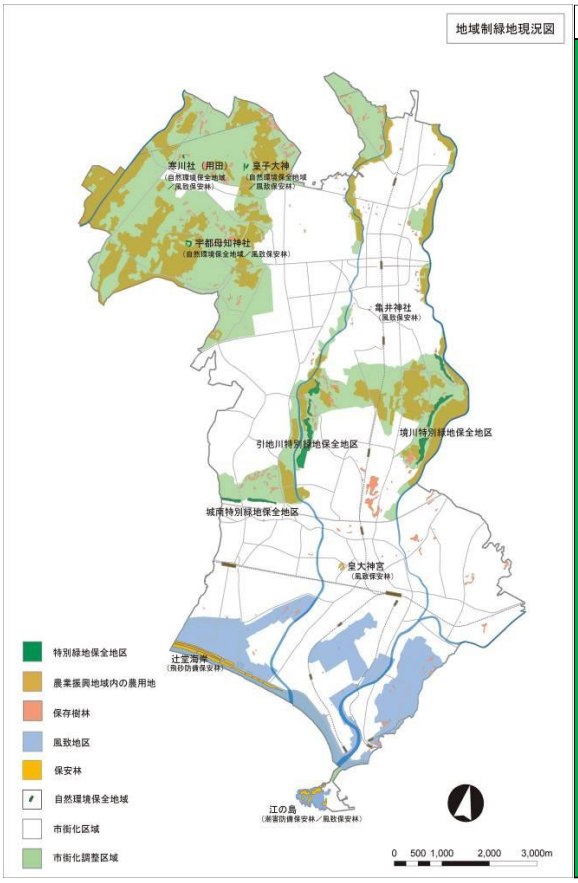

分類			項目	名称
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	都市公園
		都市公園以外 公共施設緑地	都市公園を除く公共空地	緑の広場、憩いの森、江の島自然の森、サムエル・コッキング苑、少年の森、市有山林、健康の森
			自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路	自転車歩行者専用道、歩行者専用道
			地方自治法設置又は市町村条例設置の公園	市営住宅地内公園、最終処分場跡地広場
			公開している教育施設（国公立）	公立小中学校のグラウンド、神奈川県立体育センター
			河川緑地	1級、2級、準用河川の水面部及び護岸部
			港湾緑地	港湾地区内緑地
			公共団体が設置している運動場やグラウンド	スポーツ広場、大鋸運動広場
			学校の植栽地	公立小中高校の植栽地
			下水処理場等の付属緑地	大清水浄化センター、辻堂浄化センター、ポンプ場敷地の植栽地
			道路環境施設帯及び植樹帯	国道、県道、市道の植樹帯
			その他の公共公益施設における植栽地等	市役所、市民センター・公民館、保健・福祉等関連施設、環境関連施設、神奈川県施設、国施設など、市内の主な公共施設の植栽地
		民間施設緑地	市民農園	遠藤ふれあい農園
			公開している教育施設（私立）	私立学校の植栽地（小中高校、大学）
			寺社境内地	寺社境内地
			その他	ゴルフ場
	地域制緑地	法による地域	特別緑地保全地区	都市緑地法によるもの
			風致地区	都市計画法による区域のうち、居住地の植栽地
			生産緑地地区	生産緑地法によるもの
			農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律によるもの
			保安林区域	森林法によるもの
			地域森林計画対象民有林	森林法によるもの
		条例等によるもの	条例等による緑地の保全地区や緑化の協定地区	自然環境保全地域
			樹林地の保存契約	条例による保存樹林、保存樹木、保存生垣
			協定による工場植栽地（協定等緑地）	主要な工場の植栽地、条例による緑化面積

「地域制緑地現況図」及び「緑地の確保目標で計上する緑地」（「藤沢市緑の基本計画」より抜粋）

⑥　都市の緑化

みどり保全課

本市の緑被率（市域全体に対する緑に覆われた面積率）は、33.0%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっています。市街化区域と市街化調整区域では、区域によって大きな差があります。特に市街化区域の住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、更なる普及啓発を図ることが重要です。

４　農水産業との共存

環境目標２－４
安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

農業水産課

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12（目標）	目標達成率※1
有機農業取組面積※2 単位：ha	取組・結果等について 2024 年度（令和６年度）の有機農業の取組面積は 32.3 ha と、前年度実績値から約 2.1ha 増加しています。2030 年度（令和 12 年度）の目標値 81.8 ha に向け、より一層の取組が必要となります。 今後の取組・対策等について 有機野菜の収穫体験講座のほか、藤沢産オーガニックマルシェを開催し、有機農業に対する理解促進を図ります。また、新規就農者を積極的に受入れ、有機農業の取組面積拡大を推進します。	目標	―	33.5	40.4	81.8※3	20.2%
		実績	19.7	30.2	32.3	―	
		対前年	―	4.7	2.1	―	
		対改定時	―	10.5	12.6	62.1	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における推計値。
※3　2050 年（令和 32 年）に 220 ha とするため、2022 年度（令和 4 年度）以降、1 年当たり 6.9 ha 拡大していく必要があるとして目標値を算定。

（１）農水産業の保全・推進

①　水田の保全

農業水産課

有機農業※に取り組む農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

※「有機農業の推進に関する法律」（「有機農業推進法」）によると、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を指します。

令和６年度　水田保全事業実績

	m² 単価（円）	申請数（人）	申請面積（m²）	交付金額※（円）
水田保全事業奨励金	45	105	552,969	24,835,000

※　交付金額は申請者ごとに 1,000 円未満を切り捨てるため、m² 単価に申請面積を乗じた金額は交付金額と一致しない。

②　水路・農道の整備

農業水産課

令和 6 年度は、県の補助を受け、西俣野地区で 64m の農道整備を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

③　「エコファーマー」の活動支援

農業水産課

化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する「エコファーマー」の活動を支援し、環境保全型農業や地域循環型農業の推進を図ります。

令和 6 年度、市内在住の神奈川県認定のエコファーマーは 118 人にのぼり、水田保全事業等を通じて水稲生産に伴う生産資材等の経費に対する奨励金の交付を行っていきます。また、エコファーマーの申請手続きについて、生産者の支援を行っていきます。

④　農薬使用に関する情報提供

ゼロカーボン推進課／関係課：地域保健課・農業水産課・環境保全課

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

引き続き、農薬の安全かつ適正な使用のため、国の動向など必要な情報収集等を行っていきます。

⑤　農用地区域の保全

農業水産課

「農業振興地域の整備に関する法律」（「農振法」）に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和 7 年 3 月 31 日現在　農用地区域面積　約 527ha 】

⑥　生産緑地地区

都市計画課

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害・災害の防止機能等に優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和 6 年 12 月 20 日現在 451 ヵ所、約 83.3 ha が生産緑地地区として指定されています。

⑦　農業の振興対策

農業水産課

農業の存続と発展を図るため、様々な農業支援策を実施していますが、令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりです。

ア　農業者と都市住民との交流を図る事業

・果樹持寄品評会の開催
・収穫体験講座の開催
・食育講座の開催
・緑育体験イベント
・園芸まつり農産物品評会

イ　担い手の確保や農地の保全を図る事業

・認定農業者への支援等、本市農業の中核となる農業者の育成
・農業後継者等への支援
・遊休・荒廃農地の解消に対する支援
・水田保全奨励金の交付
・農福連携を行う農業者への支援

ウ　経営の近代化や環境に配慮した農法の導入など農業経営を支援する事業

・農業経営に要する資金を借り入れた際の利子補助
・地場野菜の安定的供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
・環境に配慮した農業技術等の導入の支援（環境保全型農業）
・産地競争力を高めるための農業技術等の導入の支援
・環境保全型農業直接支払交付金の交付

エ　畜産経営の向上を図る事業

・家畜の伝染病予防と畜舎等の衛生対策への支援
・乳質、肉質の向上と繁殖性に優れた家畜を生産するため、乳牛、肉豚の資質改良・増殖事業に対する支援
・後継乳牛を生産するための事業に対する支援
・悪臭、水質汚濁等の防止や、畜産経営安定のための施設及び機械設置・改修等への支援

オ　農業の基盤を整備する事業

・農業用水路の維持管理及び水利施設の改修等の支援
・農業の用に供する道路の整備

⑧　援農ボランティア養成講座

農業水産課

農業や野菜作りに興味があり、ボランティアで農作業を手伝うことに意欲のある方等を対象に、援農ボランティア養成講座を開催しています。養成講座では、実際に援農ボランティアとして活動する前に、農作業の基礎を身につけることに重点を置いています。

令和 6 年度は、亀井野地区水曜日コース・土曜日コース、有機農業水曜日コース・土曜日コースの計 4 コースを開講しました。援農ボランティア養成講座の開催を通じて、市民等の農業への理解と農家の労働力不足への支援を推進します。

援農ボランティア養成講座実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
協力農家数（戸）	19	19	18	20
受講者数（人）	51	56	47	32

⑨　日本型直接支払制度

農業水産課

既存の制度をもととして、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

⑩　湘南広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定

農業水産課

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町では農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、2 市 1 町間で協定を締結しました。

⑪　景観形成事業

農業水産課

市内若手農業者団体「さがみ農協藤沢市青少年藤友会」が大庭地区で遊休農地を活用した景観形成事業を行っています。地元若手農業者の PR 及び地域社会におけるふれあいの場として活用しています。

【大庭地区の菜の花】

⑫　学校・保育園給食における食の安全への取組

学校給食課　保育課

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、不必要な添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するように努めています。

【小学校給食の例】

小松菜チャーハン／ワンタンスープ／冷凍みかん／牛乳

【保育園給食の例】

ごはん／ミートローフ／キャベツときゅうりの塩もみ／じゃがいもとあおなのスープ

⑬　生産履歴の記帳と情報提供

農業水産課

本市では JA さがみと連携し、市内 JA 関連直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発を促進します。また、市内 JA 関連直売所は、消費者からの求めがあった場合には、生産履歴記帳等の情報提供が行える体制整備に努めます。

生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。

⑭　「藤沢産利用推進店」制度

農業水産課

この制度は「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、積極的に PR することで、地産地消の推進と地場農水産物の消費拡大を目的として実施する事業です。

藤沢産利用推進店店舗数

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
登録店舗数※	101	96	91	95	100
新規登録店舗数	26	17	2	8	6
登録更新店舗数	75	79	89	87	94

※　当該年度の年度末の数値。

⑮　GAP（農業生産工程管理）の普及促進

農業水産課

JA さがみと連携し、農産物の安全確保と消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の普及促進を図ります。

≪環境像３≫

Ⅲ　資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

１　廃棄物の発生・排出抑制

環境目標３－１
　廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

廃棄物・美化担当

指標項目	概要		2019 R1（基準年度[1]）	2022 R5	2024 R6	2030 R12※2（目標）	目標達成率※3
市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量※4 単位：g/人・日	取組・結果等について 時代や社会状況の変化等に対応し、ごみの発生抑制と減量・資源化を一層推進するため、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、次ページ以降のとおり様々な施策を展開してきました。市民１日１人当たりの家庭系ごみ排出量の令和６年度実績は577gで、基準年の令和元年度実績の646ｇと比べて約10.7%の減少となりました。また、廃棄物の資源化率は約32.9%、溶融資源化を除いた資源化率は約24.5%となりました。 令和２年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で増えていた家庭からのごみ排出量が一旦落ち着き、令和４年度・５年度については、市民のごみ減量の意識が高まり、家庭での生ごみコンポスト化や生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルの普及によるリデュースの促進がごみ量減少の一因となっていると考えます。 今後の取組・対策等について 引き続き、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみの減量化・資源化施策の推進を図っていきます。	目標	―	―	―	612	%
		実績	646	583	577	―	
		対前年	―	△28	△6	―	
		対改定時	―	△63	△69	△34	

※1　「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」（令和４年３月）では、2019 年度（令和元年度）を基準年度として 2031 年度（令和 13 年度）の目標値を定めている。
※2　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は同計画 2031 年度（令和 13 年度）の目標値と同じとした。
※3　目標達成率＝（最新値-基準年度実績値）／（目標値-基準年度実績値）
※4　本市における実績値。

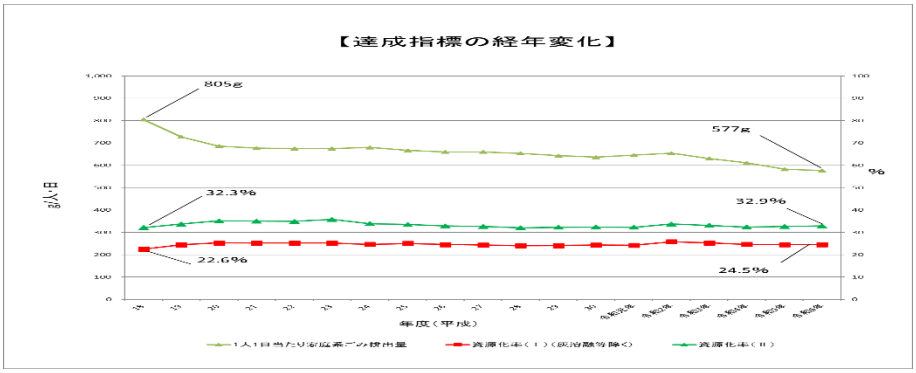

（１）廃棄物の発生・排出抑制

①　総ごみ排出量について

廃棄物・美化担当

ごみの発生抑制、減量・資源化を更に進めるとともに、公平性の確保、環境の保全と創造、最終処分場の延命化を目的に、平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化を導入しています。

令和 6 年度の総ごみ排出量は、120,941t となっています。その内訳は、可燃ごみ（家庭）が 54,062t、可燃ごみ（事業）が 26,923t、不燃・大型ごみが 12,151t、資源が 27,805t となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び要処理量については、平成 29 年度以降減少傾向となっています。

令和 6 年度の総ごみ排出量は、令和 5 年度と比較して約 2,216t 減少しており、家庭系ごみについては約 1,317t 減少、事業系ごみが約 899t 減少しています。

総ごみ排出量等の経年変化　　単位：t

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
人口（毎年 10 月 1 日）		436,905	440,487	443,451	443,986	443,757
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g）		836	812	797	758	747
1 人 1 日当たりの要処理量（g）（資源を除くごみ排出量）		635	620	613	584	575
総ごみ排出量（t）		133,325	130,522	128,932	123,157	120,941
	可燃ごみ（家庭）	58,520	57,760	57,137	54,738	54,062
	可燃ごみ（事業）	28,337	28,552	29,425	27,790	26,923
	不燃・大型ごみ	14,449	13,437	12,579	12,351	12,151
	資源	32,019	30,773	29,791	28,278	27,805

②　多量排出事業者への指導等

廃棄物・美化担当

1 ヵ月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者と定義し、毎年度、前年度の排出量データをもとに更新しています。多量排出事業者に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けており、ごみ発生量や資源化量の把握、排出抑制に対する意識づけを図っています。

③　「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて

廃棄物・美化担当

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。また、令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製容器包装と一括してプラスチック製品もリサイクルできる制度が定められましたが、経費の負担割合や使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直しが進まないなど課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています（19 ページ参照）。

④　藤沢市廃棄物減量等推進員

廃棄物・美化担当

市長が委嘱した市内 14 地区等の推進員（68 人）により、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量化・資源化の推進を図っています。また、藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を行っています。

⑤　適正排出の促進

環境事業センター

市民における廃棄物の減量化や再資源化について啓発するとともに、不適切排出者に対しては指導を実施しています。

⑥　廃食油のリサイクル

環境事業センター

学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油を持続可能なバイオディーゼル燃料や航空燃料等としてリサイクルしています。

⑦　グリーン購入の推進

契約課

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入するもので、これにより環境配慮型商品の市場を生み出し、製造者側に環境配慮型商品の開発・供給を促進させることとなり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「グリーン購入法」（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）によって、国の機関にグリーン購入の実施が義務づけられ、地方自治体にも努力義務が課せられました。

【(公財) 日本環境協会認定のエコマーク】

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」(現在の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」(詳細は 189-190 ページ))を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。

本市におけるグリーン購入（環境に配慮した製品購入率）の実績　　単位：%

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
備品	32.98	33.06	25.05	32.06	29.98
消耗品	26.41	28.59	34.68	32.66	31.32
印刷製本費	58.72	61.81	61.02	61.66	61.72

（2）食品ロスの削減

①　「食品ロス」削減に向けて

廃棄物・美化担当

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

令和元年に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービス※事業者と協

定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、店舗としては、食べてもらうために作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。

【TABETE のロゴマーク】

※フードシェアリングサービスとは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業です。

令和 2 年 11 月からは、家庭で使いきれない食品を提供していただき、フードバンク団体や社会福祉協議会を通じて福祉施設や食を必要とする方に提供するフードドライブを実施しています。

また、「ふじさわベジプラス店」や「藤沢産利用推進店」などの店舗を利用することも、食品ロス削減に貢献できることとなります。

廃棄物・美化担当

② 生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）及び家庭用電動生ごみ処理機の普及促進

可燃ごみのうち、生ごみが重量比で約 40%を占めています。

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥化を推進するため、平成 3 年度からコンポスト容器の購入助成、平成 10 年度から電動生ごみ処理機の購入費補助、平成 28 年度からはキエーロの購入助成を行い、その普及に努めています。有料指定収集袋制導入の平成 19 年度をピークに普及台数が減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことをきっかけに、普及台数は増加傾向にあります。令和 5 年度からは、バッグ型コンポスト容器を導入しました。

【コンポスト容器】

【キエーロ】

コンポスト容器普及台数の実績　　単位：台

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
助成台数	64	48	95	490	200
累計台数	26,066	26,114	26,209	26,699	26,899

キエーロ普及台数の実績　　単位：台

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
助成台数	82	50	128	114	35
累計台数	225	275	403	517	552

家庭用電動生ごみ処理機普及台数の実績　　単位：台

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助台数	290	106	327	305	457
累計台数	7,447	7,553	7,880	8,185	8,642

※　販売価格の 4 分の 3、上限 3 万円を補助。

③　家庭における食品ロスの削減

廃棄物・美化担当

本市 web サイトでの紹介や、自治会、町内会、学校などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座などにおいて、食品を無駄にしないための情報提供やフードドライブなどにより、食品ロスの削減を推進しています。

フードドライブ回収量　　単位：kg

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
回収量	1,369	2,419	1,863	1,784

④　事業者における食品ロスの削減

廃棄物・美化担当

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推計しています。

事業者へは本市 web サイト等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。

事業系食品ロス発生量　　単位：t

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
事業系可燃ごみ量		28,337	28,552	29,425	27,790	26,923
食品廃棄物		9,245	8,092	9,124	11,563	11,202
	可食部（食品ロス）	1,267	1,125	1,268	1,584	1,535
	不可食部	7,978	6,967	7,856	9,979	9,667

※　可食部と不可食部の割合は「食品産業リサイクル状況等調査委託報告書」の調査結果を用いている。当該調査では、令和 2 年度までは可食部：13.7%、不可食部 86.3%、令和 3 年度以降は可食部：13.9%、不可食部：86.1%としている。

（3）プラスチックごみの削減

①　指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入

環境事業センター

平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化（以下、有料化）を開始した結果、可燃ごみに占める資源物の割合は、令和 6 年度では約 11.4%となり、有料化開始前の平成 18 年度の約 18.9%と比べて 7.5 ポイント減少しました。

「有料化実施前後のごみ排出量の比較」表に示すとおり、有料化実施前の平成 18 年度と比べて、人口は増加していますが、令和 6 年度の可燃ごみ収集量は約 24,1%の減少（約 17,063t 減少）、不燃ごみ収集量は約 35,4%の減少（約 3,539t 減少）を示し、ごみ排出量の際立ったリバウンド等は発生していません。

有料化開始前に心配されていた不法投棄については、「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」表のとおり、有料化実施前と比較し、かえって減少している傾向が見られます。これは、市民と協働した不法投棄防止パトロール強化の効果や有料化に先駆けて実施した可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集により、ごみ集積所を廃止したことから不法投棄されにくい環境が整ったためと思われます。

有料化導入に伴い、平成 19 年度から、従来の「ごみ減量基金」を「環境基金」に改め、寄附金や預金利息のほかに、有料化による手数料収入相当額の一部を一般財源から環境基金に積み立て、環境の保全や創造等の事業に充当しています。

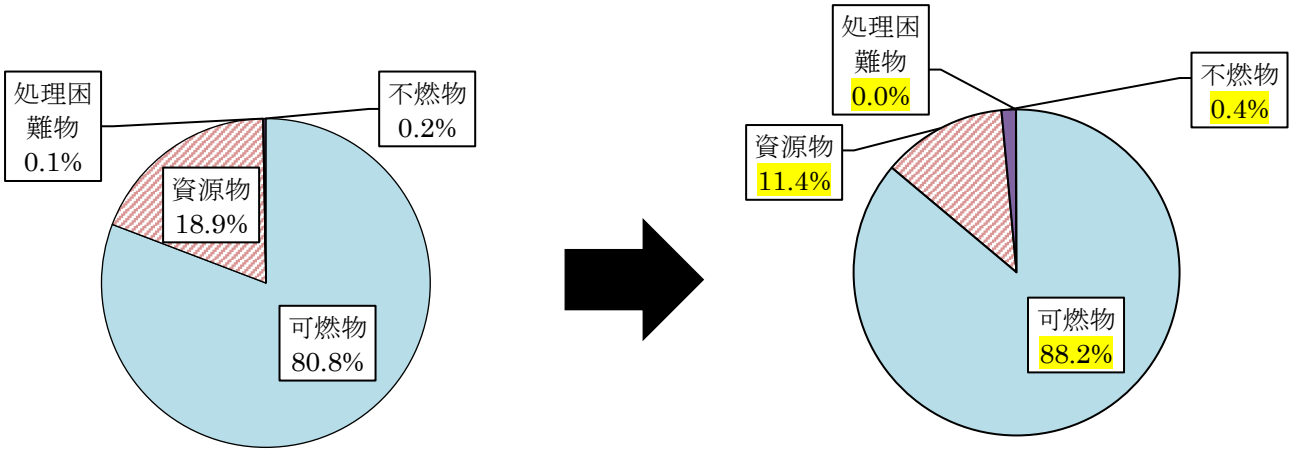

≪有料化実施前≫
【平成 18 年度可燃ごみ組成分析】

≪有料化実施後≫
【令和 6 年度可燃ごみ組成分析】

有料化実施前後のごみ排出量の比較　　単位：t

年度	有料化実施前	有料化実施年	有料化実施後				H18～R6 増減率
	平成 18 年	平成 19 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
人口 （人）	398,481	402,096	440,487	443,451	443,986	443,757	11.3%増
可燃ごみ	100,970	92,228	86,312	86,562	82,529	80,985	19.8%減
収集量	70,912	61,244	57,592	56,989	54,595	53,849	24.1%減
持込量	30,058	30,984	28,720	29,573	27,934	27,136	9.7%減
不燃ごみ	10,959	9,136	7,608	7,150	6,836	6,807	39.9%減
収集量	9,984	8,534	7,200	6,728	6,487	6,445	35.4%減
持込量	975	602	408	422	349	362	62.9%減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較

年度	有料化実施前	有料化実施年	有料化実施後			
	平成 18 年	平成 19 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	155	104	113	104
不法投棄ごみ量(t)	131	90	9	7	4	3

総務担当

環境基金の状況

単位：千円

年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
前年度末残高		132,474	71,232	78,030	144,049	148,472
積立	寄附金	6,059	13,289	23,859	30,474	20,344
	預金利息	16	2	4	14	209
	本市一般財源	642,136	667,827	653,952	631,534	650,920
計		648,211	681,118	677,815	662,022	671,473
取り崩し（充当先）	ごみ減量推進事業費	12,463	6,337	17,189	20,013	18,462
	生活環境団体等指導育成事業費	2,244	1,933	2,171	2,166	2,158
	プラスチック中間処理施設運営事業費	37,830	38,646	38,646	38,646	49,943
	環境基本計画関係費		17,875			
	地球温暖化対策関係事業費	25,985	23,480	18,852	22,765	19,842
	廃棄物処理対策事業費	299,983	347,389	300,000	340,000	340,000
	スズメバチ対策費			2,000	1,770	1,935
	自然環境共生推進事業費	3,378	3,728	4,407	4,486	4,524
	廃棄物等戸別収集事業費	170,240	170,240	170,240	170,240	170,240
	最終処分場整備事業費			3,850	14,080	
	一般廃棄物中間処理施設整備事業費					7,150
	石名坂環境事業所整備事業費	102,766	30,000	20,000	10,000	
	水田保全事業費	19,563	24,692	24,523	24,622	24,835
	し尿処理関係事業費	35,000	10,000	10,000	10,000	
執行額と見込み額の差額（翌年度環境基金への振替済）				▲82	▲1,189	▲722
計		709,452	674,320	611,796	657,599	638,367
当年度末残高		71,232	78,030	144,049	148,472	181,578

②　ごみ減量推進店制度

環境事業センター

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定しています。「ごみ減量推進店」とは(1)商品の包装簡素化、(2)再資源化、(3)買い物袋持参の奨励等、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる店舗のことです。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみNEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています。

【ごみ減量シンボルマーク（推進店）】

【ごみ減量推進店啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定店舗数	141	141	143	137	137

２　廃棄物の適正な処理

環境目標３－２
　廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要		2019 R1 (基準年度※1)	2023 R5	2024 R6	2030 R12※2 (目標)	目標達成率※3
一般廃棄物の資源化率※4 単位：％	取組・結果等について 2023 年度（令和５年度）と比較して約 0.2%増加しています。ごみ総排出量は減少しましたが、溶融処理等を実施する焼却灰等の量が増加したことが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 引き続き、民間事業者と連携した廃棄物の資源化を図っていきます。	目標	―	―		35	廃棄物・美化担当
		実績	32.3	32.7	32.9	―	
		対前年	―	0.3	0.2	―	/2.7 ポイント
		対改定時	―	0.4	0.6	2.7	
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率※4 単位：％	取組・結果等について 2022 年度（令和４年度）と比較して増減ありません。電子化などで資源の収集量は減少していますが、総廃棄物の減少量が資源物の減少量を上回ったことなどが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 商品プラスチックの分別収集・資源化やペットボトルの拠点回収等を引き続き継続していきます。	目標	―	―		25	
		実績	24.2	24.5	24.5	―	
		対前年	―	△0.1	0	―	/0.8 ポイント
		対改定時	―	0.3	0.3	0.8	
指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	―
藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数 単位：件	取組・結果等について 2024 年度（令和６年度）のダウンロード数は 21,702 件、累計ダウンロード数は 167,731 件となりました。 今後の取組・対策等について アプリ利用者は順調に推移しており、引き続き利用者拡大に向けて周知を図っていきます。		63,685	146,029	167,731	163,000	環境事業センター ―

※1　「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」（令和４年３月）では、2019 年度（令和元年度）を基準年度として 2031 年度（令和 13 年度）の目標値を定めている。
※2　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は同計画 2031 年度（令和 13 年度）目標値と同じとした。
※3　目標達成率＝（最新値-基準年度実績値）／（目標値-基準年度実績値）
※4　本市における実績値。

（１）廃棄物の適正処理

廃棄物・美化担当

①　災害廃棄物処理について

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」を平成 27 年 7 月に改正し、災害廃棄物処理対策を進めています。また、神奈川県では、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（神奈川県、平成 29 年 3 月）」を策定し、県と市の役割を定めています。

本市においては、この法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正しました。

また、平成 30 年 3 月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を行うことが可能となるよう努めています。

国が「災害廃棄物対策指針」について改定を行ったことで、令和 6 年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」が改定されました。本市においても、この改定に対応するため令和 7 年度に「藤沢市災害廃棄物処理計画」の改定を行います。

環境施設課（北部環境事業所）

②　特定処理品目の適正処理

本市が「特定処理品目」とする次のものについては、それぞれ以下のように処理されています。

1）蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破砕後に民間施設で資源化
2）電池類及び加熱式たばこは、民間施設で資源化
3）水銀体温計は、民間施設で資源化
4）テープ類は、北部環境事業所で焼却
5）ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破砕し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所で焼却又は資源化業者に売却

廃乾電池・廃蛍光管の処理量　　単位：kg

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
廃乾電池処理量	111,340	105,620	95,810	108,770	100,760
小型二次電池	1,770	2,250	1,150	1,630	3,160
廃蛍光管処理量	26,800	25,130	21,100	20,070	14,880

特定処理品目の蛍光管と電池類の一部は戸別収集、ごみ処理有料化以前より分別収集・分別処理を行っていますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（「水銀環境汚染防止法」）において、蛍光管と電池類のボタン電池が水銀使用製品であることから、この法律における自治体の義務である適正回収に努めています。

③　中間処理

環境施設課（北部環境事業所）

環境施設課（石名坂環境事業所）
3・5段落目等、関連部分

ア　焼却処理施設

可燃ごみは、石名坂環境事業所と北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

また、不燃ごみ・大型ごみの破砕残渣は北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

石名坂環境事業所（昭和59年竣工）は、130 t/24 h×3基を有していますが、1号炉を平成19年に休止し、2号炉も令和5年3月から休止して、現在は1炉での運転とし、老朽化のため修繕工事を行い延命化しています。

北部環境事業所（1号炉：平成19年更新竣工・2号炉：昭和49年竣工）は、150 t/24 h×2基で運転していましたが、2号炉を平成25年に廃止し、老朽化の進行及び廃棄物発生量が微増していることから、一般廃棄物の安定的な処理を維持していくため、平成28年4月に「藤沢市焼却施設整備基本計画」を策定し、廃止した2号炉を1号炉と同様の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（「PFI法」）に準じた手法で、DBO（設計・建設・運営）方式により整備・運営事業に着手して、令和5年4月から供用を開始しています。

また、ごみの焼却によるエネルギーの有効利用について、石名坂環境事業所では、発電により施設内の電力の約60%をまかなうほか、余剰電力を小売電気事業者に売却しています。

北部環境事業所1号炉及び新2号炉では発電により施設内の電力を全てまかなうほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢等へも電力供給を行い、なおかつ余剰電力については、小売電気事業者に売却しています。令和6年度の小売電気事業者への売電金額は約4億3,800万円になりました。

【石名坂環境事業所】

【北部環境事業所】

【蒸気タービン＆発電機】

＝＝＝ダイオキシン類対策＝＝＝

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定されたため、石名坂環境事業所では平成 4 年度には炉の改修を行い、平成 7 年度には活性炭噴霧装置を設置し、更に平成 9 年度から平成 11 年度にかけて電気集塵器をバグフィルター（ろ過式集塵器）に更新するなど、様々なダイオキシン類対策工事を実施したことで国の基準値を下回っています。

藤沢市のごみ焼却炉ダイオキシン類排出濃度　　単位：ng-TEQ/N m³

年度	北部環境事業所			石名坂環境事業所			
	1 号炉	2 号炉	平均	1 号炉	2 号炉	3 号炉	平均
令和 2 年	0.014	廃止	―	休止	0.019	0.0053	0.012
令和 3 年	0.0016	廃止	―	休止	0.0011	0.0051	0.0031
令和 4 年	0.0056	廃止	―	休止	0.0020	0.018	0.010
令和 5 年	0.0015	0.000025	0.00076	休止	休止	0.0096	―
令和 6 年	0.0025	0.000038	0.0013	休止	休止	0.015	―

ng-TEQ/N m³（最も毒性の強い 2378-TCDD に換算した数値で基準空気 1 立方メートルに含まれる量）
ng：ナノグラム＝10 億分の 1 グラム。
TEQ：テック＝国際的なダイオキシン類の換算係数を用いて換算した値（上記）。
N m³ ：ノルマル立方メートル＝0℃1 気圧 1 立方メートルの空気。
検出下限値未満の数値は 0 とした。
北部環境事業所 1 号炉の排出基準値は 0.1 ng-TEQ/N m³、それ以外は 1 ng-TEQ/N m³。
有効数字 2 桁で表記。

イ　破砕処理施設

不燃ごみ・大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され破砕処理しています。リサイクルプラザ藤沢は、破砕処理・資源化・環境啓発の機能を 1 つにした総合的資源循環施設であり、破砕処理施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法に準じて、DBO（設計・建設・運営）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

不燃ごみ・大型ごみは、破砕処理施設（70.5 t/5 h）で破砕処理され、選別機により鉄・アルミ・破砕残渣に選別されます。鉄及びアルミは有価物として売却し、破砕残渣は、焼却処理施設で焼却処理しています。

タイヤ・大型鉄くずなどの処理困難物や、蛍光管・乾電池・水銀体温計などの有害物質は、別途専門業者に処理を委託しています。

また、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破砕施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしています。

ウ　資源化施設

資源として回収されたビン、カン・なべ類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され資源化処理をしています。資源化施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法に準じて、DBM（設計・建設・補修）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

ビンは、ビン選別設備（15 t/5 h）でリターナブルビン（ビンとしてくり返し使えるビン）を分別後、4 種類の色別に選別され再生事業者に引き渡します。

カン・なべ類は、缶・金属選別圧縮設備（10 t/5 h）で、なべ・やかんなどを材質別に分別し異物

を取り除いた後、選別機によりスチール缶とアルミ缶に選別、圧縮成型され再生事業者に引き渡します。

ペットボトルは、ペットボトル選別圧縮設備（7 t/5 h）で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会及び再生事業者に引き渡します。

プラスチック製容器包装については、リサイクルプラザ藤沢のプラスチック製容器包装選別圧縮施設（24.5 t/5 h）及び市内の民間施設で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会に引き渡します。

また、紙類や古布類については、回収後直接各問屋に運ばれ引き渡します。

【リサイクルプラザ藤沢（全体）】

④　最終処分

環境施設課（北部環境事業所）

再資源化できないコンクリートブロック等の不燃物は、女坂最終処分場（平成 9 年 3 月完成、総容量 200,000 m^3）に埋め立て処分しています。

なお、石名坂環境事業所から排出される焼却灰及び焼却不燃物、並びに北部環境事業所から排出される焼却灰については、全量溶融処理※委託による資源化を進め、最終処分場の延命化を図っています。

【女坂最終処分場】

このため、現在の埋め立て量が継続すれば、女坂最終処分場は令和 25 年ごろまで埋め立てが可能となっていますが、溶融処理委託をやめてしまうと数年で満杯になってしまいます。

新たな最終処分場を市内に建設することは適地がなく不可能なため、この女坂最終処分場が本市で最後の最終処分場になります。したがって、ごみの減量化を進め、焼却灰等の全量溶融処理委託

は今後も継続し、更に最終処分場の延命化を図る必要があります。

※溶融処理とは、焼却灰等を1,200 度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。
　この溶融スラグは安全性や強度においても天然の砕石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。
　令和 6 年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である約 8,271t を、委託により溶融等資源化しています。

【溶融炉からの出滓(しゅっさい)状況】

【溶融スラグ】

⑤　し尿処理

環境施設課（北部環境事業所）

し尿及び浄化槽汚泥は、㈱藤沢市興業公社により収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また、脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。

【北部環境事業所　し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績　　単位：kL

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
し尿収集量	2,059	2,123	1,982	1,863	2,031
浄化槽汚泥量	11,409	11,173	10,798	11,143	10,798

⑥　「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）での情報提供

環境施設課（北部環境事業所）

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。

【施設見学】

⑦　ごみ不法投棄の防止

環境事業センター

不法投棄は、平成 19 年度から実施した戸別収集や平成 24 年度からの資源品目別戸別収集等の実施により、不法投棄されにくい環境が整い、年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しており、不法投棄監視カメラや監視センサー等を設置するとともに、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロールの実施、夜間パトロール、県との合同パトロール、不法投棄防止用看板の設置や民地への貸出を行っています。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を図るため、不法投棄専用ダイヤル（無料通話）の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めています（具体的な不法投棄の処理実績、不法投棄防止対策は 170-171 ページを参照）。

⑧　公共建設発生土

公共建築課

本市が発注する公共建設工事では、発生土を場内又は場外で一旦保管したうえで、埋め戻し時に再使用するなど、処分量の抑制に努めています。

（２）廃棄物の分別

廃棄物・美化担当

①　一般廃棄物処理業者への指導

令和 7 年 3 月末時点において、本市で許可している一般廃棄物処理業者数は 71 者です。一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物処理法」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導を行っています。

②　ごみ処理・し尿処理の広域化による対応

廃棄物・美化担当

平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしています。平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、平成 23 年度及び平成 28 年度に改訂しています。また、令和 3 年度には新たに令和 18 年度を目標年度とする改定を行いました。この計画に基づき、2 市 1 町で施設整備等を実施しています。湘南東ブロックにおいて、し尿処理施設の老朽化・延命化等が課題となっていることから、令和 5 年 3 月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定しました。この方針に基づき、新たな施設を藤沢市北部環境事業所に集約し、効率化を図るための検討を行っています。

③　インターネット・動画などでの情報提供

環境事業センター

ア　ごみ検索システム（http:// fujisawa-city.sakura.ne.jp/）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

分別の検索方法は、自由入力及び登録ごみ指定入力の選択とし、収集日程の検索方法は、住所又は自治会名での検索となっています。

また、現在の検索登録品目は 4,073 件です。

【ごみ検索システムのホームページ】

ごみ検索システムのアクセス件数実績　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
年間検索回数	758,675	785,355	886,378	937,557	777,915
1 日当たり検索回数	2,079	2,152	2,429	2,562	2,132

イ　「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。機能として、収集日程カレンダー、出し忘れ防止アラーム、ごみや資源の分別辞典等を備えています。また、緊急時のごみ収集やイベント情報のお知らせ、環境ポータルサイトへのリンクなどが利用可能です。

令和 6 年度のダウンロード数は 21,702 件、累計ダウンロード数は 167,731 件です。

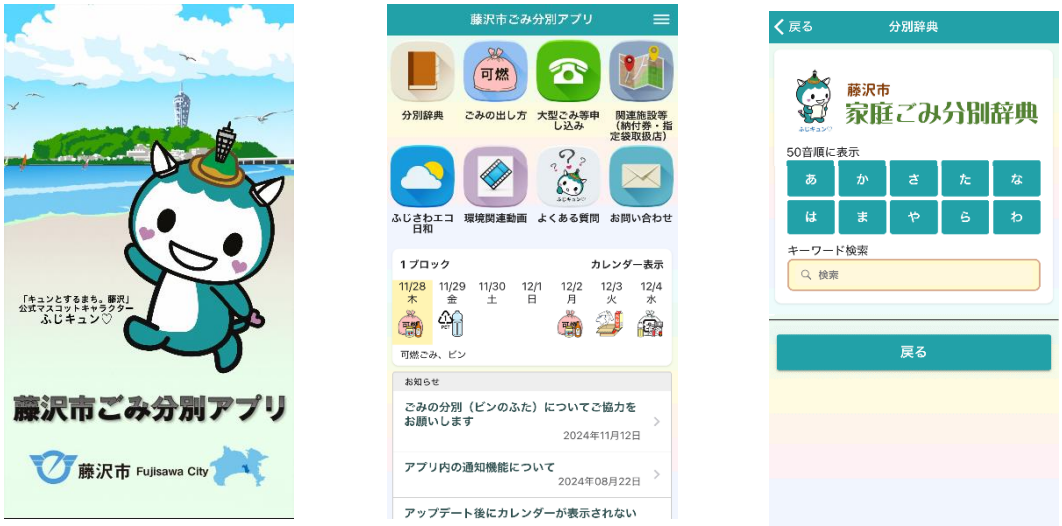

【ごみ分別アプリ画面】

ウ　環境関連動画

ごみ減量・資源化の促進として、複雑化するごみの分別を「動画」にすることで、分別方法やごみに関する疑問をよりわかりやすく解決するため、平成 28 年度に、環境関連動画を作成し、藤沢市ごみ分別アプリやホームページ等から視聴できるようにしています。

また、DVD として各市民センターや公民館に配布し、環境関連団体などへ貸し出すことにより、減量・資源化の周知・啓発を図っています。

【環境関連動画】

環境事業センター

④　分別収集と資源化の推進

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が不可欠です。本市では、他市に先駆け昭和 53 年度から藤沢方式と呼ばれている市民、本市、回収事業者の三者の協調方式による資

源の収集を開始し、ごみの 3 分別収集（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を実施してきました。

そして、平成 4 年度からは、大型ごみのコール制（有料）を導入し、現在は 4 分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源）となっています。

また、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、分別排出に関する排出者責任を明確にし、集積所の清掃等維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解決等、集積所に係わる諸課題の解決を目的として平成 19 年 4 月から可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を、平成 24 年 4 月から資源の一部（本・雑誌、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油）を集積所収集から戸別収集に変更しました。

資源品目は、新聞紙・折込広告、本・雑誌、雑がみ類（包装紙、はがき等）、段ボール、飲料用紙パック、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装で、平成 19 年 4 月からは廃食用油、剪定枝を、平成 24 年 4 月からは商品プラスチックを追加するなど、徐々に品目を増やしてきています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として 19 ヵ所に回収ボックスを設置し、平成 26 年度以降も継続して回収しています（現在 20 ヵ所）。

また、平成 27 年 4 月からは、大型ごみとして出されるスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化の促進に努めています。

収集方法も、雑がみと本雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別の負担軽減を図っています。

４分別収集の内容

- 可燃ごみ……戸別収集により週 2 回の収集。
- 不燃ごみ……戸別収集により曜日指定の隔週収集。
  平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみとも有料指定収集袋により排出。
  （5 ﾘｯﾄﾙ相当：10 円、10 ﾘｯﾄﾙ相当：20 円、20 ﾘｯﾄﾙ相当：40 円、40 ﾘｯﾄﾙ相当：80 円）
- 大型ごみ……電話申込み若しくはインターネットによる戸別収集。一律 500 円の有料制。
  （1 m を超えるタンスやベッドなど 16 品目は特別大型ごみとして 1,000 円）
- 資源……＜戸別収集対象品目＞
  ビンは週 2 回、プラスチック製容器包装、廃食用油は週 1 回、その他の戸別収集対象品目は曜日指定の隔週収集。
  ＜集積所収集対象品目（その他資源）＞
  地域自治会等の協力により、約 4,200 ヵ所の集積所で曜日指定の隔週収集。
  資源の売却代金の一部は自治・町内会等に還元。

【戸別収集による可燃ごみの排出状況】

【資源集積所の状況】

⑤　紙・デジタル媒体などでの情報提供

環境事業センター　廃棄物・美化担当

資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成 27 年度版からは区域別（全 10 ブロック）「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。

また、『ごみ NEWS』（No.27）は、食品ロス削減の取組、きれいで住みよい環境づくり条例、海岸清掃体験、マイボトルの使用推奨、エコライフ通信、災害時のごみ処理などを掲載した 8 ページの冊子として発行しました。

【収集日程カレンダー】

（３）再使用・再資源化

①　焼却残渣の資源化

廃棄物・美化担当

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、石名坂環境事業所及び北部環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています（最終処分場の状況については、147-148 ページ参照）。

焼却灰等溶融量　　単位：t

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
石名坂（焼却灰）	3,753	3,607	3,316	1,081	1,259
石名坂（不燃物）	1,210	1,218	1,362	532	573
北部（焼却灰）	5,417	5,180	5,161	8,438	8,271
他市施設（焼却灰等）	152	129	72	0	0
合　計	10,532	10,134	9,911	10,051	10,103

※　端数処理をしているため、合計値が合わない場合がある。

②　「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて（再掲）

廃棄物・美化担当

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、

平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

③　「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

環境施設課（北部環境事業所）

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心にごみの発生抑制（リデュース）に関する意識向上に努めています。

環境啓発施設の運営実績　　単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
来館者数	982	665	5,694	8,107	9,960
体験教室参加者数	198	49	40	123	77

※　令和 2 年度、令和 3 年度の来館者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

【リサイクル体験教室】

④　不用品等交換制度

市民相談情報課（消費生活センター）

家庭で不用となった生活用品の再利用を推進するため、不用品や希望品の登録を受け、本市のホームページや市庁舎に「ゆずります」コーナーを設け、情報提供しています。なお、「ゆずってください」は令和 5 年度で終了しました。

不用品等交換制度利用実績　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ゆずります	65	74	81	79	71
ゆずってください	12	21	34	36	—
合計登録件数	77	95	115	115	71

⑤　商品プラスチックリユース事業

環境事業センター

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、「商品プラスチック」の無料収集を開始しました。1 辺が 50 cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバスなど）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度から、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した「商品プラスチック」の中で損傷が少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行うリユース（再使用）事業を実施しています。

また、各種イベントにおいて、洗浄・消毒した商品プラスチックを、1 点につき 100 円以上環境基金に寄付していただくことで提供するなど、リユースの啓発活動にも努めています。

商品プラスチックリユース事業実績

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
商品プラスチック提供数（個）	0	277	632	252	482
募金額（円）	0	27,700	63,250	27,693	31,509

※　各種イベントで提供したほかのリユース品募金額も一部含まれる。
※　令和２年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントを中止。

⑥　日本容器包装リサイクル協会からの合理化拠出金

環境事業センター

日本容器包装リサイクル協会で平成 20 年 4 月から施行となった「市町村への資金拠出制度」では、容器包装のリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうち半分を、事業者側から市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて資金が支払われます（16 ページ参照）。

本市では、よりよい品質の資源を引き渡しできるよう、広報等を通じて市民の方へ適正な排出をお願いしています。

本市における合理化拠出金受取実績　　単位：円

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
ガラスびん	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	200,816	0
プラスチック製容器包装	913,611	0	0	0	0
合計	913,611	0	0	200,816	0

※　令和２年度、令和５年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生したが、令和３年度、令和４年度、令和６年度には合理化拠出金が発生せず、実績は０円となっている。

⑦　剪定枝の資源化

環境事業センター

剪定枝を堆肥の副資材やマルチング材等の資源として再利用するため、平成 9 年度から主に本市の公共施設から発生する剪定枝のチップ化を実験的に実施しました。

平成 19 年度からは、家庭から発生する剪定枝を焼却せずにチップ化し、資源として活用することによってごみの一層の減量を図っています。

剪定枝の資源化量実績　　単位：t

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
剪定枝資源化量	510	498	416	406	461

廃棄物・美化担当

⑧　「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル

ア　ボックス回収

平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されたことから、茅ケ崎市、寒川町との広域での取組として、同年 10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（市町村提案型）にて市内 19 ヵ所に使用済小型家電回収ボックスを設置しました。

平成 26 年度以降は本市独自事業として実施しており、平成 29 年 4 月からは、ボックス回収品目を拡大し、平成 30 年 5 月からは回収ボックスを市内 21 ヵ所に増やし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。なお、このプロジェクトは必要な金属を 100%回収し、令和元年 3 月に終了しています。

【使用済小型家電
回収 BOX】

本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスによるリサイクルを実施しています。

イ　宅配便回収

平成 27 年 6 月から、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済小型家電とパソコンの回収を始め､インターネットからの申込み､宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

ウ　ピックアップ回収

「家電リサイクル法」対象機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の一部の廃家電品のリサイクルについては、資源化施設と破砕施設の統合のため、平成 15 年 9 月から「家電リサイクル法」対象機器と同様のリサイクルをしており、平成 26 年度からは「小型家電リサイクル法」に基づき、大型ごみからのピックアップ回収として、資源化を行っています。

「小型家電リサイクル法」対象品目の回収実績　　単位：kg

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ボックス回収	8,310	7,099	7,316	7,855	8,163
宅配による回収	40,643	32,810	30,728	31,014	
ピックアップ回収	8,150	276,440	241,770	236,480	223,870

≪環境像４≫

Ⅳ 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

１　環境教育の推進

環境目標４－１
市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
環境関連講座の実施※ 単位：講座	取組・結果等について 全公民館で環境関連講座を実施することができました。 今後の取組・対策等について 引き続き環境関連講座を実施し、環境教育の推進を図ります。	12	28	26	25 生涯学習総務課
環境分野に関する体験学習会等への参加人数※ 単位：人	取組・結果等について 新型コロナウイルス感染予防策を行いつつ、参加者を増やすことができました。 今後の取組・対策等について 引き続き体験学習会等を実施し、環境教育の推進を図ります。	2,666	4,521	4,602	6,000 環境事業センター

※　本市における実績値。

（１）環境学習の機会の創出

①　教育文化センターにおける環境教育のための事業

教育指導課
（教育文化センター）

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。

令和６年度は、新江ノ島水族館にて「新江ノ島水族館 20 周年と江の島の生きもの」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、近代的水族館第１号として 1954 年にオープンした時の苦労や、モースとの関わりなどについてお話がありました。体験プログラムでは、「湘南体験ゾーン」で藤沢メダカ、波の実験装置などの展示を見学したり、イトマキヒトデ、マナマコ、ミズクラゲを実際に触りながら観察したりしながら、生態についてのお話を伺うことができ、充実した研修となりました。

②　藤沢の自然に関する刊行物の活用

教育指導課
（教育文化センター）

『藤沢の自然』シリーズとして、市内の自然を子どもたちと教職員・市民に紹介する本を刊行してきました。平成６年発行の「身近な草・きのことの語らい」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで８冊が刊行されています。過去に刊行した冊子は、各小･中･特別支援学校にそれぞれ 45 部ずつ配布するほか、必要に応じて貸出を行い、授業実践に役立てています。また、冊子の更なる効果的な利用を促進するため、教職員対象の研修講座にもテキストとして随時使用し、児童生徒並びに教職員への内容の理解と普及に努めています。また、藤沢の自然シリーズは有償刊行物として市民に提供しており、市内の自然観察会などでもテキストとして活用されています。

③　ビオトープ造成及び教育的運用推進への支援

教育指導課
（教育文化センター）

各学校へのビオトープの設置、管理並びにその学習上の運用について、アドバイスを行っています。教育文化センター内に設置した池中心型ビオトープも管理し、説明などを行っています。

④　各学校・団体との連携

教育指導課
（教育文化センター）

各研修講座や藤沢市総合かがく展の開催を通して、湘南台文化センターこども館、新江ノ島水族館等、各団体との連携を継続して行っています。

⑤　藤沢市総合かがく展

教育指導課
（教育文化センター）

令和６年度 55 回目となった総合かがく展は、10 月 17 日（木）～23 日（水）の期間に、湘南台文化センターこども館を会場に開催しました。

【第 55 回藤沢市総合かがく展の様子】

廃棄物・美化担当

⑥　藤沢市美化・リサイクル推進ポスター

毎年、小・中学校の夏休みを利用して作品を募集し、優秀作品は表彰しています。

令和６年度応募実績　　小学校 32 校　740 点、　中学校 10 校　61 点

【最優秀賞受賞作品】
（ 左から小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部）

ゼロカーボン推進課

⑦　こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子供達の環境への意識を高めるため、地域の仲間と一緒に自分達で環境に関する学習や体験ができるよう支援する事業で、平成 7 年度から環境省で始められた事業です。令和 6 年度、全国で 2,385 団体、およそ 98,000 人が登録しています。登録すると、全員に会員バッジ、ニュースなどが送られ、全国のクラブとの交流や優秀クラブへの表彰などが受けられます。

本市でも、地域の公民館や友達のグループ、学校の課外活動の仲間など、令和 6 年度は 5 団体、サポーター（指導者）を含めて 371 人が登録しています。

≪令和６年度登録エコクラブ一覧≫

片瀬少年少女探検隊　（片瀬公民館　32 人）　　ふじさわあーすまいる　（藤沢保育園 120 人）
くげぬまあそび隊　　（鵠沼公民館　34 人）　　さわくらぶ　　（家族登録　　2 人）
めいじスマイルエコクラブ（明治保育園　48 人）

【こどもエコクラブ活動風景】

過去登録エコクラブ一覧

エコたまてばこ	下土棚、近所の友達 5 人	マヨネー'S	立石、近所の友達 4 人
どんぐり児童クラブ	片瀬、地域の児童クラブの友達 14 人	湘南台ネイチャークラブ	湘南台小、委員会活動の仲間 25 人
湘南キッズクラブ	鵠沼、近所の友達 6 人	明治公民館子どもクラブ	明治公民館 21 人
自然探検団	辻堂、近所の友達 3 人	ちょめちょめクラブ	鵠沼海岸、近所の友達 4 人
ホワイト	長後、近所の友達 4 人	くげぬま遊び隊ｽｰﾊﾟｰﾘｰﾀﾞｰ	鵠沼公民館 23 人
ポップコーンズ	立石、近所の友達 4 人	ひまわり児童クラブ	湘南台、児童クラブ 78 人
ハーブ	辻堂、近所の友達 3 人	うさぎ児童クラブ	下土棚、児童クラブ 51 人
みつばち児童クラブ	遠藤、児童クラブ 58 人	サクラサクラブブ	辻堂西海岸、近所の友達 7 人
こだま(木霊)	長後、近所の友達 16 人	藤沢市立大鋸小学校 4 年生	大鋸、学校 122 人
湘南エコ子	円行、近所の友達 6 人	ジモタンクラブ	石川児童館 51 人
たいよう児童クラブ	亀井野、児童クラブ 79 人	B&G 江の島海洋クラブ	江の島、近所の友達 39 人
お団子	羽鳥 家族 3 人	みくに幼稚園	鵠沼、幼稚園 120 人
まめっくすファミリー	羽鳥 家族 3 人	大鋸児童館こどもエコクラブ	大鋸児童館 13 人

⑧ 行政に携わる職員の環境意識の高揚を図るための研修

ゼロカーボン推進課

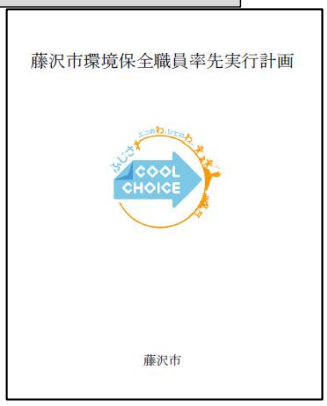

本市が一事業者として、環境保全や、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減等を率先して行うため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、環境マネジメントシステム管理推進員を中心に本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用などの取組を行っています（取組結果については、189-190 ページ参照）。

この計画における削減への取組を持続可能なものとするため、毎年、環境マネジメントシステム管理推進員を対象とした研修や、全職員を対象とした環境 e ラーニングを行い、温室効果ガス排出量の削減に対する意識づけを図っています。

⑨ 石川丸山ホタル保存会

みどり保全課

「石川丸山ホタル保存会」は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山の保全、再生及び活用を実践する活動団体として、平成 20 年 5 月 6 日に結成されました。

この会は、ホタルに関する生態、増殖の研究、生息環境の保全及び水環境の浄化等を通じ、地域住民を中心に結成された「丸山谷戸援農クラブ」と連携を密にしつつ、里地里山の文化、自然保護活動に寄与することを目的として活動しています。

会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

◇生態、自然増殖の研究及び調査
◇生息環境の保護対策及び環境調査
◇ホタル保護の啓発
◇自然と人とが共生できる環境づくり
◇その他目的達成に必要な活動

【秋の実り（左）と、農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室（右）】

⑩　学校が進める生物多様性に関する取組

教育指導課

各学校においては、「環境に関する教育」として、教科横断的に生物多様性に資する様々な取組が実践されています。例えば、小学校低学年では、生活科で「アサガオ」や「サツマイモ」などを育てる活動が、中学年では、理科の「季節の動植物」で、年間を通じて定点観察する活動などが行われています。高学年では、「メダカ」などを育てる中で、生命の誕生を学ぶことや、国語科の「自然環境を守るために」という単元において、どんな環境問題があるのか調べ、特に解決したいことは何かについて考えるなどの活動も行われています。中学校では、理科や道徳以外にも、部活動や委員会等で「植物を育てる」ことの必要性を考える機会をもつなど、生物の多様性に関する様々な取組を進めています。

⑪　公民館

生涯学習総務課

公民館では、市民の環境についての関心を高めることなどを目的として、各年度において、自然環境、リユース・リサイクル、エネルギーなどをテーマとして取り上げた各種講座等を実施しています。

公民館環境関連講座参加人数の推移　　単位：人

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公民館環境関連事業	297	492	646	1,085	1,079

※　令和２年度、令和３年度の講座数・参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

令和６年度　公民館環境関係事業一覧　　単位：人

番号	事業名	対象名	具体的内容	参加者数	公民館名
1	かんきょうえいが会～海のしげんについて考えよう！～	地区内の小学生・未就学児と保護者	海の資源の大切さを感じることができるような映画を上映する。	200	藤沢
2	夏休み子ども講座④海洋プラでキーホルダーをつくろう！	小学生	海のごみについて考えるとともに、海洋プラスチックごみを使い、キーホルダーを作る。	29	藤沢

3	藤沢市を宇宙から見てみよう	市民一般	宇宙から見た藤沢市の映像など多くの映像資料を使って、わかりやすく地球温暖化や気候変動などを説明しながら、環境問題について個々が考えられる講座を実施する。	177	藤沢
4	日本のモン・サン・ミッシェル　江の島のトンボロ歩き	成人	「トンボロ現象」の時に海面が低くなって出現する海の道を歩く。また江の島の地層からわかる歴史について講義をしてもらい、江の島についての知識を深める。	18	村岡
5	親子体験教室　新林公園の自然を学ぼう！ホタルを見に行こう！	小学生と保護者	新林公園の自然について、四季折々の特徴や、公園施設の紹介をした後、新林公園にいるホタルの生態や、自然環境を守るための取組みなどについて講義。その後、新林公園に移動し、実際にホタルを観察する。	12	村岡
6	講義「海から見た地球」とミツロウラップづくり	小学生と保護者	気候変動と海洋プラスチックごみについて、環境活動家の武本匡弘氏の講義を聞き、一人一人が今できる取り組みについて考えるきっかけなどについて学んだ後、繰り返し使用できる「ミツロウラップ」づくりを体験する。	18	村岡
7	村岡自然探検隊～森づくりを体験しよう！～	小・中学生	みどり保全課職員を講師として招き、参加者と森づくり（落ち葉溜めやカントリーヘッジづくり）を行う。	9	村岡
8	親子で磯探検！江の島で遊ぼう	小学生と保護者	親子で江の島の自然と歴史を探る。トンボロ歩きとタイドプール内の水生生物の観察を行う。	8	片瀬
9	片瀬少年少女探検隊	小学生	清水谷戸探検やビーチクリーンなどを行う。	11	片瀬
10	片瀬地区生活環境協議会共催事業「SDGsボードゲームで学ぼう！」	市民一般	神奈川県版の SDGs ボードゲームを通して環境問題を楽しく学び、後半は環境問題の映像を流しながらのコンサートを開催。	34	片瀬
11	SDGs 講座「エコ活動は環境に優しいのか？－環境問題におけるトレードオフを考えるー」	市民一般	研究者の話を聞いて様々な側面からエコ活動について知り、生活への取り入れ方を考える講演会を実施。	25	明治
12	青葉の中のバードウォッチング	市民一般	日本野鳥の会の講師のもと、御所見公民館から出発して、用田寒川社および目久尻川周辺を探索しながら野鳥の観察、草花などの生態を学ぶ。	23	御所見
13	冬に楽しむバードウォッチング	市民一般	日本野鳥の会の講師の指導で、御所見公民館を出発し、用田寒川社および目久尻川周辺を歩き、野鳥の見分け方、聞き分け方を学びながら観察するとともに、草花などの生態を学ぶ。	23	御所見
14	御所見地区生活環境協議会共催事業 ゴミ拾い体験ゲーム	市民一般	環境事業センター職員の指導のもと、実際のゴミ拾いをゲームとして体験してもらい、分別の仕方や、環境について親子で学ぶ。	12	御所見
15	親子講座～遠藤親子 DE スクール①～（自然観察会）	小学生と保護者	遠藤笹窪谷公園の生物多様性を支える豊かな自然を散策し、谷戸地区の植物、野鳥、昆虫を観察する。	13	遠藤

16	さつまいも！作って！収穫体験！	小学生と保護者	畑のうねづくり、苗植え、草むしり、収穫、さつまいもを使った調理や交流会も行う。	32	遠藤 湘南大庭
17	夏休み子ども教室～体験学習バスツアー	小学生	“防災や水の大切さを学ぶ”ために「そなエリア東京」と「水の科学館」で体験学習を行う。	16	遠藤
18	歩こう！遠藤②～自然探勝・小出川彼岸花コース	成人	ウォーキングを通してお寺や公園、彼岸花の咲く小出川を見学し、遠藤地区の自然や新たな魅力を発見する。	11	遠藤
19	歩こう！遠藤③～自然探勝・北部コース～	成人	ウォーキングを通して遠藤地区北部の公園や神社を見学し、遠藤地区の自然や新たな魅力を発見する。	11	遠藤
20	ファミリーアドベンチャーpart2（八ヶ岳であそぼう！）	小学生と保護者	川遊び・工作・レクリエーション・昆虫ハンター・たき火・ハイキングを実施。	36	長後
21	子ども公民館～夏の陣～ふんわりおもしろシャボン玉	小学生	せっけんと合成洗剤の違いを学び、環境に優しいせっけんを使ってシャボン玉液を作り、身近にある材料でシャボン玉を飛ばす。	19	辻堂
22	野鳥・樹木講座	市民一般	野鳥の季節・地域ごとの生態特性や野鳥を観察するときの視点などについて学んだ後、実際にみそのの森で自然観察を行う。	29	善行
23	１日限定！「ぜんぎょう　夜Café」	成人	コナ・コーヒーの歴史やコーヒーの栽培にまつわるSDGｓへの理解を深める。また生豆の焙煎体験とその試飲を行う。	15	善行
24	環境講座「地区内の自然を観察をしよう」	市民一般	双眼鏡の使い方のレクチャーを受け、普段中に入れない裏門公園内を観察する。親水公園に移動中、講師の説明を受けながら各場所で野鳥を観察する。	18	湘南大庭
25	夏休み子ども教室⑤「アロマサシェづくり」	小学生	廃棄花の現状や課題と、限られた資源を繰り返し使うことの大切さについて講師より話を聞いた後、廃棄花のドライフラワーを使いアロマサシェを作る。	20	湘南台
26	海洋科学教室	小学生	新江ノ島水族館にて多様なプログラムによる体験学習を実施する。	260 （13館）	13公民館
合計　参加者数				1,079	

⑫　環境学習による青少年の健全育成

生涯学習総務課

各公民館では、環境について関心を高めてもらうことを目的とした環境学習の講座を実施するとともに、豊かな自然を体験する活動を通して青少年の健全育成も図っています（具体的な講座・内容は、160-162 ページ「⑪　公民館」の表「公民館環境関係事業一覧」参照）。

⑬　ごみ体験学習会の実施

環境事業センター

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています。

【ごみ体験学習会】

ごみ体験学習会の開催実績

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校	開催数（回）	25	33	36	35	36
	参加人数（人）	2,666	3,642	3,974	3,824	3,899
保育園等	開催数（回）	—	—	22	25	26
	参加人数（人）	—	—	641	697	703

※　令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校については希望制とし、保育園等については中止。
令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園等については中止。
令和 4 年度については、小学校に特別支援学校 1 校を含む。

⑭　ごみゼロゲーム体験学習

廃棄物・美化担当

ふじさわ環境フェアなどのイベント時や出張学習として、ごみゼロゲーム体験学習を行っています。日常生活の中で出てくる、そのままではごみになってしまうものを“救う方法”を考えるボードゲームを使用し、廃棄物がゼロ、つまりごみゼロの社会を作ることは難しいことですが、ごみを減らす方法を簡素化して学ぶことができます。

【出張学習でのごみゼロゲーム体験学習会】

⑮　学校における環境教育・環境学習

教育指導課(教育文化センター)

環境問題については、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など課題が山積しています。現在、学習指導要領の中で、持続可能な社会の担い手を育てる教育として、明記されており、環境教育も包括されています。また、神奈川県でも学校教育を通じて環境・エネルギー等の理解を深め、「自らが考え、行動する人」の育成を目指しています。

小中学校の教科書の中には、SDGs の内容も多く取り入れられています。

本市の小・中・特別支援学校では、環境教育・環境学習の目的やねらいに沿って、体験を重視し、身近な環境や地域に目を向ける環境学習を各教科等で展開しています。

今後も SDGs の視点及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成など、より広い視野から環境教育の推進が図られるよう、啓発活動等に取り組んでいきます。

教育指導課
(教育文化センター)

令和６年度　「環境学習」の主な取組

校種	取組項目
小学校	ごみの分別・減量化、節電、省エネ、ペットボトルキャップの収集、花だん作り、緑のカーテン、米作り、農家見学、リデュース・リユース・リサイクル学習、ごみゼロゲーム、ごみ拾い、ロードパッカー車教室、環境事業所・浄水場見学、下水道教室、モビリティ・マネジメント教育、ドングリ・落ち葉拾い、校内の緑化活動、草花・野菜の栽培、メダカ・昆虫の飼育観察、磯の観察体験、ごみ問題の発表会、地産地消プロジェクト、卒業式の花を育てよう、マイクロプラスチック拾い、ビーチクリーン、水源地を学ぶ学習　等
中学校	ごみの分別・減量化、節電、緑のカーテン、ペットボトルキャップの収集、八ヶ岳野外体験教室、SDGs に取り組んでいる職場にインタビュー、コーヒー豆から考える、校内緑化活動、学級園芸活動、環境フェア、水不足について、環境（SDGs）発表会　等
特別支援学校	ごみの分別、草花・野菜の栽培、ペットボトルキャップで作品を作る　等

令和 6 年度の取組については、ごみの分別・減量化、節電等、日常的に環境に配慮する取組は多くの学校で行われており、教科書でも掲載されている SDGs に関しての取組も増えています。

取組の形態としては、総合的な学習の時間を柱として、小学校では花だん作りや野菜作り、米作りといった生活・理科・社会科等の発展学習として学年で扱う実践、中学校では生徒会活動や総合的な学習の時間等の授業の中で扱う実践などが多くありました。そのほかにも、小学校の総合的な学習の時間に講師を招き、ビーチクリーンを行ったり、小・中・特別支援学校において委員会が中心となり、全校に呼びかけて取り組んだりする例もありました。

令和 6 年度は各学校において SDGs を意識した学習の取組が着実に増えてきたところからも、これまでの取組が定着し、継続して行われてきている様子がわかります。

教育指導課
(教育文化センター)

⑯　研修講座

令和 6 年度は、教職員（一部の講座は一般も対象）向けに 39 講座実施し、延べ 2,000 人強の参加がありました。その中で、環境教育に関わる学習実践を行うため、教職員を対象とした研修講座も実施しています。今後、これらの研修の一部は市民へも開放し、広く環境への意識を高められるように努めていきます。

環境施設課（北部環境事業所）

⑰　ごみ処理施設などの見学

ごみの減量に対する意識の向上を図るため、ごみ処理施設の見学の受入れや講座の開催等を行っています。

ア　「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。小学 4 年生を対象とした施設見学の受入れやリサイクル体験教室、講座等の開催により、

【リサイクル体験教室】

広く環境について学習する場や機会を提供しています。

環境啓発施設の運営実績　　単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校見学者数	97	52	2,080	2,103	2,225
体験教室参加者数	198	49	40	123	77

※　令和 2 年度、令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

イ　石名坂環境事業所の施設見学

環境施設課（石名坂環境事業所）

令和 6 年度から施設整備を開始したため、施設見学は全て北部環境事業所で行っています。
令和 5 年度までは小学 4 年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。

石名坂環境事業所の施設見学受入実績　　単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
小学校見学者数	46	0	376	232
上記以外の数	0	28	33	29

※　令和 2 年度～令和 4 年度の見学者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。令和 5 年度は、見学が北部環境事業所主体となったため減少。

（2）環境情報の提供・共有化

①　『ふじさわ教育』での情報発信

教育指導課（教育文化センター）

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年 1 回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています（詳細は 119 ページ）。

②　環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供・環境保全活動の啓発

ゼロカーボン推進課

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

ふじさわエコ日和のページビュー（PV）総数　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
PV 数	73,370	75,995	65,358	83,938	101,771

※　「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルした。

ア　「エコライフチェック」

誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
アクセス件数	768	734	486	294	315

※　アクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。

※「ふじさわエコ日和」、「エコライフチェック」は令和３年度にリニューアルした。

【「ふじさわエコ日和」及び「エコライフチェック」トップ画面】

イ　環境クリック募金

環境クリック募金では、協賛企業からワンクリックにつき５円をいただき、環境教育のための教材を購入しています。

環境クリック募金参加状況

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
参加企業数（社）	10	9	9	11	11
クリック数（回）	448,024	441,928	404,460	407,230	457,000
募金額（円）	900,000	900,000	900,000	1,030,000	1,100,000

※　令和２年度は、年度途中に１企業が解約したため、募金は９企業からのもの。
　　令和５年度は、７月から１企業、12月から１企業協賛。

２　各主体による環境保全・環境美化

環境目標４－２
市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

廃棄物・美化担当、環境事業センター

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
環境美化活動への参加人数※1 単位：人	取組・結果等について 環境美化活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたキャンペーン活動等が再開されたこともあり、2021 年度（令和３年度）57,114 人から大幅に増加しています。 今後の取組・対策等について 今後も啓発活動を推進し、環境美化活動への意識醸成を図ります。	—※2	100,603	106,910	140,000

※1　本市における実績値。
※2　新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化活動を中止。2019 年度（令和元年度）の実績は 134,425 人。

（１）環境保全活動の推進

①　市民活動団体への支援

廃棄物・美化担当

環境保全活動を展開している市民団体等に対して、次のような活動支援策を行いました。

- 事業への後援及び補助
- テーマに応じた講師、説明者の派遣
- 団体間の情報交換、ネットワークの場づくり
- 会場及び資料等の提供
- 優良活動市民、団体の表彰

②　各種事業者団体との連携

廃棄物・美化担当

藤沢商工会議所、藤沢市商店会連合会、藤沢地区廃棄物対策協議会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会などの事業者団体と連携し、環境保全の推進についての講習や意見交換等を実施しています。

③　環境啓発パンフレット等による環境情報の提供

ア　『ごみ NEWS』（環境総務課）

廃棄物・美化担当

本市のごみの処理、ごみの減量・資源化等に関する情報を掲載し、年 1 回発行しています（詳細は 152 ページ）。

イ　「環境インフォメーション」（環境保全課）

環境保全課

大気や水質などの測定結果や生活環境に関する情報等を掲載し、年 1 回発行しています。

環境インフォメーション NO.103

環境インフォメーション No.103　　2024 年（令和 6 年）9 月発行

海水浴場水質調査

藤沢市では、安心して海水浴を楽しめるように、毎年 5 月と 7 月に海水浴場の水質調査を実施しています。
調査地点は、片瀬東浜（2 地点）、片瀬西浜・鵠沼（3 地点）及び辻堂（1 地点）です。調査では、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、化学的酸素要求量（COD）、透明度、腸管出血性大腸菌 O157 の有無などを調べます。
その結果から判定基準により海水浴場を、【適】・【可】・【不可】に判定しています。

片瀬東浜沖での採水作業の様子（2024 年 5 月）

採水器
水中に沈めて、フタをして引き上げることで、海水を採ります。

水温計
採水した海水を入れ、目盛りを見て、水温を確認します。

透明度板
白い円板を海水中に沈め、円板が見えなくなる深さから、透明度を確認します。

判定基準（環境省の定める水浴場判定基準による）

区分	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出（検出下限2個/100mL）	油膜が認められない	2mg/L以下	全透（1m以上）
	水質A	100個/100mL以下			
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下		8mg/L以下	
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

調査結果（2021～2024 年度）

地点	片瀬東浜		片瀬西浜・鵠沼		辻堂	
年度	5月	7月	5月	7月	5月	7月
2024年度	適（A）	可（B）	適（A）	可（B）	適（A）	適（A）
2023年度	可（B）	可（B）	可（B）	可（B）	可（B）	可（B）
2022年度	適（AA）	可（B）	適（AA）	可（B）	適（AA）	可（B）
2021年度	適（AA）	可（B）	適（A）	可（B）	適（AA）	可（B）

＜用語説明＞

・ふん便性大腸菌群数
哺乳類、鳥類のふん便中に含まれる大腸菌群の数をいいます。これは、魚、植物、土壌中には、ほとんど含まれないため、ふん便汚染の指標の一つとして利用されています。

・化学的酸素要求量（COD）
水中に含まれる有機物の量を酸素の消費量としてあらわしたもので、水質汚濁の程度を示す代表的な指標です。

・透明度
透明度板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、ゆっくり引き上げいって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル（m）で表示します。

藤沢市役所　環境保全課
電話 0466-50-3519　FAX 0466-50-8418
メールアドレス：　fj-khozen@city.fujisawa.lg.jp
ホームページ：http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/khozen/

【環境インフォメーション】

ウ　その他刊行物（各課）

環境保全課　廃棄物・美化担当

『清掃事業の概要』や『藤沢の環境』等では、各事業の概要及び実績等を掲載し、毎年 1 回発行しています。また、公害苦情相談における市民からの要望で、自治会、町内会等を通じて、「薪ストーブ」、「バーベキュー」等に関する周知啓発のチラシの回覧等を行いました。

（２）環境美化活動の推進

①　生活環境団体の育成

廃棄物・美化担当

きれいで住みよい環境づくりを目指す藤沢市生活環境連絡協議会及び各地区生活環境協議会に補助金を交付し、自主的な地区組織の育成を図り、清潔で住みよい環境づくりを推進するため、各種事業を行っています。

毎年、本市と共催で市民大会を開催しており、令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、令和 6 年度は市内各地区にて生活環境の向上及び改善に貢献した個人及び団体への表彰や、市内公立小中学校から募集した「藤沢市美化・リサイクル推進ポスター」入選者の表彰などを行いました。

【美化・リサイクル推進ポスター入選作品】

②　「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」

廃棄物・美化担当

環境美化の推進及び迷惑行為の防止を図るため、平成 19 年 7 月 20 日に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行しました。条例では、市民･事業者等の責務を定めたほか、5 つの迷惑行為（ポイ捨て･路上喫煙(禁止区域内)･ふんの放置･深夜花火･落書き）を禁止行為とし、罰則を設けています。

また、路上喫煙禁止区域として、藤沢駅周辺（平成 19 年 12 月 1 日指定)、湘南台駅周辺（平成 21 年 4 月 20 日指定)、辻堂駅周辺（北口：平成 23 年 12 月 1 日、南口・西口：平成 25 年 12 月 1 日指定）を順次指定しました。平成 29 年 2 月 1 日から以下の区間内の駅周辺についても指定し、市内の全駅周辺を路上喫煙禁止区域としました。

◇路上喫煙禁止区域

- 小田急江ノ島線：長後駅～片瀬江ノ島駅
- 江ノ島電鉄：藤沢駅～江ノ島駅
- 湘南モノレール：湘南江の島駅・目白山下駅
- JR 東海道線：辻堂駅・藤沢駅

違反者には、指導→勧告→命令の手続きを行い、命令に従わない場合には、以下の罰則を適用します。

「きれいで住みよい環境づくり条例」禁止事項

項　目	勧告	命令	罰則（罰金）	令和 6 年度指導件数※1
路上喫煙禁止区域内での喫煙	対象	対象	2 万円以下	1,839 件
たばこの吸い殻や空き缶等の投棄等	対象	対象	2 万円以下	
飼い犬等のふんの放置等	対象	対象	2 万円以下	
落書き※2	―	対象	5 万円以下	
静穏を害する深夜花火	対象	対象	罰則なし	224 件

※1　令和 6 年度勧告及び命令件数は 0 件。
※2　落書きについては、勧告なく、直ちに命令となる。

以上のような条例で禁止される行為を未然に防止するため、路上喫煙禁止区域内での巡回指導や

喫煙所の管理、海岸での深夜花火の巡回指導（夏期）などを実施しています。

また、落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体等との協働による落書き消去活動等を行っています。

落書き消去活動の実施結果

年度	消去件数	消去活動参加人数
令和 2 年	211	—
令和 3 年	142	—
令和 4 年	443	—
令和 5 年	299	25
令和 6 年	215	35

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度～令和 4 年度は未実施。

【落書き消去の様子】

③ 広場・道路等の清掃

道路維持課

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。

・駅前広場清掃	藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅	毎日（元日を除く）清掃
	善行駅・六会日大前駅・長後駅	月 15 日清掃
・道路機械清掃（ロードスィーパー）	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・歩道人力清掃	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・地下歩道・歩道橋・トンネル歩道等 10 ヵ所		月 1～3 回清掃

④ 公衆便所管理

廃棄物・美化担当

公衆便所の清掃を委託により実施し維持管理に努めています。

公衆便所数	13 ヵ所	
清掃状況	湘南ライフタウン、竜野ヶ岡公衆便所、くずはら里山広場	1 日 1 回
	藤沢駅北口公衆便所	1 日 3 回
	そのほかの公衆便所	1 日 2 回

※ 片瀬東浜と片瀬江の島の 2 ヵ所の公衆便所について、夏の海水浴シーズンの 7 月中旬から 8 月下旬まで、作業員が重点的に清掃をしています。

⑤ 不法投棄の処理と対策

環境事業センター

不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。これに対して県との合同もしくは本市独自によるパトロールを実施するとともに、土地所有者との共同により不法投棄防止看板を設置しています。平成 19 年度からは不法投棄監視カメラを設置しました。また、平成 27 年度から不法投棄防止カメラの自治会等への貸出も実施しています。

不法投棄ごみ収集処理量　　単位：kg

年度	不法投棄処理件数	内訳		計	1回当たり平均収集量	月平均の収集回数（回）
		可燃ごみ	不燃ごみ			
令和2年	193	25	12,285	12,310	64	16
令和3年	155	150	8,880	9,030	58	13
令和4年	104	0	7,230	7,230	70	9
令和5年	113	0	3,780	3,780	33	9
令和6年	104	10	3,230	3,240	31	9

⑥　ボランティア清掃活動等の推進

環境事業センター

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃などを通じて、市民・事業者・行政が一体となり地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるよう努めています。

ア　一日清掃デー（令和2年度、令和3年度は中止）

≪令和6年度≫　参加者　12,548人

ごみ収集量　18,250 kg　（可燃ごみ 15,720 kg　不燃ごみ 2,530 kg）

年度	参加人数（人）	ごみ収集量（kg）
令和2年	—	—
令和3年	—	—
令和4年	13,267	15,890
令和5年	12,703	19,140
令和6年	12,548	18,250

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度、令和3年度は中止。

イ　地区内道路等のボランティア清掃

≪令和6年度≫　参加団体　1,105団体（延べ94,147人）

ごみ収集量　257,170kg

年度	参加団体	ごみ収集量（kg）
令和2年	1,010	218,330
令和3年	1,051	228,170
令和4年	1,097	268,570
令和5年	1,140	259,790
令和6年	1,105	257,170

ウ　不法投棄・ポイ捨て防止イベント

平成 27 年度から、環境美化と不法投棄・ポイ捨て防止や健康増進も兼ねて、ウォーキングをしつつ市民や団体等と連携し、ポイ捨てごみ等を清掃する取組を行っています。

≪令和６年度≫

参加団体　5 団体

参加人数　100 人

【第１０回　藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング】

⑦　海岸の保全　＊美化財団からのデータ提供待ち。

廃棄物・美化担当

相模湾の自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するため、県・関係市町・企業の出捐金により平成 3 年 4 月 1 日に（公財）かながわ海岸美化財団が設立されました。同財団は機械及び人力で相模湾沿岸の海岸の清掃を定期的に実施しています。

【ビーチクリーナー】

令和６年度　（公財）かながわ海岸美化財団による各海岸清掃状況　単位：日

海岸 / 項目	江の島（西浦）	片瀬東浜	片瀬西浜	鵠沼海岸～辻堂海岸	河川河口部
人力清掃（通常）※					
人力清掃（夏期増員）※					
機械清掃（ﾋﾞｰﾁｸﾘｰﾅｰ）					
機械清掃（ﾊﾞｯｸﾎｳ）					

※　通常清掃は 3 人（鵠沼海岸～辻堂海岸のみ 4 人）、夏期（7，8 月）増員は 9 人での対応となっている。

廃棄物・美化担当

⑧　海岸美化清掃　＊美化財団からのデータ提供待ち。

ア　海岸清掃

江の島・片瀬海岸・鵠沼海岸・辻堂海岸の清掃を、神奈川県と本市がその経費を負担し、(公財)かながわ海岸美化財団が実施しています。

海岸清掃の実施結果

年度		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
負担金（千円）		33,437	33,921	34,147	34,713	35,924
ごみ収集量（kg）						
	可燃ごみ	367,880	492,570	232,670	291,240	
	不燃ごみ	50,450	58,340	43,690	53,050	
	海藻	30,200	24,000	1,560	91,600	
	合計	448,530	574,910	277,920	435,890	

イ　ゴミゼロクリーンキャンペーン

海岸美化の一環として、環境週間に合わせて地域自治会等の参加による、本市主催のクリーンキャンペーンを実施しています。

【ゴミゼロクリーンキャンペーン】

ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施結果

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
参加団体数	―	―	66	77	79
参加人数（人）	―	―	3,897	4,230	4,160
ごみ収集量（kg）	―	―	850	810	780

※　新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和２年度、令和３年度は中止。

ウ　河川ごみの流出抑制

河川ごみの海岸への流出を抑えるために、境川（管理者は神奈川県）の除塵機を維持管理しています。

河川ごみ収集量　　単位：kg

年度	境　川	
	可燃ごみ	不燃ごみ
令和２年	770	700
令和３年	440	360
令和４年	540	400
令和５年	470	320
令和６年	630	250

【境川の除塵機】

エ　観光客への啓発

海水浴を中心とする観光客に対する美化啓発を図るため、海の日街頭美化キャンペーンを実施し、ごみ袋やウェットティッシュなどの啓発グッズを配布しています。

⑨　衛生害虫等の駆除

ア：環境事業センター　イ：廃棄物・美化担当　ウ：環境保全課

ア　ユスリカ

ユスリカの発生が多い白旗川・小糸川・不動川・一色川へ４月～10月に残留性がない昆虫成長制御剤を散布して、駆除に努めています。

イ　ハエ

(株)藤沢市興業公社に委託してし尿汲み取り便所に無償で防疫薬剤（ピリプロキシフェン６g）を発生期に原則３回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。

≪令和６年度≫　対象世帯　502世帯
実施回数　1,504回

ウ　スズメバチ

スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行いました（令和６年度をもって本事業は終了しました）。

相談等受付数と撤去件数の推移　　単位：件

年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
相談等受付件数	682	975	1,092	868	693
撤去件数	246	511	464	354	387

【スズメバチの巣の撤去風景】

１　省エネルギー対策の推進
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針１）

環境目標５－１
脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2018 H30（改定時）	2021 R3（参考）	2022 R4	2030 R12（目標）	目標達成率※1
家庭部門における一人当たりの電力使用量※2 単位：kWh/人 目指す方向性 ↘ 削減	取組・結果等について 2022 年度（令和 4 年度）の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で 101 kWh/人増加、基準年度比で 85kWh/人増加しています。これは、2022 年の真夏日が最多（当時）となったこと等により、住居での空調利用が増加し、エネルギー使用量が増加したものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030 年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、家庭部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	—	1，633	1,601	1,340	△21.9 %
		実績	1,731	1,715	1,816	—	
		対前年	—	△227	101	—	
		対改定時	—	△16	85	—	
業務その他部門における延床面積１㎡当たりのエネルギー使用量※2 単位：MJ/㎡ 目指す方向性 ↘ 削減	取組・結果等について 2022 年度（令和 4 年度）の業務その他部門における延床面積１㎡当たりのエネルギー使用量は、前年度比で 28 MJ/㎡減少しています。各事業所等での省エネ設備の導入等により、エネルギー使用量が低下したことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030 年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、業務その他部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	—	1，691	1,622	1,077	9.3 %
		実績	1,895	1,847	1,819	—	
		対前年	—	89	△28	—	
		対改定時	—	△48	△76		

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12（目標）	目標達成率※1
「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量※3 単位：t-CO_2 目指す方向性 ↘ 削減	取組・結果等について 2023 年度（令和５年度）の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に係る温室効果ガス排出量については、前年度比で 4,470 t-CO_2 減少しています。これは、ESCO 事業の活用などにより電気使用による排出量が減少したことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030 年の目標達成に向けて、太陽光発電システムの導入や 100%再生可能エネルギー由来の電力購入契約への切替などにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。	目標	—	34,735	33,089 ゼロカーボン推進課集計中	23,216	%
		実績	39,671	36,214		—	
		対前年	—	△4,470		—	
		対改定時	—	△3,457			

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は２年前のデータとなる。
※3　本市実績値より算定。

（1）市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進

①　環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の活用

ゼロカーボン推進課

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコ日記」や「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています（詳細は 165-166 ページ）。

②　ふじさわエコライフ通信の配布

ゼロカーボン推進課

各家庭での省エネに役立つ情報を掲載した「ふじさわエコライフ通信 2025 年版」を『ごみ NEWS』（No.27）との合併号として発行し、『広報ふじさわ』3 月 10 日号とともに配布、各市民センター、リサイクルプラザ藤沢などで配架しました。

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

＜ふじさわエコライフ通信 2025 年版の内容＞

1. お家でエコライフ♪
2. 『太陽光 3 点セット』で、地球にもお財布にもやさしいエコライフ♪

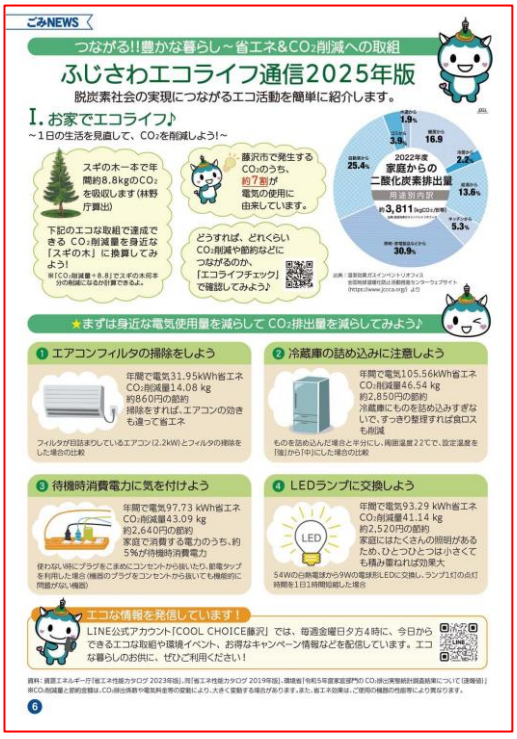

【ふじさわエコライフ通信 2025 年版】

③　環境フェアの開催

ゼロカーボン推進課

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO 法人等・大学・行政が協働で、平成 8 年度から毎年「ふじさわ環境フェア」を開催しています。

＜第 27 回ふじさわ環境フェア　Eco² まつり 2024＞

日時・会場　令和 6 年 11 月 9 日（土）10 時 00 分から 15 時 00 分まで
藤沢市民会館

参加者　3,563 人（延べ）

参加団体　42 団体（市民団体・事業者・学校・行政等）

【オープニングの様子】

【イベント（環境クイズ王！決定戦）の様子】

④　ゼロカーボン推進週間　ゼロカーボン推進課

国が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識の向上を目的に、令和 3 年度に「ゼロカーボン推進週間」（12 月第 3 週の日曜日から土曜日）を新たに設け、普及啓発活動を実施しています。

＜令和 6 年度の実績＞

実施事業

- 「湘南エコウェーブ」事業の一環として気候変動講演会の開催（詳細は 192 ページ）
- ゼロカーボン講演会の開催
- 「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」による地球温暖化対策に関する大学生との意見交換会（詳細は 190 ページ参照）
- パネル展示の実施
- ゼロカーボン啓発講座の実施

【ゼロカーボン講演会の様子】

【パネル展示の様子】

⑤　簡易型電力量表示器の貸出

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できる簡易型電力量表示器を無料で貸し出しています。

【簡易型電力量表示器使用例】

簡易型電力量表示器貸出状況　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
貸出件数	5	9	7	27	14

⑥　エコライフアドバイザーの派遣

ゼロカーボン推進課

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。

＜令和６年度の派遣実績＞

・省エネ講座等への派遣回数：　3 回
・省エネ講座等の総受講者数：　66 人
・派遣講師数：　3 人（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

⑦　一事業者としての本市自らの取組

ゼロカーボン推進課
（教育総務課）

ア　「省エネ法」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（「省エネ法」）が改正され、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算した合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり、国への報告が必要となりました。

本市では、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々1,500 kl を超えることから、平成 21 年度よりエネルギー使用量などを報告しております。

また、「省エネ法」は令和 4 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「省エネ法」）へと改正され、非化石エネルギー（太陽光・風力など、化石燃料を使用せずに得られるエネルギー）の使用などが報告対象に加わることとなりました。

平成 21 年度　基準換算値　藤沢市　　16,832 kl
　　藤沢市教育委員会　　6,192 kl

イ　削減目標値の設定　＊ゼロカーボン推進課データ待ち（2 校時に出るとのこと）。

「省エネ法」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数※で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。令和 6 年度については、藤沢市は削減未達成、藤沢市教育委員会は 1%以上の削減を達成しました。

※不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	対前年度比 (令和6年 / 令和5年)
藤沢市					
第一種指定工場 市民病院	(kL/m²)	0.08261	0.08512		%
第一種指定工場 辻堂浄化センター	(kL/千 m³)	0.15060	0.15502		%
第二種指定工場 大清水浄化センター	(kL/千 m³)	0.09772	0.99720		%
その他（本庁舎、市民センターなど）	(kL/m²)	0.03204	0.03273		%
藤沢市教育委員会（小中学校など）	(kL/m²)	0.01245	0.01204		%

⑧ 事業者のエネルギー使用量削減の促進

ゼロカーボン推進課

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 6 年度は、4 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなぱーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や本市 web サイト等において情報提供を行いました（詳細は 191 ページ、197-198 ページ、226-227 ページ）。

⑨ 「デコ活」※の推進

ゼロカーボン推進課

本市では、地球温暖化対策を推進するためのあらゆる賢い選択をしていく国民運動である「COOL CHOICE」に賛同し、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。令和 4 年 10 月、COOL CHOICE の後身である新国民運動「新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が始動、令和 5 年 7 月には公募によって愛称が「デコ活」に決定し、令和 5 年 8 月をもって COOL CHOICE の各種取組はデコ活に移行されました。これを受けて本市は、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すデコ活の趣旨に賛同し、令和 5 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」を行うとともに新国民運動官民連携協議会（デコ活応援団）に参画し、デコ活の普及・浸透を図ってきました。令和 6 年度は、昨年度に引き続き、デコ活に関するチラシやリーフレットの配布に加え、前年と比較した電力使用量の削減率を市民・事業者間で競う「省エネチャレンジ 2024」を新たに実施しました。

【省エネチャレンジ 2024】

デコ活
くらしの中のエコろがけ

【デコ活ロゴ】

※ デコ活とは、二酸化炭素（CO_2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

⑩　「藤沢市環境保全職員率先実行計画」

ゼロカーボン推進課

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア　取組結果　＊ゼロカーボン推進課データ待ち（2 校時に出るとのこと）。

令和 6 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績　　単位：t-CO_2

項目	平成 25 年度（基準年度）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 12 年度（目標年度）	削減目標
温室効果ガス排出量	52,288	40,684	36,214		23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度（2013 年度）との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量　　単位：t-CO_2

対象項目		2013 年度	2021 年度	基準年度比削減率	2023 年度	基準年度比削減率	2024 年度	基準年度比削減率	2030 年度	残削減数
エネルギー	電気	40,998	28,645	30.1%	24,097	31.4%		%	18,203	
	都市ガス	9,699	11,143	-14.9%	10,582	-13.1%		%	4,306	
	LPG	332	375	-13.0%	322	-15.7%		%	147	
	LNG	0.8	4	-500.0%	0	100.0%		%	0.4	
	ガソリン	478	452	5.4%	496	-4.8%		%	212	
	軽油	536	590	-10.1%	584	-10.1%		%	238	
	A 重油	118	85	28.0%	86	26.3%		%	53	
	灯油	127	52	59.1%	47	63.8%		%	57	
合計		52,288	41,346	20.9%	36,214	22.2%		%	23,216	

イ　外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和 6 年度は、高齢者支援課、下水道施設課、病院総務課の 3 課 4 施設を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。

令和６年度藤沢市環境マネジメントシステム監査結果

項目		高齢者支援課 やすらぎ荘	下水道施設課 大清水浄化センター	下水道施設課 辻堂浄化センター	病院総務課 市民病院
		判定（A～D）※1			
課等における環境負荷の認識		B	A	A	A
藤沢市環境保全職員率先実行計画の認識		A	A	A	A
温室効果ガス排出量の把握と分析		A	A	A	A
温室効果ガス排出量削減のための取組		B	A	A	A
課内周知		A	A	A	A
項目	種別	判定（○・△・×）※2			
温室効果ガス排出量削減のための取組	電気	△	○	○	○
	都市ガス			△	○
	ガソリン		△	○	△
	軽油			△	
	その他	△	△		○

＊　詳細は本市 web サイトに掲載。

※1　判定基準

A…全て認識し、使用機器などの割合も把握している。
B…おおよそ認識し、使用機器なども把握している。
C…把握しきれていない。
D…把握していない。

※2　判定基準

○…達成できている。
△…達成できていないが、取組を実施し努力が認められる。
×…達成できていない。

教育指導課
（教育文化センター）

⑪　環境教育支援

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています（詳細は 163-164 ページ）。

（２）協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進

①　市民・事業者等との連携

ゼロカーボン推進課

ア　「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動とその推進を図ることを目的として、平成 17 年 2 月に「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」が設立されました（詳細は 226 ページ）。毎月１回開催される定例会のほか、企業への視察研修会や、大学生との意見交換会、消費生活展やふじさわ環境フェアへのパネル展示などの活動が行われました。

【大学生との意見交換会の様子】

イ　「藤沢市地球温暖化対策研究会」

脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や 都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業 学識経験者、行政が協働して調査・研究を行うため、令和 3 年 4 月に「藤沢市地球温暖化対策研究会」を発足しました。地球温暖化対策として、事業者に役立つ情報を提供するとともに、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況などについて共有を図り、意見交換を通じて地球温暖化対策を推進しています。

令和 6 年度は、2 回研究会を開催し、事業者向け「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」の共催、事業者が進めることが望ましい取組や本市への要望などに関する意見交換を実施しました（詳細は 226-227 ページ）。

ゼロカーボン推進課

②　湘南エコウェーブ・プロジェクト

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成 20 年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和 6 年度は、「親子環境バスツアー」「みどりの保全セミナー」「気候変動適応策に関する講演会」などの取組を実施しました。

ア　「親子環境バスツアー」の開催

環境関連施設をめぐるバスツアーとして、8 月に親子環境バスツアーを開催しました。

◇開催日：令和 6 年 8 月 22 日（木）
　見学先：がすてなーにガスの科学館・
　　東京都水の科学館
　参加者：38 人

【親子環境バスツアーの様子】

イ　みどりの保全セミナー「発見！里山里川探検隊」の開催

親子とともに、生物多様性の大切さや自然保護の重要性について学ぶ体験型セミナーを開催しました。

◇開催日：令和 6 年 10 月 27 日（日）
　場所　：ふるさとの森（藤沢市稲荷（引地川親水公園周辺））
　講師　：藤沢市自然生態専門員　石田　聡　氏
　参加者：18 人

【「発見！里山里川探検隊」の様子】

ウ　気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・向笠さんと学ぶ地球温暖化」の開催

地球温暖化による異常気象がもたらす日常生活への影響と、その影響を最小限に抑える気候変動適応策について、気象予報士の解説により学ぶ講演会を開催しました。

◇開催日：令和 6 年 12 月 9 日（月）
会場　：藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1 会議室（サテライト会場：茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室、寒川町役場東分庁舎 2 階　第 1 会議室）＊オンライン形式
講師　：NPO 法人気象キャスターネットワーク　気象予報士　向笠　康二郎
参加者：68 人

【講演会の様子】

企画政策課

③　総合的なポイント制度の構築に向けた調査・研究

エコポイントを含む他分野にわたる総合的なポイント制度の構築に向け、ポイント制度に関する調査・研究に取り組んでいます。

（3）省エネ設備等の導入促進

産業労働課

①　市内中小企業の設備導入支援

本市では藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は 50 ページ）。

産業労働課

②　商店街街路灯の LED 化

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮された LED ランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED 化を促進しています。

建築指導課

③　環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

「建築基準法」第 52 条第 1 項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（「長期優良住宅法」）や「都市の低炭素化の促進に関する法律」（「エコまち法」）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（「建築物省エネ法」）に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

◇容積率緩和の対象となる建築物

・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建

築物。

・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。

・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

◇税制優遇措置の対象となる建築物

・長期優良住宅の認定を受けた建築物

・低炭素建築物の認定を受けた建築物

長期優良住宅認定件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定件数	460	549	378	367	470

低炭素建築物認定件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定件数	31	109	105	34	40

「建築物省エネ法」届出件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
届出件数	121	88	98	84	85

④　省エネ設備投資等に対する補助

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は 196-197 ページ、202-203 ページ、209 ページ）。

⑤　省エネ設備投資等に関する情報提供

ゼロカーボン推進課

「藤沢市地球温暖化対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなぱーく」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力をしました。

⑥　公共施設における省エネ設備の率先導入

公共建築課・道路維持課・公園課　　ゼロカーボン推進課

照明に係る消費電力及び CO_2 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

令和 6 年度は、市立小学校、中学校、特別支援学校 17 校の体育館において、LED 照明への更新を行いました。

また、令和 6 年度に改築工事が完了した鵠南小学校（浜見保育園等併設）に LED 照明を導入しました。さらに、「藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業」において、10 年間の委託を開始しました。

【鵠南小学校に導入した LED 照明】

【石川小学校体育館の LED 照明】

２　エネルギーの地産地消
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針２）

環境目標５－２
再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2023 R5（参考）	2024 R6	2030 R12（目標）	目標達成率※1
太陽光発電システム補助件数（累計）※2 単位：件 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 2024 年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用○件、事業者用○件の補助を行い、累計○○○件に到達しました。 今後の取組・対策等について 「固定価格買取」による売電価格の下落が続いていることから、現在の FIT 認定を対象とする太陽光発電システム設置費の補助に加え、令和６年５月に採択された「重点対策加速化事業交付金」を活用し、自家消費型の太陽光発電システム設置費の補助について、令和６年８月から申請受付を開始しました。今後も国や県の制度を最大限活用し、普及促進に努めていきます。	目標	—	3,172		4,117	%
		実績	2,767	3,030		—	
		対前年	—	76		—	
		対改定時	—	263		1,350	
太陽光発電システム補助による導入容量（累計）※2 単位：kW 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 2024 年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用○○○kW 、事業者用○○○kW となり、累計○○○ kW に到達しました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数（累計）」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	12,485		16,208	%
		実績	10,889	12,171		—	
		対前年	—	393		—	
		対改定時	—	1,282		5,319	
再生可能エネルギー導入容量（累計）※3 単位：kW 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について 2024 年度における再生可能エネルギー導入容量は○○○kW となり、累計○○○ kW に到達しました。2030 年度の目標 115,254 kW に対して、現状十分な導入には達していないと判断されます。これは、主に、FIT 価格の下落傾向に伴い、太陽光発電システムの導入が伸び悩んだことが影響したものと推測されます。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数（累計）」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	68,275		115,254※4	%
		実績	48,141	58,260		—	
		対前年	—	5,133		—	
		対改定時	—	10,119		67,113	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。
※3　FIT 制度における本市域の導入容量。
※4　「藤沢市地球温暖化対策実行計画」（令和４年３月）32 ページの太陽光発電システムの目標導入容量から 2021 年度（令和３年度）以降の導入容量を算定して設定。

（１）再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消の推進

ゼロカーボン推進課

①　公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は1,652kW、太陽集熱器の総集熱面積は 332 m² にのぼります。

【藤沢市立本町小学校に増設した太陽光発電システム（85 kW）】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

	利用目的	設備容量等	施設名
太陽光発電	施設内の電源の一部	57.15 kW	本庁舎
		69.62 kW	本庁舎（朝日町駐車場敷地）*PPA
		21.28 kW	分庁舎
		17 kW	藤沢総合防災センター
		11.44 kW	六会市民センター
		10 kW	明治市民センター
		18 kW	遠藤市民センター
		36 kW	善行市民センター
		10 kW	辻堂市民センター
		5 kW	藤沢公民館・労働会館等複合施設
		50 kW	リサイクルプラザ藤沢
		9.44 kW	環境事業センター
		43.66kW	環境事業センター（カーポート）*リース
		10 kW	北消防署遠藤出張所
		19 kW	藤沢小学校
		19 kW	明治小学校
		19 kW	鵠沼小学校
		30 kW	本町小学校
		85.08 kW	本町小学校（増設）*PPA
		19 kW	村岡小学校
		19 kW	六会小学校
		19 kW	辻堂小学校
		19 kW	鵠洋小学校
		19 kW	片瀬小学校
		19 kW	大道小学校
		22 kW	秋葉台小学校
		22 kW	御所見小学校
		19 kW	長後小学校
		19 kW	八松小学校
		19 kW	高砂小学校
		22 kW	善行小学校
		19 kW	富士見台小学校
		19 kW	鵠南小学校
		19 kW	浜見小学校
		19 kW	俣野小学校
		19 kW	大越小学校
		19 kW	羽鳥小学校
		19 kW	湘南台小学校
		19 kW	大庭小学校
		19 kW	亀井野小学校
太陽光発電	施設内の電源の一部	19 kW	新林小学校
		19 kW	中里小学校
		19 kW	滝の沢小学校
		19 kW	大鋸小学校
		19 kW	天神小学校
		19 kW	駒寄小学校
		19 kW	高谷小学校
		19 kW	小糸小学校
		19 kW	大清水小学校
		19 kW	石川小学校
		22 kW	第一中学校
		85.49 kW	第一中学校（増設）*PPA
		19 kW	明治中学校
		19 kW	鵠沼中学校
		22 kW	六会中学校
		70.55 kW	六会中学校（増設）*PPA
		22 kW	片瀬中学校
		19 kW	御所見中学校
		19 kW	湘洋中学校
		19 kW	長後中学校
		19 kW	藤ヶ岡中学校
		19 kW	高浜中学校
		19 kW	善行中学校
		19 kW	秋葉台中学校
		19 kW	大庭中学校
		19 kW	村岡中学校
		19 kW	湘南台中学校
		19 kW	高倉中学校
		19 kW	滝の沢中学校
		19 kW	大清水中学校
		19 kW	羽鳥中学校
		19 kW	白浜養護学校
	敷地内に設置	5.5 kW	辻堂元町六丁目公園
		2.9 kW	辻堂元町六丁目第二公園
		2.9 kW	猪王面公園
	全量売電	20 kW	藤沢市民病院
	縁石マーカー、カーブ誘導灯	0.003 kW	道路標識（発光道路鋲）
太陽熱	給湯・暖房・温水プール	261 m²	秋葉台公園温水プール
	体育館等床暖房・温水プール	71 m²	白浜養護学校

公共建築課

②　環境配慮型公共施設の設計

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和５年１月に新築工事が完了した環境事業センター（石川小学校区児童クラブ併設）では、太

陽光発電システム及び蓄電池（10 kW 程度）を設けることで、電力供給に加え停電対策も行っています。

また、令和 6 年度に改築工事が完了した鵠南小学校（浜見保育園等併設）では、屋上に設置した太陽光発電による電力を供給することにより、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。

③　太陽光発電システムの普及推進

ゼロカーボン推進課

太陽光発電システム普及のため、国・県の支援事業等に関する情報提供を行うとともに、太陽光発電システム設置に関する補助を行っています。

令和 6 年度も、県の太陽光発電設備の共同購入事業や「0 円ソーラー」等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力しました。

ア　住宅用太陽光発電システム

平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　1 kW 当たり 15,000 円　　上限 50,000 円

（家庭用燃料電池システム（エネファーム）と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円を加算、定置用リチウムイオン蓄電池と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円加算、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、補助額に 100,000 円を加算）

住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	累計 (H15～R6 年度)
補助件数（件）	112	108	78	75	84	3,112
合計出力数（kW）	448.60	492.97	390.81	388.12	392.87	12,553.51
平均出力数（kW）	4.01	4.56	5.01	5.17	4.67	4.04

イ　事業者用太陽光発電システム

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　補助対象経費の 1／4　　上限 1,000,000 円

事業者用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	累計 (R4～R6 年度)
補助件数（件）	1	1	1	3
合計出力数（kW）	4.93	5.33	4.34	14.6
平均出力数（kW）	4.93	5.33	4.34	4.86

資源エネルギー庁「B 表　市町村別認定・導入量（2025 年 3 月末時点）」によると、令和 6 年度末の本市における、FIT 制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW 未満の設備が 9,957 件、10 kW 以上の設備が 636 件で、設備導入容量の合計は 54,754kW です。

④　家庭用燃料電池システムの普及推進

ゼロカーボン推進課

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	141	113	48	75	70

⑤　蓄電池の設置促進

ゼロカーボン推進課

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　一件当たり 50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	92	78	62	61	75

ゼロカーボン推進課

⑥　オフィスビルの ZEB（ゼブ：Net Zero Energy Building）化や住宅の ZEH（ゼッチ：Net Zero Energy House）化に関する情報提供等

ZEB については、必要となる省エネ、省 CO_2 性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援する国庫補助事業の周知など、「藤沢市地球温暖対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなぱーく」などを通じて、情報提供を行いました。

ZEH については、パネル展示等を活用した市民周知を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度に ZEH 住宅加算金制度を加え、令和 6 年度は 9 件の加算による支援を行いました。

⑦　北部環境事業所におけるごみ焼却エネルギーの有効利用

ゼロカーボン推進課

北部環境事業所のごみ焼却時に発生したエネルギーを用いて発電した電力を売却し、その売電額を財源に市内の公共施設へ 100%再生可能エネルギー電力を導入しています。

平成 26 年度に 66 施設へ導入開始後、年々対象施設数を拡大し、令和 6 年度は 87 施設へ再生可能エネルギー電力を導入しました。

ゼロカーボン推進課

⑧　民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細 196-197 ページ）。それに加え、令和 6 年 8 月からは、国の重点対策加速化事業に

採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました（詳細 198-199 ページ）。また、令和 6 年 7 月には、「藤沢市地球温暖化対策研究会」と共催にて「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」を開催し、事業者用の再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けた取組を行いました。

環境施設課（北部環境事業所）

⑨　焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機（1 号炉）を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうとともに、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機（2 号炉）が稼働され、1 号炉同様に余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

⑩　焼却処理施設の余熱利用

ア：環境施設課（北部環境事業所）　イ：環境施設課（石名坂事業所）

ア　北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発電量（kWh）	23,092,840	22,698,810	21,688,080	40,259,550	39,014,370
売電量（kWh）	15,484,422	15,379,158	13,973,778	27,153,576	26,226,576
売電金額（円）	235,242,451	226,877,886	218,493,454	544,088,358	438,256,716

※　令和 5 年度から 2 炉運転開始。

イ　石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水（85℃）を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発電量（kWh）	10,745,100	10,439,200	10,474,700	3,166,000	3,592,100
売電量（kWh）	1,517,855	1,409,963	1,405,088	76,061	167,666
売電金額（円）	10,703,824	17,331,876	17,303,191	676,280	1,382,140

※　余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始、令和 5 年度から 1 炉運転。

ゼロカーボン推進課

⑪　重点対策加速化事業に関する取組

環境省は、2030 年度温室効果ガス排出削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、地域脱炭素の「重点対策」を複数年にわたって意欲的かつ加速

的に実施する自治体に対する支援として、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（交付期間 5 年間）を行っています。

本市は令和 6 年 5 月に、重点対策加速化事業に採択され、8 月からは本事業の交付金を活用した補助制度の受付を開始しました。太陽光発電設備等を新たに導入し自家消費する方、高効率設備を導入する事業者、自宅の断熱改修を行う方に対し、設置費用の一部を補助しています。令和 6 年度は事業者向けに「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」を開催したほか、住宅展示場に出展しているハウスメーカーへ訪問するなどの執行率を高める周知活動を行いました。

（２）自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

ゼロカーボン推進課

①　PPA 事業を活用した太陽光発電システムの導入

PPA 事業とは、「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の呼称で、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を自治体が施設で使うことで、電気料金と CO_2 排出量の削減ができる仕組みです。

本市では、市内小中学校等の公共施設 4 施設を対象として、令和 5 年度に当該事業を活用した太陽光発電システムの設置工事を行い、令和 6 年度から運用を開始しました。

ゼロカーボン推進課

②　再生可能エネルギー由来の電力等に関する情報収集

横浜銀行が主催する「地域脱炭素プラットフォーム」などに参画（県内 28 市町村参画）し、先進事例に関する情報交換を行うことで、電力に関する知識向上を図りました。また、電力価格の高騰に伴い、神奈川県の再エネオークションの情報収集や周知啓発、再エネ小売事業者からの見積単価等の聞き取り、6 市 2 町温暖化対策担当者情報交換会等を活用した電力調達の現状と今後の予定等についての聞き取りを行いました。

３　環境にやさしい都市システムの構築
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針３）

環境目標５－３
環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要		2020 R2（改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 年度（目標）	目標達成率※1
自転車専用通行帯の整備距離※2 単位：km 目指す方向性 ↗ 増加	取組・結果等について ２０２４年度（令和６年度）については、藤沢市自転車走行空間のあり方に基づき、「矢羽根等」の整備を行ったもの。 今後の取組・対策等について 2023 年（令和５年）４月に改訂した「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車通行空間の整備を進めています。	目標	―	―		19.3※3	道路整備課
		実績	3.6	4.37	4.37	―	
		対前年	―	0	0.00	―	4.9%
		対改定時	―	0.77	0.77	15.7	
市域の緑地確保※2（再掲） 単位：% 目指す方向性 ↗ 増加	詳細については 100 ページ	目標	―	―	―	29.0	みどり保全課
		実績	25.1	24.7	25.4	―	
		対前年	―	△0.3	0.7	―	0.3/3.9 ポイント
		対改定時	―	△0.4	0.3	3.9	
市民一人当たりの都市公園の面積※2（再掲） 単位：m^2 目指す方向性 ↗ 増加	詳細については 120 ページ	目標	―	―		9.0	公園課
		実績	5.33	5.41	5.42	―	
		対前年	―	0.07	0.01	―	2%
		対改定時	―	0.08	0.09	3.67	

※1　目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）
※2　本市における実績値。
※3　2023 年度（令和５年度）改定後目標値 19.3ｋｍ。（2020 年（令和２年）策定時目標値 9.0ｋｍ）

指標項目	概要		2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）	目標 達成率※1
有機農業取組面積※2 （再掲） 単位：ha 目指す方向性 増加	詳細については 131 ページ	目標	―	33.5	40.4	81.8※3	農業水産課
		実績	19.7	30.2	32.3	―	
		対前年	―	4.7	2.1	―	20.2%
		対改定時	―	10.5	12.6	62.1	

※1　目標達成率＝（最新値−改定時実績値）／（目標値−改定時実績値）
※2　本市における推計値。
※3　2050 年（令和 32 年）に 220 ha とするため、2022 年度（令和 4 年度）以降、1 年当たり 6.9 ha 拡大していく必要があるとして目標値を算定。

（１）環境にやさしい移動手段の促進

都市計画課

①　公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。

特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成30 年度から小学校の教育課程等にモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。

【「路線バスの乗りかた教室」を行っている様子】

都市計画課

②　環境負荷の小さい交通ネットワークの形成

公共交通機関の中でも 1 人当たりの環境負荷が小さい交通機関である鉄道による交通ネットワーク形成に向け、湘南台から寒川町倉見へのいずみ野線延伸の実現をめざし、神奈川県をはじめとする関係団体との検討及び協議を進めています。

都市計画課

③　「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成 30 年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和 2 年度からは新たに「用田バス停」付近で本運用を開始しています。

【サイクルアンドバスライド駐輪場】

ゼロカーボン推進課

④　次世代自動車の普及に向けた施策

温室効果ガスの削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

ア　電気自動車

（ア）　導入補助制度

平成 21 年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　1 台当たり 50,000 円

令和 5 年度から、電気自動車等用充電設備（急速）を設置する事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。令和 6 年度の補助件数は 68 件でした。

令和 6 年度　　補助額　　（急速）補助対象経費の 4／5　上限 500,000 円
（普通）補助対象経費の全額　上限 150,000 円

電気自動車導入補助件数の推移　　単位：台

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	36	39	72	120	68

※　令和 4 年度までは 1 台当たり 100,000 円の補助を実施。

（イ）　公共施設への電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器を、市役所本庁舎に 1 台、リサイクルプラザ藤沢に 2 台設置しています。

【市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器】

イ　燃料電池自動車

（ア）　導入補助制度

平成 28 年度から、燃料電池自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 6 年度　　補助額　　1 台当たり 150,000 円

【燃料電池自動車（FCV）による給電デモンストレーションの様子】

燃料電池自動車導入補助件数の推移　　単位：台

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	1	2	0	3	0

※　平成 29 年度までは 1 台当たり 500,000 円、平成 30 年度は 1 台当たり 400,000 円、令和元年度から令和 3 年度までは 1 台当たり 350,000 円、令和 4 年度は 1 台当たり 300,000 円の補助を実施。

⑤　エコドライブの普及啓発

ゼロカーボン推進課

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 6 年度は、ホームページにて記事の掲載や LINE 公式アカウント「COOL CHOICE 藤沢」を活用し、「デコ活」及びエコドライブに関する周知を行いました。

⑥　次世代自動車の公用車への率先導入

管財課

市では、地球温暖化対策として、公用車の更新時には率先して次世代自動車を導入しています。

ア　公用電気自動車

軽自動車 10 台、2 トントラック 1 台を導入しています。

イ　ハイブリッド公用車

軽自動車 1 台、普通車を 10 台、特殊車を 1 台導入しています。

【公用電気自動車】

ウ　環境にやさしい塵芥収集車の導入

環境事業センター

塵芥収集車等においては、法令に基づいて環境負荷が小さいディーゼル車のほか、EV 車の導入を実施しています。

（２）緑化の推進

①　みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しています（詳細は 104 ページ）。

②　開発等における緑化指導

みどり保全課

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業

地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

みどり保全課

③　建物緑化の推進

建物緑化は、建築物の屋上や壁面を緑化することによって、緑豊かな都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があり、地球温暖化防止へ寄与するものです。

公共施設の緑化はもとより、「緑化基準」による民間施設の緑化を推進していますが、平成 19 年度からは「建物緑化助成事業」を創設し、市民や事業者の「建物緑化」普及促進を図っています（詳細は 122-123 ページ、128-129 ページ）。

道路整備課：2 段落目　道路維持課：2 段落目以外

④　街路樹

街路樹は都市の中の身近な緑であり、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理に努めています（詳細は 104 ページ）。

（３）農地の保全

農業水産課

①　日本型直接支払制度（再掲）

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

農業水産課

②　環境保全型農業の支援

現在の日本の農業では、環境に配慮した農業の推進が求められています。生産者は、持続可能な農業生産を行うため、環境に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、本市はその取組を支援しています。

農業水産課

③　地産地消の推進

地産地消は、「生産者」と「消費者」の結びつきを強化し、地域を活性化するなどの効果があるだけでなく、生産物の輸送距離を短くすることで温室効果ガスの発生量を削減し地球温暖化防止にも寄与するものです。このことから、地域で生産された農水産物を地域で消費する取組の 1 つとして「藤沢産利用推進店」制度を推進しています（詳細は 135 ページ）。

４　循環型社会の形成
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針４）

環境目標５－４
廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、循環型社会が形成されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

廃棄物・美化担当

指標項目	概要		2019 R1 (基準年度※1)	2023 R5	2024 R6	2030 R12※2 (目標)	目標達成率※3
市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量※4 単位：g/人・日 目指す方向性 削減	詳細は 136 ページ	目標	―	―	―	612	%
		実績	646	583	577	―	
		対前年	―	△28	△6	―	
		対改定時	―	△63	△69	△34	
一般廃棄物の資源化率※4 単位：% 目指す方向性 増加	詳細は 143 ページ	目標	―	―	―	35	/2.7 ポイント
		実績	32.3	32.7	32.9	―	
		対前年	―	△0.3	0.2	―	
		対改定時	―	0.4	0.6	2.7	
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率※4 単位：% 目指す方向性 増加	詳細は 143 ページ	目標	―	―	―	25	/0.8 ポイント
		実績	24.2	24.5	24.5	―	
		対前年	―	△0.1	0	―	
		対改定時	―	0.3	0.3	0.8	

※1　「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」（令和４年３月）では、2019 年度（令和元年度）を基準年度として 2031 年度（令和 13 年度）の目標値を定めている。
※2　2030 年度（令和 12 年度）の目標値は同計画 2031 年度（令和 13 年度）の目標値と同じとした。
※3　目標達成率＝（最新値-基準年度実績値）／（目標値-基準年度実績値）
※4　本市における実績値。

（１）ごみの減量化・再資源化の推進

①　プラスチックごみの削減

廃棄物・美化担当

令和３年６月に「プラスチック資源循環促進法」が制定されるなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進しています。

②　ごみ減量推進店の認定

環境事業センター

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定しています。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみ NEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています（詳細は 142 ページ）。

③　廃棄物の資源化

環境事業センター

減量・資源化の促進のため、昭和 53 年から他市に先駆け、市民、本市、回収業者の三者の協調方式による資源の収集を開始しました。

その後、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を行い、平成 19 年 4 月から剪定枝、廃食用油、平成 24 年 4 月から商品プラスチック、平成 25 年 10 月から使用済み小型家電、平成 27 年 4 月からは大型ごみの中からスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化しています（詳細は 150-151 ページ）。

④　IT 等の活用

環境事業センター

ア　ごみ検索システム（https://fujisawa-city.sakura.ne.jp/）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

令和 6 年度の本システムにおける年間検索回数は 777,915 件です（詳細は 149-150 ページ）。

イ　「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。

令和 6 年度は 21,702 件、累計 167,731 件ダウンロードされています（詳細は 150 ページ）。

⑤　指定収集袋等の植物由来素材配合

環境事業センター

バイオマスプラスチックを使用した指定収集袋及びボランティア清掃用ごみ袋を導入し環境に配慮しています。

⑥　グリーン購入の推進

契約課

グリーン購入は、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

藤沢市は、平成 13 年 3 月に本市が一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の１つとして

同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています（詳細は138 ページ）。

⑦　「食品ロス」削減に向けて

廃棄物・美化担当

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系食品ロスの実態把握、排出抑制を促すための啓発に努めています。

食品ロス削減に係る情報について、広報ふじさわや『ごみ NEWS』等を通じて発信しています。また、食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施などに取り組むとともに、啓発に努めています（詳細は 138-140 ページ）。

（２）循環型社会形成への意識の醸成

①　ごみ体験学習会の実施

環境事業センター

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学４年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を実施し、令和 6 年度は、環境体験学習会として小学校･保育園等を対象に行いました（詳細は 163 ページ）。

【環境事業センターによるごみ体験学習会の様子】

②　ボランティア清掃活動等の実施

環境事業センター

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃、ポイ捨て防止イベントなどを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています（詳細は 171-172 ページ）。

（３）雨水の利活用

①　雨水利用の推進

ア　雨水貯留槽の新設

ゼロカーボン推進課

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに住宅へ設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象　　100 リットル以上 600 リットル以下の雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額　　本体購入金額の 1/2（上限額　1.5 万円）

【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	27	22	26	14	22

イ　浄化槽の雨水貯留施設への転用

下水道計画業務課

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 4 万円の助成を行っています（助成開始年度　平成 7 年度）。

助成件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

※　平成 27 年度に 1 件。

ウ　公共施設における雨水利用施設の導入

公共建築課

雨水利用施設を、次の公共施設に導入しています。

公共施設における雨水利用施設　　単位：m^3

	施　設　名	竣　工　等	雨水利用用途	貯留槽容量
1	藤沢市役所分庁舎	昭和 58 年（1983 年）　5 月 令和元年（2019 年）　改修	便所洗浄用	115
2	石川小学校	平成 6 年（1994 年）　3 月	便所洗浄用、校庭散水	200
3	長後市民センター	平成 7 年（1995 年）　3 月	便所洗浄用	250
4	秩父宮記念体育館	平成 9 年（1997 年）　3 月	便所洗浄用	366
5	環境事業センター南部収集事務所	平成 11 年（1999 年）　3 月	公用車洗浄水	50
6	六会小学校	平成 11 年（1999 年）　9 月	便所洗浄用、校庭散水	250
7	藤ヶ岡中学校	平成 12 年（2000 年）11 月	便所洗浄用、校庭散水	220
8	防災センター	平成 14 年（2002 年）　6 月	便所洗浄用	28
9	保健所	平成 18 年（2006 年）　1 月	便所洗浄用	60
10	明治市民センター	平成 19 年（2007 年）　3 月	便所洗浄用	40
11	御所見市民センター	平成 21 年（2009 年）　2 月	便所洗浄用	120
12	第一中学校	平成 21 年（2009 年）　3 月	便所洗浄用	292.6
13	六会中学校	平成 21 年（2009 年）　9 月	便所洗浄用	290
14	善行小学校	平成 21 年（2009 年）12 月	便所洗浄用	150
15	本町小学校	平成 24 年（2012 年）　2 月	便所洗浄用	260
16	北部環境事業所	平成 6 年（1994 年）　3 月	し尿処理施設放流水の希釈用	150
17	北部環境事業所 1 号炉	平成 19 年（2007 年）　3 月	1 号炉系再利用水 プラント用水、床洗浄用	33
18	リサイクルプラザ藤沢	平成 25 年（2013 年）　3 月 平成 26 年（2014 年）　1 月	便所洗浄用 場内散水	12.5
19	六会市民センター	平成 28 年（2016 年）　3 月	便所洗浄用、場内散水	40
20	北消防署　遠藤出張所	平成 29 年（2017 年）　2 月	便所洗浄用	37
21	藤沢市役所本庁舎	平成 29 年（2017 年）12 月	便所洗浄用、樹木散水	173
22	藤沢市民病院	平成 30 年（2018 年）7 月	便所洗浄用	300
23	藤沢公民館・労働会館等複合施設	平成 31 年（2019 年）3 月	樹木散水	0.7
24	善行市民センター	令和 2 年（2020 年）1 月	便所洗浄用	114
25	辻堂市民センター	令和 3 年（2021 年）6 月	便所洗浄用	113

②　雨水の利活用の普及促進

ゼロカーボン推進課

家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。

令和 6 年度は、水の日・水の週間にあわせて、打ち水等の雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助等についてパネル展示を行うとともに、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用して、広報や本市 web サイトなどの媒体で周知を行いました。

５　気候変動への適応※
（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）

※気候変動による影響等については、『気候変動適応計画』（令和３年 10 月改定）を参考に記述しています。

環境目標５－５
地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

健康づくり課、救急救命課（人数報告のみ）

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 R2 （改定時）	2023 R5	2024 R6	2030 R12 （目標）
熱中症搬送者数※ 単位：人	取組・結果等について 刊行物や情報発信媒体を用いた啓発を行い、一時的に暑さを避ける場所として、「ひと涼み処」を設置した。 今後の取組・対策等について 気候変動により、平年と比較して気温が高くなると予測されるため、引き続き、熱中症予防の啓発を行っていきます。	132	188	153	減少
自主防災組織の数※ 単位：団体	取組・結果等について １団体が新規結成したことにより増加しました。自主防災組織結成率は 96.01％となっています。 今後の取組・対策等について 自主防災組織結成に関する相談を随時受付け、「共助」の活動を推進します。	467	469	469	増加

災害対策課

※　本市における実績値。

ゼロカーボン推進課

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

増加する自然災害など、様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められており、「農業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の分野について、地域特性を考慮して気候変動への適応を進めています。

（１）農業・水産業

農業水産課

①　農業に関する支援・対策

農業生産は、一般に気候変動の影響を受けやすく、すでに日本各地の各品目で気候変動によると考えられる影響が見られます。農業の発展と存続を図るため、様々な農業支援を行っていますが、気候変動による農業への影響について、令和 6 年度に行った主な事業者への支援は、次のとおりです。

ア　水稲・果樹・野菜等

- 地場野菜の安定供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援
- 野菜の生育や収穫に悪影響をおよぼす病害虫防除資材の購入に要する経費に対する支援

イ　畜産

- 畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
- 家畜の伝染病のための検査や投薬、注射の実施及び病害虫防除資材の購入に要する経費に対する支援

ウ　農地

- 水田保全事業（詳細は 132 ページ）
- 日本型直接支払制度（詳細は 134 ページ）
- 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

防災協力農地面積　　単位：m²

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
防災協力農地	96,143.42	94,411.42	94,411.42	90,104.42

- 水路・農道の整備（詳細は 132 ページ）

②　藻場の保全

農業水産課

沿岸域・内水面漁場環境等において、水温の上昇による藻類の生産力への影響などによるものと考えられる藻場の減少などが、日本各地で生じています。江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃等の水産多面的機能発揮対策を行うとともに、藻場保全等の活動を国や県とともに支援しています（111 ページ参照）。

（２）水環境・水資源

①　河川や海域の水質調査

環境保全課

本市では、水環境の変化を継続的に把握し、国等における施策に結び付けるために、引地川、境川、目久尻川及び小出川等の河川や相模湾で水質の測定を行っています。気候変動に伴う気温上昇や降水パターンの変化は、河川及び海域の水温上昇や鉛直混合の弱体化による溶存酸素濃度の低下、植物プランクトンの種組成の変化等といった水質や水生生態系等に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、水質モニタリングを始めとする気候変動影響の観測・監視を継続していくことは、気候変動影響を評価する上で大変重要となります。

河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきており、河川・海域の定期的な調査による水質状況の把握を引き続き行っていきます（詳細は 61-68 ページ）。

②　地下水の水質調査等

環境保全課

地下水は、市民生活、農業、産業にとって重要な地下資源であり、渇水時における緊急的な代替水源の 1 つとして利用することが期待できます。地下水は一旦、汚染されるとなかなか自然には浄化されないことから、地下水の汚染を未然に防止し、清浄な状態を維持することが重要です。また、気候変動による日降水量や降水の時間水位の変化に伴う地下水位の変化の現状について、現時点で具体的な研究事例は確認できていませんが、海面水位の上昇水温の上昇による地下水の塩水化、取水への影響も懸念されています。

このことから、地下水の保全に関する施策を適切に実施し、地下水の状況等の把握するため、地下水水質調査を実施しています。（詳細は 57-59 ページ）。

③　雨水・地下水等の有効利用

ゼロカーボン推進課：1 段落目

災害対策課：2 段落目

北日本と中部山地以外では渇水の深刻化が予測されています。雨水や地下水は、平常時における利用だけではなく、渇水時における緊急的な代替水源として利用することが期待できます。本市では、雨水の利用推進の観点からも、雨水利用施設を公共施設に導入しています（詳細は 210 ページ）。

また、災害時における生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）について、防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により確保するだけでなく、事前に指定した防災井戸や市立小・中学校に設置した井戸により確保します。令和 6 年度は、指定防災井戸における揚水ポンプ設置等への助成制度により、5 件補助金を交付しました。

（３）自然生態系

①　森林病害虫対策

みどり保全課

病害虫による松枯れを防ぐため、薬剤の樹幹注入を行っています。また、病害虫の被害により、枯れた松・コナラ等は、被害拡大を防ぐため伐倒駆除・くん蒸処理を実施しています。令和 6 年度は、松枯れを防止するために 120 本のマツの樹幹に薬液注入、被害拡大を防ぐために病害虫被害により枯れた 47 本のマツの伐倒駆除、50 本のナラの伐倒駆除・根株くん蒸を行いました。また、広報ふじさわにより森林病害虫防除事業の周知を図りました。

②　自然環境実態調査の実施

みどり保全課

自然環境の現状を把握するため、「藤沢市自然環境実態調査」をこれまでに3回実施しており、調査及び解析は、市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により行いました（詳細は113-114ページ）。今後も概ね10年ごとに定期的・継続的に「藤沢市自然環境実態調査」を実施していきます。

③　侵略的な外来生物の防除と管理

みどり保全課

市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを「藤沢市生物多様性地域戦略」の施策の1つに位置づけています。長久保公園の「生物多様性センター」や、遠藤笹窪谷公園の「生物多様性サテライトセンター」における、各種講座やパネル展示などを通じて、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

【特定外来生物（オオキンケイギク）】

【記載】防災政策課、（関係課）災害対策課

（4）自然災害・沿岸域

①　土砂災害・洪水ハザードマップの整備

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇などが予測され、超大型台風による被害、局地的大雨による被害、集中豪雨の頻発による土砂災害、竜巻被害等が全国各地で発生しており、こうした風水害への更なる対応が求められています。

局地的大雨等により想定される被害について、市民が適切に把握し理解できることは、人的被害を軽減するために最も重要なことの1つです。そのため、市内の河川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップや、国内観測史上最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合の最大となる高潮浸水区域、浸水深をシミュレーションにより予測した高潮浸水想定区域を示した高潮ハザードマップ、想定しうる最大規模の降雨により内水氾濫がおきた場合に想定される「雨水出水浸水想定区域」における浸水深や避難場所等の情報を掲載した内水氾濫ハザードマップなど様々な種類のハザードマップを作成しています。

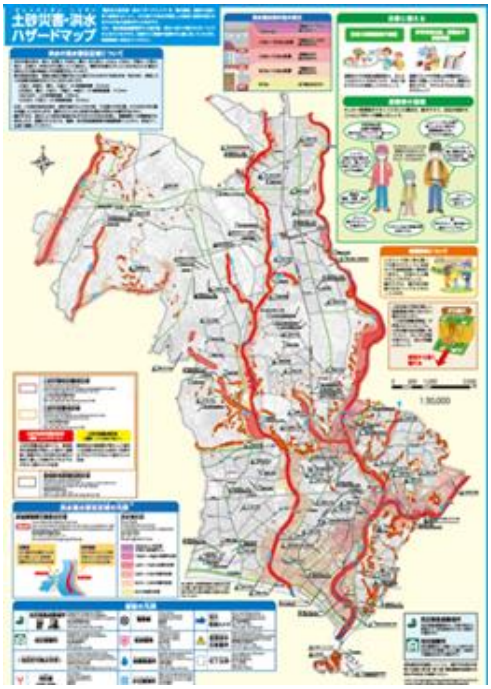

【土砂災害・洪水ハザードマップ】

【記載】災害対策課、（関係課）防災政策課

②　水防活動訓練の実施

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、

普段できていたことでも災害時には実施が困難になることが予想されます。そうしたことに備え、大規模災害発生時を想定した、より実践に近い訓練を国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力、連携して実施しています。また、市、地域、防災関係機関等それぞれが主体的に訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。

防災の日（9 月 1 日）及び防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）、又は防災とボランティアの日（1 月 17 日）及び防災とボランティア週間（1 月 15 日～1 月 21 日）の機会を捉えて、各種訓練を実施しており、集中豪雨及び発災時に迅速かつ的確に対応するため、水防技術の向上と水防態勢の強化を図ることを目的として、水防活動訓練を実施しています。

ア　水防訓練

集中豪雨や台風に伴う水害及び河川の氾濫等に備え、水防活動技術の向上と水防体制の強化を図ることを目的に藤沢市水防訓練を実施しています。

令和 6 年度は、台風第 1 号の接近に伴い、中止となりました。

【記載】防災政策課、
（関係課）災害対策課

③　「ふじさわ防災ナビ」を活用した防災・災害情報の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

そのため、小冊子、メールマガジンふじさわ、web サイト、電子地図、SNS 等による防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置づけ、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、市民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努めています。令和 6 年度は、「ふじさわ防災ナビ」普及のための講座を市内各地区の総合防災訓練において実施しました。

【記載】災害対策課、
（関係課）防災政策課

④　防災・減災の実施及び地域防災力の向上

災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方を更に推進するため、災害に強い都市基盤の構築のほか、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進しています。また、自主防災組織の育成・支援を通じて、地域防災力の向上を図っています。

ア　自主防災組織及び防災リーダー等の育成

災害対策課

「藤沢市地域防災対策アクションプラン（第 2 期：令和 3 年度～令和 6 年度）」において、自主防災組織結成率 100%を令和 6 年度末までの目標指標に設定しています。自主防災組織結成に関する相談を随時受付けており、令和 6 年度は自主防災組織の新規結成はなく、令和 6 年度末時点において、自主防災組織の数は 469 団体、自主防災組織結成率は 96.2%となっています。

自主防災組織の数及び自主防災組織結成率の推移　　単位：%

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
団体数	467	467	468	469	469
結成率	96.00	96.00	96.01	96.01	96.20

災害対策課

イ　自主防災組織防災資機材購入等補助金制度

災害時の地域住民の共助のため、防災資機材等を購入する自主防災組織に費用の一部を助成しています。令和 6 年度は、年度当初に市内各地区において制度周知を行い、50 件補助を行いました。

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付件数の推移　　単位：件数

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	55	42	46	38	50

【記載】防災政策課、
（関係課）災害対策課

⑤　適切な避難判断につながる土砂災害のおそれのある区域の情報提供

土砂災害・洪水ハザードマップを作成し（詳細は 214 ページ）、適切に市民が避難の判断等を行うことができるように、土砂災害のおそれのある区域の情報提供を行っています。

【記載】防災政策課、
（関係課）災害対策課

⑥　急傾斜地の崩壊における災害の防止

斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等や、ソフト面でのハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施しています。土砂災害・洪水ハザードマップには、浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、避難場所等だけでなく、急傾斜地崩壊危険区域も示しています。急傾斜地崩壊危険区域等の安全確保のため、神奈川県施行対策事業への費用負担を行い、令和 6 年度末時点で、急傾斜地崩壊危険区域指定地区は市内 19 ヵ所が指定されています。

福祉総務課

⑦　災害救援ボランティア団体との連携協力体制

災害時におけるボランティア活動に関し、必要な対応と円滑な活動を遂行するため、平成 26 年 5 月 30 日に藤沢市社会福祉協議会及び藤沢災害救援ボランティアネットワークと藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定を締結しました。

災害時に円滑な支援活動を推進するため、平常時から、藤沢市社会福祉協議会、藤沢災害救援ボランティアネットワーク、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めています。また、日常からの情報共有や連携を深めるため、藤沢市社会福祉協議会は藤沢災害救援ボランティアネットワークの理事運営委員会に参加しています。

令和 6 年度は、災害救援ボランティアセンター開設の机上訓練を実施しました。

みどり保全課

⑧　Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災 Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

気候変動による将来の予測として、水災害の激甚・頻発化に加え、土砂・洪水氾濫、高潮・洪水氾濫など複合的な要因による新たな形態の大規模災害の発生が懸念されています。気候変動により頻発化・激甚化する水災害への対策等を推進するに当たっては、地域の地形や生態系を読み取ることにより暴露の回避を図るとともに、健全な生態系が有する機能を生かして脆弱性の低減を図る Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラ※の考え方を取り入れることが重要であるといわれています。

※グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

Eco-DRR の考え方を広めるため、ハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」（環境省平成 28 年）や事例紹介を通じて、Eco-DRR 普及啓発に取り組んでいます

⑨　内水浸水対策施設の整備

下水道計画業務課

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展に伴い発生する浸水被害への対応が求められています。気候変動を考慮した国の「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（令和 3 年 11 月改訂）、「湘南ふじさわ下水道ビジョン」（平成 23 年策定）を全面的に改定した「ふじさわ下水道ビジョン」（令和 4 年 7 月策定）を踏まえ、令和 4 年 12 月に「藤沢市雨水管理総合計画」を策定し、内水浸水対策施設の整備を進めています。

⑩　雨水流出抑制施設の設置

河川水路課

浸水対策として河川等への雨水の流出を抑制するために、一定規模以上の開発行為や中高層建築物の建築等について、「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促進しています。令和 6 年度は、雨水流出抑制施設の設置を促進しました。

⑪　準用河川一色川の整備

河川水路課

近年の激甚化する災害への対応として、整備目標（50 mm/h）を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。一色川では、植生の繁茂、護岸の橋梁（きょうりょう）部でのコンクリートの破損、護岸天端、法面、排水管の破損、護岸天端の沈下が生じています。「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。

市道高倉遠藤線から引地川合流点までの 1,900 m を整備指定区間とし、令和 21 年度に整備が完了する予定です。令和元年度から事業に着手し、令和 6 年度は護岸改修工事を行い、約 240 m の護岸が完成しています。

⑫　二級河川境川及び引地川

河川水路課

近年は、1 時間当たり 50 mm を超える集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害が生じています。

このような状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成 26 年 2 月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることとなりました。

「特定都市河川浸水被害対策法」の適用を受けた二水系の河川の流域においては、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同して「流域水害対策計画」の策定及び実施に取り組む必要があり、平成 27 年 6 月に「引地川流域水害対策計画」を策定しました。この計画に基づき、市は協力連携して河川改修の促進を図ります。また、境川については、引き続き県と連携して「境川流域水害対策計画」の策定を進めます。

（５）健康

①　熱中症の予防

救急救命課：本文搬送者数に係る段落と表　健康づくり課

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。また、今後も気候変動による熱中症のリスクの増加が予測されていることから、熱中症の注意喚起や関係団体等への周知等が必要とされています。

令和 6 年度の熱中症搬送者数は 153 人と、令和 5 年度と比較して約 18.6%低下しています。

熱中症搬送者数の推移　　単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
搬送者数	132	92	153	188	153

② 感染症への対策

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症危機に備えた体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施しています。令和 6 年度は、国・県等が開催する研修に参加したほか、職員を対象とした防護服の着脱訓練・アイソポッド（感染防止運搬器具）組立訓練を実施し、有事に速やかに対応できる感染症対策体制の維持向上に努めました。

③ 感染症予防に関する知識の習熟と周知啓発　保健予防課

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症の発生と流行を予防するため、感染症発生動向調査のほか、まん延の程度に応じ迅速適切に対処できるよう、感染症対策に必要な技術の習熟に努めるとともに、事業者等団体を対象とした研修等、感染症予防に関する周知啓発に努めています。令和 6 年度は、「ノロウイルス等感染症研修」を開催し、研修動画をオンデマンド配信しました。

④ 感染症に関する情報収集及び提供　保健予防課

気候の変化等がもたらす感染症への影響について現状では文献が限られています。今後気候変動による気温の上昇等が予測されていることも踏まえ、国が情報収集した気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について、必要に応じた情報提供を行います。令和 6 年度は、蚊の生息状況についてのリスク評価を目的とした蚊の密度調査を実施しました。

⑤ 大気汚染物質の監視　環境保全課

気候変動と大気汚染は密接に関係しています。大気汚染の代表的な物質として、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等があります。また、これらの物質が紫外線を受けて化学反応を起こすことで、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが生成されます。環境基準の設定されている大気汚染物質のうち、光化学オキシダント以外は達成されてきていますが、引き続き監視します（令和 6 年度の監視結果等については 38-42 ページ参照）。

（6）産業・経済活動

① 帰宅困難者対策　災害対策課

地震等の災害時における交通機関の運行停止による帰宅困難者対策のため、市内主要 4 駅において、協議会の設置及び計画を策定しています。また、鉄道事業者を中心とした「藤沢市帰宅困難者対策運営委員会」を設置し、訓練の実施等に向けた取り組みを進めています。

災害発生時には、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知するとともに、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。

②　観光業対策

観光課

気温の上昇、降雨量・降雪量や降水の時空間分布の変化、海面水位の上昇は、自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへ影響を及ぼす可能性があります。現時点での研究事例はスキー場への影響を除いて限定的にしか確認されていませんが、海面水位の上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。

そのため、気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進していきます。令和 6 年度も、夏に夕涼みを楽しんでいただく事業として江の島灯籠を実施しました。また、冬季イルミネーションイベントの「湘南の宝石」では、新しい低電力 LED を活用したイルミネーションを多用し、無数のジュエリーライトとテラリウム、流木など自然に囲まれたイルミネーション空間を創り上げました。

（7）市民生活・都市生活

①　避難施設における災害対策実施機能の確保

防災政策課

近年、日本各地で大雨・台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。また、大雨による交通網や電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、高波による道路の交通障害等が報告されています。今後、気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、各種インフラ・ライフライン等にも影響が及ぶことが懸念されています。

そのため、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等を整備し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めています。令和 6 年度は、各避難施設の発電機用の燃料の整備を実施しました。

ゼロカーボン推進課

②　長期停電、緊急時の電源確保

太陽光やバイオマス（市域の間伐材や木くず、剪定枝等）等の再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

ア　太陽光発電システム

停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 196-197 ページ）。

イ　蓄電池

停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 197 ページ）。

③　Fujisawa サスティナブル・スマートタウン　コミュニティソーラー

総務担当

Fujisawa サスティナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）は、パナソニックグループが事業主体となり、先進的な取組を進めるパートナー企業と本市の官民一体の共同プロジェクトです。

Fujisawa SST では、全ての戸建て住宅で太陽光発電システムと蓄電池、省エネ設備を備えるな

ど、「創エネ・蓄エネ・省エネ」における先進技術のハイブリッドによって地産地消のエネルギーマネジメントの実現が目指されているほか、藤沢の光、風、水、熱といった自然の力を街全体に無理なく取り入れる街区設計がなされています。

本市の公共用地を活用して街の南側に設置された「コミュニティソーラー」は、平常時は電力系統に電力を供給し、地域全体の低炭素化に貢献しています。また、非常時には街の住人に加え周辺地域の人々に対しても、非常用コンセントとして開放されます。

（写真）Fujisawa SST コンソーシアム提供

【正門】

（出典）Fujisawa サスティナブル・スマートタウン公式 web サイト

【コミュニティソーラー概念図】

④　ヒートアイランド対策

ゼロカーボン推進課

100 年（1927-2023 年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい 15 地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では 1.7℃であるのに対し、11 都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では 2.1～3.4℃となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、ヒートアイランド現象を緩和するため、都市における緑地の確保や緑化をはじめ実行可能な対策を継続的に進めるとともに、ソフト対策などの短期的に効果が表れやすい対策をあわせて実施することが求められています。

ア　開発等における緑化指導

みどり保全課

市街化の進行による緑の減少をくい止め、自然環境と都市環境が調和する環境共生のまちづくりの推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物の建築等をする場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます（詳細は 204 ページ）。

緑化件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
緑化計画書	174	176	132	162	146
緑化協定書	31	26	14	21	22

イ　雨水貯留槽

ゼロカーボン推進課

節水効果や災害時等の非常用水、ヒートアイランド対策として活用できる雨水貯留槽を新たに設

置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 209 ページ）。

ウ　水の日

ゼロカーボン推進課

「水循環基本法」では、毎年８月１日を「水の日」としており、地方公共団体は水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと定められています。このため、本市では、ヒートアイランド対策や冷房機器の使用減少による温室効果ガス削減を図るとともに、市民一人一人が環境に対して関心を持ち、理解を深めることができるような機会を提供するため、水の日・水の週間に合わせて８月上旬にパネル展や江の島シーキャンドルのブルーライトアップを実施しています。

【ブルーライトアップの様子】

エ　街路樹

道路整備課：２段落目　道路維持課：２段落目以外

街路樹は都市の中の身近な緑であり、気象を緩和し、夏には日照りを遮るなど緑陰効果が期待されています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理を行うことで、ヒートアイランド対策を推進します。

（８）分野横断的な取組

①　情報収集等

ゼロカーボン推進課

「気候変動適応計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めることが求められています。

そのため、本市では、まずは気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置の是非を検討するため、県の気候変動適応センターと情報共有を図るとともに、各種気候変動適応策に関する情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。

令和６年度は、「湘南エコウェーブ」事業の一環として、気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・向笠さんと学ぶ地球温暖化」を開催しました（詳細は 192 ページ）。

第３部　「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

第３部　「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

１　推進体制

総務担当

市民・事業者・行政の協働と連携により、各主体が一体となって計画の推進を図ります。

【推進体制図】

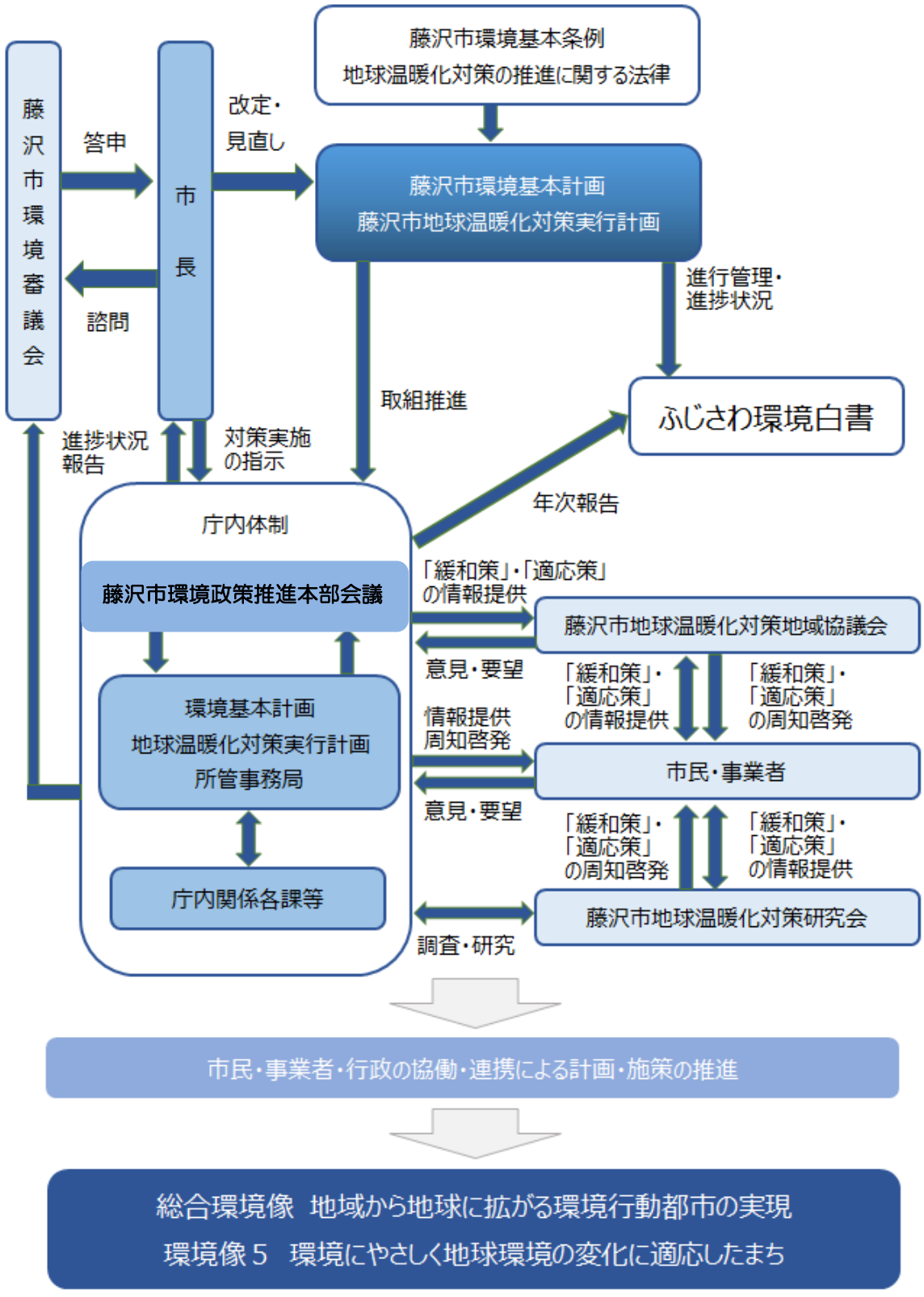

（１）藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者等で構成される「藤沢市環境審議会」において、「藤沢市環境基本計画」「藤沢市地球温暖化対策実行計画」及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

第 14 期　藤沢市環境審議会

開　催	開催日	内　　容
第 5 回	R6.8.27	・報告：藤沢市内の温室効果ガス排出の最新状況 2021 年度（令和 3 年度）速報値について/藤沢市環境保全職員率先実行計画の令和 5 年度年次報告について/重点対策加速化事業に係る交付金の選定について ・情報提供：藤沢市のごみ排出量の状況について ・議題：藤沢市地球温暖化対策実行計画の進行管理について
第 6 回	R6.10.15	・報告：藤沢市地球温暖化対策実行計画の進行管理について ・議題：「ふじさわ環境白書 2024」（藤沢市環境基本計画 藤沢市地球温暖化対策実行計画 令和 5 年度年次報告）（案）について ・その他：第 27 回ふじさわ環境フェアについて/ふじさわ省エネチャレンジ 2024 について/ハロウィンコスプレゴミ拾いについて

第 14 期　藤沢市環境審議会委員名簿　　（敬称略：50 音順）

◇任期：R4.11.1～R6.10.31　 2 年任期（R4.11.17 委嘱式）
◇構成：20 人（学識経験者 8・事業者等 4・市民 8）
◇運営：6 人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。

氏　名	選出区分	備　　考
1.　池尻　あき子	学識経験者	（株）プレック研究所
2.　井原　綾子	学識経験者	弁護士
3.　大石　憲子	事業者等	藤沢商工会議所
4.　金田　たまみ	市民	公募
5.　神戸　佳央里	市民	公募
6.　後藤　由紀子	市民	藤沢市生活環境連絡協議会
7.　崎山　直夫	学識経験者	新江ノ島水族館
8.　笹子　良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
9.　佐竹　憲	事業者等	湘南地域連合
10.　杉下　由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会【副会長】
11.　高橋　陽子	市民	公募
12.　塚原　沙智子（～R6.7）	学識経験者	慶應義塾大学准教授
和田　直樹（R6.7～）	学識経験者	慶應義塾大学准教授
13.　長坂　貞郎	学識経験者	日本大学教授
14.　中村　孝江	市民	公募
15.　橋詰　博樹	学識経験者	多摩大学特任教授【会長】

16. 林　武人（～R5.5）	事業者等	さがみ農業協同組合
加藤　一（R5.8～）	事業者等	さがみ農業協同組合
17. 眞岩　宏司	学識経験者	湘南工科大学教授
18. 益永　由紀	市民	公募
19. 最上　重夫	事業者等	（一社）藤沢市商店会連合会
20. 矢澤　清美	市民	公募

第 15 期　藤沢市環境審議会

開　催	開催日	内　　容
第 1 回	R6.11.26	・委嘱式 ・委員紹介 ・会長・副会長の選出 ・情報提供：藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて/資源物の全品目戸別収集化について/鳥獣保護管理対策について/ふじさわ環境白書 2024（二次案）について
第 2 回	R7.1.14	・藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて（諮問） ・議題：藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて ・報告：みどり保全の取組について
第 3 回	R7.5.20	・議題：藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて

第 15 期　藤沢市環境審議会委員名簿　　（敬称略：50 音順）

◇任期：R6.11.1～R8.10.31　2 年任期（R6.11.26 委嘱式）
◇構成：20 人（学識経験者 9・事業者等 4・市民 7）
◇運営：5 人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。

氏　名	選出区分	備　　考
1. 井原　綾子	学識経験者	弁護士
2. 大石　憲子	事業者等	藤沢商工会議所
3. 加藤　一	事業者等	さがみ農業協同組合
4. 金田　たまみ	市民	公募
5. 崎山　直夫	学識経験者	新江ノ島水族館
6. 笹子　良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
7. 杉下　由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会【副会長】
8. 高橋　一彰	学識経験者	政策研究大学院大学教授
9. 田中　昭司	事業者等	（一社）藤沢市商店会連合会
10. 長坂　貞郎	学識経験者	日本大学教授
11. 橋詰　博樹	学識経験者	元・多摩大学教授【会長】
12. 眞岩　宏司	学識経験者	湘南工科大学教授
13. 益永　由紀	市民	公募

14. 松浦　治美	学識経験者	元・(公財) かながわ海岸美化財団
15. 村野　忠邦	市民	藤沢市生活環境連絡協議会
16. 矢澤　清美	市民	公募
17. 矢出　乃大	市民	公募
18. 吉田　章子	市民	公募
19. 吉田　祥平（～R7.1）	事業者等	湘南地域連合
宮城　宏之（R7.2～）	事業者等	湘南地域連合
20. 和田　直樹	学識経験者	慶應義塾大学准教授

（２）「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

ゼロカーボン推進担当

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（「温対法」）に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の「緩和策」及び「適応策」の推進を図っています。

設立年月日　　平成 17 年 2 月 2 日（環境省登録団体）
代　表　者　　会長　内藤　貞人
事　務　局　　環境部　環境総務課
会　員　数　　個人：17 人　　団体：1 団体（令和 7 年 3 月末時点）

（３）「藤沢市地球温暖化対策研究会」

ゼロカーボン推進担当

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方等を共有しつつ脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めています。

令和６年度実績

開　催	開催日	内　　容
第 1 回	R6.5.20	・自己紹介 ・会長・副会長の選出 （報告） ・藤沢市内の温室効果ガス排出の最新状況について ・重点対策加速化事業の申請について ・藤沢市の事業者向け補助制度について （議題） ・令和 6 年度の取組について （情報提供等） ・事業者向け「補助金活用セミナー」の紹介（7／1 開催）

第２回	R7.1.24	（講話） ・企業における脱炭素経営について 和光大学経済経営学部経営学科　清水雅貴教授 （報告） ・重点対策加速化事業の申請状況等について ・藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて

（４）藤沢市環境政策推進本部会議

これまで、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に掲げた政策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めてきました。しかし、環境問題を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、今後、庁内全体に関わる環境施策の増加が見込まれるほか、市民や事業者に対して本市の積極的な推進姿勢を明らかにすることが望まれることから、令和５年度に「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、市長を本部長とする会議体に変更しました。

・本部長　　市長
・副本部長　副市長、教育長
・本部員　　環境部長、総務部長、企画政策部長、財務部長、防災安全部長、市民自治部長、生涯学習部長、福祉部長、健康医療部長、保健所長、子ども青少年部長、経済部長、計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長、下水道部長、市民病院事務局長、消防局長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

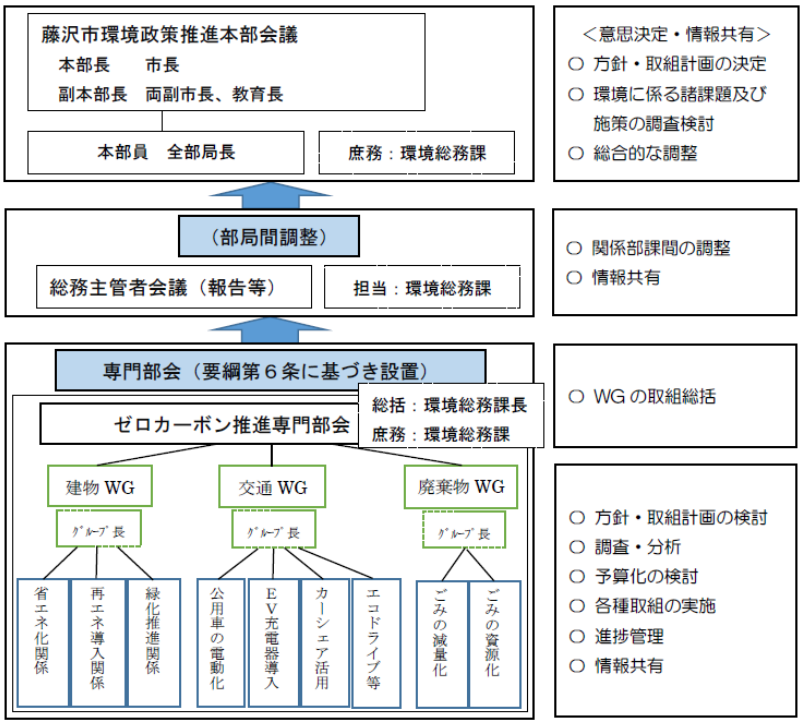

【藤沢市環境政策推進本部会議　体制図】

（５）市民・事業者

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していけるよう努めています。

（６）国・県・近隣自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、広域的な視点に立って効果的な施策を展開しています（詳細は229-230 ページ）。

２　国や他自治体等との連携

＝＝＝環境政策全般＝＝＝

（１）かながわ脱炭素推進会議

ゼロカーボン推進課

「2050 年脱炭素社会」の実現に向けて、様々な主体との連携・共創の取組を促進することで、地域からの脱炭素の推進を目指すことを目的に設置されています。

同会議は令和 5 年に「かながわ地球環境保全推進会議（平成 5 年設立)」から改組し、地域脱炭素の実現に係る課題や具体策等についての検討及び事業の実施のほか、県民や関係企業団体等への情報提供などを行っています。

＝＝＝個別政策＝＝＝

廃棄物・美化担当

（１）（公社）全国都市清掃会議（全都清）、神奈川県都市清掃行政協議会（神都清）

自治体の行う清掃事業を円滑に推進するため、調査研究、情報の収集・提供、研修、情報交換等を実施する機関として、「全都清」及び「神都清」が設置されています。

（２）雨水ネットワーク

ゼロカーボン推進課

雨水利用を推進し、持続可能な社会が構築されることを目指して、行政間の情報・施策の共有及び交流、市民・企業との連携を図る組織として設立されました。本市は、平成 8 年の雨水利用自治体担当者連絡会発足当初から加盟し、各自治体の施策や取組を参考にしています。

雨水利用自治体担当者連絡会は平成 27 年 8 月に雨水ネットワーク行政部会へと移行し、現在 34 自治体が加盟しています。

（３）（公財）日本自然保護協会

みどり保全課

自然保護に関する全国自治体、民間団体、研究機関等の情報の交換、連携、資料の収集・提供等を行っています。

（４）全日本花いっぱい連盟

みどり保全課

花と緑を愛し育て、美しい環境づくりと人間性豊かな社会づくりをめざして、花いっぱいの啓発と情報交換、情報の収集・提供等を行っています。

（５）（公財）かながわトラストみどり財団

みどり保全課

かながわのナショナル・トラスト運動及び緑化運動の実施により、自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図ることを目的として普及啓発及び募金の推進、緑地の保全、森林の整備、地域の緑化推進などの事業を行っています。

（６）神奈川県森林協会

みどり保全課

森林保全等の事業を推進することで、森林の有する水源涵養（かんよう）等の公益的機能の向上等に寄与することを目的に、研修会の開催や普及啓発等を行っています。

（７）神奈川県県市環境保全事務連絡協議会

環境保全課

県及び県内各市（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市）をもって組織し、公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換等を行い、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、事例研究や研修会等の事業を行っています。

（８）湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

廃棄物・美化担当

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議は「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について調査検討を行うために平成10年度に設置されたもので、神奈川県・湘南地域県政総合センター・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で組織されています。

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、計画に基づき循環型社会形成を推進するための施策の実施、施設の集約等を図っています。

令和6年度は、し尿処理に関する事務について、令和4年度に策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づき、藤沢市への集約化を図るため、地方自治法上の事務委託における規約及び協定書を締結しました。

（９）8市連携市長会議

廃棄物・美化担当

8市連携市長会議は、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」、「持続可能な成長・発展」等を目指して、平成23年に設立されたもので、横浜市（座長）、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市の市長で構成されています。

鎌倉市の提案に基づき、令和3年5月に8市の環境担当部門が出席する検討会「海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会」を設置し、深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの発生抑制のための取組について、先進事例の共有や、アクションも含めた活動の検討を進めています。

川崎市の提案に基づき、令和6年10月に8市の環境担当部門、防災担当部門が出席する「防災・減災部会」を設置し、自然災害発生時に迅速な支援対応ができるよう、8市間での相互支援について検討を進めています。

（１０）湘南エコウェーブ

ゼロカーボン推進課

湘南エコウェーブは、湘南広域都市行政協議会の活動として、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が連携して地球温暖化防止への取組を進めるため、平成20年に開始した事業です。

主な事業として、親子環境バスツアー、みどりの保全セミナー、啓発活動（街頭キャンペーン）、気候変動適応策に関する講演会、インクカートリッジ里帰りプロジェクトを行っています。

（１１）地域脱炭素プラットフォーム

ゼロカーボン推進課

地域脱炭素プラットフォームは、地域脱炭素に向けた自治体が抱える課題の解消を図り、県全体での取組を一層進めるため、コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行主催により、県内地方公共団体を対象として令和4年5月に設立されました。

広域での連携を促す観点から、テーマ別に分科会を設け、案件組成を推進しています。プラット

フォームには、神奈川県を含めた 31 の自治体が参加しています。

総務担当

＝＝＝環境保全活動団体及び企業の取組状況＝＝＝

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を推進していく必要があります。

本市で掌握している環境団体と、ISO 14001 の認証を取得している事業者等に呼びかけを行い、その中で原稿を提出された団体・事業者について紹介します。

（各団体から提出された原稿をそのまま掲載したものです。）

掲載団体等（50 音順）

【環境団体】

1	湘南生活クラブ生協　湘南ふじさわコモンズ	232 ページ
2	新日本婦人の会藤沢支部	233 ページ
3	藤沢環境運動市民連絡会議（藤沢エコネット）	234 ページ
4	藤沢グリーンスタッフの会	235 ページ
5	藤沢市せっけん推進協議会	236 ページ
6	藤沢市放射能測定器運営協議会	237 ページ
7	藤沢メダカの学校をつくる会と PTA	238 ページ

【事業者】

1	いすゞ自動車株式会社　藤沢工場	239 ページ
2	新江ノ島水族館	240 ページ
3	東京ガス株式会社　神奈川西支店	241 ページ
4	日欧事務機株式会社	242 ページ
5	藤沢市資源循環協同組合	243 ページ

※　次の団体は、本文の中で紹介しています。

- ○　藤沢市生活環境連絡協議会
- ○　藤沢市みどりいっぱい市民の会
- ○　藤沢市企業等環境緑化推進協議会

3　資料編

＜本市の概要＞

1. 地勢

文書統計課

本市は、神奈川県の中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。また、本市南部は黒潮おどる太平洋（相模湾）に面し、「東洋のマイアミビーチ」と呼ばれる一大観光地です。南東の鎌倉市に接する地域は丘陵地帯で、そのほかにも若干の起伏はありますが、市域はおおむね平坦です。地質を大別すると、北部は赤黒土、南部は砂土です。

気候は、相模湾に面していることから暖流の影響を受けて、比較的夏涼しく、冬暖かい快適な環境にあります。

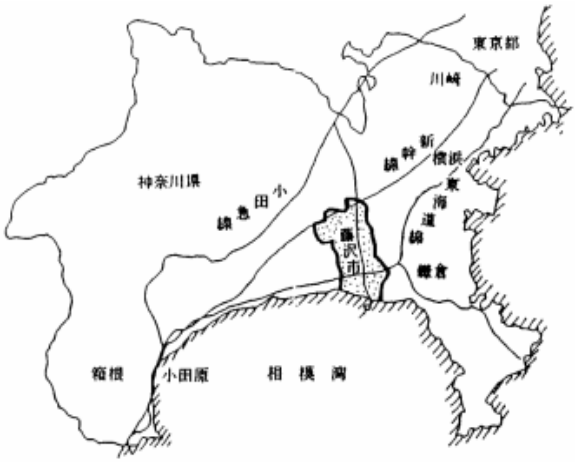

面積及び広ぼう

面積	69.56 km²
周囲	39.72 km
海岸線延長	5.239 km
東西距離	6.55 km
南北距離	12.00 km

人口と世帯数　（令和７年４月１日現在）

人口	世帯数	人口密度
443,488 人	204,786 世帯	6,376 人／km²

行政総務課

職員定数　（令和７年４月１日現在）

区分		定数
市長部局の職員	一般職員	2,132 人
	市民病院職員	948 人
議会局職員		15 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		248 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人
監査委員事務局職員		9 人
農業委員会事務局職員		6 人
消防職員		455 人
合計		3,822 人

※　条例の定数上限を表しています。

令和6年度　藤沢市行政組織図

22部　3室　113課

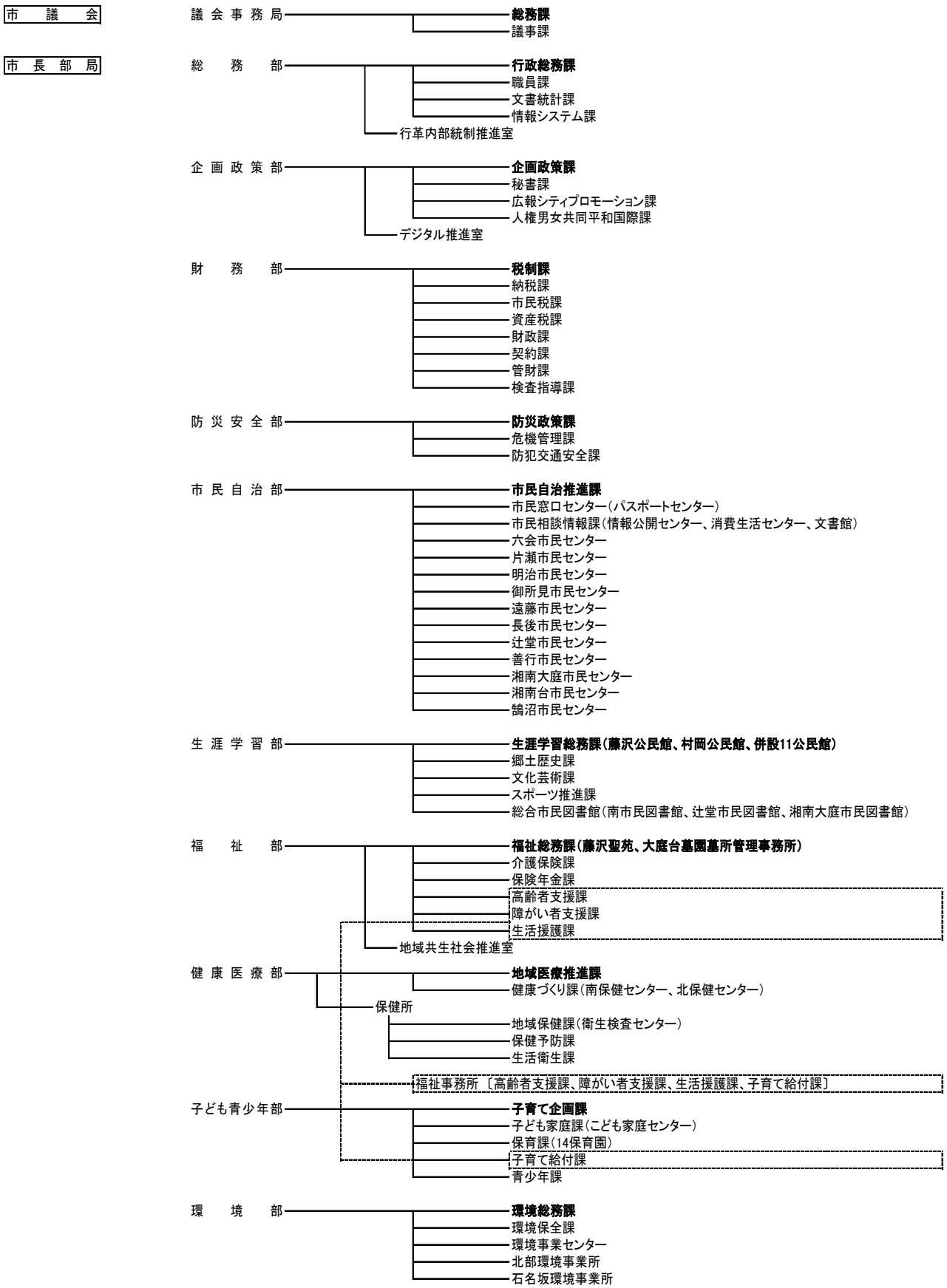

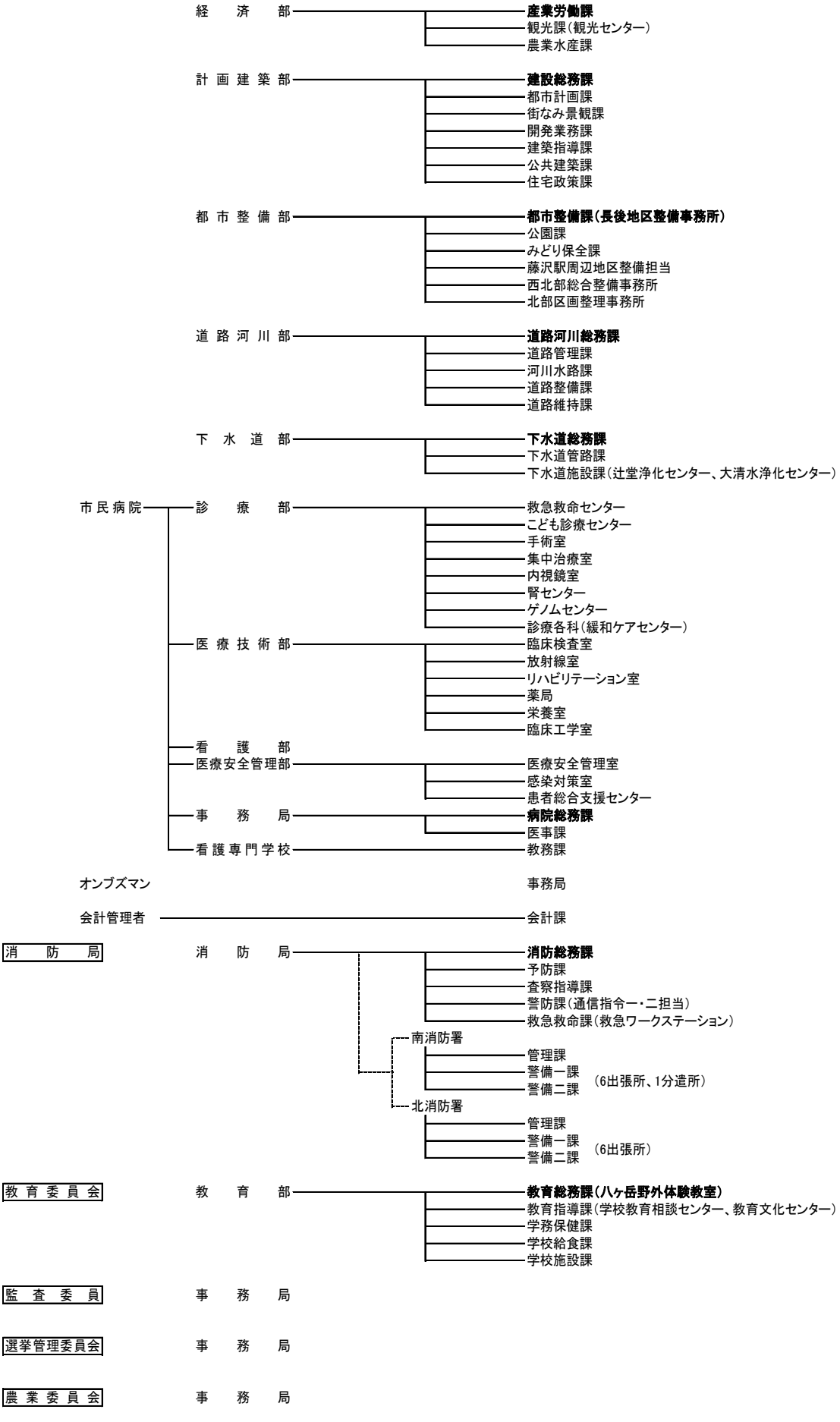

公平委員会
固定資産評価審査委員会

広報ふじさわ等にみる年間の環境情報

文章：広報シティプロモーション課

環境に関する各種情報を提供し、活動の支援を図るため、広報ふじさわやジェイコム湘南・神奈川、レディオ湘南等の本市広報番組を通じて、環境情報をお知らせするとともに、各種刊行物を発行しています。

ア　広報ふじさわ

表：総務担当

毎月 2 回（10 日・25 日）発行

1 号当たり平均発行部数＝163,300 部（令和 6 年度）

令和６年度　（環境関連）特集記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	2	光化学スモッグや PM2.5 にご注意ください
		3	防災ラジオを有償で頒布しています
		3	藤沢市水田保全事業の申請を受け付けます
		4	郷土誌「わが住む里」第 74 号原稿募集
		7	特集　市民の皆様と共に、未来への道筋をつける　郷土愛あふれる藤沢をめざして
	25 日号	3	地産地消講座～藤沢産の枝豆と旬の野菜を収穫しよう♪
		4	藤沢市民憩いの場 八ヶ岳野外体験教室
		5	ふじさわ環境フェアの出展団体・企画運営委員募集
5 月	10 日号	9	第 48 回ゴミゼロクリーンキャンペーン　ビーチクリーンアップかながわ 2024
		3	第 27 回ふじさわ環境フェアのイベントテーマを募集します
		5	藤沢市みどりいっぱい市民の会　季節の草花を親子で植えよう in 藤沢駅北口
	25 日号	4	建物緑化の助成制度と緑のカーテン種子配布
		5	6 月は食育月間　毎月 19 日は食育の日です
		7	おもちゃの病院
6 月	10 日号	3	蚊が媒介する感染症に気を付けましょう
		4	第 49 回藤沢市民まつりステージ出演者募集
		4	スズメバチの巣を撤去しています
	25 日号	1	2024 江の島マイアミビーチショー
		2	地引網漁業体験学習 イベントに参加しませんか
		5	第 48 回藤沢市民まつり出演者・出店者募集
		5	海山交歓会～松本市親子と夏の藤沢を大満喫！
		6	特集　熱中症対策を万全に 夏を元気に過ごしましょう！
		9	海洋科学教室 夏休み！海を学ぼう！
7 月	10 日号	2	湘南エコウェーブ～親子環境バスツアー
		4	「電気を生みだす不思議なお絵描き」の科学講座
		7	特集　おいしい藤沢産が食べられる　藤沢産利用推進店
	25 日号	1	ふじさわのくだもの
		4	漁業体験イベント「藤沢の漁業を体験しよう！」

		5	第 9 回リサイクルプラザ藤沢フェア　ECO2 夏祭り
		6	特集　8 月 1 日は水の日
8 月	10 日号	2	ゼロカーボン補助メニューを拡大します
	25 日号	4	9 月 10 日は下水道の日です
		5	地産地消講座～収穫体験第 4 弾
9 月	10 日号	1	第 49 回藤沢市民まつり
		5	子ども服の回収ボックスを設置します
		12	2024 年度地産地消講座　藤沢産のサツマイモとコスモスを収穫しよう
	25 日号	3	湘南エコウェーブ　発見！里山里川探検隊
		4	10 月は食品ロス削減月間です
		12	地産地消推進強化期間　藤沢産を楽しもう！
10 月	10 日号	3	松くい虫対策を行っています
		6	冬こそ！「デコ活」を心がけましょう
		12	ふじさわ下水道フェア 2024
		12	第 55 回藤沢市総合かがく展
11 月	10 日号	1	湘南の宝石 2024-2025　江の島を彩る光と色の祭典
		2	第 16 回地球温暖化対策に関する講演と大学生との意見交換会
		2	日本大学市民講座「あなたの知らない　いきものと環境」
		5	野焼きの煙やにおいの苦情が増えています
	25 日号	3	アライグマなどによる生活被害はありませんか
		4	湘南エコウェーブ～気象予報士向笠さんと学ぶ地球温暖化
		5	12 月の第 3 週はゼロカーボン推進週間です
		8	楽しく学ぼう！「リサイクルプラザ藤沢」
		12	「下水道の日」作品コンクール優秀作品を紹介します
12 月	10 日号	3	SDGs の本質～企業が取り組む意義を改めて考える
	25 日号	4	虫たちの住みか、落ち葉溜めを親子でつくろう！
		4	ふじさわ深キュン講座第 3 弾「観てみよう！冬の鳥たち」
1 月	25 日号	5	湘南花の展覧会
3 月	10 日号	9	可燃ごみなどの持ち込み先が変わります
	25 日号	3	地産地消講座　収穫体験第 1 弾
		4	藤沢市水田保全事業の申請を受け付けます
		5	地球温暖化対策設備費用を補助します
		8	建築物への太陽光発電設備の設置を促進する制度スタート
		9	地産地消講座　収穫体験第 1 弾　藤沢産の有機栽培されたジャガイモと旬の野菜を収穫しよう♪

令和６年度　（環境関連）お知らせ記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	4	SDGs つじせいもったいないネット
		4	つじせい SDGs チャレンジャー
		5	緑化講習会

		5	春のみどりと花のまつり～生きもののつながりを体験しよう
		5	みどりの展示会
		5	初夏の野鳥観察会
		14	藤沢市指定収集袋に掲載する広告（募集）
	25 日号	4	谷戸の生きもの観察会
		5	生垣用苗木の無償交付制度
		5	緑化講習会
		7	むつ愛プロジェクト～伝統しめ飾りを守れ！古代米で稲作体験
5 月	10 日号	2	緑化講習会
		2	みどりの展示会
		2	初夏の野鳥観察会
		7	おもちゃの病院
	25 日号	2	緑化講習会
		2	みどりの展示会
		3	藤沢メダカとあそぼう
		7	おもちゃの病院
		10	自然体験活動～わくわく大自然ボランティアスタッフ（募集）
		10	海とあそぼう参加者（募集）
6 月	10 日号	2	おもちゃの病院
		7	SDGs つじせいもったいないネット
		7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		10	緑と花のまちづくりコンクール作品（募集）
		10	カーボンニュートラル補助金活用セミナー（募集）
		11	プラザ de カフェ～身近な SDGs～「コーヒーのほろ苦い話」
	25 日号	3	おもちゃの病院
		7	夏休み特別ワークショップ「セミの羽化を見に行こう！」
		7	夏の夜の自然観察
		7	地球温暖化のお話と電気自動車の実験
		7	緑化講習会
		7	夏（7 月）のチョウの観察会
		7	身近な生きものを知ろう（生きもの観察入門）
		10	みどりの展示会
		10	夜の生きもの観察会
7 月	10 日号	3	夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう
		4	SDGs プロジェクト～ブルーカーボンと海藻万華鏡作り
		5	緑化講習会
		5	みどりの展示会
		5	藤沢で増えている植物、減っている植物写真展
		5	すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します
		10	宮原ブルーベリー摘み取り農園が開園します

	25 日号	2	おもちゃの病院
		5	石けんをつくろう！
		5	緑化講習会
		5	夏の自然、植物観察会
		5	SDGs プロジェクト
		9	プラザ de カフェ～身近な SDGs バナナを知ろう！「ドラゴンバナナすごろく」
		10	自然体験活動事業～わくわく大自然
8 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		4	つじせいもったいないネット
		4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		4	生物多様性への取り組みパネル展
	25 日号	3	歩こう！遠藤～自然探勝・小出川彼岸花コース
		7	植物オイルから作る石けん作り
		7	秋（9 月）のチョウの観察会
		7	秋の野鳥観察会
		7	昆虫観察会（バッタ、鳴く虫）
		9	緑と花のまちづくり標語コンクール作品（募集）
9 月	10 日号	2	おもちゃの病院
		5	ふじさわ畜産ふれあいまつり
		5	小出川彼岸花を見に来ませんか
		7	緑化講習会
		7	生垣用苗木の無償交付制度
		7	秋（10 月）のチョウ観察会
		7	みどりの展示会
		7	秋の野鳥観察会
		10	藤沢市地球温暖化対策地域協議会会員（募集）
		10	藤沢市環境審議会委員（募集）
	25 日号	2	おもちゃの病院
		5	秋の自然、植物観察会
		5	みどりの展示会
		5	土壌動物観察会
		9	ぶらりごみ拾い in 六会 2024
		9	藤沢市生活環境連絡協議会 市民大会～地域から地球に拡がる環境行動都市をめざして
10 月	10 日号	7	緑化講習会
		7	つじせいもったいないネット
		10	藤沢市放射能測定器運営協議会学習会「原子力発電所の老朽化による問題」
		10	江の島の海を守ろうフェスタ
		10	リユース品回収イベント

	25 日号	7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		9	フードロスや CO2 ゼロを目指すイベント「カーニバル湘南 2024」
		9	海洋環境問題ドキュメンタリー映画「マイクロプラスチックストーリー」の上映会
11 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		12	緑化講習会
		12	みどりの展示会
		12	冬の野鳥観察会
		14	地産地消講座「花育教室」
		15	第 30 回藤沢市 1 日清掃デー
	25 日号	2	おもちゃの病院
		3	冬に楽しむバードウォッチング
		10	藤沢産オーガニックマルシェ
		10	プラザ de カフェ～身近な SDGs「ハーブを楽しむ」
		10	藤沢市廃棄物減量等推進審議会の市民委員（募集）
12 月	10 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		4	つじせいもったいないネット
		7	歩こう遠藤！～自然探勝・北部コース
		11	指定取集袋に新しいデザインが掲載されます
	25 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		3	緑化講習会
		3	みどりの展示会
		3	生物多様性への取り組みパネル展
		3	冬の自然・植物観察会
		3	越冬中の生きもの観察会～こも巻き、堆肥場、シイタケのホダギ
		3	冬の野鳥観察会
		5	境川遊水地周辺バードウォッチング
		9	地産地消講座～収穫体験第 6 弾
1 月	25 日号	3	緑化講習会
		7	ゴミ拾い体験ゲーム
		10	「藤沢市ごみ検索システム」、「藤沢市ごみ分別アプリ」に掲載する広告（募集）
2 月	10 日号	2	おもちゃの病院
		3	SDGs ボードゲームで学ぼう！
		7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		7	つじせいもったいないネット
		7	海のためにできること
		10	プラザ de カフェ～身近な SDGs「絵本でつなぐインドネシアと藤沢」
		10	出張プラザ de カフェ～身近な SDGs「コーヒーのほろ苦い話」
		11	里山保全ボランティア養成講座

	25 日号	2	おもちゃの病院
		5	谷戸の生きもの観察会
		5	緑化講習会
		5	みどりの展示会
		5	春の植物観察会
		6	充電式電池・リチウム電池の取り扱いに注意しましょう
3 月	10 日号	3	みどりの展示会
		3	緑化講習会
		7	おもちゃの病院
	25 日号	7	おもちゃの病院
		9	緑化講習会
		9	みどりの展示会
		9	4 月のチョウの観察会
		10	保存樹木などを指定しています

イ　藤沢エフエム放送（83.1 MHｚ）レディオ湘南

◇ハミングふじさわ（30 分）

放送時間＝月～金曜日の午前 10 時／午後 7 時（再放送）

令和６年度　（環境関連）放送内容

放送月	内　容	コーナー名
4 月	防災ラジオを有償で頒布しています	FM 広報ふじさわ
4 月	「光化学スモッグ」について	いきいき健康
4 月	地球温暖化対策設備費用を補助します	FM 広報ふじさわ
5 月	藤沢市八ヶ岳野外体験教室からのお知らせ	FM 広報ふじさわ
6 月	「藤沢市建物緑化の助成制度、緑のカーテン種子配布」について	FM 広報ふじさわ
6 月	「第 25 回遠藤あじさいまつり」について	街の話題
7 月	『熱中症予防』について	いきいき健康
7 月	海山交歓会～松本市親子と夏の藤沢を大満喫！～	FM 広報ふじさわ
8 月	「8 月 1 日～7 日は水の週間です」	FM 広報ふじさわ
8 月	宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内	街の話題
8 月	「江の島灯籠 2024」について	街の話題
9 月	「17 回小出川彼岸花まつり」について	街の話題
9 月	第 49 回藤沢市民まつり	FM 広報ふじさわ
12 月	『ふじさわ市学校きゅうしょくフェア』について	街の話題
12 月	年末年始のごみ収集日程	FM 広報ふじさわ
1 月	第 28 回新春藤沢・江の島歴史散歩 藤沢七福神めぐり	街の話題
1 月	辻堂青少年会館「もったいないネット」	サークル紹介

◇ハミングインフォメーション（5 分）

【1 日 3 回、本市からのお知らせや催し物などを紹介】

放送時間＝月～金曜日　午前 8 時／午後 3 時／午後 6 時(＊)

土・日曜日　午前 9 時 54 分／午後 3 時／午後 4 時 54 分

(＊)外国語でのインフォメーション

毎週月曜日　午後 6 時　中国語放送

毎週火曜日　〃　韓国語放送

毎週水曜日　〃　ポルトガル語放送

毎週木曜日　〃　英語放送

毎週金曜日　〃　スペイン語放送

令和 6 年度　（環境関連）放送内容

放送月	主な放送内容
4 月	光化学スモッグにご注意ください／防災ラジオを有償で頒布しています／八ヶ岳野外体験教室／令和 6 年度援農ボランティア養成講座受講生募集／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
5 月	八ヶ岳野外体験教室／第 48 回ゴミゼロクリーンキャンペーン／光化学スモッグにご注意ください／防災ラジオを有償で頒布しています／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
6 月	光化学スモッグにご注意ください／防災ラジオを有償で頒布しています／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください／八ヶ岳野外体験教室／第 49 回藤沢市民まつりステージ出演者募集／第 49 回藤沢市民まつり出店者募集
7 月	／第 49 回藤沢市民まつり出店者募集／すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します 2024／夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう 2024／光化学スモッグにご注意ください／防災ラジオを有償で頒布しています／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
8 月	夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう 2024／光化学スモッグにご注意ください／防災ラジオを有償で頒布しています／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください
9 月	第 49 回藤沢市民まつり／防災ラジオを有償で頒布しています／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください／光化学スモッグにご注意ください／放送通信コース「ふじさわの有機農業について学ぼう！」
10 月	ふじさわ下水道フェア 2024／放送通信コース「ふじさわの有機農業について学ぼう！」／防災ラジオを有償で頒布しています／
11 月	防災ラジオを有償で頒布しています／放送通信コース「ふじさわの有機農業について学ぼう！」
12 月	防災ラジオを有償で頒布しています
1 月	第 28 回藤沢七福神めぐり／防災ラジオを有償で頒布しています
2 月	防災ラジオを有償で頒布しています

ウ　ケーブルテレビ　ジェイコム湘南・神奈川（デジタル 11 ch）

◇本市広報番組「ふじさわ情報ナビ」

放送時間=毎日 3 回　正午／午後 8 時／午後 10 時

令和 6 年度　（環境関連）放送内容

コーナー名	放送月	放送タイトル
カラフルフジサワ	7 月	鵠沼海浜公園がリニューアルオープン！～Park-PFI を活用した市内初の公園整備

10 分コーナー	12 月	江の島の海を守ろう～ブルーカーボン江の島の取り組み
	1 月	藤沢市×防災士～市民一人ひとりができること～
ふじさわトピックス 5 分コーナー	4 月	第 41 回湘南江の島春まつり
	4 月	第 3 回「駅前防災キャンプふじさわ」
	6 月	春のみどりと花のまつり
	6 月	ふじさわ産業フェスタ 2024
	7 月	鵠沼海浜公園リニューアルオープン
	9 月	第 9 回リサイクルプラザ藤沢フェア ECO2 夏祭り
	10 月	第 49 回藤沢市民まつり
	7 月	第 16 回親水公園まつり
	11 月	ふじさわ畜産ふれあいまつり
	12 月	第 27 回ふじさわ環境フェア/消防・救急フェア 2024
	12 月	第 24 回藤沢市民まつり湘南台ファンタジア
	1 月	湘南の宝石 2024-2025
	2 月	虫たちの住みか、落ち葉溜めを親子でつくろう！
ふじさわごはん 5 分コーナー	4 月	無水トマト肉じゃが（藤沢産食材：トマト）
	5 月	フレッシュトマトたっぷりオムライス（藤沢産食材：トマト）
	5 月	まるごとトマトのチーズ豚肉巻き（藤沢産食材：トマト）
	6 月	肉巻ききゅうり（藤沢産食材：キュウリ）
	7 月	暑さ吹き飛ぶ！梅きゅう素麺（藤沢産食材：キュウリ）
	7 月	シャキシャキもちもち！キュウリと肉みその生春巻き揚げ（藤沢産食材：キュウリ）
	7 月	ピリ辛がクセになる！ふんだんキュウリのトルティーヤ風（藤沢産食材：キュウリ）
	8 月	とうもろこしとしらすの彩りチヂミ（藤沢産食材：トウモロコシ）
	9 月	簡単！とうもろこしたっぷりキッシュ風オムレツ（藤沢産食材：トウモロコシ）
	9 月	コーンの甘さ引き立つ！むぎゅっとチーズベーグル（藤沢産食材：トウモロコシ）
	10 月	里芋のジャーマンポテト風（藤沢産食材：里芋）
	11 月	揚げ出し里芋（藤沢産食材：里芋）
	11 月	白いスイート里芋パイ（藤沢産食材：里芋）
	1 月	サツマイモの味噌クリームシチュー（藤沢産食材：サツマイモ）
	1 月	さつまいもの和風春巻き（藤沢産食材：サツマイモ）
	1 月	とろっとチーズのさつまいもコロッケ（藤沢産食材：サツマイモ）
	2 月	たっぷりほうれん草マフィン（藤沢産食材：ホウレンソウ）
	3 月	ほうれん草のジェノベーゼ風パスタ（藤沢産食材：ホウレンソウ）
	3 月	ほうれん草パンケーキのシャキシャキサンド（藤沢産食材：ホウレンソウ）

藤沢市環境基本計画の施策体系図

総務担当

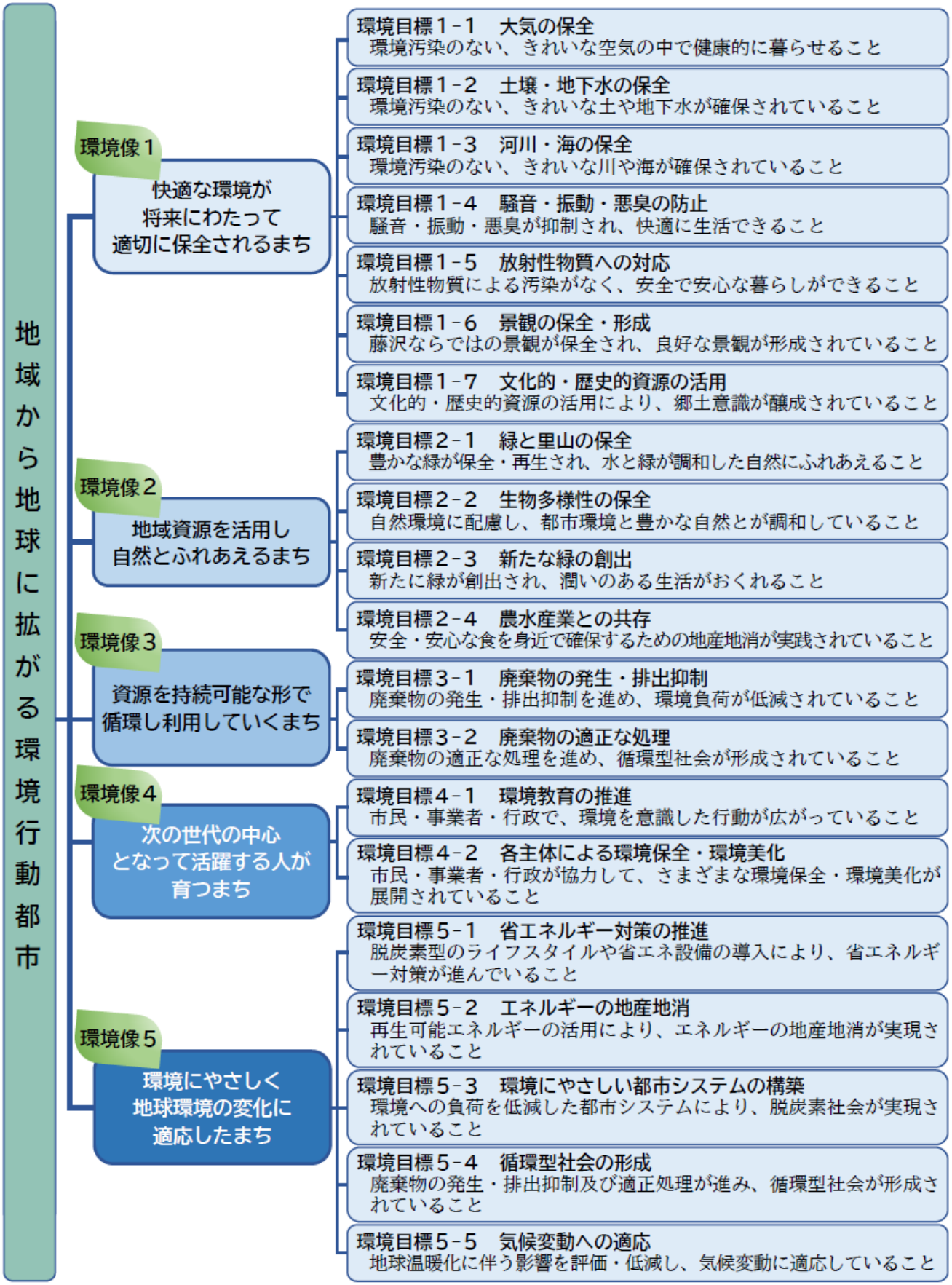

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和6年度）

項目		達成指標
1-1　大気の保全	p. 37	大気汚染に係る環境基準の達成
		ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成
		微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の達成
1-2　土壌・地下水の保全	p. 54	土壌の汚染に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成
		地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成
1-3　河川・海の保全	p. 60	水質汚濁に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成
1-4　騒音・振動・悪臭の防止	p.76	騒音に係る環境基準の達成
		航空機騒音に係る環境基準の達成
1-5　放射性物質への対応	p. 83	放射線量の基準値の達成
1-6　景観の保全・形成	p. 88	景観形成基準の達成
1-7　文化・歴史的資源の活用	p. 95	市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実
2-1　緑と里山の保全	p. 100	市域の緑地確保
2-2　生物多様性の保全	p. 110	ビオトープ拠点の保全・再生、創出
2-3　新たな緑の創造	p. 120	市民一人当たりの都市公園の面積
2-4　農水産との共存	p. 131	有機農業の取組面積
3-1　廃棄物の発生・排出抑制	p. 136	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
3-2　廃棄物の適正な処理	p. 143	一般廃棄物の資源化率
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率
		藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数
4-1　環境教育の推進	p. 156	環境関連講座の実施
		環境分野に関する体験学習会等への参加人数
4-2　各主体による 環境保全・環境美化	p. 167	環境美化活動への参加人数

※1　本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基
ます。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

令和6年度		備考
実績値	状況※1	
	一部未達成	一般環境大気測定局全4局で「光化学オキシダント」が未達成。それ以外の項目については、自動車排出ガス測定局全1局を含む全5局で環境基準を達成。
	達成	市役所及び藤沢橋において毎月1回、御所見小学校で年2回（夏期・冬期）調査を実施。全ての地点で環境基準を達成。
	達成（参考）	市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の測定計画において令和4年度から隔年実施となり、次回調査は令和7年度の予定。なお、前回調査の令和5年度については、市内2地点で環境基準を達成。
	達成	一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局において、全ての地点で環境基準を達成。
	一部未達成	「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域について6地点を指定。
	達成	ダイオキシン類管理対象地等における土壌調査において、基準の超過は確認されませんでした。
	一部未達成	継続調査地点3地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが未達成。
	一部未達成	市計画河川11地点のうち「蓼川」「小出川」のBODで未達成。公共用水域水質調査（河川及び海域）計8地点については「川名橋」のBODで未達成。
	達成	公共用水域（河川）水質2地点で実施。全ての地点において、環境基準を達成。
	一部未達成	交通騒音調査（8路線11区間）における評価対象住居9，115戸のうち、399戸（4.4%）で昼夜ともに未達成。
	達成	航空機騒音測定を行っている5局（県設置2局、市設置3局）全ての地点において、環境基準を達成。
	達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成。
	達成	手続き対象79件のうち、景観形成基準に適合する件数は79件（100%）であり達成。
	継続	広く展示公開などの機会を設けるなど、公開活用について継続中。
24.7%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
	継続	既存ﾋﾞｵﾄｰﾌﾟの維持管理及び、稲荷の森の整備を実施。
5.42 ㎡	継続	2030年度の目標は9.0 ㎡、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20 ㎡。
32.3 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」（令和4年3月）における目標は2026年度54.2 ha（最終目標は2050年220 ha）。 2024年度実績は32.3 ha。
577 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
32.9%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.5%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
167,731件	継続	2030年度の目標は163,000件。 2024年度実績は21,702件。
26講座	継続	2030年度の目標は25講座。
4,602人	継続	2030年度の目標は6,000人。 前年度比：+2%（2023年度4,521人）。小学校3,899人、保護者0人、保育園等703人、保護者0人。
100,603人	継続	2030年度の目標は140,000人。 前年度比：+ 23%（2022年度82,119人）。内訳は、「ゴミゼロキャンペーン」が4,160人、「一日清掃デー」が12,548人、「地区内道路等のボランティア清掃」が94,147人、「不法投棄・ポイ捨て防止イベント」が100人、「きれいで住みよい環境づくり条例イベント」が100人。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示してい

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和6年度）

項目		達成指標
5-0※2 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」目標）	p. 175	2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減

5-1※2 省エネルギー対策の推進（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	p. 184	家庭部門における一人当たりの電力使用量
		業務その他部門における延床面積1 ㎡当たりのエネルギー使用量
		「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量（2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量：52,288 t-CO_2）
5-2※2 エネルギーの地産地消（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	p. 194	太陽光発電システム補助件数（累計）
		太陽光発電システム補助による導入容量（累計）
		再生可能エネルギー導入容量（累計）
5-3※2 環境にやさしい都市システムの構築（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	p. 200-201	自転車専用通行帯の整備距離
		市域の緑地確保（再掲）
		市民一人当たりの都市公園の面積（再掲）
		有機農業の取組面積（再掲）
5-4※2 循環型社会の形成（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	p. 206	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（再掲）
		一般廃棄物の資源化率（再掲）
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率（再掲）
5-5※2 気候変動への適応（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	p. 211	熱中症搬送者数
		自主防災組織の数

※1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基
ます。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。
※2 環境像5の各達成指標は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の達成指標も兼ねています。

令和6年度		備考
実績値	状況※1	
-13.7% （速報値）	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2022年度の値を記載。

1,816kWh/人	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2022年度の値を記載。 2030年度の目標は1,340 kWh/人。
1,819 MJ/㎡	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2022年度の値を記載。 2030年度の目標は1,077 MJ/㎡。
集計中 t-CO_2	継続	2030年度の目標は23,216 t-CO_2。
3,115件	継続	2030年度の目標は4,117件。 2024年度実績は住宅用太陽光発電システム補助84件、事業者用太陽光発電システム補助1件。
12,568 kW	継続	2030年度の目標は16,208 kW。 2024年度実績は住宅用太陽光発電システム393 kW、事業者用太陽光発電システム4 kW。
公表前 kW	継続	2030年度の目標は115,254 kW。 2024年度実績は5,133 kW。
4.37 km	継続	「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】(令和5年4月改定)」における最終的な目標は2030年度19.3km。 2024年度実績は0 km。
24.7%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
5.42 ㎡	継続	2030年度の目標は9.0 ㎡、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20 ㎡。
32.3 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」（令和4年3月）における目標は2026年度54.2 ha（最終目標は2050年220 ha）。 2024年度実績は32.3 ha。
577 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
32.9%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.5%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
153人	継続	2030年度の目標は153人から減少。 2023年度実績の188人から35人減少。
469団体	継続	令和12年度の目標は467団体から増加。 令和4年度実績の468団体から1団体増加。 令和5年度実績は1団体解散するも、1団体新規結成したことにより増加。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示してい

藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日
藤沢市条例第 16 号
改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日
藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球的規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至つている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担つている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境

の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という）にのつとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たつては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのつとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第７条　旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのつとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　基本施策

（市の基本施策）

第８条　市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1)　公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2)　野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。

(3)　海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。

(4)　地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。

(5)　地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。

(6)　廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。

(7)　廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。

(8)　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。

(9)　前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第３章 総合的推進のための施策

（環境基本計画）

第９条　市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2　環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

2　市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

（年次報告）

第11条　市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

（規制の措置）

第12条　市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規則の措置を講じなければならない。

（経済的措置）

第13条　市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他環境の保全等に関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。

2　市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課するための措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する教育及び学習）

第14条　市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

（自発的活動の支援）

第15条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（市民等の意見の反映）

第 16 条　市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

（情報の提供及び公開）

第 17 条　市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（調査及び研究の実施）

第 18 条　市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 19 条　市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第 20 条　市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第５章　藤沢市環境審議会

（環境審議会）

第 21 条　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

３　審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

(1)　市民

(2)　事業者

(3)　学識経験者

５　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則　　(抄)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。